

兼松資料叢書（大正編） 7

日豪間通信

大正期シドニー来状 第七卷

神戸大学 経済経営研究所

2012

日豪間通信

大正期シドニ来状

第VII卷

神戸大学経済経営研究所





第一次世界大戦期から、南アフリカはオーストラリアや南米と共に重要な貿易拠点であり、同国から羊毛を輸入し、日本からは陶磁器などの雑貨類を送り出した。兼松は数名の店員を常駐させていたが、本巻の記事にあるように大正13年に代理店であったマーカソンの解任は大きな画期となり、その後は直接に売買に乗り出す態勢が進展した。この写真は昭和14年における南アフリカのダーバン支店の見本室で、背後の壁には日本から輸入した陶磁器やガラス製品が所狭しと並べられている。



## 凡 例

一、本書は『兼松史料』のうち、神戸本店とシドニー支店の重役の間でかわされた書簡（日豪間通信）から、大正年間にシドニー支店の重役が神戸本店重役に宛てた書簡（シドニー来状）の翻刻である。ただし特に重要な内容の場合は、私信や雑多な資料も採集した。第Ⅶ巻には大正一三年七月～十二月の書簡を収録した。

二、「日豪間通信」は日々の取引や商況を記述した業務書簡であり、書簡の記事は原則的に全点記載した。

しかし重役や店員の個人的な事柄も稀に含まれており、個人情報（病気名や家庭事情など）を余りに詳細に記述しているものは、プライバシー保護の観点から翻刻を割愛し、その内容を要約するに留めた。ただし加工した部分は僅少であり、その分量は書簡全体の1%未満にすぎない。記事の選択は本研究所の「兼松史料研究会」の検討を経たうえで決定した。

三、資料原文で「」や（ ）は使用されているので、記事の中略や後略など編集作業で加工した箇所は「」の記号で明示した。

四、資料にはカスレなどで判読できない箇所がある。とりわけ英単語は筆跡が乱雑で判読が困難である事例が多い。判読不可能であった場合は、邦字は□□で、英字のときは……で示した。

五、原文で使用されている漢字は、本書ではおおむね当用漢字に変換した。しかし戦前期の書簡であるために、平かなとカタカナが著しく混在するほか、「記憶（記憶）」「倚頼（依頼）」「成蹟（成績）」「丁子（調子）」

などの当て字も頻出する。また同一の固有名詞にも関わらず、記事によって複数の表記がなされる誤謬もあり、地名では「ブリスバン（ブリスベン）」「アルゼンタイン（アルゼンチン）」といった現在と異なる表現も散見される。通常の資料書では、それらは（ママ）と添書されるものの、本書ではその数は膨大であるので個々に注記せず、文意が著しく誤解されかねない部分にのみ（ママ）と添書した。

六、史料は藤村が翻刻し、田中圭子氏（日本大学経済学部非常勤講師）によって原文と照合確認の校正を受けた。

七、各事項の索引は、最終巻に添付する。

## 解 説

### 1 大正一三年後半期の主な出来事

大正一三（一九二四）年の前半期を扱った前巻に引き続いて、第Ⅶ巻は同年後半期の七月～十二月における『日豪間通信シドニー来状』を収録した。執筆者はシドニーから兼松の日豪両社を統率する北村寅之助取締役と、豪州兼松で会計部長を務める守田治平店員であり、兼松や周囲の出来事を綿密に綴っている。ここではシドニー来状はもちろん、『兼松商店史料』などの諸史料も併せて観察し、本巻に収録した記事を理解する一助にしたい。

この時期の主要な問題は、丹後丸保険金の支払い、南アフリカ貿易の混乱、横浜正金銀行とロンドン廻りの為替率の隔たり、そして後述する上毛モスリン会社の不良債権処理である。これらは大正一三年後半期に突発的に起こったわけではなく、以前から引き続いての懸案事項であり、無事に解決した問題がある一方で、解決の糸口すらつかめない事案もあった。

まず丹後丸の保険金支払いの問題は、前年の関東大震災の際に横浜港に停泊していた丹後丸の積荷が被災し、その保険金の支払いをめぐる兼松と保険会社で係争が発生したという事案である。オーストラリアから帰航した丹後丸は大量の羊毛や牛脂（タロー）を積み帰り、その相当部分が海中に転落、あるいは焼失し



た。牛脂は港内で燻と共に焼失したと認定されたが（横浜港では震災で燃料タンクが爆発し、燃えながら流出した油で小規模な船舶は火焰に包まれる惨状だったという）、羊毛は海中への落下が確認できず、その保険金約四九万円の支払いを保険引受人の広東保険会社は保留した。

広東保険会社は、その保険金の大部分を英国のロイズ社などに再保険していたので、大正一二年末にロイズ社の Sir Joseph Lawrey が英国から予備的調査で訪日し、続いて大正一三年五月には広東保険会社の香港本社から H. W. Moon が来日して交渉を開始した。しかし羊毛の海中落下を裏付ける明確な物的証拠は得られず、もし盗難ならば保険金支払いの対象外になるので交渉は難航し、何の結論を得ることなく同人は香港に引き上げた。かわって大正一三年夏に、香港本社支配人の F. C. Hall がオーストラリアを訪れて豪州兼松と協議にのぞんだ。同氏は長年の顧客である兼松に同情的であり、種々の交渉を経た上で九月に全額の支払いを容れて、保険金の支払い問題は円満に決着した。この問題は日本とオーストラリアの両地で交渉が行われたので、シドニー来状にも経緯が記述されており、特に守田治平が執筆した取六八号信（一四五ページ）が交渉妥結の模様を詳しく報告している。

二点目の南アフリカ貿易の問題は、南アフリカで販売代理店を務めるマーカソンの経営能力に起因した。南アフリカは羊毛の重要な供給源で、また陶磁器を中心に日本製品を売り込む市場であった。同国では古谷駒平がケープタウンに「ミカド」という小売店を開いて日本商品を販売しており、明治末年から兼松は同人に日本商品を輸出していたが、大正初年から古谷は地方の商売に長年の経験を持つマーカソンと提携してインデント取引も手掛けるようになった。兼松は彼らを通じて南アフリカの注文主に直接送荷するシステムを

構築し、Furuya & Marcuson, joint agent in south africa for F. Kanamatsu & Co. Kobe を設立した。商量の伸びは順調で、大正三年の輸出高は一二万円、同四年は三〇万円、同五年には七七万円と躍進しており、同五年の輸出口銭は八万三千元に達するなど、兼松に相当の好収をもたらしている。

しかし大正五年にマーカソンは、古谷駒平との関係が悪化したので独立し、同人の希望通りに兼松の南アフリカの代理店に任命された。しかし結果的には、この人選は誤りであった。マーカソンは自分の縁戚を営業の關係者に任命するのには熱心であった反面で、肝心の商売には期待されたほどの手腕を發揮せず、加えて大戦末期には注文主の信用力を十分に吟味しないまま、マーカソンが取り次いだ注文を鵜呑みにしたので、大戦終結と共に注文のキャンセルが相次ぎ、滞貨が積み上がって兼松の経営に甚大な打撃を与えた。マーカソン自身も破産寸前に陥り、大正一三年八月にマーカソンの借金を棒引きする替わりに同人と絶縁した。藤井松四郎取締役の試算では、大正六年〜同一三年の南ア輸出利益は合計約一九万円、間接経費一四万円を差し引いて純益は五万円が残るものの、マーカソンの債権三〇万円を切り捨てたので結局は二五万円の赤字という惨憺たる成績に終わった。しかし貿易相手国として南アフリカの重要さは変わらず、この後も兼松は南アフリカに店員数名を常駐させて営業活動を維持し、昭和一三（一九三八）年にはダーバンに現地法人会社を設立するに至っている。

三点目の為替レートの問題は、オーストラリアで羊毛や小麦を買付ける際に、横浜正金銀行が提供する為替レートが、ロンドン廻りで外国銀行を利用した時の為替レートよりも不利になっているという事案であった。兼松は正金銀行がメイン・バンクという事情もあり、為替決済の大部分を正金銀行に頼っていたが、ラ

イバル企業の三井物産などは従来から正金銀行を余り利用せず、むしろ積極的に外国銀行を活用していたので、日本毛織などの顧客に兼松は不利な条件を提示せざるを得なかったのである。豪州国内の金融も逼迫しており、豪州の各銀行に為替の確保を交渉したものの、さしたる進展はなく、本巻収録の第九一七号信（一一五ページ）では北村寅之助は苦しき時の神頼み的に要求しても無理だと嘆いている。不利な為替もあつて、豪州羊毛の買付量において日本の羊毛輸入商の中で長らく首位の座にあつた兼松は、大正一三年の日本の羊毛輸入総量一四万三千俵では、兼松四万二千俵、三井物産四万四千俵、日本棉花一万六三〇俵、高島屋飯田一万五千俵、大倉組一万三千俵、三菱商事一万一千俵、岩井商店二千俵と僅差ながらも三井物産の取扱量に及ばず、首位の座を明け渡した。北村寅之助やその後継者と言ふべき広戸茂吉に代表される羊毛バイヤーたちの活躍によって、羊毛の鑑定や買付の能力では高い技術を保ちながらも、為替金融や日豪間の情報伝達の速度では他社の後塵を拝して顧客の注文を失う事態が生じ、昭和期には兼松と三井物産が首位を争う二強態勢になっている。

## 2 上毛モスリン債権回収の難航

大正末年に兼松の首脳陣を悩ませた最大の懸案事項は、上毛モスリン株式会社の債権焦げつきであった。北村寅之助が「嗚呼、エライ事二成ツタモノ哉」（第九一三号信）と天を仰いだ有り様からも、その深刻さがあらわれている。それでは上毛モスリン債権はどのように発生し、いかに解決に向けて努力されたのか。

ここでは、その具体的な過程を見よう。

大正一二年夏の関東大震災で、重要な顧客である関東地方の毛織物メーカーは軒並み深刻な被害を蒙り、栗原紡織・日本フェルト・日本原毛は工場が全滅の憂き目に遭い、東京モスリン・東洋モスリン・東京毛織も各工場が甚大な被害を受けた。兼松は原料羊毛の売掛金などの債権を有していたものの、事情が事情だけにその回収は容易ではなかった。

震災直後に、兼松の東京支店が毛織物メーカーや食品会社に有していた債権額の総額は約九六九万円で、内訳は受取手形四二四万円、貸売三九万円、航海中二八三万円、未積出二二三万円であり、各社ごとの金額は日本製粉株式会社二六一万円を筆頭に、東洋モスリン株式会社二六万円、上毛モスリン株式会社一七六万円、東京モスリン株式会社一二四万円の四社が群を抜いて巨額であり、以下は日清製粉株式会社三八万円、東京毛織株式会社三七万円、長瀬商会二一万円と総計三三社が名前を連ねている。これらが一概に不良債権化したのではなく、誠実に返済に努力する企業がいる一方で、うやむやに誤魔化して逃れようとする企業もあり、その中で最も回収が難航したのが上毛モスリン株式会社であった。

上毛モスリン株式会社は群馬県館林市に本社を置く毛織物メーカーであり、荒井藤七や鈴木平三郎が中心になって明治二九（一八九六）年に「毛布織合資会社」を創業し、明治三五年に「上毛モスリン株式会社」に改組した。近代的設備を導入した主力の館林工場は、最盛期の大正中期には二千名の従業員が働いており、大正一一年には東京練馬の大日本紡績工場を合併し、館林工場・沼津工場・練馬工場・中山工場が製造拠点になっていた。

そのうち、関東大震災では館林工場は無傷で済み、中山工場もさしたる被害はなく、沼津工場は洗毛機械の上部屋根が破損しただけで数日内の操業再開が見込まれた。しかし十名近い死亡者を出すと共に建物が倒壊した練馬工場は、再建に新築同様の費用と日時が予想されて、一時的ながら放棄の決定が下された。また工場の損壊のほか、東神倉庫に保管していた羊毛トップ約三〇万ポンドを焼失する被害を蒙った。

地震発生時に東京にいた上毛モスリン株式会社の川又貞次郎専務が、震災見舞いに神戸から上京した兼松の藤井松四郎取締役に九月十四日に語ったところでは、

第一震の時自分は会社に在りしが、家族を有する社員は多く急ぎ帰宅し、自分も暫して一旦帰宅せしが、其時には未だ火は起ころざりしも或は全市の火災となる様な心持したるに付、妻に家族を纏めて上野に避難する様命じ、自分は自動車にて会社に引返したるは午後三時頃なり、居残れる社員と共に重要書類を自動車に移し、残れるを倉庫に収めたる時五時頃となり、火は既に四方より至り危険に迫りたるに付、運転手に書類を持って小石川小日向台町三丁目坂本延一方へ避難し（坂本は会計課長の如き職にある高級社員にして、藤井は月末上京中、帝國ホテルに來訪を受けて初めて面会したる。川又の腹心なるが、後に至りては川又と同穴の貉にして其上前をはねる体度に出た）、書類は車より降さず、番をして居り、危険迫らば更に遠くへ避難すべき事を命じ、自分は身を以て大川方面に逃れ、船に乗り流に沿ふて一時は永代下流に至りしも、後満潮の爲め上流にやられたが、天明の頃は火も幾分鎮まりたれ共、東京方面に入る事は思ひもよらず、且責任上、先づ中山工場に向つて走り早朝到着せしが、同工場は幸に大損害なく、防火壁が

亀裂して其幾分が倒れたる程度なるも、工場長以下多くの社員は帰宅して居らず、二千の工女は屋外にありて恐れ戦き居れり、依つて先づ鎮撫安定して寄宿舎に入らしめ、男子を近郊に派して米及梅干を買集めしめ、自分の食料用意出来たる頃、陽は將に暮れんとせし（『兼松商店史料』）

と緊迫した当時の状況を伝えている。

大正一二年九月一日の時点では、兼松が上毛モスリン会社に持っていた手形債権額は約七五万円であり、その清算に関して協議を申し入れたものの、上毛モスリン側は言を左右にするばかりで、債権回収の目処は皆目見当もつかなかった。

兼松で当初は交渉を担当した前田卯之助取締役は、協議を促す目的で原料の羊毛供給を停止する兵糧攻めに踏み切ったものの、他店は羊毛の供給を続行したので、兼松の単独行動は実効性を挙げずに反感を買っただけであり、わずか数ヶ月で兵糧攻めは中止された。しかし責任逃れの曖昧な言動に終始する上毛モスリン会社に対して、「こうした厳しい取立方針は兼松では稀有の事であり、もとより好ましい事ではないが、相手が相手なので到底温情主義では駄目だ」と同社の債務回収には厳しい態度で臨む方針が重役間で確認された。

体調がすぐれない前田に代わって頻繁に交渉に当たったのは、兼松東京支店の林莊太郎支店長であり、大正一三年二月に北村寅之助に送った書簡では「川又専務も阪本主事も不渡を平気で話題にすると言う糞度胸であり、今日誓った事を明日は平気で反古にする有り様で閉口している」と上毛モスリンの開き直った態度

に手を焼いている。

三月八日に林支店長が上毛モスリンの川又貞次郎専務と面談した際には、川又専務は資金難を乗り切るために練馬工場・館林工場・中山工場を担保に総額三〇〇万円の社債を発行し、来十日の臨時株主総会でその案件を決議したい、それで得た現金で兼松への借金を返すつもりだと答えた。その下準備として四月までの支払い猶予が必要であり、それを受諾すれば必ず手形の半額を支払うほか、震災後の手形も期日が到来次第に全額を返済すると約束した。震災時には約七五万円であった債権は、羊毛の引渡しを継続した結果、約一三〇万円に膨れ上がっていた。林支店長は社債を引受ける神田銀行支配人に会って、社債の発行が実際に協議されているのを確認し、社債発行で債権回収は出来ると判断して川又専務の提案を受諾した。

神戸本店で三月十四日に開かれた部長重役会議は前田卯之助の上京を決め、前田は十六日に上京して翌日から三日間にわたって川又専務と交渉した。その結果、手形一〇〇万円の四月支払いを確約する念書を受け取り、その署名は上毛モスリンの渡辺社長と川又専務で、会社の代表資格以外に両名の個人保証を取り付けることができた。

このとき前田は、上毛モスリン自体には見切りを付け、社長の渡辺勝三郎や、その背後にいる渡辺財閥に債権を肩代わりさせる可能性を模索していた。社長の渡辺勝三郎は東京電燈など五十社以上の重役を兼務して、また渡辺本家は渡辺銀行を頂点に総資産二千万円を超えると噂される小財閥であったから、上毛モスリンの債権の肩代わりは十分に期待できたのである。四月半ばに、上毛モスリン社内の重役の意見対立や担保不足で社債発行は失敗し、兼松は渡辺・川又の個人保証を強化する方針を再確認した。

上毛モスリンも生き残りに必死であった。すでに同社の株価は暴落し、川又専務たちは会社の金融以外に自分自身の持株を護るべく上毛モスリン株を買い向かったものの、僅かの間に株価は四五円から二七円に惨落し、もはや如何とも防戦の手段がない状態に陥っていた。

その後も手形期日が来ると次々と延期を申し立てるだけで一向に支払いはなく、五月八日に藤井が上京し、最近納入したモスリンの手形支払期日五月十五日を厳守するように申し入れたところ、上毛側は館林工場のモスリンを大阪に送り、それを担保に数万円でも調達する。十二日には支払日を確約できるので、それまで猶予を願いたいと返答した。

しかし十二日になると様々な理由を並べて、支払い不能を言い募るばかりであった。「このような人間共を相手にして居たら何事もできぬ」と業を煮やした藤井は強硬手段を決意し、強面で腕っ節の強さで知られた東京支店の店員を引き連れて十三日早朝に館林工場を突如訪問し、強引にモスリン現物一〇〇箱を差し押しさえて大阪に発送した。これで約七万円を回収した。

上毛モスリンも債権返済に努力しなかったわけではなく、五月二十六日に渡辺同族会に出席した川又専務は、兼松にモスリン三〇〇箱を提供するように発言したものの社内の合意が得られず、三〇〇箱提案は宙に浮いた。六月三日に林が改めて三〇〇箱案を申し入れ、同月十五日に第一回目として一〇〇箱を引渡すことで、ようやく話はまとまっている。

しかし期日が迫ると、一〇〇箱のうち五〇箱は引渡し不能だと上毛モスリンは主張し、兼松が受け取ったのは当初予想の半額に満たない現金四万円にすぎなかった。度重なる約束の不履行に、遂に債権一三〇万円



のうち、とりあえず七〇万円の返済を求める手形訴訟を起こすことで肚をくくった。社内には「取引相手に裁判に訴えるなど商売人としては失格であり、店祖に顔向けができない」と嘆く声もあったが、他に取れる手段もなく、裁判所の弁論日は八月十三日に決まった。

そうした動きを余所に、上毛モスリンは七月十九日に開催された債権者会議の直前に内密に会談を申し入れ、裏書人（渡辺家）から五〇万円を出させるので債権整理に応じるように要請した。上毛モスリンに対する債権額は三井八〇万円、三菱二七万円、日棉三二万円、東棉一六万円、飯田六万円、大倉二五万円、イリスが機械代金一〇〇万円であり、一〇〇万円を越える兼松は最大の債権者であった。しかし債権者会議の世話役は三菱であり、債権者は同一歩調を取るべきだという口実で思うような動きを封じられ、二十八日の債権者の会合では三菱・日棉・イリスは整理承認に賛成、飯田と大倉は承認を前提に社内調整中、態度保留は兼松・三井の二社だけで、債権者の足並みも一様ではなかった。

八月には渡辺銀行が二五万円の支払いを確約し、別に五万円を渡辺家が出すので整理に入ってほしいと連絡がきた。現実には無い袖は振れないというのが上毛モスリンの実態であったので裁判も効果はなく、八月末に兼松は三〇万円を受領し、残る九〇万円は事実上の債権放棄で決着せざるを得なかった。ただし、この後に襲来した昭和初年の金融恐慌で渡辺銀行は破綻しているから、このときに三〇万円だけでも回収したのは僥倖であったと言えるかもしれない（ちなみに昭和二年に金融恐慌の引き金をひいた片岡直温大蔵大臣の「東京渡辺銀行が破綻しました」という失言に登場する渡辺銀行とは、この渡辺銀行である。実際には渡辺銀行は経営を続けていたが、片岡大臣の発言で休業に追い込まれて倒産した）。

この後、債権約九〇万円のうち、震災後の手形処理は自分に責任があるとして前田卯之助は兼松の持株二六万円（現在の貨幣価値で約二〇億円）を提供し、それによって債権の残額は六四万円に削減された。さらに大正一四年の決算では引当金四九万円を充当し、残る一五万円は藤井と林が自己の持株で清算し、兼松の実質的損失は約五〇万円で終了した。

もちろん多額の不良債権が発生したのは上毛モスリンだけではない。震災直後の時点で無担保債権一七〇万円を抱え込んだ東京モスリン会社の場合は、その回収に気が遠くなるほどの時間を要し、延々と少額の回収を続けたのち、やっと昭和一四年に一三万円を切り捨てて決着している。

ただし上毛モスリンとは正反対に、震災による損害を乗り越えて良好な取引を維持したケースもある。そうした企業の一例として、栗原モスリン株式会社の社史『栗原母子伝』（渡利亭一著、昭和七年刊）に収録されているエピソードから、同社と兼松の縁を紹介しよう。

栗原モスリンは現在の株式会社ダイドーリミテッドの前身である。創業者の栗原イネは、明治半ばにわずか数台の機織り機の紡織場からスタートし、多数の女工を抱える中堅のモスリン製造会社に同社を育て上げた女丈夫であり、大正期には子息の幸八が二代目社長として経営の実務に当たっていた。

順調に営業を続けていた栗原モスリンに大嵐が襲来したのは大正二年であった。同年四月、トップを供給していた某社（同書では社名が伏せられている）は、突然に「今回からトップの受渡は現金の即金払いにして貰いたい。さもなくば契約したトップは渡せない」と通告した。トップとは紡毛する前の羊毛の中間製品で、モスリンの原料である。

この某社は栗原にトップを取引するようになって以来、岩井商店など他の輸入商よりも必ず安値で納入し、そのため栗原は必要量の全部を某社から購入することもあった。ところが甘言を餌に、栗原へのトップの供給を押さえたと見た某社は現金取引を強要し、もし従来のような手形取引を望むのならば工場を担保に某社が派遣する支配人を受け入れ、工場はもちろん、営業上の実権も渡すように要求してきたのである。原料のトップがなければ工場の操業は一時停止を余儀なくされ、脆弱な財務基盤の栗原モスリンがたちまち経営危機に瀕するのを見越した策略であった。

実はこうした卑劣な手口は、この某社が秘かに得意とするところであり、数年前に東京の別の毛織会社を乗っ取ったときも同じ手口を弄しており、最初から会社を乗っ取る目的でわざと他商よりも低価格で原材料を販売し、栗原モスリンと他の原料輸入商との関係が希薄になるのを、じっくり待った末に正体を現したのである。

二代目社長の栗原幸八は、母である創業者のイネと共に某社担当者と話し合いに臨んだものの、交渉の席は大荒れになり、同席していたイネは目の前で会社が乗っ取られようとする光景に、興奮のあまり脳溢血を起こして倒れ、そのまま重い病床に臥す有り様であった。

栗原モスリンが絶体絶命の窮地に追い込まれ、その運命が風前の灯火になったとき、救援の手を差し伸べたのが兼松である。この時まで兼松と栗原モスリンはほとんど取引はなかったが、東京支店長の前田卯之助は関西出張中に栗原危うしの噂を聞いて東京に急遽帰任した。直ちに幸八本人に会談を申込み、会社の財務状態を尋ねた前田に、幸八は率直に実情を打ち明け、最後に「幸八は男です」という言葉で締めくくった。

前田と幸八は初対面であり、必ずしも財務状態は良好でなかったにもかかわらず、前田は幸八を信頼して、トップの供給と全面的な支援を約束した。兼松からトップを得て栗原モスリンは蘇生し、某社の乗っ取りの企ては水泡に帰した。兼松の「義侠」を栗原家では深く徳としたという。

兼松と同社の円満な関係は続き、栗原モスリンの工場が損壊した関東大震災でも、兼松は約三万円の債権回収を強要せず、トップの供給を続けて同社のモスリン製造を手助けしている。北村寅之助と栗原幸八も莫逆の友となり、昭和初年に北村が日本に帰国した際には、幸八は激務と老齢から宴席は一切断っていたものの、体調不良をおして帰国歓迎の宴席を催し、「北村老が小唄をやれば幸八も小唄をやる。都々逸が出る。劇談を交す」といった調子で深夜まで酒を酌み交わした。幸八が宴席に出たのは、それが最後であり、数年後の昭和五年に幸八も北村も没した。

(藤村 聡)



# 目次

第九一三号信	大正13年7月9日	イースタン号便	北村寅之助発	.....	三
		貴信／ヒューム老人ニ付て奨励会の所感／故小池店員勘定／当店第二期決算処分			
		／上毛債権／貴店第九期決算案改正			
取六三号信	大正13年7月9日	イースタン号便	守田治平発	.....	三
		貴信／貴店第九期決算／震災海保問題／保険条項改良／金融／将来ニ就テ／山下			
		汽船送金／日本人給料換算率			
号外信	大正13年7月16日	守田治平発	.....	三	
		店内為替ト（日本）輸出部ノ立場ニ就テ			
私信	大正13年7月21日	丹後丸便	北村寅之助発	.....	二六
第九一四号信	大正13年7月23日	丹後丸便	北村寅之助発	.....	三〇
		当店株主惣会／貴店十二年度の惣会／人事 W. J. Coss / Williams / サッター老人			
		／手持チ H3 Top / 丹後丸震災保険金 / 松木南米出張員 / 南阿竹内出張員 / 貴店			
		第九期経費説明 / 日本毛織工業会へ復帰 / 蔗糖豊作 / 小麦不作 / 羊毛年報			

取六四号信

大正13年7月24日

丹後丸便

守田治平発

.....

四三

広東保険会社/Commonwealth Bank 改革案/次季ノ金融未ダ見込立タズ/為替相場/X rate up/輸出電報料/シドニー会社第二回総会

取六五号信

大正13年8月12日

あらふら号便

守田治平発

.....

五三

貴信/藤井重役/上毛モスニ対シテ愈々起訴/丹後丸震災保険/今後ノ金融方針/倫敦廻ヲ如何ニスベキヤ?/九・十月入用額/倫敦廻九・十月漸ク五萬鎊?/金融ト店内為替/外人青年傭入レ/人事/X rate 暴騰ト日濠相場下落

第九一五号信

大正13年8月13日

緬甸丸便

北村寅之助発

.....

六五

貴信/御見舞申上候/上毛債権/栗原モスリン/有価証券の処分/正金銀行ニ対スル/浴巾会社/丹後丸震災保険/日本毛織

第九一六号信

大正13年8月21日

吉野丸便

北村寅之助発

.....

七四

貴信/上毛債権/第九期決算惣会/日本毛織注文ニ対スル策戦/メルボルン羊毛買次方出張員事/新季羊毛/本年度NYK運賃支払高/電信往復写の乱発/内外雑俎

取六六号信

大正13年8月21日

吉野丸便

守田治平発

.....

八六

第九期決算/無為替貨物ニ対スル保証/Firm Exchange/丹後丸保険/London 廻り資金ト羊毛注文予想/Bank Bill/Y S B/人事/為替率比較

取六七号信

大正13年9月9日

セント・アルバンス号便

守田治平発

.....

九四

貴信/1924/25年度濠洲ヨリノ輸出ニ対スル金融/金融依然緊縮/YSB資金/£10,000 for Melbourne/跡倫敦為替未ダ不出来/羊毛代過振り利息/倫敦為替 ¼% up/倫敦ト直接ノ開キ/NZ on London/NZ Wool 保険証/シドニー会社株 券譲渡シ/Mr Coss/電信発表時刻ノ打合せ/Exchange/LC 延長/聊カモ緩マ ス/re Charterd Bank/貴地ヨリノ輸出品積後レ注意/藤原店員/發電時間ニ関 スル注意/日本向為替

第九一七号信

大正13年9月10日

セント・アルバンス号便

北村寅之助発

.....

一一三

貴信/ロンドン廻り為替難/羊毛・小麦の注文ニ就て/上毛債権/丹後丸震災保 険/貴店輸出处

第九一八号信

大正13年9月23日

三島丸便

北村寅之助発

.....

一一三

貴信/上毛モスリン債権/震災ニ由ル保険金/南阿輸出/日毛よりNZNBニ 付品違償金/羊毛初市/当店輸入部人員/貴店決算ニ際し利率/最近の配当低率 ニ付/震災慰勞金/中元給与/監査役持株減少案/人事/浴巾会社/正金銀行 B/L保証料/郵便延着/秘密の電信ニ就て/タロー買入直段ニ付テ/罐肉輸入ニ 就て/輸入品マニフィストニ就て/潮崎の通信文/潤雨

取六八号信

大正13年9月23日

三島丸便

守田治平発

.....

一四五

貴信/丹後丸震災滅失填補漸ク解決/上毛悪債漸ク一段落/濠日、濠倫為替比較 /委托羊毛ニシテ円為替/金融益々緊縮/他店資金果シテ豊富ナリヤ?/貴地ヨ



リノ送金／店内無為替／L/C 延期／YSB C form 百萬円発行／人事往来／日本船  
濠英線開始／Bushell

取六九号信

大正13年10月8日 イースタン号便 守田治平発 ..... 一五九  
貴信／御断リ

第九一九号信

大正13年10月15日 マドラス丸便 北村寅之助発 ..... 一六一  
貴信／上毛事件／丹後丸震災保険金／羊毛市況／ロンドン廻シ為替／小麦／會計  
士／人事

取七〇号信

大正13年10月15日 マドラス丸便 守田治平発 ..... 一七四  
富森部長／東洋モス／広東公司丹後丸保険金皆済／「ガズデン」商会ニ関スル通  
信／店内為替／濠洲会社譲渡書／奨励会報告書／シドニー會計部員／輸入部NZ  
方面拡張／ナショナル銀行特別取極メモ25,000／金融界愈々行詰リ／YSB振当  
テ／十一月以後金融／Pool 案トYSB／YSB資金割り当方法／L/Cト先物／正  
金L/C発行緊縮方針？／W Top 用為替予約／小麦資金予約ノ行き違ヒ／小麦ト  
倫敦送金／Port Phillip Top／YSB 為替相場場証明／日毛ニ対スル将来ノ方針／為  
替乱調暴落／Australia on London／N.Z. on London／Commonwealth Bank／本  
年度上半飯決算／金融行キ詰リト羊毛市場

第九二〇号信

大正13年10月21／23日 丹後丸便 北村寅之助発 ..... 一九八  
南阿輸出／南米輸出／羽二重軽目物取引ノ悪弊／貴方輸出部ノ仕事振／羊毛金融

／有価証券／日濠館／貴店第十期上半季の予算及び年度決算ノ予想／貴方第九期  
経費細目説明／商店第三期上半決算表

号外信

大正13年10月22日

丹後丸便

守田治平発

..... 三二

シドニー第三期上半期仮決算説明

取七一号信

大正13年10月23日

丹後丸便

守田治平発

..... 三七

銀行 Export Bills Pool / Additional Note Issue / 貴方入用予算 / 十一月以後倫敦  
為替 / 十月用倫敦 L/C / W Top / 倫敦為替 / YSB 方針変更 / 小麦ト金融 / 第三  
期上半期 / 緬羊購買官

第九二一号信

大正13年11月11日

アラフラ号便

北村寅之助発

..... 三八

前田重役 / サッター老爺 / 為替資金 / 正金円為替ニ付テ / 小麦 / 輸入商勢好転

取七二号信

大正13年11月11日

アラフラ号便

守田治平発

..... 三九

貴信 / 藤井重役 / 丹後丸保険 / 対日毛 / 貴方ヨリノ輸出品 / 豪雨全州ニ及ブ /  
Wheat Laborers Semi-Strike / 人事 / EXPORT BILLS POOL 漸ク決定、金融緩和  
/ Bank of Austria ニテ £200,000 / 小麦ノ L/C / Commonwealth Bank / 東京 Y S  
B 約束為替 / Y S B 資金 / 為替暴落 / Y S B 建相場 / W Top 倫敦為替 / 一部 D /  
D / D. C. L / C

第九二二号信

大正13年11月18日

吉野丸便

北村寅之助発

..... 三五

藤井重役／NYK割戻シ／人事／日本浴巾会社／貴信／貴店上半季仮決算／ラン  
サー君／羊毛市況

取七三号信

大正13年11月20日 吉野丸便

守田治平発

.....

二六三

貴信／貴店仮決算／藤井重役／永井日毛／NZ羊毛注文ト金融／日毛注文ト延積  
金融／Red Clause／YSB建相場／L/CトPaperノ開キ／YSB平均／中野／  
羊毛シーズン延長ト金融

第九二三号信

大正13年12月7／10日

セント・アルバンス号便

北村寅之助発

.....

二七三

貴信／藤井重役／前田重役辞任／輸入船積目録／貴店下半収益予算／輸出為替資  
金／大坂モスリン／羊毛注文と為替難／御願／羊毛市況

取七四号信

大正13年12月9日

セント・アルバンス号便

守田治平発

.....

二八四

貴信／藤井重役／延積羊毛金融連続益々困難／Red Clause／倫敦金融先行樂觀ヲ  
許サ、ル事／YSB資金使用案

第九二四号信

大正13年12月26日

三島丸便

北村寅之助発

.....

二九二

貴信／前田重役引責辞職ニ就て／第二紀年事業

大正  
13  
年



第九一三号信 大正13年7月9日 イースタン号便  
豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓、郵便ノ切一日延期ニ付、不取敢御受申上候

貴信  
藤井重役五月廿九日付T11マドラス丸便、本月八日夕着（但し同802ノは丹後丸便ニテ一昨七

日午後先着）

〃 五月晦日付T18号、前記同様 〃 〃

〃 六月十一日付T12号丹後丸便、本月七日午後着

〃 六月九日T19号 〃 〃

御前輸入部長認五月三十日付特49号 〃 〃

〃 六月六日 〃 50 〃

右逸々拝見致候、東京支店通信は又々出し遅れ歟、郵便局の不都合乎、今以て到達不致候

ヒューム老人ニ付  
て奨励会の所感

奨励会の趣旨ニ則り、株式贈与の替りニ現金 cash ヲ呈する件、兼て御協賛を得居候分、四月同老人七十才の誕生節ニ際し実行致候処、同人の喜悅一方ならず、実況御聞きニ達し、頗る御同情ある藤井重役御来意ニ接し、我等も大ニ同感ニ御座候、且ツ直接通信写拝見致候、同人も一層満足可致哉と存候、畢竟同老人等は乏シキニ堪へテ苦勞獨立致居候為メニ貨幣の眞価を咀嚼致し居候結果、感激無類なる訳ニ候

藤井重役の御趣旨、我等も大ニ同感ニ御座候、幸ニ店員等へ御訓示被下候趣奉謝候、何卒多少共効果アラン事ヲ祈上候、全く筆者等の小僧時代、中老等より今の小僧ハ生意氣也と痛罵サレタルモノニ候、当時双方共何等西洋流ハ勿論、寺子屋教育サへ皆無の輩の寄り合ヒ成リシ也、而も以心伝心の中、忠孝節義の心掛けは相互ニ保持し居たる者ニ候、然ルニ輓今の青年は高等の教育を受け、学問ニ於ては所謂一人前なるへきも、悲哉、学校に於て日本人としての人の人たる道を教導するの緊銚を怠り居候為メ、出来上りたる青年の多くは人格を無視し、利ニ奔ルるの徒不尠ニ立至り候点、痛歎此事ニ存候、我か故店長は百年の将来を遠慮し、店内の共和主義ヲ実行サレタルハ我等常々敬服致居候処ナルガ、筆者等年ヲ重ヌルト共ニ目が肥へテ来り候ニ哉、明治四十年頃以前と今日の夫トハ学生の品格質素ニハ雲泥の差アルガ如く被考候、従て三ヶ年位の錬習ニては将来本商店の為メニ見込ある人と成る哉否の鑑定難事と存候、乍併奨励会改正規約ニハ三ヶ年以上勤務の輩ニ株式贈与の事と相成居候為メ、動モスレハ惣花的実行ニ陥

り易し、筆者夙ニ此陋弊の革正肝要と相感し居たる処ニ御座候、偶々藤井重役御来示ニ対し、我等の所感開陳致候

故小池店員勘定

葬儀費ニ関し、先日愚見上伸ニ対し御返事奉謝候、御来示御尤と奉存候「家族への遺産分配に  
関して翻刻省略」

当店第二期決算処  
分

ニ付、藤井重役T12号の御来示の意味、筆者少々理解致し兼候、我等の不明ナルヘキモ、前田  
案御改正の貴店決算にて配当は6%ナルモ、是ハ日本側払込資本ニ対シテノミニ付、当店の純  
益六千数百磅全部ヲ操越乎、積立金ニスレハ双方通□資本及積立の6%前後ニナル云々と在之  
候点、了解致兼候

然し該通信御出郵後、六月十九日付ヲ以て此方提案御賛成可被下旨の返電ニ接し居候間、当方  
ハ明日ニも惣会を開き、臨時20%配当ト同時ニ其俣②③、払込の事ニ可致候、ツマリ正金は  
手ニ入ラサルモ株式は12%の実価と相成候次第、宜布御同意可被下候

〔欄外書込、日本側重役か〕

説明ニ言葉ノ足ラザリシ点アリシナラン歟

大正十三（一九二四）年



嗚呼、エライ事ニ成ツタモノ哉、大正八九年南阿・南米輸出の大失敗は論スルニ足ラス、大正九年のヒュース「10」事件及同年南阿羊毛見込輸入乃至得意先不払等ニ対スル処分の大々苦神ニ比し、更ニ一段の難事件と相成候段痛歎此事ニ御座候、大ナル原因は世人の期待ナキ関東未曾有の大震火災ニアリト可申も、此の非常の惨害ナキモ経営者ニ誠実の心欠乏の会社ニ付、其以前より柄ニモナキ他会社の買収等、畢竟実業の履行を精励するよりも株価の引上ケ策ニテ私腹を利するの謀略家の集合ニ付、手計り拡張シテモ其收拾の付カサルニ至ル運命ニアリシ会社の如く被考候、而シテ大震災は其終局ヲ速進シタル哉の感ナキ能ハス候、堂々たる千百四十余萬円の資本額ニ対し八百四十三萬余円払込の大会社ニ付、左様ニ容易ニ瓦解すべしとハ神ならぬ身の知る由もナシに候得共、松尾氏時代より随分混雑シタ会社ナリシモ、事業縮小シテ漸く曙光ヲ見ルニ至リタル哉ニ記憶致候、松尾氏ナラハ手腕不足だけニ左程の拡張モセサリシナルヘク、又正直の人故、世間の同情或は信用も幾分継続シタルナル可キモ、相場師上りの人等の進入より跋扈するニ至リテ遂ニ此難局ニ陥り候事、考ヘテ見レハ敢テ不審議ニハ無之と存候、唯不幸ニして如此素質ナキ会社へ多額の売約と相成候事が、我商店ノ為メニハ震害以上の大災厄ニ候、競争上の意気地モアリテ不得止成行とハ乍申、三井・三菱其他大資本の会社より〈K〉の引掛り高、凶拔ケテ莫大ナルハ世間の思惑も如何可在之乎、幸ニ正金銀行の同情ニテ差詰メ

大ナル金融必迫ニハ陥ラサルヘキモ、何時迄も其俣ニテハ相済ミ申間敷、詢ニ困ツタ大事件ニ御座候

林東京支店長の苦心尽力、前田・藤井両重役の御加勢、偕ハ大西弁ゴ士の研窮等、多少共優先権獲取ニ御奔走被成下、幸ニモスリン三百梱、時価廿六七萬円の品でも今日迄ニ首尾克御受取被下候事ニ相運ヒ居候様遙ニ祈上候、但し如何ニ貴店が貸高トハ申セ御運動激烈の事、他の債権者の知ル処トナラハ彼等も空手傍觀致す間敷、苦痛至極ニ奉存候

啻サヘ株式大暴落の処、羊毛原料高直保合ニ拘らす、モスリン製品ハ三千番ニシテ既ニ七十錢五厘迄暴落致居候様ニては此会社の品ハ六十錢以下なるへし、整理する極点ニ至ルモ非常ニ困難の度を増す次第、深く痛心致候

藤井重役御情報被下候河崎助太郎氏・金原興吉氏等の有力敏腕の大家ニして、此難局の整理ニ当面致呉られ候得は、中井銀行其他の債権者モ多少ハ窮逼の手を緩メ可申候、加之藤山雷太君を経て日本銀行乃至興業銀行の救済を得るニ至ラハ会社ハ存続可致も、偕貴店債権の如きハ何ケ年賦と乎、一部棒引と乎、何れハ迷惑の掛ル事トナルヘク是亦憂苦罷在候、マサカ是迄ニ行詰り可申とは考ヘサリシハ、我等も楽天主教を夢想シタル形ニテ油断大敵、今更ナガラ商売の六ヶ敷モノナルヲ痛感致候

貴店第九期決算案  
 前記上毛債権回収難の結果、五月三十日認藤井重役御提案ニ対し、三十一日付前田重役訂正案  
 改正  
 夫々拝見仕候

之ヲ四月八日付前田重役惣案ニ比する時ハ積立金より十九万円を扣除、臨時配当五十万円ニ  
 填補するの案を廢し、積立金ハ依然五十万円を据置き（二口ニテ）、臨時配当直ニ払込ニ充當  
 スル案モ廢し、其替リニ滞貨準備金四十五万円ヲ新置す、其他配当率7%を6%ニ減シテ四萬  
 円ヲ搾取シ、奨励会寄付金八萬五千円の予定ヲ貳萬五千円ニ減スル等の手加減ヲ塩梅し、今期  
 純益ト計上したる七十一萬五千円の辻ニ符合せしむる者と了解致候、則

四月八日付原案

純益	¥ 715,000
内法定準備	<u>40,000</u>
	¥ 675,000

別途積立金

¥215,000ヨリ補充 ¥190,000 残 ¥25,000ト又

ノ ¥865,000

以上ノ内ヨリ

普通配当7% ¥280,000

臨時々 500,000

奨励会寄付 85,000

ノ ¥865,000

五月晦日付前田改正案

純益 ¥715,000

内法定準備 15,000

¥700,000

大正十三(一九二四)年

又別途積立ヨリ吐出ス

15,000  
 ✕ ¥715,000

以上ノ内ヨリ

普通配当 6%	¥240,000
滞貨準備積立	450,000
奨励会へ寄付	<u>25,000</u>
	✕ <u>¥715,000</u>

而シテ兩者の差十五萬円は

普通配当ニ於テ如前記四萬円ヲ掠奪シ

奨励会寄付金より六萬円ヲ減額シ

臨時配当と滞貨準備の差五萬円ヲ加フルの果

と相成候事と了解致候、而して店長紀念第二基金トシテ昨季ニ貯蓄せし十五萬円と所得税準備金ノ不用トナリシ十萬円、合計二十五萬円ハ其俣保管する事と推察致候

今更此方より異議ヲ申上候筋道も無之候得共、配当7%サへ既ニ低キニ過クル様申上候モノヲ更ニ6%ニ減少スル事ハ株主ニ対シ、甚申訳無キ次第と存候、敢テ不服ヲ唱フル者ハ無之候得共、一昨年定款改正之節、従前50%以下ヲ70%以下ト修正シタル手前ニ対シテモ面目ナキ次第と存候、況ンヤ配当ヲ激減シテ尚奨励会寄付金ヤ紀念基金ヲ保持スル事、窮極ハ商店全体ノ為ニ外ナラサルモ、一方重役ノ高圧手段ト評サル、モ弁疏ノ辞ニ苦ム処と存候  
余は丹後丸便ニ御受可申上候、草々不尽

北村生

〔欄外書込〕

二伸、本信認の後、唯今午後七時着電、貴方惣会来ル十二日ニ御開会ノ予定ニ付、夫迄ニ此方ノ返事御希望ノ由承知仕候、明日ニも一応当方幹部へ通牒之上発電可仕候、又拝

取六三号信 大正13年7月9日 イースタン号便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

貴信  
L58号五月三十一日附まどらす丸便ハ如何致セシニヤ、未ダ到着致サズ候（但シ同船便普通便

既着）ヘトモ、其次便送リノ写ハ

L59六月九日附丹後丸便ト共ニ七月七日何レモ入手拝見致候（八日午後まどらす丸書留便漸ク着）

貴店第九期決算

計上経費及輸出入部経費内容説明書拝誦致候

総会ニ於テハ今日迄何等ノ御情報無之候タメ、上毛問題依然トシテ未決ノタメ自然利益処分案  
モ其懸案ノ余義ナキ御立場ト御察申上居リ候

〔欄外書込〕

以下認め後、北村取締役宛御相談事項有之候由拝承致候

二就テハ「まどらす」丸及丹後丸便ニテ御前部長執筆貴特別部状ニヨリ、貴地ノ交渉経過詳細敬承致候

丹後丸ノ「タロー」及「スペイン」丸麦粉ニ就テハ、後者ハ一層面倒ナルモノナリシガ、結局広東ニテ支払ノ事ト成リタレトモ、肝心ノ大問題タル「Op」及ノイルハ未ダ曙光ヲ認め得ズ、「ムーン」氏帰社ノ上ニテ重テ協議ノ事ト相成リ居候由、迷惑千万ニ御座候ヘトモ、貴方ニテモ事情止ムヲ得ザル事トハ御認め相成リ候如ク、夫レ程困難ナル事件ニ付キ穩忍ノ外御座ナク候、英國ニ於ケル「アンダーライタース」ノ意見ヲ電照シタル結果ハ、法律上ノ責任ハナキモノト認めトノ予期通り不利ノ返答ニ接シタルモ、而カモ「ムーン」氏ハ可成丈ケ我等ノタメニモ有利ナル解決ヲ与ヘ、キ精神ニテ最善ヲ尽シ居リ候模様ナルハ、当然ノ儀トハ乍申モ好都合ニ御座候

「ムーン」氏香港帰着前、本社ヨリ当地代理店ヘモ來電アリ、減失「Op」ノ一部ハ盜難ニ依ルモノ疑ナキ如シ、其場合ニ対スル意見如何トノ照会アリシタメ、「ランサー」氏ノ意見トシテハ保險会社ノ責任トスベキモノ也トノ意見ハ、相当ノ理由ヲ附シテ直ニ回答致シオキタル由ニシ



テ、是等モ本社ノ意向ヲ動スニ相当ノ力アルベキヤニ祈リ居リ候

〔欄外書込〕

但シ此「ランサー」氏ハ香港ヘ打電シタル意見ハ、彼等ノ間ニハ秘密事項ニ属スル事ニシテ内報ニ有之候間、其御含ミニテ願上候

本月四日發貴電ニテ、左ノ御來電拝誦致候

Top & 「ノイル」ニ関シテハ倫敦再保險者側ヨリノ回答待チ合セ中ニシテ、尚是レガ解決ニハ相当ノ時日ヲ要スル見込ニシテ、其半額ニテモ支払ヒ承諾セバ、〈K〉ハ妥協ノ覚悟ナリ、香港支配人（ムーン氏？）ハ「あらふら」ニテ濠洲ヘ向ヒ出發シタルニツキ強硬交渉ヲ望ム

香港本社支配人ガ態々当地ヘ出張致候事ハ、他ニ何カノ要件有之候哉モ難計候ヘトモ、丹後丸保險問題モ重要任務ノ一ナルベキヤニ想像致サレ候、当地ニハ徹頭徹尾一大得意タル当店ヲ本位トセル「ランサー」氏ノアル事ナレバ、少カラズ強身ナル事ト存ジラレ候ヘトモ、一面当店ト当地代理店ノ比較的親密ナル關係ニ就テモ、徒ラニ誤解ヲ招クガ如キ事モナキ様、意ヲ用フルノ要アルヤニモ存ジ居リ候、該出張員ガ当地ヘ來レバトテ其場ニテ問題ヲ解決シ得ベシトモ予期致サレズ候ヘトモ、当方トシテハ貴意ヲ尊重シ慎重ニ交渉、意志ノ疎通ヲ画リ、可成ダケ

有利ナル解決ニ努力可致候

〔欄外書込〕

当地へ来ル人ハムーン氏ニハ非ズシテ、本社ノセクリタリー「ホール」ト云フ人ノ由ニ御座候

保険条項改良

問題ニ就テハ片桐部長ガ主トナリテ研究中ニ有之、好機ヲ見テ当地代理店トモ協議ノ事ト可相成候

金融

日毛注文品一千俵ニ対シ、少クモ半額 London 廻リ、残り正金直接為替御承諾ニ預リ、頗ル好都合ノ儀ト御尽力奉謝候、如斯今回ハ金融漸クニシテ準備整ヒタレトモ、B市ニ於ケル適當品比較的多カラザリシト相場ノ騰貴ニ遭ヒ、漸ク其半数丈ケシカ買整へ得ザリシ事、遺憾千万ニ御座候、B市ヨリ指値増シ願出候ヒシモ容レラレザリシヨリシテ、察スルニ日毛トシテモ是非全部必要ト申ス程ノ立場ニハ非リシ事ト存ジラレ申候

最初貴店ト日毛トノ御交渉振りガ London 及 Y S B 半額ヅ、ナリシ如ク諒解サレタルニ付、B

市買付品ニ対シテハ半額ダケ倫敦廻リヲ使用シ、残約一萬鎊ヲ他方面ニ利用可然哉ニ打電申上候次第ナリシモ、結局、全額倫敦廻リ充當セヨトノ御回答ハ寧ロ予期セル処ニ御座候、其代リ次回ノ注文ニ接シ候時ハ、約五百俵計リハ（倫敦廻リ不充分ノ場合）正金直接為替ニテ承引シテ貰フ位ノ下駄ハ預ケラレタル事ト存ジ居リ候

三井ハ一千五百俵ノ注文全額 London 廻リ引受ケノ由感服致候、同社ハ当地ニテ銀行ヘノ交渉効ナク、倫敦ヨリ当地ノ銀行ヘ押シ付ケ來ル方法ヲモ講ジ居ル如クニシテ、此種ノ方法ハ三井・三菱ノ如ク倫敦ニテモ夫レ丈ケノ勢力ヲ持チ、又銀行關係トシテモ特種ノ便宜ヲ得タルベキ彼等トシテ始メテ行ヒ得ベキ事ニ有之、乍残念我々ノ容易ニ対抗シ得ザル点ニ御座候  
当地ノ銀行ガ全然拒絶致シ居リ候時ニテモ、幾分カノ送金ハ日本ヨリ可能ナリシ実例モ有之、如前述倫敦ノ銀行ヲ動シテ金融策ヲ建テ候事モ、決シテ不可能事ニハ非ル事ヲ思ハシメ申候  
小麦商談モ London 廻リナレバ見込ナキニ非ル形勢ノ如クニシテ、貴方ヨリ重テ御催促ヲ蒙リ候迄モナク、Bk of Austria ハ勿論、「ナシヨナル」・ABC 等ニモ交渉致候ヘトモ、耳ヲ貸ス者ナク、或ハ小麦供給者側ニテ Hughes Top ノ如ク為替取組ミ得ル方法モナキヤト追究致候ヘトモ、今日ノ場合、之レニ応ジ得ルモノ無御座候  
依テ愚念ノ如クニハ候ヒシモ、本月七日發電序ヲ以テ

金融緩和策ニ就テハ聯邦政府ノ態度未ダ不得要領ノタメ一般銀行方針確定セズ  
特殊取引先ノ外ハ金融ニ拘ラズ倫敦向為替拒絶シツ、アリ、出来次第發電スル

トノ意味ヲ御報申上置キ候

諸銀行トシテモ最早多忙季ヲ過ギ、弗々資金回収ノ立場ナルベク、殊ニ他ノ外商ハB市ニテモ羊毛ヲ盛ニ買取り居り候ニ拘ラズ、当店ノミガ融通ノ利カ又事ト相成リ居候如クニ候ヘトモ、各銀行共、今後ノ方針ヲ決定スル迄ハ全然極端ナル引締メ方針ナルハ事実ニ候ヘトモ、年来ノ特殊關係ヲ有スル取引先ノ全部ヲ見殺シニサセル事モ成リ難キ義理合アル对人ニノミ対シテ最少限度ヲ引受ケ居ル有様ニ付キ、今日迄ノ羊毛資金ニハ全体ニ於テ差支ナキ程度ニ賄ヒ居タルニ外ナラズ、全然拒絶サレ居ル者ノ方が多数(羊毛バイアー中)ナル事モ事実ニ御座候

将来ニ就テ

三井ノ如キハ、過去ニ於テモ *Biggins* ナドヨリ、直接為替ヲ取組マセ居リタルモノアル事殆ト疑ナク、我等モ「ボーモント」へ交渉セル事アリシモ、其時分ハ不成功ナリシ事モ既報ノ如クニ候

今後当地ノ金融界ハ如何ナルベキカ、幾分ノ改善策ハ施サルベキモ、前季以上ニ苦シキモノト覚悟セザルベカラズ、然ルニ日毛其他ノ毛織会社ニ対シテモ、漸次 *London* 廻リ有利条件ヲ附セザレバ、注文モ意ノ如ク集マラザルニ到ルベキノミナラズ、小麦ノ如キモ大部分同様ニシテ続テハ *Top* ナドモ正金直接為替ニテハ必勝ヲ期シ難キニ至ル可シ、斯ク煎ジ詰メ来レバ殆ト全部倫敦廻リト成ルベキモ、是レハ理想ニシテ、当店ノ立場トシテハ如斯贅沢ナ陣立ハ不可能

ニシテ、我等ノ苦心ヲ要スル所以ナルト同時ニ資力ノ大サニ拘ラズ、大資本家ニ互角対抗セントスル以上、普通以上ノ苦心ヲ要スル事モ亦当然ノ儀ニ御座候

正金ガ果シテ何程迄ノ D.C.L. ヲ發行致シクレ候カ、一問題ニ候ヘトモ、仮リニ当方要求ハ略ボ容レラル、事トシテモ、当地ノ外国銀行ガ引受ケ得ルヤ疑問ナリ、依テ M 市買付品ノ一部ニテモ「ボーモント」ノ力ニテ為替取組ミ得ザルカ、「シドニー」買附品ニ対シテモ必要ニ応ジ、若干ノ手数料ヲ支払ヒテモ、何人カニ依頼スルカノ方法モ、予メ研究致シオク必要有之哉ニ存ジ居リ候

London 為替取組ノタメニ Y.S.B. ニ比シ生ズル差益ノ半額ハ、他店ヘハ支払ヒ居ル事ナレトモ、  
〈K〉ハ謝絶シタルタメ其俣ナリト大永井氏ノ申候事ガ今日迄モ実行致サレ居ルヤ、又今後同様山分け方法ヲ続クルカ不案内ニ候ヘトモ、若シ此半額ヲ権利的二得ルモノト相成候ハ、他商ニ対シ為替取組手数料（又ハ報酬）ヲモ支払ヒ得ベキモ、然ラザレバ当店ガ宛行ヒ扶持ノ口錢ヨリ吐キ出ス事トナル様ナレバ、寧ロ注文数ガ減ジテモ無理ヲセヌ方ガ利巧ナルベシトノ事トモ可相成候

貴方ニ於テモ、如今日正金銀行ニ対シ、多額ノ借越シ面倒ヲ見テ貫ヒ居ル時ニ余リ虫ノヨキ交渉ハ難出来候ヘトモ、来羊毛・小麦季節ニ対シテハ何程位迄 D.C.L. ヲ發行致シクレ候意向ナルカハ、最早成ル可ク早キ機会ニ於テ承知致シオキタキ希望ニ候、当方ニテモ早クヨリ「オー

ストラシア」及「ナシヨナル」銀行等へ対シ、準備行動ヲ開始致居候次第ニ付キ、入用予定額ハ可也大ナル物ヲ申込ミ居リ候へトモ、愈々銀行トシテノ方針モ一定セル時分ニハ、当店トシテモ相当責任アル数字ノ予報ヲ為ス必要有之、或ハ電報ニテ御照会申上ル事モ可有之候ニ付キ、御含ミオキ被下度候

年来正金本位ナリシ当店ガ、金融逼迫トナリシ昨年度ヨリ、其一部ヲ廻ス事ト成リタル Bank of Austria ニ対シテハ余リ贅沢ハ申サレズ、只永年取引ヲ継続シ居リタル事ガ一部ノ強身ニシテ、三井ノ如キ寧口始メヨリ倫敦廻リ本位ナリシモノガ、比較的厚遇ヲ受クル事アルトモ、当店トシテハ余リ文句ハ申サレズ候、乍併 Bk of Austria トシテハ相当ノ振り宛テハ致シクレ候筈ニシテ、「ナシヨナル」銀行ノ如キハ何分カハ引受ケクレ候事ト期待罷在リ候

羊毛取扱業者ノ多クガ D.C. ヲ使用スル事トナレバ、正金取扱額ハ大ニ減少サル、事当然ニシテ、其結果、自然正金ノ相場モ無理ガ少ク割ガ克ク相成候筈ニ御座候へバ、小口商売ハ正金取組ニテモ今日程苦痛ニハ非ルベキヤニモ予想致サレ候

一面当店トシテハ可成丈ケ多額ノ店内無為替ニ努メベク、日本ヨリノ輸出奨励ニ依テ得ル処アル様勉強可致候

## 山下汽船送金

特ニ当地代り店ヨリノ依頼有之候ニ付、式萬四千円貴地山下へ支払方御願申上置候、金額モ比較的の小ナリシ事トテ御手許不都合ナラザリシ様祈リ居リ候、当地ニテハ二二五〇円入手、正金ノ率ヨリハ $\frac{1}{8}$ 割宜ク致候 $\frac{1}{10}$  $\frac{1}{2}$ ニ付キ、頗ル有利ノ結果トハ相成リ居リ候  
但シ今後モ多額ノ交渉有之候時ハ、一応貴方ノ御都合ヲ伺テノ事ニ可致候

右

以上、北村披見致候

## 追記

## 日本人給料換算率

ハ特ニ北村取締役御配慮ニ依リ $\frac{2}{2}$ ペンスノ率ニテ換算致居リ候処、最近三ヶ月間（四五六月） $\frac{2}{10}$ ト相成リ、比較的薄給ノ者ニハ其影響ガ余リ甚シク候ニ付キ、特ニ $\frac{2}{1}$ ペンストシ、来ル三ヶ月間店内率 $\frac{1}{9}$  $\frac{1}{2}$ ニ対シテモ同率 $\frac{2}{1}$ ペンスニテ給料勘定ヲ換算スル事ニ相成候ニ付、御承知オキ被下度候

号外信 大正13年7月16日

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

店内為替ト（日本）輸出部ノ立場ニ就テ

本年五月廿八日附中井部長御認メ記事ヲ拝誦スルニ方リ、聊カ卑見開陳致度候  
先是五月廿一日附ヲ以テ此問題ニ関スル意見ヲ發表サレタル如クニ候ヘトモ、其内容未知ノ筆  
者トシテハ単ニ今回拝見セルモノニ基キ執筆致候ヘトモ、貴地ニ於ケル前後ノ経路ハ大体推測  
シ居ル考ニ候

「仮リニ12ポイントノ半分ヲ輸出部ノ請求シ得ルモノトスレバ、第九期決算ニ於テ此額  
一万二千円ニ上リ云々」ノ御立論ハ、筆者モ主義トシテ同感ニ候ヘトモ、過去ノ第九期営業期  
間ニ対シ、此分配算当ヲ輸出部ニテ期待サル、事ガ果シテ公平ナリヤ否ニ就テハ、其経過ノ内  
容ヲ考量ニ容ル、ノ要アルベシト存候



貴地輸出部ニテ商談成立ト共ニ店内為替率ヲ貴地輸入部へ結び付ケントセル時ニ、常ニ輸入部モ直ニ此時ノ相場ニテ商売ヲ取極メ得ル立場ナリシナレバ、輸入部トシテモ依之輸出部同様相当有利ナル率ヲ得タル筈ニツキ、其相場取極メニ依テ生シタル差益ハ、両部ニテ可然分配スベキモノ也

然レトモ、事實ニ於テハ輸出部ノ便宜ニ応ズルタメニ、屢々輸入部ニテ未定ノ商談ヲ見越シテ引受ケタル場合アリシニ非ル歟、若シ然ラバ夫レガ相場変動ニ依テ生ズル危険ハ輸入部ニアリタルモノニシテ、此場合ハ輸出部トシテハ其後ノ損益共ニ無関係タルガ至当ナル可シ

而シテ過去ニ溯リ為替取極メ當時ノ実績ヲ解剖シテ、各取極額メ額ニ対シ何レガ何レノ DEPT.ニ属スルカヲ算出スル事ハ事實不可能ナルベシ

且ツ Firm Exe. 取極メ開始ノ動機ハ、寧ろ貴地輸出部トシテハ割ヨキ店内率ニ依テ商売高ノ増進ヲ以テ目的トシ、夫レ以上ノ相場ノ差益アルトスルモ、其分配ヲ予期セザリシ立場ナリシヨリ、輸入部乃至會計部トシテモ多クノ場合、相当ノ危険ヲ踏ミテ輸出部商談成立ニ援助セルモノト察シラレ候成行ニ鑑ミ、輸出部トシテハ何等要求スベキ筋合ニハ非ルベシ、然レトモ於事實輸出部トシテノ業績頗ル不利ナリシ時ニ方リ、幸ニシテ為替差益多額ナルヲ得タル時ニ於テ此利益額ヲ各部ニ振り当テ算入スルモノト仮定スル場合ハ、輸出部ノ商売高ニ応ジ幾分カノ割宛テヲ輸出部商売アリシタメニ生ジタルモノトシテ讓与スル事ニ致候共、實際問題トシテ不公平ニハ非ル可シト存候

尤モ特ニ日本ヨリノ送金、又ハ当地ニテ取極メタル倫敦払送金等ノ方法ニ依テ生ジタル利益額ハ輸出入部ニハ無關係ノ場合多カルベシト存候

右ハ過去ニ対スル見地ニ有之、将来ハ自ラ其立場ヲ異ニスルモノアリ、今一段明確ナル取極メ、又ハ諒解ノ下ニ各部ノ利害關係ヲ區別シテオクノ要アルベシト存候

当店ノ根本方針トシテハ、徒ラニ各部ノ单独利害關係ニノミ拘泥セズ、全体ニ於テ商店利害ヲ大局ヨリ考量セルニアリ、所謂中井君ノ「落ツレバ同ジ各川ノ水」ナル精神ニ外ナラズ、御同様飽ク迄モ此精神ニ則リ、相互援助主義ヲ基礎トスル事勿論ナレバ、此種ノ分配率ヲ云々スルノ要ナキガ如クニハ候ヘトモ、又当店モ事業ノ拡張ニ伴ヒ、自然各部ノ利害ヲ出来得ル限り識別シ得ル組織トスル事ハ、各部ノ専門的従務者ヲシテ可成ダケ實際ニ近キ業績ヲ認識セシメ、一層各自ノ張合ヒヲ附ケシムル<sup>(マツ)</sup>以所ニモ有之、中井君意見書ノ末尾ニアル

「店内為替ハ全体トシテ商店ニ有利ナル限り、常ニ輸出入両部相互協調シテ協定率ヲ定メ、臨機応変、適宜取捨捨梅シテ商店ノ大局利害ニ着眼シテ方針ヲ決ス云々」

トノ根本的主義ニ於テハ筆者ノ全然賛同スル処ナルノミナラズ、何人モ異議アルベシトモ思ハレズ候

而シテ前記ノ理由ニ因リ、数字上ノ分配モ公平ト認メラレタル程度ニ於テ実行スベキモノト存候

将来ノ取極メ方法ニ就テハ、貴地ニ於ケル其時々ノ成行ヲ知ラザル遠望觀察トシテハ、之レガ立案困難ニ候ヘトモ、筆者ガ思ヒ付キ候愚案ヲ左ニ列記致候

一、貴地輸出部ガ「シドニー」輸入部ヨリノ注文、又ハ照会ニ接シ、其金額ヲ貴地ノ輸入部ガ直ニ引受ケ得ル立場ニアル時ハ、輸出入両部共ニ有利ナル筈ニ付キ、原則トシテ其為替ノ（利息外）差益ヲ折半ス

二、輸入部ガ直ニ引受ケ得ザレトモ、来ルベキ商談ヲ見越シテ引受ケタル場合ハ、輸出部トシテ其後ノ損益無関係タリ

三、輸入部ガ全然引受出来ザルモ、輸出部トシテハ商略上、又ハ成行上見込引受ケノ外ナキ場合ナキニ非ズ、其場合ハ後日相場ノ出合ヒニヨリテハ銀行ト先約シ得ル事モアルベシ、或ハ輸入部ニテ之レヲ引受ケ得ル事ト成リタル時ニ転化スル事アルベシ、其場合ノ率ハ可成輸出部ニ不利ナラザルモノトシ、差額ノ損益ハ輸出部負担タリ

但シ商店トシテハ為替ノ危険ヲ踏マザル原則ナルハ申ス迄モナケレトモ、時々短期間ノ見込ヲ免レザル事モアル可ク、各部責任者ノ判断ヲ俟ツ事トナルベシ、上記何レノ方法ヲモ講ジ得ザル時ハ、銀行先約力然ラザレバ商談見合セノ外ナシ

尚 Firm Exchange 前ノ店内為替ハ全部成行相場ニテ換算スル事ト成リ居リタルハ、於

事實、為替相場變動ノ危險ハ會計部為替勘定ノ負担ナリシヨリシテ、今日店内為替ニ對シ或程度迄ノ見込ミ持越シヲ致候事アリトスルモ、必ズシモ從來ノ習慣ヲ打破スル（又ハ反スル）モノニハ無之解釈モ出来申候、何レニシテモ之等ハ当局幹部判斷力ノ価値ト必要ガ依テ生ズルモノニ有之、一々釘付ケニハ出来ザルモノニ候

四、Firm Exc<sup>t</sup>トスルノ要ナク、成行相場店內為替トナル場合、會計部トシテハ定率利息ニ對スル先取權ヲ有シ、損益共ニ輸出入兩部分担トス

但シ會計部トシテ為替相場變動ノRiskヲ見込ミ、早クヨリ輸出部、又ハ輸入部へ或一定ノ率ニテ取極メ濟ノモノニ對シテハ、損益ノ責任ハ會計部ニ歸ス

因記、事實右ノ如ク的確ニハ參ラザルベキモ、大体ノ行事方法ハ如右モノナランカト思ヒ及ビ候

当地得意先ガ Firm Exc<sup>t</sup>ヲ強要セル事ガ、相場先行キ見越シニ因ルモノ多カルベキモ、亦注文當時ニ於テ英貨 Costヲ確定シオクタメニモアレバ、現在及近キ將來ニ於テハ、依然大部分 Firm Exc<sup>t</sup>ニ非レバ商談不出来ニシテ、是レヲ常ニ銀行ニテ約束スル事ハ競争上、不利ナル場合多ク、加之大勢ニ於テ常ニ日本ヨリ当地ヘノ輸入額ハ、裕々当地ヨリ日本ヘノ輸出額ニテ賄ヒ得ル立場ニアル当店トシテハ、勿論日本ヨリ輸出サル、モノハ其殆ド全部ヲ無為替トスル事ヲ以テ根本方針トセザル可カラズ、普通ノ場合、夫レガタメニ便宜ヲ受クルモノハ単ニ貴地輸

出部ノミナラズシテ、輸入部モ亦同様ノ筈也

且ツ幸ニシテ、貴地ヨリノ輸出額モ漸次増大スルニ至レバ、丈ヶ夫<sup>(ママ)</sup>レ丈ヶ当地ヨリノ輸出資金

緩和ノ一助トモ成ルベキ便宜モアリ、近来ノ經驗ニ依レバ一ヶ月一萬£モ輕視シ難ク、「多額」

ニ組ミ入レル、有様ニ候

貴地ヨリノ輸出額ハ、不幸ニシテ其額比較的大ナラザルタメ、貴輸入部トシテハ大勢ニ及ボス好果ノ如何ニ就テハ輕視致サレ易キ事ト察シラレ候ヘトモ、筆者トシテハ輸出入両部全体ノ見地ヨリシテ、時ニ薄利ニ甘ンジテモ取扱高ノ増加ヲ計リ、斯クシテ当地ヘノ輸入發展ヲ期スルト共ニ、間接利益トシテハ当地ヨリノ輸出資金援助トシテモ重要視サル、ニ至ラシメン事ニ努力罷在候次第ニモ有之、之レガ目的ヲ成熟セシムルタメニハ、重要原素ノ一ツタル店内為替ニ於テモ各部ニテ一層御研究ヲ重ネラレ、相互援助ノ主義ニ於テ益々其度ヲ濃厚ナラシメ、議論ハ別トシテ実績ヲ挙ゲ得ル様御協力希望ノ至リニ堪ヘズ候

以上

北村披見致候、大体ニ於て穩当の意見ト存候、併其關係は本店両部の意思疏通ニ在之、且ツ貴重役席ニ於て全然判決さるへき事件と存候

溝渕拝見 17/7/4

藤本 〃  
益田 〃  
〃 〃  
又市 19/7/24 谷口 拝見

大正十三（一九二四）年

二七

私信

大正13年7月21日

丹後丸便

豪社北村寅之助↓東京宮崎幹太郎

拝啓、爾來杳として御左右承知不致候得共、不相變御健在の御義と恐察仕候

陳は一昨年ヌメア御滞在中御取替致候英貨5,1000は、昨年八月中御返済可被下証文ニ相成居候処、恰も昨年七月上旬於東京御面会之節、少々延期御倚頼ニ付承諾仕候、然るニ突然昨秋九月一日関東大震災火災起り、日本内地、特ニ関東方面の商業及金融界ニ異常の變化を來し、貴台兼ての御希望も不如意の事多き御義と遙ニ御同情申上居候、乍然兼て御交渉中なりしニツケル鉦対神戸鈴木商店売却談は如何進行致居候哉、又ヌメア御店の營業振如何、仏貨暴落の為メ是亦多少悪影響波及致居不申哉と潜ニ御案事申居候

今や殆ント二ケ年ニ及ひ、何等御挨拶なきは少々迷惑ニ存候、元來当支店より金融申上候義は一再御答へ申上候次第にして、本年ニ入り御承知之通り為替資金欠乏より正金銀行ニ於ても容易ニ信用狀發行を承諾せず、又濠州一般銀行界も同様ニ輸出資金梗塞にて、常取引の得意ニ対しても多額の過振を許さず、少額の融金ニ対しても年七朱の利息を課し居候現況ニ候、従てい

つ迄も帳簿上、浮貨の俣継続の事、甚困難を感じ候、小生個人としてハ貴台二十分の信用を保  
持し居候得共、前記の次第二付、何と歟御決濟相成度、御親戚ニハ千萬長者も在之趣承知仕居  
候条、別紙勘定書加封致候間、可成早く貴地より御送金被成下度訳て希望致候  
而して本年八月十日已後八年八朱の割合之利息可申受候間、御承認置可被下候  
御承知の瀬尾某、本年三四月頃渡来、直ニNCへ出張致候様伝聞致候、御存の義ナルヘキモ一  
寸御心得迄申添候

右

北村生



第九一四号信 大正13年7月23日 丹後丸便

豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓、前郵便貴信ニ接せず、アラフラ号便ハ明後日到達の予定ニ御座候

当店株主惣会

本月十日午後、マカロン君初メ一同集合、第二回惣会ヲ開キ、予テ御通知申上候通り原案可決致候、則チ壹萬磅ヲ臨時配当(20%)実行、直ニ②株の払込ニ充當為致候、委細守田會計部長より御通喋可申上候

貴店十二年度の惣会 本月十二日御開会の趣御來電ニ付、本月十日当店幹部集會相談之上、御改訂案之通り賛成する旨同日返電致置候間、御了知被成下候義と奉存候

人事 W. J. Coss

御前店員認特49拜見致候、Coss 貴方滞在中は日程勵行にて中々多忙ナリシ哉と存候

六月十六日ヴァンクーバー着後、東部北米合衆国巡回、同廿八日紐育（此間十二日？）出發、七月五日ロンドン安着の電報ニ接し、恰も七月の羊毛定市ニハ約一周間見學致候事と存候、夫よりブラッドホード地方及ヒ北仏・白耳義等巡回、南阿經由帰濠予定の処、南阿行郵船の都合悪敷、又博覧会见物ニ出張の田舎者多数にて便船困難の故ニ哉、本月廿五日仏国ツローン港より汽船 "Oro...ts" ニ搭乘帰濠する旨、昨朝電動十九日付電報到達致候、手早く帰店の事此方便利ニ候得共、英国滞在短期且ツ大陸羊毛織業地巡回二十分の時間之間敷、況ンヤ此機会ヲ失シテハ、一寸再航のチャンスなき南阿各地の巡視ヲ切上げ候事遺憾ニ存候

按するニ日本行羊毛の買人ナル為メ、ブラッドホード地方ニテモ工場内視察不可能ナルノ故ニ非ス哉と推察致候

Williams

夫妻本月十九日シンガポールより瓜哇を経て無事帰濠致候、貴地及東京滞在中は種々御歓待を蒙り候由、早速謝礼ニ來訪致候

御表商業一般不振の事、同人も大ニ感し居候塩梅ニ候

サッター老人

セント・アルバンス号ハ予期之通り本月十一日貴地到港致候哉ニ存候、同時ニ此病老人も安着と存候、貴重役御多用中恐入候得共、万一の場合、宣布御世話被下度御倚頼申上候

手持チ H3 Top

四萬封度、御地モスリン界大不振の為メ思惑通り好収益はナカリシモ、種々御尽力之上、大坂モスリン会社へ六十日延へ ¥3,79 ニテ御売込被下候由奉謝候、少々の利益ニ相成候趣御同慶申上候

丹後丸震災保険金

回収交渉ニ付、御前店員特49・50号を以て事情御詳報被下奉謝候、詢ニ厄介千万の問題ニ御座候、アラフラ号にて香港本店員此方へ出張之趣、而シテ半額位弁金収入可能ナラハ御承諾の御覚悟ナル由來電敬承致候、当地のランサー君ニ於ても当店の仕事不継続トナラハ、同店殆ント死活の問題と推測致候、守田會計部長より既ニ再三再四嚴談致居候間、不遠出張員と会見之上、是非相当満足の解決点ニ到着致候様配慮不可怠候

松木南米出張員

昨年十一月末、貴地出發以來、英國滞在中及仏國・西班牙より貴地宛通信写順着披見致居候、更ニ武市到達後、七月十四日此方へ入手の六月廿一日付迄披見致候ニ付、過日別紙 copy 之通り一書差出し置候、御手透之砌、御一読置可被下候

是非此方面の事業は確實ニ継続被致度切望致候、何分航路遠く、電信約定より本荷引渡迄多大の時日を要し、其間相場下落等より苦情品出来不申様、出荷前品物の検査大緊要也

南阿竹内出張員

宛藤井重役認五月廿九日付通信写拝見致候、同時ニ中井店員執筆最近の飯島・大塚問題四月廿九日付対マッカソン問題、為替手形の Risk と保証の關係、之ニ対する前田重役五月廿九日付批評も拝見致候、而して中井店員の報告的書面ハ例ニ由り中味貧弱のものにして、前田重役御批評の一葉ハ全部筆者と同感ニ御座候

昨年筆者帰任の途、船中より上伸致候出張員引揚の意見は、マッカソンの没落ヲ前ニして仮定相当確實の条件付ニても、右左ニ直ニ飯島・大塚組へ乗替り候事の如何ニも個人としてマッカソンニ対し氣の毒なるを痛感するの故ニ不外、商売の不結果ニ基因し、永年損害を我慢し、且つ例外の口仙前貸し、現金電送等普通以上の保護を与へたるニ係らず、最後迄経費の大節減を励行せず、ドーニ欺ナルベシ的放漫の習慣を脱せざるM氏ニは到底永續きのあるべき筈なしとは御同様の結論ナルモ、従前の關係上、断然の所置ニ躊躇サル、は情ニ於て御尤もなるも、一

且出張員引揚の拳ニ出テサレハアキラメが付き申間敷候、M君も愈（K）出張員引上げ後は他ニ糊口の方法を研窮すべく、何時（迄も）（K）ニノミスガリ申間敷と存候、則チ出張員引揚は今後商売断絶の意味ニアラスシテ、M君と手ヲ切ル唯一の策略と思意せし所以ニ御座候

竹内出張員より貴店宛通信写、順着披見致居候、最近本月十四日到着の南阿六月三日出第三十三号ニ於てスタンダード銀行もシビレを切ラシ、遂ニM君の債権者ニ対し財産提供ヲ迫ルニ到り候趣、負債弍萬〇四百三十〇ニ対し資産ナルモノ、明細無之候得共、按するニ銀行ニ抵当と相成居候ハ先年（K）の金ニテ買入たる家屋位のものなるべく、之もセリ市ニ付せハ抵当以内の値打より無之趣、果して然ラハ *Asset* 皆無とも可申、NYやハンバークの貸方が不得止アツサイメントニ同意の返事を送り来レルハ、ヨク（あきら）めた物と存候

是は破産者トシテも取ルヘキモノナキノ故ニお情けニて承認せるなるへし、而も結果ハ殆ント同様ニて、表向きバンクウプトの悪名（此人前年既ニ二回も破産の宣告ヲ受ケタリとハ故古谷駒平君より筆者確聞セリ）ヲ免カレタルモ、今後果シテ信用する者在之間敷ニ付、独立の商売ハ不可能と存候

（K）の貸金壹萬九千磅余ハ本店ニては既ニ棒引の覚悟ニ相成居候得共、M君ニは其半額歟？出世証文の形ニ相成居候分ニ付、竹内君よりの通信中ニ在之候得共、是はドーセ取れぬ金ニ付、

恩ニ着せて（M君別段難有トハ思ハサルベシ）棒引ヲ宣言シ、今後の關係ヲ断然拒絶の事ニ御処分在之候様潜ニ祈待致候、最後迄も注文取ニ奔走の事熱心の如きも、実ハ今後の關聯要求の端緒トナサントスル策略と存候、僅々の注文ニいつ迄引ズラレ行カレ候貴店部長等の思切り悪キハ甚歎息ニ存じ候

貴店部長等は飯島某ニ属望し、竹内南阿君ハ大塚某の弁口ニ不尠惚れて被居候如ナルモ、筆者の考ヲ以て見れハ、両君共ニアマリ信用する程の人物とも難考、親類縁者ニ資産家アリトシテモ、現生の保証金提供ニアラサレハ決シテ安心出来不申候、此辺前田重役御批評と同感ニ御座候、対人信用の事中井店員執筆中ニ在之候得共、此兩人ニ対し（K）が信用シテ品物ヲ貸す事ハ早計と存候、元來商売ハ対人取引ニアラサレハ確實ニ發展無覺束義ニ候得共、今日の社会左様ニ信用等信スベキ人格アル商人幾人乎有ル焉ニ候、況ンヤ此人々ニ於テヲヤと存候

要ハ南阿の法律上、（K）が新タニ支店ヲ設置スル事ノ不可能ナルニ由リ苦神ノ処ニ御座候、然し前年中井店員出張中、調査セラレタル処ニ由レハ、株式会社ニスレハ登記可能の如き報告アリシ哉ニ記憶致候、如何？、果シテ可能ナラハ支店、又ハ代理人的出張員ヲ派スルの研窮如何？、何れニシテも出張員無之ニ安心シテ取引セント欲スル如キハ、あまり虫の好過ぎる考ニシテ、筆者ヲ以テ見レハ絶対不可能と存候、出張員ヲ置クニシテモ其適任者容易ニ撰定シ難

キ者也、況ンヤ他人ヲヤニ候

〔欄外書込〕

前年富森君提案アリシホウデッド氏名義の件如何？

M君最後の没落と相成候ハ、乍遺憾一旦出張員の引揚げを励行し、確實なる得意の注文は直接ニ取扱ふ事ニすべし、一時商売皆無とアキラメ、飯島・大塚問題更ニ再三再四の研窮詮考ヲ加へ、彼等と提携する歟、又別の商策ヲ企図スル歟、将来捲土重来の戦略コソ我等の開カント欲スル処ニ御座候

夫ニ就ても貴店輸出部の仕入方未熟ニして、中井部長杯ハ大々の奮励、勉強熱心ニして少事と雖とも部下ニ放任せず、出荷前の検査ニハ自ら倉庫ニ出張して嚴重ニ得心の行く迄責任ヲ負担して取扱方励行相成度希望致候、机ニ居座り、学生上り無経験の壮年ニ口頭の指図ノミニては到底満足の仕事は出来不申ニ付、当分論文杯の筆稿必要無之、左様の時間を仕入方面の实地研窮ニ利用相成度、訳て貴重役の御監督切望ニ不堪候、而して南阿・南米向き輸出ハ申ニ不及、濠州向キ品物ニ対しても万事入念、染色の失敗と歟、積出の早過ぎ、又は延引等無之様均一の仕事成就不致候ては、貴店輸出部の収支独立ハいつ迄立チテモ不可能と存候

貴店第九期経費

藤井重役四月廿六日付詳報拜見、大ニ心得ニ相成申候、其内

説明

外国赴任又ハ出張費用及給料と在之候分ハ、今期ニ於ては竹内南阿、松木南米乃至藤原・

浅賀濠州赴任ニ対スルモノニ哉？

電車回数券其他シドニー行郵便切手の多額ニ驚入候、是等些少の事の様ナルモ、取締ヲ厳重ニスレハ節減の途アル在ル哉ニ存候、如何？

兼松濠州翁五百部代の馬鹿高直ニ驚入候、此品ハ何方へ頒布スルモノニ哉、あまり広告ニナル品物ニ無之、寧ロ手前味噌的のもの故、貴店より進ンテ配布すへき性質のものニ非ス、希望者ニ呈送する事なるへきも、夫ニも昨年来、前田重役熱心記稿中の改訂も不遠印刷の事ニ可相成、其前の散財トシテハ過多と存候、如何？

新聞広告料の非常ニ騰貴致候ニモ驚入候

洋平会とハ如何ナル性質の会ニ哉？

大なる必要ハ無之候得共、御序の節、御洩し被下候ハ、幸甚ニ御座候

日本毛織工業会

の事御来電奉謝候、一時脱会の理由、声明ニ尽し居たる如く存候処、如何の行察ニて復帰致候



へ復帰

事ニ哉、種々段取モアリタルナルヘキモ、要ハ脱会後、モスリン相場の安定ヲ欠キ日本毛織予定以上ニ下落致し、自然自家製品ニモ悪影響波及の爲メ損害ヲ蒙ルヲ恐れ、グニヤ／＼の口術の元ニ中直り相成候哉ニ此方推測致居候、実情果して如何？

以下七月廿四日認め

蔗糖豊作

過般藤井重役立案、瓜哇原糖ヲ濠州へ輸入計画ニ付、統計表より御研窮の通信、当輸入部へ到達の趣伝承致候、何歟新規の仕事ニ着目上御尤もの提案ニ候得共、如此ハ誰も注意致居候仕事ニシテ特ニ専門家も多く、我々素人ニハ容易ニ手出シノ不出来ナル取引ナルヲ遺憾と致候

元来三十数年前迄ハヴィクトリア州ニ於て盛ニ蔗糖製造ヲ実行致居候処、クインズラント州ニ於て南洋カナカ人足ヲ輸入し、甘蔗糖耕作発表と共に蔗糖園は遂ニ圧倒セラル、ニ至りたる次第也、其後日清戦争前後より日本労働者四千名已上ヲ移入シカナカ人足ト交替し、濠州需用の製糖原料ヲ満足セシメ居たる事也、且ツNSW政府の自由貿易時代乃至輸入税軽率の時代ニハ、モリシユス島或ハ香港太古洋行の白糖ヲ年々輸入致居たるを記臆致居候、現ニ貴店の支配人原幸氏時代ニハ諸種の半糖黄、白糖（和蘭色率ニ由ル）を再三輸出シタル事在此、多量の品ニアラサリシモ、品質分析等ニ付テハ筆者相当ニ研窮致たる者ニ候

千九百〇一年濠州聯邦政府設定と同時に従前クインズラント州政府ハ独立シテ日本と通商定約

締結のありしを放棄するの止なきに至り、遂に日本移民の還送ノ為メ同州の甘蔗耕作ハ俄然衰耗の悲運ニ陥り、加之人口の増加ト濠州製糖会社の拡張ニテ原料の不足を来し、一時は香港より又は瓜哇より相当多量の輸入アリシヲ記憶致候、而して其取扱商は香港バタフィールト・ストア商会、瓜哇ニ支店アルゴリンス商会、バンスフルップ商会杯の競争致居たる也、然ルニ大戦争の突発ト共ニ糖価大暴騰の為メ、私立の製糖会社ニ放任スル能ハス、物価公定ノ社会制策ヨリ聯邦政府自ラ原糖ヲ輸入シ、之ヲ製糖会社（各地ニ工場アリ）ニ委嘱精製セシメ、小売直段一封度六片ヲ最高直段と決定セリ、夫カ為メ政府ハ莫大ノ損失セシモ、則チ所得税、戦時税其他ノ歳入ヨリ支出シタル也

〔欄外書込〕

或はロンドン經由ニテ約定アリシ哉ニも伝聞致候

爾後聯邦政府及クインスラント政府ニ於て白人労働者ニ保護金ヲ与へ、甘蔗耕作ヲ奨励シ、年ニ豊凶あるも粗濠州？需用ヲ補填シ得たり、而も世界糖価の下落ニ係らず、政府ハ原糖一封度三片、則一噸 528 マデ買上ケ、又之ヲ製糖会社ニ委嘱製糖セシメ、小売直段最高四片半（昨今ハ四分ノ一安ニテ買得ルモアリ）ニ公定、其差金ハ矢張政府ヨリ転補セル也、然シテ濠州需用の原料ハ約三十萬噸ナルニ本年ハ別紙新聞切抜きノ如く製産高三十七萬噸ニ付、約七萬噸の

余剩ハ之ヲ輸出セサル可カラス、目下の政府買約直段は ㊦27 ニ付、若し輸出スルモノトセハ 毎噸 ㊦10 の損失ヲ来スヲ以テ、クイשראל政府ニ於て製糖会社ニ協商シテ余分の精糖ヲ成サシムルの了解ヲ得タルカ如シ

更ニ右七十萬磅損金填補の爲メニ、クイשראל政府は其買上ケ直段 ㊦27 より毎噸 ㊦1ヲ 扣除シテ政府ニ保留スルの計画ナルカ如シ、其高三十萬磅ニ付半額も不足ナル勘定也

本年の砂糖豊収ハ単ニ濠州のみならず、近着国民新聞・時事新報等ヲ見ルモ世界一般の大豊作ニシテ、我台湾の如きも昨年ニ比し一割以上の増収ニテ約二千余萬担トアリタル様記憶致候、 此他昨日当地ヘラルド記載ニ由レハ概略如左予想也

Argentin & Peru	550,000 ton	昨年ニ比シ	30,000 T 増
Java	1,800,000	〃	37,000 〃
Cuba	3,873,000	〃	200,000 〃
Hawaian Is'ds	538,000	〃	largest ... 1914/5
Brazil	647,000	〃	42,000 増
Phillippin Is'ds	323,000	〃	59,000 〃

此外ポートルコニ於ても昨年より幾分増収と在之候

## 小麦不作

砂糖の世界的豊獲ニ反し、加奈太ニ於ける小麦の作柄ハ旱魃の為メ廿年来の不作ニテ、昨年ニ比し約三割以上の減収見込と在之、北米ニ於ても收穫減少の予想ニテ近時相場漸騰、或は買占メ投機起ランの兆在之、ロンドンニ於ける麦価・粉価共ニ著敷強含の入電、従て濠州ニ於ても漸騰ヲ続け輸出向キ品切れ、製粉家の取引は58より品ニ由り61迄取引アリアル由、輸出向麦粉は小袋514唱居候

日本の製粉界ハ不幸今一入人氣不引立の塩梅ニ候得共、幸ニ割安の原料沢山輸入相成、跡原料填補困難ニ付、粉価の騰貴セサル以上、操短ニテ原料喰継ぎ策の外在之間敷乎？

併し濠州一般本年の作柄は未だ悲観すへきニ無之、三月中播種已来相当ニ順雨在之、去月来、一寸雨量不足ナリシモ、前周末より少量ナカラ一般降雨普及致候間、筆者ハ昨年よりも寧口増収と觀察致居候、尤も膨大の作地ニ付、州ニ由り地方ニ由り雨不足の処あるを免れず、是ハ毎年の事ニ御座候

## 羊毛年報

昨年は原稿延引、又貴方印刷ニ手間取候等ニテ、本年初メ漸く各得意ニ頒布相成候事甚不都合

二付、本年ハ拙速ニ少々ノ不行届ハ不苦ニ付、一日も早く脱稿ノ事予テ部員ヘ催促致シ置候処、前月末、江戸部長督励ノ元ニ著々進行、本月ニハ脱稿ノ筈ニ御座候間、筆者ハ其一部分を披見したるのみニ候得共、其俣本船便ニ郵寄為致可申ニ付、貴着之上神速ニ印刷セシメ、八月末迄ニ各得意先へ御配付被下度候、然ラサレハ新毛ノ予想等得意ノ為メ真ニ価値少ナキモノと可相成候故也

右

北村生

取六四号信 大正13年7月24日 丹後丸便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

あらふら号便ハ今明日着予定ニ候ヘトモ、未着ノタメ前報後、貴信に不申接候

広東保險会社

出張員 田代 氏ハ妻子同伴ノ由ニシテ「あらふら」ニテ本日到着ノ筈ニ御座候、ランサー氏トモ可然打合セオキ候次第ニシテ、丹後丸問題ニ関シテハ近日会谈ノ運ト相成ルベク候ヘトモ、当方ノ立場トシテハ飽ク迄モ全額ニ対シ、填補ヲ受クル事ヲ期待致候態度ヲ維持可致候

Commonwealth

ナルモノハ目下ノ一大重要問題ニシテ、議會ニ於テモ相当反対意見アリシガ、於大体原案ノ通

大正十三（一九二四）年

四三

## Bank 改革案

リ通過致候、其内容頗ル複雑ナルモノアリ、銀行家トシテモ未ダ充分ニ咀嚼シ居ラザル程ニ候ヘトモ、従来ノ組織ト異ル要点ノ主ナルモノハ如左ニ御座候

Note Issue Board ヲ Com'with Bank ニ移シ、現在ノ紙幣発行局委員四名ヲ其俣 Com Bank ノ Director ト為シ、紙幣発行権能ハ従来ノ通り此四名ノ委員決議ニ依ル

其他ニモ銀行業実務ニ經驗アル者ヲ撰ミ、数名ノ Director ヲ増加スレトモ、普通ノ銀行事務ヲ經營スルニアリ

Com'with Bank ヲ一般銀行ノ親銀行トシ、各銀行ノ希望ニ応ジ可能範圍ニ於テ手形ノ再割引ヲナス、但シ之レガタメ銀行ニ対シ担保ヲ強要セズ、Com'Bank ハ従来他ノ銀行同様一般取引先ノ範圍ヲ拡ムル事ニ努メ居リタルタメ、自然一般銀行ト競争者タルノ嫌アリシモ、将来ハ此個人取引ニ大ナル制限ヲ加ヘ、再割引銀行トシテノ主意ニ反セザル事ニ改ム

資本金壹千萬£ヲ貳千萬£ニ増加シ、現在ノ銀行積立金ヨリ四百萬£ヲ取り、政府ヨリ 6% P/a ニテ六百萬£ノ借入金ヲ以テ一千万£トスレバ、經營上ノ資金ハ充分ナルベク、夫レ以上必要ノ時ハ政府ガ金融スル事トス、従来ノ資本金一千万£モ内規ノミニテ事実無資本ニテ事業ヲ拡張シツ、多大ノ利益ヲ挙ゲ居リタル也

如前記、聯邦銀行ガ再割引ヲ為ストハ如何ナル程度迄、各銀行ガ其恩恵ニ浴シ得ルモノナリヤ

未明ニシテ、且ツ各銀行トシテモ一流銀行ハ態面上ヨリシテモ容易ニ聯邦銀行ヘ頼ミ事致スマジク、此新案ヲ利用サル、ノ範圍ハ案外少カルベシヤノ世評ニ御座候、乍併愈々行詰リタル場合ハ、相当ノ逃ゲ路ガ設ケラル、事ト成リタルモノトモ解釈サレザルニ非ズ、直接間接金融融和ノ目的ニ於テ幾分カハ有効ナル可シト察シラレ候

紙幣發行權ガ聯邦銀行ヘ移サルレトモ、是レガ全權ハ依然トシテ從來ノ委員四名ニ限ラル、トスレバ、嚴トシテ増發ニ反対ナルノ態度ガ改良セラルベシトモ期待サレザルタメニ、未ダ一般銀行家トシテハ悲觀說ヲ改メ居ラズ、併シ苟クモ他ノ重役連ノ意向ガ増發ノ至当ナルヲ認メ候時ハ、従前ノ委員四名ノ態度モ幾分カハ緩和サル、ニ可到、從テ從來ヨリハ幾分ノ進歩ヲ示スニ可到儀ト筆者ニハ感ジラレ候

現在ノ紙幣發行高ハ約五千七百萬£ニシテ、其内銀行ノ手中ニアルモノ約三千四百五十萬£ニシテ、發行高總額ニ対スル準備金ハ42.96%ナリ、法定準備金最低額25%ニ比スレバ發行余力有之候理屈ナレトモ、準備資金ノ如何ニ拘ラズ、現在以上ノ通貨ヲ發行スル事ハ忽チ物価ノ騰貴ヲ来スベキモノトシテ、委員ノ同意セザル為メニ外ナラザレバ、今銀行ガ金貨ヲ提供スルモノアリトスルモ紙幣ハ發行セザル立場也、濠洲国家的立場ヨリシテハ健全ナル主義ニシテ、徒ラニ非難スベキモノニ非レトモ、各銀行家トシテハ時世ノ變遷ニ鑑ミ今少シ融通ヲ利カセ、確實ナル需要資金丈ケニハ不便ヲ来サ、ルダケノ増發ヲ頻リニ強要致居候次第ニ御座候

先年多忙季間 (1923-24) ニハ Bawra 支払金、Gratuity Bond 償還等臨時ノ出金重ナリタル事



モ大ナル打撃ノ一因ヲ為セシハ疑ヲ容レズ、來ルベキ羊毛シーズン中ニ政府用金融ガ如何ナル程度迄金融市場ニ影響スルカ、問題ノ別レ目ニ候ヘトモ、今日ノ形勢ヨリ觀測スルニ、結局ハ昨季ヨリモ苦シキ立場ニ陥ル如キ事ハ非ルベキヤニ見受ケラレ候  
 恐ラクハ各銀行家トシテモ一時ヨリハ幾分悲觀程度ヲ減ジルニ至リシナルベク、二三ノ銀行ハ既ニ常得意丈ケニ対シテハ、必要資金調達ノ目算立テリト申シ居リ候噂モ耳ニ致シ候

次季ノ金融未ダ見  
 込立タズ

Bank of Austria 及 National Bank へハ度々交渉ヲ續ケ居リ候ヘトモ、両行共ニ未ダ何等ノ曙光ヲモ認メ得ズ、時季ノ過ルニ從ヒ、追々筆者トシテモ苦痛ノ度ヲ加ヘ居候次第ニ御座候  
 今日ト相成候ハ、銀行ヘ対シテモ我等ノ必要ニ有之前季ノ資金調達状態ハ如左相成リ居リ候

For 12 months (April 1923 to mch 1924)

Total Drawings		£ 2,722,748
内訳	Y. S. B	£ 1,943,467
	Bank of Austria	568,816
	National Bank	158,760
	N. Z. on London	39,429

Hughes ” 12,274

Underawrn £ 392,000

内訳 神戸ヨリ送金 £ 157,000

London 資金 58,900

輸入資金其他 176,100

£ 3,114,748

則チ正金直接為替約百九十五萬£ニ比シ、倫敦為替其他約百十七萬£ニ候

来季ノ予算ヲ建テ候事ハ頗ル冒險ニ候ヘトモ、何トカシテ概算ヲ作ルノ要アリ、如左假定相試  
ニ候

For 8 month (Sept 1924 to April 1925)

Wool 60,000 B/S @ £ 40 £ 2,400,000

Tops 100,000 tns per month 240,000

Wheat 50,000 tons 500,000

Tallow 2,000 " 80,000

トスレバ合計約參百貳十二万£ト相成リ候

依テ Bank of Austria 壹百万円

ナショナル Bank 五拾萬円

ノ目安ヲ以テ兩銀行ヘ引受方極力尽力中ニ御座候

右予算額ガ如何ニ実顕サレ候カハ、恐ラクハ未ダ貴地ニテモ想像困難ナル可ク、又於大体此程度ノ金額ヲ要スル事ト相成候トモ、約其半額ニ位スル百五十萬£ノ多額DC信用狀發行可能ナリヤ否、又当方ノ立場トシテモ兩外国銀行ガ其金額百五十萬£モ引受ケ候ヤ否、頗ル疑ヒナキニ非ズ

茲ニハ唯筆者トシテノ理想起算ニ依リ、時機ヲ逸セザル様ニ行動ヲ開始致候迄ニ有之、恐ラクハ今状貴着ノ頃、是レヲ大分具体化セシムベク、電信ニテ御照会可申上順序ト相成候様予測罷在リ候

松島正金支配人トシテモ未ダ何等責任ヲ持タル事ハ口外シ得ズ、又我等トシテモ今ヨリ具体的ニ入用予算額ヲ通知シテ追究致候立場ニモ御座ナク候ヘトモ、最近同氏ノ見込ハ一時ヨリハ幾分樂化サレシ模様ニシテ、結局ハ資金調達不可能ナドノ破目ニハ陥ルマジキ筆者ノ觀測ニ候

D.C. L/C 発行ニ就テハ、松島氏トシテハ格別ニ異議ヲ申立ベキモノニ非ズトノ主張ニハ變リ無御座候ニ付キ、D C 発行額等ニ就テハ極力貴地ニテ御交渉被下度御願申上候、而シテ後日此諒解ヲ作ラレ候暁ハ、一々当地松島氏ヨリノ電報ナシニ神戸ニテ発行案内ノ電報ヲ発シクレ候様御打合せオキ被下度願上候、松島氏ハ異議ナキ事トハ相成居候トモ、之レヲ一々念ヲ押シニ參リ候事ハ頗ルデリケートノ場合少カラザルタメニ有之、特ニ山本部長ノ御尽力願上候  
松島氏トシテハシドニー正金ノ資金調達ニ対シ、倫敦為替ノ取組ノタメニ齟齬ヲ来サスルガ如キ事サヘナクシテ、早クヨリ直接為替用何程ト予告サレタル額ニ變動ヲ来サザル様ニシテ貰ヘバ差支ナシトノ意見ナル事ハ、已ニ屢々申上候如クニ御座候

以上認め候後、又復 Bank of Austria 支配人ニ会见致候處、本日「メルボルン」ヨリノ入電ニ依レバ

在倫敦資金ニ対シ、相当紙幣發行ノ權能ヲ聯邦銀行紙幣發行部ニ与フルトノ条件ヲ附セヨトノ改正案ガ目下討議中ノ上院ニテ提議サレタル由

ニ有之、若シ此種ノ改案ト共ニ Bank Bill ノ上院三読会ヲモ通過スルニ至ラバ、各銀行ノ立場ハ頗ル良化スル事当然ニシテ、殊ニ我等ノ頼リトセル全濠銀行ニ於テ最モ好都合ナル次第ニシテ、其実現セラレン事ヲ祈リ居リ候

如前述、正金シドニ一支店トシテハ、愈々ノ場合ハ何トカ調達不可能ナラザルベシトハ察シ候ヘトモ、何分ニモ資源ノ大部分ハ他力ヲ頼ル不利ノ立場ナレバ安心ハ難相成、後日外国銀行ガ引受ケ同意致候物ニ対シテハ、是非共、DCLC発行ノ同意ヲ貴地正金ニテ獲得致サレ候様御尽力重テ御願申上オキ候

## 為替相場

又復続落ノ傾向ト相成候事、当輸入部ハ大悦ニ候ヘトモ、日本全体ノ立場ヨリシテハ頗ル不感服ニ有之、四月廿三日ニ於ケル最低相場 T/T 売 1/9  $\frac{5}{8}$  %、買 1/8  $\frac{7}{8}$  %ニ接近シツ、アリ、今日ノ日本向相場ハ、1/9  $\frac{3}{8}$  %、1/9ニ御座候ヘトモ、真逆ニ是レ以上、多大ノ引下ゲハ有之間敷哉ニ存ジラレ候

## X rate up

独乙債務解決問題ガ幾分具体化サレントシツ、アルガ如キ情報ニ因ヲ為シ、一昨廿二日ハ本年最高 \$ 4.41 ヲ表スニ至リ候由、是等モ自然日英相場下落ノ一因トモ可相成候

## 輸出電報料

四五六、三ヶ月分合計 \$ 251/9/7 今便御振替申上候間、添附伝票ノ通り前例ニ慣ヒ、第三回奨

励会寄附金トシテ御入帳被下度候（濠洲部）

シドニー会社第

二回總會

ハ予定ノ通り七月十日店内ニテ開會、株主全体集會、北村取締役ヨリ營業年度経過ノ御説明アリ、兼テ御同意ヲ得置候通り、左ノ議案ヲ可決致候

一、払込金五萬£ニ対シ、20%ノ条件附配当ヲナス、是レニ要スル一万£ハ

前年度繰越金ヨリ三五〇〇£

今年度ノ利益殆ト全部六五〇〇£

ヲ振り宛テ候事ハ所得税關係ヲ明カニスルタメニ斯ク取計ヒ候

而シテ改正聯邦所得税法ハNSW州同様配当スベキモノニ対シテモ、会社ガ支払ノ事ト相成候ニ付キ、配当金ハFree of Taxト相成候

一、一株ニ付キツ、ノ払込ヲナス

則チ各株主配当金全額一萬£ヲ払込ミ、払込済資本六萬£ト成ル

一、取締役及オージター全部再選

右會議録ノ写ヲ同封致候

右總會ノ模様ハ直接当地ヨリ松木・竹内両出張員へ郵報致才キ候

大正十三（一九二四）年

右

以上、北村披見致候

取六五号信 大正13年8月12日 あらふら号便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

貴信

100 号前田重役御執筆六月廿三日附あらふら便、七月廿五日着

101 藤井重役御認メ六月廿九日附ビルマ丸便、七月廿九日着

102 藤井重役口述、山本部長御代筆七月八日附吉野丸便、八月六日着

東京支店特31六月十一日附林重役御認メ丹後丸便ハ、ビルマ丸ニテ七月廿九日延着

同特31六月廿三日附藤井重役御認メあらふら便モ亦ビルマ丸ニテ七月廿八日着、夫々拝誦致候

東京支店発状ガ続々延着致居リ候事ハ、既ニ一々御報申上居リ候処ニ有之、恐ラクハ東

京郵便局ガ震災後、未ダ準備不整頓ノ致ス罪ニ外ナラザル可シトハ察シラレ候ヘトモ、

当方輸入品ニ対スル書類ノ延着ハ、今更ナラネドモ非常ノ迷惑ヲ来シ居リ、注文主ヨリ

ノ苦情ハ申ス迄モナク、税関規則嚴格ナルタメ日本ノ「インボイス」ナクシテハ全然通



関シ得ズ、利息ノ損失、代金取立期ノ延期トモナリ（僅カノ処ニテ一ヶ月ノ延勘定ニ入レラル、場合モ少カラズ）、今後共、特別ノ御注意願上候以所ニ御座候

〔欄外書込〕

但シ最近あらふら便東支発書類ハ神戸ヨリ同封ト成リシガ、此神戸ヨリノ郵便ガ延着セルニアリ候

藤井重役

〔病氣見舞いについて翻刻省略〕

上毛モスニ対シ  
テ愈々起訴

ノ外ナキニ至リ候経過ノ御詳報ニ接シ、今更ナラネドモ川又・渡辺輩ノ不誠意極マレルハ遺憾千万ニ有之、又々藤井重役ニ代リ前田重役御上京ノ上、林重役ト共ニ日夜没頭不断ノ御尽力ヲ続ケラレ候趣、事情止ムヲ得ザル成行トハ乍申、日々御寿命ノ縮マル思ヒニ苦シマレ居リ候事ナルベシト当方ニテモ日々御同情感謝罷在候次第ニ有之、一日モ早ク何トカ落着致シ、貴方御当局ノ御苦痛ニ報ヒラルモノアル事ヲ神念罷在リ候

内容ニ対スル御受ケハ必要ニ応ジ、北村取締役ヨリ貴意ヲ得ラレ候事ト奉存候ニツキ、茲ニ之レヲ贅セズ候

丹後丸震災保険

「あらふら」号ハ乗組員中伝染患者発生シ、濠洲沿岸寄港ヲ廢シ七月廿五日入港、檢疫所稽リト成リシガ、船客ハ故障ナク広東会社出張員「ホール」氏ハ妻子ト共ニ無事上陸サレタル由ニ御座候

其後、本問題ニ関シテハ「ランサー」氏ト熟議ヲ重ネタル結果、香港本店へ宛テ具体的ノ電報ヲ發シ、夫レニ対スル回答待合セ中ニシテ、其返事ニ接シタル上ニテ始メテ当店來訪ノ事ト相成居候ニ付キ、未ダ面会致シ居ラズ候、但シ本社ヨリノ返電ハ急ニ期待シ得ル程、簡單ノモノニハ非ザルニ付キ、相当ノ期間ヲ与フルノ外ナキ如キモ、茲兩三日中ニハ可然態ニ於テ返事ヲ催促スル事ニ「ランサー」氏ト打合セオキ候ニ付キ、遠カラス何等カ具体化セル交渉ヲ開始スルニ可到期待ニ御座候

今後ノ金融方針

ニ就テ御前部長御執筆特状53ニテ、倫敦廻リ為替トシテノ御來旨敬承致候、御高説一々御尤ニ有之

第一 Y S B、第二 倫敦廻リ、第三 送金、第四 Bushell 買取金ノ如キ臨機ノ方法ヲ基礎トスルノ外ナク、否寧口第一 倫敦廻リ、第二 Y S B 直接為替トモ成ル可キ形勢ナル事ハ

既ニ当方ニテモ充分心附キ居リ候事ニシテ、其覺悟ヲ以テ当方ニテモ早くヨリ準備行動ヲ開始努力罷在リ候事実ハ、既報ノ通りニ有之候

然レトモ当店対正金銀行關係上、又当地ノ資金難、依然トシテ進展ヲ觀ザル現状ヨリ察スルニ巨額ノ倫敦廻リハ期待難致候究境ニ有之候、当店ノ立場トシテハ、制限サルベキ有利倫敦廻リ資金ヲ何レノ商売ニ如何ナル割合ニテ振り宛テ可キ歟ニ就テ、大体ノ方針ヲ定メオクベキ時機ニ到達致候様感ジラレ候ニ付、疾クニ貴方ノ御意向拝聴致シ度ク、貴意ヲ得オキ候次第ナレトモ、其点ニ対シ、未ダ何等ノ御来意ニ接セザル次第第二御座候、而シテ倫敦廻リ為替ハ自然出来ル丈ケ羊毛本位ト成リ、而カモ其内ノ優先權ハ日毛へ提供スルノ外ナカルベキ御前部長御意見ト拝承致サレ候

当店ノ取扱品ニシテ羊毛ニ次グ金嵩物ノ小麦乃至「Top」ナル事ハ明カニシテ、小麦ノ如キ前期ニ於テハ商談ノ比較的余裕アリシト為替相場ノ出合ヒ好都合ナリシ時ニ於テ、正金直接為替先約ニテ成立セルモノモ少カラザリシガ、原則トシテ倫敦廻リニ非レバ、充分ナル商売ハ期待致シ難ク、以前ハ不定商品トシテ予算々々入困難ナリシ小麦モ、日濠間需給關係ノ愈々密接ト成レル近情ニ鑑ミ、将来モ亦相当多額ノ商談成立ヲ期待シ得ル有望商品タル可キ事ト存ジラレ候ニ就テハ、本品ニ対スル金融方法モ考量ニ容レオクノ要切ナルヲ覺ヘシメ候

投機気分ヲ含マザル安全商売トシテ委托羊毛本位トセル我等ノ方針モ、時世ノ変遷ニ連レ、多大ノ代金ヲ長期間金融スル立場ニ於カレ居ル当店ノ如キハ、其責任莫大ナルモノニ有之、最近

ノ上毛モス問題ニ鑑ミテモ将来ノ方針ニ対シ、大二期スル処ナケレバナラ又次第二御座候  
羊毛得意先中、日本毛織ノ如キハ容易ニ其土台ニ動揺ヲ来スベシトモ思ハレズ候ヘトモ、其他  
ノ会社ニハ不況時代ノ永續トカ不慮ノ災害ニ遭遇センカ、忽チ他力ニ俟ツノ外ナキモノ少カラ  
ザル可ク、其一部ニ破綻ヲ暴露スルニ至ランカ、忽ニシテ同業者一般ニ影響スルモノアル可キ  
ヲ覚悟セザル可カラズト存候

依テ筆者トシテ兼々希望致シ居候点ハ、羊毛本位トセル当店ガ羊毛需要会社取引本位トスル事  
ハ当然ニシテ、又之レニ依テ当店營業ノ基礎ヲ為スベキモノニ候ヘトモ、又一面資力ノ一部ヲ  
製粉業ノ如キ羊毛無関係ノ方面ヘ割キ、相当ノ金融力、則チ危険負担額ヲ別チオキ候事ガ、万  
一ノ場合ニ方リ、商店ノ基礎ヲ比較的安全ナラシムル以所ナルベシト存ジ居リ候次第二御座候  
前述筆者ノ卑見ニハ直接ノ関係ナク、当地ノ資金難ヨリ倫敦廻リ充分ナルヲ期待シ難キ時ニ方  
リ、各得意先ニ対シ如何ナル方針ヲ採ルベキヤニ就テ、最近広戸・片桐両君及筆者ノ意見全然  
一致致シ、北村取締役モ亦此同意ナル帰着点ノ要領ハ大体左ノ如キモノニ御座候

倫敦廻ヲ如何ニス  
ベキヤ?

日毛ハ一大得意トシテ当店モ常ニ最善ヲ尽シ、又為替問題等モ優先権ヲ提供シ居レトモ、  
近来ノ注文数（金額ハ尚更ラ）ハ大阪モスナドニ比シ、多大ノ特徴ナク、日毛トシテハ

当店ニ対シ何等特別ノ考慮ヲ与ヘクレ居ルヲ認メ得ズ、今日ニテハ普通ノ得意先ト成レルノミナラズ、常ニ苦情、弁金要求等ノ迷惑多大ナルハ、感情問題ナドハ全然別トシ、営利業者トシテ堪ヘ能ハザル処ナリ

依テ倫敦廻リヲ他方面ニ有利ニ使用シ得ル場合ハ、日毛注文ヲ強テ要求セズ、今後ノ注文増加期待ナドノタメニ有利条件ヲ犠牲ヲ供シテ迄モ提供セザル事、為之注文減少、又ハ一時全減トナルヤモ難計カルベキモ止ムヲ得ザルベシ

則チ注文ヲ拒絶スルニハ非ズ、普通ノ得意先扱トシテ我等ノ最善ヲ尽スニアリ

大阪モス其他ヨリ買付方法、金融等全然当店ヲ信頼一任セルモノニ対シテハ、寧口倫敦廻リノ如キ条件モ相当我等ヨリ提供シ、其信任ニ報ユルト共ニ注文増加ニ努力スル事

Top ノ如キモ愈々取扱業者ノ増加ト共ニ競争多キヲ加フルニ至ラバ、屢々倫敦廻リヲ利用スルノ必要ニ迫ルニ至ルベシ、小麦其他ノ商品ト共ニ比較計算シテ限ラレタル倫敦廻リ可能額ヲ可成ダケ有利ニ活用スルニアリ

〔欄外書込〕

但シ大阪モス外小規模会社ニ対シテハ、自ラ注文引受額ガ信用程度以上ニ超過セザル事ニ注意スル事申ス迄モナク候

右ハ頗ル重要案ニ有之、直接当局タル広戸・片桐部長ヨリ詳述可申上、又北村取締役ヨリ今便又ハ次便ニテ具体的ニ貴意ヲ得ラレ候事ト奉存候ニ付キ、筆者トシテハ金融問題記述ニ關聯シテ、其概要ノミ記載致シ候ノミニ御座候

九・十月入用額

八月二日發貴電ニ依テ拝承致候ヘバ

九・十月中ハ他ノ会社ノ注文全然見込無之

日本毛織ダケハ次ノ「ブリスベン・セール」(九月二日・三日・四日)ヨリ相当多額注文有之見込ナレトモ、ひまらや丸及吉野丸便委細郵報ノ如ク倫敦向為替相当ニ提供スルニ非レバ纏リタル注文引受見込ナシ、外国銀行出来ルダケ多ク必死尽力セヨ

九・十月積拾五萬£丈ケハ是非尽力頼ム

Y S B シドニ一諒解ヲ得タル上ニテ電信セヨ

神戸Y S B 諒解済

ト有之、貴方ノ事情大ニ明瞭ト相成リ候

前記将来ノ方針ハ一般的ノ場合ニ有之、右御來電ノ如ク九・十月ニ対シテハ、日本毛織ニ対シ可能額ノ全部ヲモ提供シテ、注文ノ獲得ニ努力スベキ事当然ノ儀ニシテ、当方ハ早くヨリ全濠及「ナシヨナル」両銀行ヘ対シ、九・十月合計參拾萬£トノ予報ヲ与ヘオキ候次第ナレトモ、

両行共一文モ約束シ能ハザル立場ナリシタメ、右貴電ニ依リ我等要求高モ具体化シ、腰モ強ク相成候事トテ重テ交渉致候処、十萬£サヘモ約束不可能ノ回答ニ接シ候ニ付キ、然ラバ何程迄引受ケクル、カトノ手詰メノ交渉ヲ「メルボルン」本部ト掛合中ニシテ、明日日中ニハ何分カノ挨拶可有之筈ト鶴首罷在候立場ニ御座候

続テ八月九日附貴電ニテ（東京発）

守田認メ貴信63号参照、羊毛ニ対シテハシドニーニテ出来ルダケ何程ニテモ正金〇〇  
 〽〽 発行諒解シ、日毛ニ対シテハ差額（倫敦廻リト直接為替トノ分配協定出来ル見込  
 ナレバ二日附電信ノ通り必死尽力セヨ

トノ御来旨敬承致候

是レニテ貴地信用状発行問題ハ心配ナク、又日毛ニ対シテモ為替ノ差益分配ヲ得ラル、事ト相成候ハ、愈々ノ場合、銀行外ノ商人ニ若干ノ報酬ヲ支払金融致候事モ、必要ニ応ジ試ミ得ル陣立ト相成候、乍併他ノ羊毛業者ニ一部ノ買付ケヲナサシメ、其額ニ対シ為替取組マシムルカ、又ハ買付ケハ全部当店ノ手ニ占メ、為替取組ミノミヲ依頼スルカ、何レニシテモ之レハ最後ノ手段ニ有之、愈々ノ場合ニ試ムベキモノニ候

ク五萬£?

修正案中ニハ大分一般銀行家ノ意見ヲ加味サレタルモノモアリ、目下再ビ下院ニテ審議中ニシテ中々如意進捗不致候始末ニ付キ、各銀行家トシテハ依然トシテ我等ノ相談ニ応ジ難ク、門ヲ閉サレ居ル有様ニ候ヘトモ屢々之レヲ押し開ケテハ口説キ付ケ居リ候次第ニシテ、本日 Bank of Austria 総務部ヨリノ回答ハ拾・十一兩月弍萬五千£ヅ、丈ケ漸ク引受ケノ事ト相成リ、其額少ニシテ失望致候ヘトモ、正直ノ処、今日ノ場合之レ丈ケニテモ握リ得タルハ「ヤレ〜」ノ思ヒニ有之、今後モ引続キ接触ヲ保チツ、好機ヲ睨フノ外御座ナク候

〔欄外書込〕

但シM市ヨリハ十・十一月二五〇〇〇£ヅ、トアリ、之レヲ九・十月ニ変更交渉中也

National Bank エリノ返事モ一兩日ニハ來ル筈ニシテ、此方ハ一層見込薄ニ候ヘトモ、正金松島氏へ報知諒解ヲ得ルハ可成一纏メト致シタク、今日ノ貴方電報へハ松島氏諒解済ト加電致サズ候ヘトモ、之レニ対シ異存アル筈無御座候

金融ト店內為替

御前部長御着信中、貴地ヨリノ送金用資金ノ準備ヲナスベク、貴地ヨリ輸出用為替店内取極メヲ見合セ、積立テオク様拝承致サレ候ヘトモ、是レハ小生ノ誤解ニ非レバ貴方ノ御感違ヒニ非



ズヤト奉存候

今後当地ニテ資金益々梗塞トナラバ、日本ヨリ送金セントスルモ当地ニテ引受銀行ナク、則チ出合ヒナキヲ普通ト覚悟セザル可カラズ（事實チャータードニテハ苦シイ時ニテモ、少シ位ハ何トカ相成リ候経験ハアレトモ）、夫レヨリモ其種ノ資金ヲ可成ダケ貴地ヨリノ輸出品ニ利用シ候事ハ、単ニ資金活用ノ意味ナルノミナラズ、貴地ヨリノ輸出ヲ援助スルノ効果モ大ナルヲ思ハザル可カラズ、商店全体ノ立場ヨリシテ可成ダケ多クヲ無為替資金ニ用ヒ、当方ヨリハ出来ルダケ迅速ニ之レヲ当地ヨリノ輸出資金ニ宛テベキモノニ御座候

〔欄外書込〕

先般漸ク二萬£ノ倫敦廻リヲ得、全部羊毛ニ使用ノ結果、小麦ニ対スル入用額五千£計リノ小額追加ノ出来ザリシ事ヲ憤慨ノ模様、貴輸入部状中散見致候、一応御尤ニハ候ヘトモ、此頃ノ実状ハ中々ソソナ楽ナ物ニハ無御座候、但シ然ラバ他店ハ如何トノ比較問題ハ別物ニ御座候

外人青年傭入レ

ハ兼テ御同意ヲ得候、羊毛インボイス係リトシテ当店ノ型ニ合ヒソウナ者ヲ物色致居候ヘトモ容易ニ無之折柄、WILLIAM JOHN FOOKS トテ一九一四年入店、羊毛部ノ仕事ニ働キ居リシガ、

## 人事

其当時ハ健康上当分田舎生活ノ必要アリシ由ニテ、止ムナク一九一九年退店、以来牧牛其他ノ小仕掛ケ仕事ヲ兄弟ト経営シ来リシガ、健康モ健全ト成リ、田舎ノ事業モ意ノ如クナラズ、入店希望有之候ニ付キ、医師ノ健康証明モ取り再ビ入店ノ事ニ取極メ候、此男ナレバ正直氣順ニシテ、仕事モ熱心ナレバ頗ル好都合ト望ヲ属シ居リ候

出生日一八九八年十月十七日ノ廿六才ニ有之、一週£4ハ少クモ遣ラネバナラヌ相場ナレトモ、試験的ニモ有之、£3\10\ノ支給ノ事ト致シ候

大倉組ノ澤田重雄君ハ多年ノ懸案ト成リ居リタル当地ノ一婦人ト遂ニ正婚ノ式ヲ挙ゲラレ候、新夫人ノ父君ハ当地ニテ知名ノ彫刻家ニシテ好人物ニ有之、此老翁モ沢田君ニハ惚レ込ミ居リ候様子ニシテ、家庭ハ幸福ナルベシト存ジラレ候

## X rate 暴騰ト日 濠相場下落

独逸賠償専門委員会ノ立案ニ基キ、各関係国協商進展ノ結果、独逸代表者モ遂ニ英国ニ開カレタル会議ニ接スルニ至リ、今回ハ比較の有望ナルガ如キ模様ニシテ、英米間 X rate ハ続々好調ヲ呈シ、八月八日ニハ遂ニ \$4.52\frac{3}{4}\$ノ高率ヲ表スニ至レル由報ジラレ候

是レガ影響ハ忽チ日英間相場ニモ及ボシ、続々下落悲運ニ向ヒ、今日ノ相場ハ日本向ケト

売 1/9 7/8、O/D 買 1/8 9/16 ニシテ四月廿三日ニ於ケル最低レコード相場ニ勝ル事僅ニ1%ト相成  
リ、此勢ニテハ近々又々最低レコードヲ破ルニ至ルヤニ慮レ候

右

追記

今夕新聞電報ニ依レバ、独乙賠償問題仮協約書内容ノ発表ニ連レ、為替相場狂騰 \$4.56 1/4 ヲ  
伝へ候

以上

以上、北村披見致候

第九一五号信 大正13年8月13日 緬甸丸便

豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓

貴信

前田重役六月廿三日付180号アラフラ便、七月廿五日着

藤井 ♪ 六月廿九日付181号ビルマ丸便、七月廿九日着

♪ 代筆山本部長七月八日付182号吉の丸便、八月六日着

♪ ♪ ♪ T13 ♪ ♪ ♪

東支林重役六月十一日付特31丹後丸ニ後れ又々大延引

バーマ丸にて七月廿九日着

♪ 藤井重役六月廿三日付特32アラフラ便ニ後れたるニ哉？

七月廿八日延着致候、此書面 copy 粗漏ニシテ浸潤著敷、頗ル難読也、東支 copy 帖ハ殆

ント黒紙と相成居ルヘキ乎ニ存候、係員御注意鞭撻在之度候

御前部長六月廿一日付特51アラフラ便、七月廿五日到達

〃 〃 廿八日 〃 52ビルマ丸便、七月廿九日 〃

〃 〃 七月8 / 9日付 〃 53吉野丸便、八月六日 〃

以上逸々拝見致候

御見舞申上候

藤井重役輕症盲腸炎にて七月五日より御就床之由、初夏の悪氣候と上毛事件御心勞の加減も可  
在之、又食物の影響等ニ依る義と存候、幸ニ一周間斗にて恢復御見込之由、何卒予定之通り御  
全癒被遊候様祈上候

右ニ付前田君御上京、上毛事件ニ付百方御苦神被成下居候趣奉多謝候、炎暑の候、殊ニ東京ハ  
不摂養の杞憂も多く御苦勞千万ニ存候、折角御自重、健康保全ニ御用心被成下度候

林東京支店長ニ於ても上毛事件ニ付、日夜御配慮不屈の御尽力奉謝候、男子全盛の年齒ニ付、  
急ニヘコタレル様の事ハ在之間敷と存候得共、衛養御注意被成下度候

上毛債權

回収難ニ付、各通信を以て詳悉御報導被成下奉謝候、全く予想以外の大事件と相成、遙ニ心痛

二不堪候、昨秋大震災災害已来の感想述懐、前田重役御詳報頗る以て御尤も二敬誦致候、特ニ此会社ニ対する債権増加ニ付、全責任引受云々、緊張シタル御決心、同君の御気性として左も可在之処と存候得共、何れも我商店の為メ善所と認メテ御尽力被成下候義ニして、不幸人格ナキ相手ナリシ故、遂ニ今日の如き窮境ニ陥り候段、寔ニ迷惑千万ニ候得共、而も責任問題ニ至リテハ重役一同の負担すへきものニして、敢て前田重役個人ニ御迷惑を掛クル如き性質のものニ非すと確信致候

無担保貸金の一部填補として兼て公正証書御入手の六・七・八月渡しモスリン式百五十梱の外、更ニ七月より十一月ニ亘リモスリン三百五十梱先収権調印御受取相成候得共、先方重役等の誠意ナキ輩の口述ハ朝令暮改、殆ント信用無之、其間整理案ニ付金原・河崎氏等の進入も在之、大凡両氏のアンダスタンドは得られ居候由ナルモ、今度は渡辺・川又等の弁護士より捨鉢の挨拶を持ち出し候趣ニテ、一旦場合ニ由リテハ願下け御考案中の七十萬円ダケニ対スル訴訟も遂ニ進行セムル手配ニ相成候段、實ニ不得立場と存候、御来示之通り裁判沙汰ハ全く我等の不祥事トスル処ニ候得共、相手が相手ニ付致方在之間敷処と存候

林東京支店長御来示中、出訴ニ付テハ予メ三井・三菱等係員の了解ヲ得タリト在之候得共、金の多少ハ兎ニ角、彼等連モ（K）ニノミ優先権ヲ与ウヘクモ在之間敷と杞憂致居候処、果シ

テ前田重役認印アル六月廿六日時事新報（藤井重役御來示の同新聞東京版六月廿五日）記事ニテ、他の原料債権者ニ於ても自家の利益、債権の擁護の運動開始トナラハ整理は至難ニ陥ル云々、廿七日の同新聞ニハ河崎氏整理引受も中々具体的ニ進捗セス、債権者中、銀行家ハ相当の抵当物ヲ有し居候ニ付、整理の必要ヲ痛感セサルモ、原料商・機械商等ニテ或ハ整理の衝ニ当ルニ至ルニ非ラル乎等評説在之候得共、其末文何分社内ニ潜在スル或種の事件ヲ誘発スルナクシテ、此実行困難云々と在之、事情錯雜混乱、到底遠方より其実況ヲ伺い難く候得共、前記モスリン 250ト 350、合計六百梱引渡の優先権ハ確實ナルモノニ哉、又周囲の形勢より觀察シテ我等の訴訟ノミ進行スルモノトモ難考、結局願下ケの無止ニ至ルヘク、果シテ然る時は是迄日夜御苦心被下候債権額減少不可能と相成、僅々手形ヲ受取り、現荷を保留サレ居候分差引百三十萬円前後の巨額の債権筆頭ヲ以テ整理案ニ加入セラル、不幸ニ遭遇スルニ非ス哉と此方一同大心配罷在候、而も是迄行詰り候ては此方何程苦神致候共、格別の知恵ハ無之、貴方最善の御尽力ニ埃ツの外無御座候

栗原モスリン

右ニ引替へ栗原幸八氏の夏座敷的決算報告、御同情ニ不堪、同君の誠意ハいつも乍ら見上タ物ニ御座候、何卒一日も速ニ復旧の成効ヲ祈上候、本年三月中、同君よりの私信ニ対し一寸見舞状差出し置申候

有価証券の処分

題下ニ前田重役188号末項御来示の件承知仕候、但し御除才無之候得共、上毛債権難ニ不抱、正金銀行ニ対スル担保額豊富ニ在之(182号7葉ノ如ク)折柄ニ御買入元直ニ損耗ナケレハ異議無之候得共、少損ヲ忍ンデ迄も実弾収集の事、一考ヲ要する処と奉存候

正金銀行ニ対スル

立場ニ付種々御配慮、現状詳細183号ヲ以て御表現被下奉謝候、約式百萬円の余裕在之候ハ、其時々の手形継続等も振出し人確實ナラハ遲疑無之筈と存候、但し伊藤町不動産ヲ六十萬円の見替りニ相成居候日濠館及地処ハ、第一或は三四銀行へ別口担保ト相成居候義と推察致候?

浴巾会社

製品ニ付縷々御来示敬承致候、兼て見込製織御着手の三千貫ハ既ニ注文約定済の様伝承致候事と部信ニ由り御了解と存候、跡年内ニ四千貫引続き製織の御提議ハ此方異議ナシと存候、既ニ少数ナガラ前記三千貫注文口以外ニ徐々注文継発致居候間、幸ニ御決心右四千貫の原料ハ七月已来棉糸再騰前割安と御鑑定(182 Page 4末項)の頃、既ニ御買約被遊居候様祈上候、果シテ如何?



愚按するニ銀価高直保合ト日本貨幣為替率下落の為メ、支那及南亞細亞へ輸出可能の為メ内地の棉糸再騰セル義ニ存候得共、近來の米棉・日棉の相場及日本工費の騰貴等より瞥見すれハ、一昨年之如く平均二百円前後ニ迄下落の事当分在之間敷、平均式百七十八円が底直ナル可キ歟と推量致候、併三百円以上ニては未タ下落スヘキ余地アリと存候

此方面タオルの旧持荷は追々形付行キ候模様ニ候得共、一時金融梗塞の為メ各問屋ニ於て緊縮方針確守、戦争中の放漫ナル仕入ニ苦き経験ヲ得たる結果と存候、併昨年末、旧古持品の整理も相付きツ、在之折柄、本年は羊毛・小麦共数年來の豊作、且ツ相場も上直の見込ニ付、年末より來年ニ入り地方農牧家の収入裕福と相成候と共、人氣ハ挽回可致哉ニ存候間、タオル・棉織物・シルク類の注文増加可致哉二期待致候、庶幾くハ明年中ニハ貴会社当局者多年御尽瘁ニ酬フヘク、精々注文売約方尽力為致可申候

## 丹後丸震災保険

未払の羊毛 Top 二対する保険金交渉ニ付、香港本社之セクレタリー H. H. 夫妻アラフラ号にて到着の由ナルモ、別信守田部長認メ之通り当地代理店と香港本社間相談中の由ニテ、其返事接手次第当店へ交渉開始の予定ト承知致候、暫時御待可被下候

会社との取引難洪の件ニ付 182 号 Page 5 御來報、此方も勿論同感ニ御座候、併本件ニ付、過日守田・広戸・片桐部長等と熟議研窮致候処、此会社の注文も今日にては左様ニ平身低頭、御無理御尤もと甘受スル程難有味アルモノニ無之様觀察致候、則チ  $1\frac{1}{2}\%$  口仙ニ候得共、諸種の費用ハ  $\frac{1}{2}\%$  ニテハ補充致し難く、仮ニ正味  $1\%$  の実収アリトスルモ、昨今年の如く僅ニ壹萬三四千俵の注文ニテハ一俵平均  $\$35$  と見積り、金高四十五萬  $\text{£}$  乃至五十萬  $\text{£}$  未滿也、仮ニ貳萬俵ヲ得タリトスルモ七十萬  $\text{£}$  也、此口仙七萬円ニ過キス、敢テ口広き事ヲ申ス為メニ非ス、亦タ頭斗大キク相成タルニハ無之候得共、僅々五、七萬円の為メニ多人数の店員等が一年中ヘーコラ叩頭セサルヲ得サルハ如何ニも馬鹿く敷慷慨ニ不堪候、況ヤ實際ハ  $\frac{3}{4}\%$  正味モ六ヶ敷候、自家の若者出張のとき、無遠慮ニいつも我等へ周旋方倚頼在之、夫れニ対し何等の報酬ナキノミナラス、新入無經驗の会社の為メニ我等の注文ヲ犠牲ニ致居候事、あまりニ不人情也

往年は相当のコボレも在之、商店第一の得意ナリシニ相違無之候得共、自己利主義一方ト競争者の迫害ニテ諸種の割戻シモ近来ハ一切吐出し済、残ルハ僅々少量の見本の残毛ナリ、然ルニ此見本残り迄日本へ送出セヨトノ小永井君の申条ハあまりニ厚皮敷、全くウンザリ致候、申迄も無之、此問題は先方より催促アリトモ三回ヤ四回ハ御聞流し可然、万一の場合ニハ濠州の商

慣習ニ付絶對返上難致旨、方便ヲ以て御断被下度候、實際当店の如キは他の同業者ニ比し、頗ル少数ダケ抜取、参考ニ供シ候為メ目欠も無之候事也、彼等ハインボイスの目方ダケ荷受スレハ苦情ハナキ筈ニ候、況ンヤ今日見本屋ニ手数セシムレハ、一口ニ壹志六片徴収致候、而シテ紙代一枚三片也（当店ハ新紙ノミデナク古紙再用勵行致居候）、ヨシ是等の紙代・人足賃支払呉ラレ候共、手数繁雜ニ堪ヘず、到底引合不申、且ツ商慣習上ホントノ事ヲ申セハ、左様問題？ヲ出セハ、同業欧米商人ニ哄笑セラレ可申候、併笑ハレル位ノ事ハ何共御感じ在之間敷先生連ニ付、此方大迷惑ニ御座候、御除才無之候得共、此件一会社ノ請求ニ応スレハ他店よりも請求ニ接すべく存候間、強硬ニ御拒絶被下度願上候

ロンドン廻り為替振宛の如きも、今日融通困難の場合、此会社ノミ利益ヲ掩奪セシムル事、如何ニモ残念ニ候、近電ノ如ク茲一、二ヶ月他店注文無之場合ハ不得止候得共、然ラサルトキハ、寧ロ当店のメリットを信用シテ注文致呉候大阪モス・東京モス等へ全部振向ケ、日本毛織ニ対シテハ出合不整の故ヲ以テ体好ク注文御断被下度候、守田會計部長通信ニモ在之通り、聯邦政府の聯邦銀行改正案未決の為メ紙幣増発の事も未定ニ付、近ク来ル可キ羊毛・小麦輸出資金難ハ今以て樂觀ヲ容ルサス、濠州最大重要な輸出品ニ付、相場下落シテモ金融ヲ傍觀スル事ハマサカ在之間敷、今日迄の処、銀行組合強固ニシテ、ロンドン濠州間の為替率を高カラシメタルモ、全く銀行屋連中の儲ケ過キル弊害ニ不外と存候、仏軍の独乙占領地より（抵当の為メ）一年

間ニ撤廢引上ケ仮定的のロンドン協議ニ於て粗纏りたる新聞報トトモニ紐育 *Rate* 続騰、本日ハ四弗五十五仙四分ノ三の入報、下落已来初メテの高直ニ御座候、此丁子ニテ若シモ \$4.88 則 *Par* ニ迄回復致候暁ハ英国の金貨本位ト成り、正貨の輸入ニテバランス容易と相成候ハ、3%も4%もの割引き、又は打歩ハ消滅の筈ニ候、併其処迄ハ今羊毛季節中ニハ回復無覚束被考候、少々問題横道ニ入り候得共、ロンドン廻り為替難洪の間、出来致候金高の可成多くハ日毛外の羊毛注文ト小麦代金ニ充当致度希望致候、敢テ日毛の注文ヲ平押ニ断ルニハ不及、正金直接為替ナラハ何時ニテモ拝受、ロンドン廻りは *(K)* 微力ニシテ難引受趣旨、程克御弁明被下度、其内ロンドンも正金直接も多大の懸隔ナキニ近寄り候ハ、自他の幸福ニ存候

先ハ右迄、余ハ次便ニ可申上候、草々

北村生

第九一六号信 大正13年8月21日 吉野丸便

豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓

貴信

御前部長認七月廿一日付特54、本月廿日㊿アルハン便着

山本会計部長七月廿二日 ㄥ 75号、 ㄥ ㄥ

前田重役東京出張中七月九日付、今廿一日朝 ㄥ ㄥ

但シ本信ハ吉の丸便トシテ御多用中御執筆被下候処、同便ニ出シ遅れ、セントアルバンニ  
出郵シタル、例の如く東京支店員の不注意御叱責在之度候、封筒返上致候、吉の丸ニ間ニ  
合ヒリシナラハ本月六日ニ到着の筈也

藤井重役認七月廿日付188号セントアルバン便、今朝着

ㄥ ㄥ 本年四月一日付メルボルン出張員ニ付テ、同

ㄥ ㄥ 七月廿二日付北村宛T14号 同

其他第九期決算表及付属書類等

同

右一応拝見仕候得共、内容豊富ニ付再読熟考之上、次便更ニ貴酬可申上候

上毛債権

回収難其後の成行御詳報奉謝候、川崎助太郎氏整理案引受け前（K）の事情酌量、モスリン先物差入の件実際不可能ニ付、公正証書又は手形裏書人より現金五十萬円提出セシムヘシとの御交渉は此際寔ニ難有処と存候、是ニ対し右五十萬円現金の外、七月中約束のモスリン七十五梱引渡し実行の御要請の趣、幸ニ契約成立致候ハ、好都合ニ候得共、整理委員の顔を立テルの斟酌ヲ考慮スレハ、恐クハモスリン75梱請求案ハ撤回シテ現金五十萬円実収、残り八十余萬円ヲ整理案ニ加入セラル、の止ム無き立場ニ窮極可致哉と推測致サレ候、貴方重役諸賢ニ於て出来ルダケの方法手段ヲ以て御尽瘁被成下候事ナルモ、結局無き袖ハ振れぬの諺の如く借りた人ハ強き者ニ御座候、而して河崎助太郎氏を筆頭の整理案は

最初一ヶ年無利息、二年目より五ヶ年間5%利息付、六ヶ年目より五ヶ年間二年賦債却スヘシ

との提案の由、果シテ十一ヶ年賦にて如右条件ナラハ殆ント棒引進上ニ少々毛の生ヘタ位の事と相成候、併元金ニ傷の付かぬのが上乘位の事とアキラメ、結局御承諾の外ナキニ至ルヘキ歟

と想像致候、其間羊毛工業会の尽力、或は羊毛同業組合共同の抗議ニ由り、多少共条件有利ニ相成候ハ、僥倖と奉存候

非常の御尽力ニ不抱、相手悪敷交渉遅々として進行せず、何時迄も遷延モナラヌ候ニ付、仮ニ四十五萬円ヲ利益計算ヨリ扣除シテ貸金準備積立金と想定し、去月十二日午後愈

第九期決算惣会

御開催、御送付決議録之通り満場一致承認済の由、段々の御苦神厚く御礼申上候、而シテ差引今期純益二十六萬五千八百余円ニ加フルニ別途積立金より壹萬五千円を振替へ、合計

¥ 280,849.24	内	法定準備金	¥ 15,000 -
		配当金 6 %	240,000 -
		奨励会寄付金	25,849.24
			¥ 280,849.24

右御決定敬承致候

当店在勤株主等ニ対する配当金伝票及中元給与も御通知被下奉多謝候、来周篤と披見之上、当

店幹部とも協議致し、各店員へ配当交付可致候

日本毛織注文ニ  
対スル策戦

ニ対スル御前部長特54号及藤井重役御附加の御意見188号初葉拝見致候、本件ニ関しては此方幹部相談の結果、前便詳説仕置候通りニシテ、唯今モ決心變更難致候、今回御来示のメルボルン及NZ買次口仙通減の件、保険料切下ケの件は明日ニも再ヒ幹部の協議ニ上セタル上、返電可申上候得共、大体ニ於て注文減少致候とも、或ハ亦タ一時注文無之とも輕減絶対不賛成の決心ニ御座候

一時ロンドン廻り為替資金不調の理由の元ニ若干の注文体克ク御断被下候ても、其内の少部分ハ他の得意の注文ナキ場合ニハ日毛ニ振宛も不得止処ニ候得共、然ラサレハ無虧共ロンドンと正金直接と半分宛の注文乎、若し一時注文無之トモ、他のモスリン原料注文宛買入ニ（K）活動致候ハ、自家原料宛三井・三菱其他へ出シタ注文ニ spirit の申込モナラズ、（K）の競争ハ自家の損ヲ招クトシテ大ニ焦心可致哉ニ被察候、此方モ亦タ十分邪魔ヲシテ遣ル考案ニ候、三井ハ本品輸入部の成立ニ係員齷齪致居候趣ナルモ、マサカ日毛注文の大部分ヲ同店へ出ス事ハ在之間敷、敢テ自惚レニ無之も（K）の「イヤガラセ」策も多少の効果アルヘク被考候、況ンヤ此方紙幣発行増加、為替資金ニ余裕ヲ得ルニ至ラハ、正金銀行トテモ自己一点張の高率ヲ主張致す間敷、自然ロンドン廻りとの差金接近致し来候ハ、夫程迄の苦心も減少可致哉ニ被



考候、唯々其時機の延引スヘキヲ憂フルノミニ候

海上保険の如きも日毛自家ニ於て低率ニ約定可能ナラハ、先方之自由ニ契約可然と存候、然ルトキハ当方買地に於ける船待中、棧橋其他の火災、貴地ニ於ける舢の危険も一切惣テ日本毛織自身の責任負担たる事勿論ニして、夫ニ対してハ確實ナル保証ヲ要請セサルヘカラス候

メルボルン羊毛  
買次方出張員事

兼て御相談申上置候処、上毛債権事件にて御一同百方御心配中にて御返辞延引と御察申居候処、今便藤井重役ニ於テ去ル四月一日御起稿の御意見拝承致候、併一寸実行難致愚按ニ付、若し日毛より多数の注文テモアラバ、臨時ニ広戸部長派遣活動為致候事可然乎と存候、要ハ一般注文の多寡ニ由ル義ニ付、機ニ応し貴方御満足被成下様手配可仕候  
但し大永井君薄ペラの考案の如く広戸部長出張致候共、直ニ手数料半減と申訳ニハ参らず、此方商慣習も在之候事故ニ当分ハ\*矢張ボーモントヘ½%（広戸部長直入指名ノ場合）ハ支払ハサル可ラス、而も積出万端、先方手数可致候ニ付、無人の（K）支店自分ニ取扱フヨリモ便宜ニ御座候、御含迄申上候

〔\*印欄外書込〕

忽チニ代理店謝絶ト申訳ニモ參ラサルハ御前君御觀察之通也

乍序申上候、実は本年三四月の頃、為替資金難の折柄、三井ニ於ては同仲買人ビッグン君の信用ニテ積出し候事発見ニ付、当店もボーメント君へ交渉致候得共、所有信用状不足ニテ遂ニ目的不通ナリシモ、過日來も守田會計部長注意ニ由り、來ル可き新季節ニ於て同店信用範圍ニ於て日本行輸出ロンドン廻り為替取組方照会致候得共、同店取引銀行ニ於て新規の相談ニ応セスと返事在之候、何分主人不在中ニ付、近日英米より帰国致候ハ、更ニ交渉相試ミ度考ニ御座候

万一ボーメントニ於て不得要領の場合は、一昨年取引致候レンブレアー君の方ニテ為替の都合出来不申哉、掛合ツテ見ル事ニ考へ中也、此人も未タ欧州より帰国不致候

一九二四・二五年度收穫は昨年度ニ比し、十五萬乃至廿萬俵の増加可在之見込とハ逸早く予報申上置候処、過般売方問屋組合のセリ市出品俵数の割宛を見ルニ昨季の千六百五十萬俵ニ比し、今季は二百萬俵、即三十五萬俵の増加ニ算定致居候、恰も約壹割五歩乃至二割の増加ニテメリノ及細物X B需用殺到の折柄、多々益弁スル好報ニシテ、既ニ相場絶頂ニ達し居候如くなるも、

又米國大統領撰挙其他の影響ニテ同地行ニハ人氣沈靜ニ候得共、新聞報ニテ御案内之通り、過般來開催アリシ聯合國のロンドン集會議の結果、仏軍の独乙国内駐軍は向フ一ヶ年内ニ全部引揚げ決定の塩梅、果シテ如此ナラハ欧州一般の人氣恢復、本品の購買力も増加可致、需給の統計上時々多少の高下可在之も、大体ニ於て著敷下落ナク、目下の相場集合ナルヘキ予想ニテ此処濠州滿歲ニ御座候

從て九月二、三、四日のブリスバンせり市四萬俵も仏國筋買出し旺盛にて、前回せり市相場ニ比し多分の下押ナキ哉の觀察ニ御座候、日本ハ厚物ハ勿論、モスリンも製品安の原料高二候得共、唯今の処、日本買人の競争無之とも、格別の影響ハ在之間敷見込ニ御座候

因記、未タ冬季の最中ニ付、最後の統計未定ニ候得共、本年ハ割合温暖ニシテ不足ナカラ降雨普及、飼草糧の饑饉も無之模様ニテ、当州ノミの仔羊産額約一千萬頭(65 to 70%)、濠州全体ニテハ二千五百萬頭の見込ト新聞報ニ候、果シテ然ラハ非常の旱魃障害ナキ限り一九二五、二六年度羊毛ハ或ハ二百二、三十萬俵の差出アル哉も難計候、御心得迄申添候

本年度NYK運賃  
支払高

六月十八日貴地入港吉の丸荷物迄ニテ既二五十一萬六千余円ニ上り居候由承知致候、如命其後輸出減少、且ツ十、十一、十二月ニ於ける羊毛及ヒ小麦其他も一般の景況ヨリ考へテ三十萬円(合計最高八十萬円)ニ上ル事無覺束存候得共、可成他の社外船積ヲ減少シテ郵船便ニ積出方

注意可致様当局部長へ倚頼致置候

電信往復写の乱発

ニ付御注意申上候処、事ム進捗の必要上、各係主任迄数名ニ配付続行御希望の由、其粗末ニ流  
レス、締る処サへ屹度取締行届居候得は我等何等異議無之候、而も昨年帰朝中、屢瞥見するニ  
殆ント小僧ニ放任シ、二階便所の前ニ漫然印刷盤丸出し、且ツ刷損シの訳文散乱致居候、畢竟  
店内異心の者無之故、未タ大ナル障害ヲ起サ、ルモ、今日の人心ハ左様ニ楽天ヲ容サス、何時  
敵商ニ漏洩セストモ限ラス候間、貴重役及各部長ハ責任ヲ以テ御監督被成下度候、便利ノモ  
宜敷候得共、あまり便利過キルハ各員頭腦の鍛鍊ニ資セス、近世写書類の発行頻繁ニシテ、学  
生等ノ記憶力衰退ニ傾キ居ルヲ見テ鑑ミサル可ラス候

内外雜俎

商店より祥福寺寄付金ニ付、藤井重役御来示敬承致候、但し何故ニ紀念事業引当金ニ対し、是  
迄利息を付せられざりしニ哉、其意一寸合点不参候、苟も其金額を商店營業上ニ使用相成候以  
上、相当利息ヲ付し、一概ニ決算利益の中より新規現金支出迄モナク、平常利殖の途を講せら  
れ居るへき処と存候、今後は御励行被成下度御願申上候

原幸二郎老人より牛黄輸出奨励倚頼の書面到来、本紙は前便貴店輸入部へ差上置候、同老人へハ適當ニ返事致置候、当店当局ニ於ても精々買集メ居候事ナルモ、凍肉輸出減少の為メ各地屠牛の数も減少、随て本品供給も遞減の処日本向キの買人増加、直段もセリ上げ、当地ハ勿論、クインスランド其他の地方ニも運動致居旁、纏りたる大口の買送り難渋なる次第ハ夙ニ御諒解の処と存候、大野平吉君も近年入社の新社員ハ御存シ無之候得共、此人ハ故店長の盛事よりの出入ニて、不幸商店とは少額の迷惑ニ相成居候得共、両君共老境ニ入り、營業不振寔ニ氣の毒の域ニアル人ニ候間、商店ニ損耗ナキ以上ハ他店よりも少々割安ニテモ原商店へ御取引被成下候様、筆者よりも御願申上候

元店員大澤銈三郎・松平乗尚の兩人も大坂方面ニテ組合歟、独立歟、仲買營業開始、而して先頃來貴店輸入品御売約相成居候趣伝聞、小生も賛成ニ御座候、兩人共不都合アリテ退店したるニハ無之、而も再ヒ入社のチャンス無ク、將來の方面ニ付潜ニ同情致居候処也、貴店係当局ニ於て直接ニ御販売、又は注文引受け等容易の事と存候得共、若シ得可クンハタロー・雜貨・貝類其他の品物も可成同人等ヲ使用シ、直間接ニ多少共儲ケサシテ遣し被下度希望致候、大坂方面の商売は、貴店の青年店員より多少年ヲ取り居候だけ売方上手ニ相働き候哉ニ想像致候

過般入手の私勘定書ニ由り、元店員伊勢儀三郎君の死去セシヲ承知致候、罪のなき好人物ナリ

シモ感軻不遇、遂ニ他界の事、氣の毒の至と存居候

関楹次・高浜直四郎兩人も無不自由相当ニ暮し居候事ニ哉？

上毛モスリン会社の破綻窮境も今日ニ至れハ世間周知の醜聞ニ候得共、去ル五月（何日？）中、時事新報紙上「儲らぬ商売」の題下ニ（K）の貸高其他取引商の債権高杯スツパ抜き居候、何レヨリ探出シタル哉不明ナルモ、会社苦慮最中ニ新聞ニ公報スルハ甚タ不徳義の至りと憤慨ニ不堪候

Robert M Pitt Company Gu... Boston より貴店へ直接ニ六月廿七日付通信写、同人より此方へも郵寄致し来り候ニ付、不取敢、別紙 copy 之通り返辞致置候、此男ハ隣家 Pitt Son & B... Ltd 社長の末子ニテ、十数年前米国ニ涉り、同地ニテ米人と結婚後開業したる者ニ候、前田重役第一回御来任の頃、小僧ニテ羊毛直入巡回致居候時分、筆者ハ毎度カウント歩留り等教示致し候男ニテ至極正直、既ニ多少米国風ニ感化致居候得共（一昨年久々当地へ帰り、市場巡回の際面会致候）、而も山氣ハ無之様鑑察致候、目下米国羊毛界沈静の折柄、或は南米産毛等の輸入試験ニは好機会と存候得共、貴方一般ニヨリ以上の不況ニテは実行不可能ナルヘキモ、商況通信ハ今後御継続相成候得は大ニ御便利と存候、且ツ松木南米出張員アルニ係ラス、時ニ或ハ

ポストン方面ニ割安品アルトキモ可在之哉ニ存候ニ付、為御参考申上候

近来貴店及東支通信 copying 粗漏ニて困入候、近着中井・富森両君認め前田重役挿注の南阿竹内出張員宛通信 copy の如き過半ハ暗黒ニて文字難読、到底役ニ立タス候、部長ニ於て十分御御監督在之度候

藤井重役御引籠中の処、如予定重症ニアラスシテ、約二週間ニシテ御出勤被成下候由奉賀候

サッター老人無事大山君・ハーカー君等周旋致呉候趣、且ツ到着の節は御前店員御出迎被下候趣奉謝候、如命余程老衰の模様ニ付、本復ハ六ツケ敷哉ニ被考候、筆者ニ取リテ此老人の事ハ余処視スル能ハス、深く同情致居候次第ニ御座候

輸入部宛御前部長特51号付録亀山店員執筆「毛類界関西各社の動静」は簡單ニ其近況ヲ知り大ニ心得ニ相成申候、東京支店係員ニ於ても此種の報告在之度希望致候

先は右迄余事讓次便候、草々不尽

北村生

大正十三（一九二四）年

八五



取六六号信 大正13年8月21日 吉野丸便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

Stアルバンスハ昨日入港、郵便物ハ昨日午後ヨリ今日ヘカケ配達サレツ、アリ、書留便ハ本日漸ク入手、貴重役状ハ内容豊富ニシテ北村取締役御熟読中ニ有之、筆者ヨリノ御受ケハ次便ト可相成候

第九期決算

同船便会計部状拝受、予定ノ通り七月十二日貴店ニテ御開催相成候定時総会ハ藤井重役御病中ナリシタメ、林重役議長トシテ御主催ノ下ニ全部提案ノ通り可決ノ手續キヲ採ラレ候由、御送附ノ議事録ヨリ拝承致候

決算公告モ今回ハ義務的ノ神戸発行ニ新聞ニ限り、且ツシドニ一決算ハ併表セザル事ニ御取極メ相成候由拝承致候

当方決算書ノ写一枚ハ依例松島正金支店長迄交附済ニ御座候、但シ其内容説明ハ簡單ニシテ、貴方ニテ公表用トシテ印刷致サレ候モノト略ボ同一ニ御座候  
外人株主配当金振替率ハ、特ニ其当時ノ為替相場ヲ御使用被下候由、御配慮謝上候  
東京震災慰藉金ニ就テモ御手数御礼申上候  
御送附ニ預リ候従業員人名表ハ夫々交附致候

無為替貨物ニ対ス  
ル保証  
正金銀行ガ無為替貨物引取保証拒絶ノ態度ヲ愈々具体化シ来リ、是非必要ノ場合ハ $\frac{1}{4}$ %ノ保証料ヲ要スル点ニ於テ嚴トシテ讓歩セザル由、理屈ヨリ申サバ止ムヲ得ザルベキモ、余リニ因業ト存ジラレ候、当地ノ外国銀行モ一時ハ $\frac{1}{4}$ %ノ保証料ヲ要求スル事アリシモ、不平ノ声ニ反シ得ザリシタメカ、其金額ニ拘ラズ、一枚ノ証券ニ対シ10/6ペンスヲ徵集致シ居リ候、而シテ是レハ取引先ニモ依ルベキモ、当店無為替貨物ニ対シ、当地正金ニ頼メザル場合ニ引受ケクレ居ル実例有之候

近來ハ貴地ヨリノ輸出品ニ対シ、正金經由為替取組モ相当増加致シ、且ツ貴地ニテ為替先約相願候モノモ有之候事実ニ鑑ミ、幾分讓歩ノ上、便宜ヲ計リ呉レ候様希望ノ至リニ堪ヘズ候、当方ヨリノ無為替品ニ対シ、「メルボルン」及「シドニー」積ハ勿論、「クインズランド」ヨリノ分ニ対シテモ殆ド全部ノB/Lハ同船便ニテ御郵送申上居候ニ付キ、特別ノ場合以外B/Lノ

貴地着遅延致候事ハ無之ニモ拘ラズ、貴地ニテ保証ヲ要シ候ハ単ニ本船貴着後、B/Lガ郵便局ヨリ配達サル、迄ノ間ナレバ、実ニ僅カノ期間ニ有之、何トカ御便法ノ講ジラレ候事ナランカト存ジラレ候、是レハ多クノ場合、本船荷役開始早々直取りヲ要スルモノニ必要ナルタメニシテ、必ズシモ全部ニ要スル訳ニハ非ル可シト存ジラレ候、若シ然ラバ、今後無為替貨物ハ可成横浜揚荷、又ハ神戸揚ニテモ本船直取りヲ要セザルモノニ利用致候ハ、幾分御不便ヲ減ジ可得ヤニ存候ヘトモ御実状如何ニ候ヤ、御伺申上候

尚今後モ比較的B/L發送後レノ危険性アル「クインスランド」積荷ノ如キハ可成爲替取組ミノ方針ニ可致候、「クインスランド」積荷ニシテ爲替取組候物ハ、正金ノ内地送金料無料ノ便モ有之候ニ付キ、其意味ニ於テモ既ニ励行ニ心掛ケ居候儀ニ御座候

## Firm Exchange

ニ対スル吉野丸便、御前部長御来旨敬承致候、先般当方ヨリ「タロー」商談ニ関聯シテ、店内爲替取極メ如何ニヤト御照会申上候、当時ハ夫レ程先キ物ヲ見越シテ貴輸入部ガ御引受相成リ居リタルモノトハ承知致サ、リシタメニ有之、貴方實際ノ御立場ヲ知り御尤ノ次第ト合点参リ候ニ付、其後ハ店内爲替希望ノ場合屢々有之候ヒシモ、出来ルダケノモノハ銀行先約ヲナシ、相場不出合ナレバ力ノ及バザルモノトシテ商売ヲ見捨テ居リ候事ハ、既ニ御心附キノ如クニ御座候

此問題ニ関シテハ、過日モ中井部長所感書ヲ動機トシテ認メ御送り申上候希望ニ基キ、精々御心添ヘノ程特ニ貴輸入部及會計部へ御願申上候

丹後丸保険

問題ニ関シテハ未ダ本社ヨリ何等ノ返電ニ接セザル由ニテ更ニ進捗不致、「ホール」氏ハN Z へ出發致シ、未ダ面会ノ機無御座候、然レトモ要ハ充分ニ「ランサー」氏ヲ活用シ、「ホール」氏ノ頭へ〈K〉關係ガ如何ニ大切ニシテ、且ツシドニー〈K〉ノ態度ガ如何ニ強硬ナルカヲ叩キ込マシムルニ有之、当方ノ意志ハ充分善意的ニ解サレ、「ホール」氏トシテモ真劍ニ是レガ満足ナル解決ノ要アル事ヲ力説致居候様信ジラレ候、「ランサー」氏ニハ個人的の会合ヲ重ネ、当店ノ決心堅ク迅速ニ解決セザレバ、遂ニハ悔ユルモ及バザルニ至ル可キヲ説キ付ケ居候次第ニ有之、其手答ヘノ速カナラン事ヲ祈リ居候、此問題ハ本社ガ再保險会社ヲ如何ニ説キ伏セ得ルカニアリ、「ホール」氏來濠ノ使命ハ此問題モ協議スル位ノ程度ナリシガ如クニ候ヒシモ、我等ハ此機逸スベカラズトシテ突入致シ居リ候立場ニ御座候

London 廻リ資金

八月十六日發貴電ニテ

ト羊毛注文予想

次ノブリスベンセールニハ日毛総數三千俵ノ注文アル見込ニシテ（倫敦廻リ）二万五千

大正十三（一九二四）年

八九

£ノ外出来ルダケ多く正金直接為替注文引受尽力中ナレトモ次週迄決定セズ、可成早ク買入出来見込値段電信セヨ、倫敦向及日本向為替半額ヅ、出来レバ、シドニーセール以降、毎月四千俵当店引受出来ル見込、ロンドン為替出来ルダケ多く、此以上モ必死尽力セヨ

日本向為替ナラバ、シドニー正金大体ニ於テ金融差支ナキヤ  
トノ御来旨拝承致候

倫敦廻リ資金ノ如何ガ大勢ヲ支配スル今日ノ場合、貴方ヨリモ斯ク矢継ぎ早ノ御催促ハ万々御尤ニ有之、如何ニ時節柄トハ申セ、九・十月ニ対シ、漸ク五萬£ヲ得タルノミニテ鼻糞ニモ足ラズ、当局筆者トシテモ汗顔ノ儀ニシテ既ニ取引ヲ開始シ居ル銀行ハ勿論、上流社界ニ親友ヲ多ク有スル「マカロン」氏ヨリ各有望銀行幹部へ特別交渉尽力ヲ頼ミ、両三名ニ会见シタルモ、乍遺憾対人ニ成リ不申、只今後引続最善ノ努力ヲ試ミルノ外ナク候

## Bank Bill

例ノ聯邦銀行改革案モ遂ニ上下両院ノ通過ヲ見ルニ至リ、其内容ハ多クノ場合ニ於テ一般銀行業者ニ頗ル有利ナル態ト相成リ、倫敦ニアル資金ニ宛テニ紙幣発行ノ項目モ加ヘラル、ニ至リ、愈々選任サルベキ新重役ノ顔振レガ、是レガ行政ノ如何ニ影響スルモノ多キヲ以テ、其発表ヲ待チ居ル如クニ候

是レガ通過ニ至ル迄ハ労働党ノ反対猛烈ナルモノアリ、徒ラニ銀行屋ノ喰物トナルノミニシテ、国家的見地ヨリシテハ頗ル不安ナルモノナリトノ意見モ亦大ニ一理アル処ニ候ヘトモ、此急場ニ際シテハ、何カノ応救策ヲ希望シテ歇マザル我々ノタメニハ寧口福音ナルカノ如クニ候然ルニモ拘ラズ、銀行ノ態度ハ依然トシテ緊縮方針ヲ更メズ、何ガ何ヤラサツパリ訳ガ分リ不申候

メルボルン、ポーモントニ対シテモ、彼レ自身ニテ金融出来ザレバ全然注文ノ見込ナシ、且ツ或ハ他ニ金融可能ノ者ニ発注ノ余義ナキニ可到トノ意味（且ツ我々モ愈々ノ場合ハ其腹ナリ）ヲ以テ、銀行ヘノ交渉ニ努メシモ *so far* 全然見込無之候

此有様ニテハ先行如何相成候カ、全ク以テ悲觀ノ極ニ候ヘトモ、銀行トシテモ全然資金ノ欠乏セルニハ非ズ、結局ハ産物ノ全部ヲ取扱フベキモノニ外ナラザルベキニツキ、今月末トモ相成候ハ、幾分力開展スベキ筈ト存ジ、折衝怠リナク候

「ブッシェル」資金ノ如キ倫敦送金、個人間ノ相場モ当市及M市同様ニシテ、依然相場強硬ニ有之、 $58\frac{1}{2}\%$ 乃至 $3\%$ ノ高率ニテ取引成立致居候ヨリ觀ルモ、未ダ一向緩ミ居ラザル事明カニ候

トシテハ日本購買力モ大ニ減少サルベキ情報ノミニシテ、且ツ一般ニ倫敦廻リ本位ナレバ、果

シテ何程ノオコボレガ正金ニ持チ込マル、ヤ、全然予算モ建テ得ザル今日ニ於テ3%近クノ高率ニ対抗シテ資金ヲ抱キ込ムナドハ余リニ無謀ナレバ、無理ヲセザル範圍ニ於テ相当ノ資金ヲ貯ヘ込ミ居ル立場ナルハ当然ニシテ、当店トシテハ夫レ以上ニ攻メ付ケ候理由モナケレバ根柢モ無御座、今後ノ動勢ニ連レ臨機応変折衝ノ外ナク候、併シ貴電御來旨ノ如キ金額、則チ一ヶ月約八乃至拾萬 $\text{£}$ 位ハ差支ナキ諒解ハ得オキ申候、尚同時ニ倫敦廻リガ出來ルニ非レバ、夫レ丈ケノ金額モ要不要未定ナル事モ申加ヘ、松島氏モ充分諒解致シ居リ候但シ他店ニテモ倫敦廻リ意ノ如クナラザル時ニ於テ、急ニ巨額ノ資金ヲ正金ニ要求スル共、克ク正金ガ引受ケ得ルヤ否疑問ナル事ヲモ前以テ御含ミオキ願フ必要有之候右ノ概要八月十八日附發電序を以テ御回答申上オキ候

倫敦廻リヲ半額提供シテモ毎月四千 $\text{£}$ 、季節中合計三万 $\text{£}$ 精々ニシテ、若シ他店ノ金融狀態比較の容易トナラバ、此數量サヘモ決シテ頼リニ成ラザルモノト悲觀致サレ候何レニシテモ、此場合ハ倫敦為替ガ先決問題ニシテ、先ズ是レヲ得テ理想的ノ方針ニ向フベキモノニ有之、筆者トシテハ専心一意、之レガ獲得ニ尽スノ外無御座候

## 人事

農商務省緬羊購買官卷島氏補助トシテ、偶然ニモ片倉老人ノ息健二氏吉野丸ニテ來濠致候、依例購買ハ野沢組扱ト相成リ居候ヘトモ、我等モ亦適宜便宜を圖リ居リ候

為替率比較

三井ノ「メルボルン」出張所主任神村氏ハ子供ノ教育關係上、家族ヲ日本へ残スベク本航ニテ  
歸朝致シ、其留守ハ「シドニー」ヨリ中田君臨時転勤

此頃ノ貴地建相場揺ヲ続ケ候タメ、T/T on London 實際ノ貴地引受相場明確ナラズ候ヘトモ、  
当地正金ノ買相場ハ一時ヨリ幾分割ヨク相成候様ニ付キ、当地ヨリノ倫敦廻リトノ開キハ、約  
2¼%ニ詰マリ来リシ様ニ存ジラレ候、如何ニヤ?

右

以上、北村披見致候



取六七号信 大正13年9月9日 セント・アルバンス号便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

貴信 1003号七月廿日附Stアルバンス便ハ、吉野丸便ニテ北村取締役ヨリ御受申上候如ク八月廿一日

入手

1004号七月廿六日附ひまらや丸便ハ八月三十日到着致候

1924/25年度濠洲 ニ関シ、過去及将来ノ予想額ヲ基礎トシテ御申越シニ預リ候、来季ニ対スル金融方針ハ恰モ行  
ヨリノ輸出ニ対ス キ違ヒ此方ヨリモ上伸致候如クニ有之、其数字ニ於テ多少ノ相違有之候ヘトモ、結局帰スル処  
ル金融 ハ同一ニ有之、出来得ル限り多額ノ倫敦廻リ金融獲得ニ最善ノ努力ヲ続クルノ外無之立場ニ御

座候

而シテ何レノ金融方法ニ比較シテモ、最モ有利ナルベキ倫敦廻リ為替ハ到底其満足ナル結果ヲ期待難致時ニ於テ、是レガ大部分ヲ日毛ニノミ提供スベキモノニ非ズ、宜シク商店全体ノ大局ヨリ觀察シテ、得意先ニ対シテモ可成公平ニ商店ノ利害程度ヲ深く考究シテ、適宜ノ処置ヲ採ル可キモノタル主意ニ於テモ、貴方ノ御意見ト一致セルモノト諒解致サレ候

倫敦廻リ使用ノ余義ナキ立場ニアルハ単ニ当店ノミナラズ、愈々一般的ト相成リ、従来ハ当店ヨリモ一層正金ニ頼リ居リタル大倉・高嶋屋ノ如キモ日毛ヨリ強イラル、ノ結果、出来得ル限り倫敦廻リ必要トナレル事モ明カト相成リ、松島正金支店長トシテハ正金支店トシテノ力ノ及バザルタメニ商売ヲ失ヒ候事ハ当然ナリトシテ肚ヲ極メ居リ候事ハ、疾クニ御報申上オキ候如クニ御座候

Commonwealth Bank Bill 通過ノ結果ハ、各銀行ニ対シテモ少カラズ便利ト成ル様諒解シ居タルモ、各銀行家ノ意見ハ決シテ然ラズ、頗ル混沌タルモノニ御座候

其後聯邦蔵相ノ声明スル処ニ依レバ、愈々五百萬鎊ノ紙幣増発ヲ許ス事ニ決シ、其内容如左

五百萬鎊迄ノ範圍ニ於テ紙幣増発ヲ許可シ、希望銀行ニ対シ聯邦銀行ヨリ融通ヲ為ス、其利息ハ定期予金率ニ2%ヲ加ヘタル額ヲ越エル可カラズ(約6½% P/aトナル)  
返還期ハ三百萬鎊一九二五年六月三十日迄

二百萬鎊      七月三十一日迄

右臨時貸附額ニ対シテハ倫敦ニ於ケル満足ナル担保ノ提供ヲ要ス

トアリ、一般ノ資金需要ニ対シ、是レ丈ケノ余融ヲ得ル事ト成リシハ明ナレトモ、銀行屋トシテハ如此高利ニ不服ナルガ如ク、之レハ結局得意先へ転化スルトシテモ、其増發額ガ如何ニ分配サル、カモ問題ナルノミナラズ、前季ニ比シ、多大ノ増加ト一層ノ高値ハ動カザルベク予想サル、羊毛ノ巨額ト是レ亦同一歩調ニアル小麦ノ増大額ニ充當セントスレバ、五百萬鎊位ノ臨時増發位ニテハ、一般ノ緊縮方針ニハ格別ノ好果ナキ形勢ニ御座候

銀行屋トシテモ亦随分手前勝手ノ欲望ヲ滿サントシツ、アルモノモアルベク、又極度ニ用心深キニ過ギル者多キガ如キハ毎度經驗致候通弊ニ御座候ヘトモ、或銀行ハ輸出為替引受ケハ苦勞ノミ過多ニシテ報ヒラル、処少ク、否ウツカリスレバ損失トモ成リ兼間敷ニツキ、資金ノ殆ド全部ヲ内地金融ニ廻シ居ルモノモ少カラズ候

当方トシテハ各銀行ヘ対シ、三日ニ掲ゲズ談ジ込ミ居リ候ヘトモ聊カモ進展致サズ、其間応救策トシテ或ハ為替率ヲ公定相場ヨリ $\frac{1}{2}$ %位高クシテモ、時ニ止ムヲ得ザレバ引受ケ得ル見込ナキニ非ズトノ意ヲ仄シ候モノニ対シ、「ナシヨナル」銀行ハ特ニ本部ヘ交渉ノ結果、ロンドン向資金ヲ手ニ入ル、相場ハ $3\frac{1}{4}$ %ニ付キ、夫レヲ基準トシテ公定相場（為替取組當時ノ）ヨリ1%（ $\$1$  per  $\pounds 100$ ）高ヲ承諾スルナレバ、九月用トシテ式萬五千鎊丈ケ引受ケテ

モヨシトノ返答ヲ受ケ候、1%増ハ苦痛ニ候ヘトモ、「オーストラシア」ニテサヘモ九月用ハ二万五千£ポッキリ限リニシテ、跡ハ未ダ一文モ増加ヲ肯ゼズ、其他ノ銀行ヘ対シテモ種々ノ方法ヲ講ジテ接近ニ努メタルモ、对人ニナルモノナキ折柄、貴方ニテ御同意ニ候ハ、是レ丈ケニテモ止ムヲ得ズ引受ケ可然ト存ジ、八月廿八日發電御相談申上候、此高率取極メハ銀行トシテモ態面上、他ニ洩レルヲ好マズ、全然秘密扱トノ諒解ニ有之、又当店ノ立場トシテモ将来ノ為メニモ是レヲ同業者ニ知ラシメヌ事ニ致シオキ度ク候ニツキ、得意先ヘ対シテモ内容秘密ニ致サレ候様、特ニ御願申上オキ候事情ハ御推察ニ難カラザリシ事ト奉存候

但シ此金額ヲ日毛注文宛トスル事ニ相成候ハ、為替率証明關係上、如何取計ヒ候事ガ御便利ニ候カ、後日電報ニテ御打合せ可申上候、或ハ公定率ニテ取組ミ20/-%ハ別ニ銀行ヘ支払候事モ一法ナランカト存ジ居リ候\*

〔※印欄外書込〕

再議ノ結果、公定相場ニテ為替取組ミヲナシ、20/-% extra に対シ、別ニ銀行ヘ支払ヒ、之レニ対スル証明書ヲ御送申上ル事ニ取計可申候、其意味ニテ銀行共打合せノ考ヘニ御座候

同三十日發貴返電ニテ

「ナシヨナル」銀行二五〇〇〇〇£約定セヨ

同業者ハ倫敦廻リ手配意外ニ豊富ノ如シ

ブリスベンヘ日毛注文全部倫敦廻リナルハ勿論、九月積跡注文全部出来ル様觀察、自然目下ノ処、正金 D.C. L/C ニ非レバ日毛注文獲得出来ヌ立場ニアリ

差当リ十月積ニ対シ、一部分「ナシヨナル」同一条件ニテモ止ムヲ得ズ、精々多数尽力セヨ

トノ御来旨敬承致候

銀行ト普通ノ取極メ不如意ノ時ハ、或ハ金融料ヲ支払テナクトモ他ノ方法ヲ講ズルニ可到、併シ夫レガタメ我々ノ自腹ヲ切ル様ニテハ考ヘモノ也トノ当方向ハ早くヨリ御報申上、貴方ヨリハ日毛ヨリハ差金獲得ノ見込アルニ付キ、充分尽力セヨトノ御電報モ有之候程ナレバ、今回ノ「ナシヨナル」銀行取極メモ、其内容ヲ打チ開ケル要ナクシテ安心ノ立場ヨリ御承諾被下候事ト存候（当方ニテハ松島氏ヘ対シテモ為替相場ノ事ハ秘シ居リ候）

同業者何レモ倫敦廻リ豊富ノ由、何レノ程度迄信ヲ措キ得可キカ何レニシテモ頗ル不審ニ候、三井ノ如キハ早くヨリ六萬£ノ残り四萬£ヲ日毛ニ握ラレ居ル程、金融自由ノ立場ニ有ル由ハ屢々貴方ヨリノ御来報ニ有之、三井ガ当店ヨリ優先權ヲ得候事アルモ不思議ハ無之候ヘトモ、去リ迎此場合、斯カク楽ナルベシトハ思ハレズ、筆者トシテ当地ニテ探知シタル範圍ニテハ必ズシモ事実ト信ジラレズ、幾分ノ疑ヲ抱キ居リ候

〔北村寅之助による欄外書込〕

加古川希望の如く三井の取引銀行ハ何ヶ月も先物取組ミ承諾を与ヘサリシニ是非ス哉とも考居候

最近ブリスベン・セールニ対シテハ、三井モ当店以上ノ注文ヲ受ケシトノ貴電アリシニ拘ラズ、遂ニ一俵モ買付ケズ、全然注文ヲ受ケザリシ由、愈々以テ不可解ト相成リ候、三井トシテハ次回ノ「シドニー」セールニハ相当ニ活躍シ得ル共不思議ハ無之ベク、他ニ資金ヲ流用シタルタメ「ブリスベン」沈黙ト成リシヤモ難計候

未来ハ筆者トシテモ今日ヨリハ幾分楽化スベキ筈トハ存候ヘトモ、今日迄ノ処ニテハ何人モ豊富ナド、ハ申シ得ザル筈トノ筆者ノ観想ハ未ダ変リ不申候

於事實、新赛季初市場トモ可申今月初頭ノ「ブリスベン」ニ於テハ日毛五百俵ノミナリシモ、千住ノ注文ハ大助カリニシテ、他ノ外商ヘ *split* シタル百余俵ヲ加ヘ合計買附高八三五俵トナリ、日本人中ノ一番ト相成リ候事ハ切メテモノ慰安ニ御座候

日毛トシテモ他店ノ倫敦廻リ資力、果シテ如貴報豊富ナリセバ、当方希望ノ如ク外国銀行、正金半々宛ナドノ注文ハ期待難致候ヘトモ、愈々シドニーセール開市ニ方リ如何ニ実現致サレ候

カ興味ヲ以テ貴電ヲ待チ居リ候

Y S B 資金

前記同電ニテ

正金支店ヨリノ来電ニ依レバ、羊毛資金一ヶ月（？）二十四萬£ノ内、兼松宛八万£、目先尽力中ノ由ナレトモ、前述ノ通りノ事情、差当リ其様ニ入用如何、見込立タズ

トノ御来旨拝承致候

実ハ先是八月廿二日松島氏ヨリ羊毛業者一同ノ招集アリ、不取敢、九月用羊毛資金ノ全額既定額ヲ基準トシ、各店へ公平ト思考スル金額ヲ振り当テル事トセリ

其充当額ガ九月ニ不用ナリシ時ハ十月ニ廻ス事トシ、或店ガ尚夫レ以上ヲ要スル場合ハ、資金ノ調達出来ル範圍ニ於テ Best ヲ尽スベキモ約束ハ出来ヌ、右試験的取極メモ九・十ノ二ヶ月トシ、其先ハ又其時ノ成行トスルノ外ナシ

若シ九月ニ振り当テタル額ノ全部乃至一部ヲ十月へ廻ス希望ノアル時ハ、其時分ノ相場ニテ為替ノ先約ヲシテ貰ハネバナラヌ考ヘナリトノ事ナリシモ、此資金分配案ハ漸ク試験的ニ行ハレントスルモノナレバ、此先約問題ハ筆者ハ重要視シ居ラズ候

要之、正金銀行トシテハ或金額ハ既ニ金融可能確定シタルニ付キ、其額ノ範圍ニテ各羊毛業者へ割り当テヲナシ、其以上ニ資金必要トナレバ夫レ以上ノ調達方法ヲ講ズレトモ、然ラザレバ

資金調達ノ歩ヲ進メズト云フニ有之、果シテ何程ノ資金ヲ要スベキヤ、全然不明ノ時ニ方リ、正金トシテハ此態度ニ出デ候事当然ト存候、唯前記金額範圍ナレバ、今一段我等ニ割宜キ相場ガ建テラレソウナモノナリトノ筆者ノ見地ニハ御座候ヘトモ、銀行トシテハ必ズシモ左様ニハ参ラザル由ニ候

而シテ当店宛ハ九月八萬£トノ沙汰有之候、正金ガ当店ニ対スル金融差支ナキ見込ニシテ、諒解ヲ得タル額ハ貴電御来旨相当額約八萬£ナル事ハ、早クヨリ八月十八日電報ニテ申上オキ候事ニシテ結局同一結果ナリ、且ツ此金額使用サヘモ見込薄ノ折柄、特ニ重テ電報申上ザリシ次第ニ御座候

正金ノ各店按分額ハ大体前年度ノ標準ニ依リタルモノニ有之、其合計額ガ式拾四萬£ナル事ハ依貴電拝承、大体筆者ノ目算ト符合致シ候次第ニシ、<sup>(マ)</sup>松島氏ノ割り宛テ方モ当店ニ対シテハ公平ナルヲ思ハシメ候、残り十六萬£ヲ他ノ五店ニ割チタル事ト相成候

但シ此件ニ関スル貴電ハ秘密ナル事、追電御注意承知致候

如前記後割当額ノ使用可否ニ就テハ、我々ニ義務ナキモノニシテ *softly* 何人モ之レヲ使用シ得ザル時ニ於テ、当店ハ小額乍ラモ千住注文羊毛用トシテ正金ノ金ヲ使用シ得ル立場ト相成候事頗ル好都合ニシテ、義理モ立チ候氣持致サレ候

因記、貴電ニ有之候如ク二十四萬£ MONTHLY ニハ非ズシテ、只今ノ処ハ全体ニテニ



十四萬£ノ意味ニ御座候間、誤解ナキ様願上候

£10,000 for

Melbourne

再三 Beaumont ヲ促シテ交渉セシメシ結果、漸クニシテ十月用壹萬£丈ケ彼レノ名義ニテ「オーストラシア」銀行ノ同意ヲ得候間、九月一日発電ヲ以テ御報申上候  
 L/C 九月中旬頃発電ト御願ヒ致シ候意味ハ、此全額ガ兼松關係ナル事ヲ可成遅ク迄銀行ヘ知ラセ度ナキタメニ外ナラズ候  
 此 L/C ハ「メルボルン」銀行宛ニテ「ボーモント」ノ favor ナル事モ電報特記致シオキ候、是レニ対シテハ「ボーモント」ヘ支払候定規口銭外ニ余分ノ報酬ヲ要セズ、少クモ此少額ヲ使用スル位ノ「メルボルン」羊毛御注文ニハ接シ候事ト存候、尚同地羊毛注文ノ出具合ニ依リ、且ツ時ノ進ムニ従ヒ、重テ「ボーモント」ノ力ニテ尚多クノ資金ヲ調達セシメタキ腹案ニ御座候（多クハ望ミ得ザレトモ）

跡倫敦為替未ダ

不出来

「ブリスベン」用残約八千£ニ「ナシヨナル」二五〇〇〇£、合計三三〇〇〇£ダケガ九月用トシテノ資力ニアリ、十五日ノ開市モ迫リ候事トテ、茲一兩日内ニハ各銀行ヨリモ幾分ノ挨拶有之日取りニシテ、鶴首致居リ候ト同時ニ一部正金取組御注文ニモ接シ候様祈リ居リ候次第ニ

御座候

羊毛代過振り利息

ハ外国銀行ハ一般6%ナリシガ愈々6½%ニ引上ゲ候、正金へハ兼テヨリ6%ニ引下ゲ交渉致オキ候へトモ未ダ同意ヲ得ズ、依然7%ニ候

倫敦為替¼% 5D

各銀行共ニ為替不引合セヲ啣チ居リ候事トテ、自然相場引上ゲハ止ムヲ得ザル成行ニ御座候へトモ、率ノミ引上ゲ、依然大不便ヲ与へラレ候テハ我々ノ立ツ瀬ハ無御座候

倫敦ト直接ノ開キ

八月廿日附貴電ニテハ London T/T Selling 多分1/9½ト有之、此相場ヨリ起算スル時ハ倫敦廻リト円為替ノ開キハ頗ル僅少ト相成リ不審ニ有之、最近為念相場御照会申上候処、本月六日ノT/T売ロンドン1/10¾ニシテ十二月後ハ¼落見当ナル由、然ラバ30 days ロンドン標準ニテ目下ノ開キハ約2½%強ト相成リ候

独逸賠償問題決定人氣ニ連レ、急激ニ持チ直シタル X rate モ、近来又々逆転ト相成リ候影響

ナルベキカ日英濠相場モ逆戻リト相成リ、愈々以テ相場ノ先行不安定ト相成候ヘトモ、近キ將來ニ於テハ矢張り *Rate* ノ持チ直シト日濠相場下落ノ覚悟ヲ要スベキヤニ予想致サレ候

### NZ on London

ハ依然トシテ取組可能ナル事、最近 *Bank of Austria* ヘモ確メオキ候ヘトモ、金融ノ出来ル方面ニハ商談成立セズ、出来レバ苦情、弁金ノ危険ノ伴フナド誠ニ以テ意地ノ悪キモノニ御座候

### NZ Wool 保険証

今後日毛ヨリNZ注文ヲ受クル事アル場合、保険額嚴重ト相成候結果、NZニテ一々保険額ヲ取極メ候事、於事實頗ル困難ニ付キ、今後NZ向ケ *DL/C* 発行ノ時ハ

NZニテハ概算額ヲ記入シタル *Cover Note* ヲ銀行ヘ渡シ、本証ハ後日「シドニー」ノ銀行 (*Bk of Australasia*) へ提供シ、同銀行ヨリ「ロンドン」及「日本」へ送ル事  
 NL/Cノ条件ヲ改メクレ候様御依頼被下度候、日本へ送ル本証ハ於事實本荷ヲ積ミタル船ニテ送ラル、事ト可相成候

### シドニー会社株券

手續キニ要スル書類全部去ル五月廿一日発「あらふら」便ニテ御送申上ゲ、夫レ々々添印御返

讓渡シ

送願上オキタル物ニ対シ、未ダ何等ノ御沙汰ニモ不申接候、或ハ御多忙ノタメカトモ存候ヘトモ、当方ニテモ可成早ク登記手續キヲ要シ候ニ付キ、行キ違ヒ御發送濟ニ非レバ至急御配慮被下度御願申上候

Mr Coss

電報序ヲ以テ御報申上候如ク、八月廿八日 "Orviet..." ニテ無事安着致候、旅行日子約五ヶ月船賃・実費全部ニテ六百二十七£ト相成候

電信發表時刻ノ  
打合せ

当方輸入部扱トシテ綿製品 (Sheeting Meaurapper) ノ如ク、相場ノ變動激シキ綿糸ニ支配サル、而シテ比較的金高ト成リタメモノ、商談ニ方リ、offer 日限厳格ナルハ当然ニ候ヘトモ、「何日営業時間中ニ着スル様返電セヨ」トノ offer ニ対シ、当方ヨリハ間ニ合フ積リニテ發電シタルモノモ、途中遅延ノタメ着時 too late ト相成リ候事モ可得有事ニ候ヘバ、返事延着ノタメニ非常ノ危険ガ伴ヒ候場合ハ、当方ノ發電時間ヲ指定スル打合せト致シオキ候事モ一法ナルベシト存ジ、今便輸入部ヨリ御相談申上候、御考究被下度願上候

右

大正十三(一九二四)年

一〇五

以上、北村披見致候

## Exchange

本船便ノ切延期ト相成リ候ニ付、追記致候

今朝着貴電ニヨレバ Actual Selling T/T on London 1/10 1/8 ペンス見当、本来月丈ケハ此相場ニテ、其先二ヶ月毎ニ<sup>6</sup>落ト有之、相変ラス不安定ノ如ク、当地ニテ貴地ノ相場ヲ標準トシテ採算致候事ハ愈々困難ニ候

## L/C延長

シドニー開市初週ニ対シ五百俵ノ日毛御注文ニ接シ、第二週宛トシテハ追テ注文アル見込ナレトモ、「オーストラシア」及「ナシヨナル」両銀行L/C残高使用ノタメ、有効期間延長ノ要アル御來電拝承致候

右<sup>2</sup>注<sup>3</sup>注文品積出期ノ御指図ハ無御座候ヘトモ、買入手配出来ノ上ハ全部二十四日迄三島丸積御同意被下候事ト諒解ノ下ニ「ナシヨナル」銀行ヘ交渉ノ結果、三島丸積出為替取組ミ後ノ残額(約七、八千<sup>6</sup>ト可相成?)ハ十月十五日迄延長ノ同意ヲ得候、又「オーストラシア」銀行「ブリスベン」三島丸積後ノ残高同様延長差支ナキ事ト相成候ニ付、此旨電報申上候

金融普通状態ニアル時ハ此位ノ延長ナド愚図々々可申性質ニハ無御座候ヘトモ、此頃ノ各銀行

ノ緊縮程度ハ実ニ非常識共可申、ウツカリ早合点ノ取計ヒナド致候ハ、危険千万ナル厄介ナ時代ニ御座候

聊カモ緩マズ

「シドニー」初市宛トシテ、十月用ト共ニ相当ノ額ヲ指定シ申込ミオキ候要求ニ対シテハ、何カノ手答ヘ可有之筈ト期待罷在候処、両銀行共不相変悲報ニ接シ候ノミニテ失望致候

「オーストラシア」支配人ノ如キハ、当店ノ要求ガ甚<sup>ニ</sup>ナル事ハ充分ニ認メクレ居リ候ヘトモ、銀行ノ力及バザル立場ナレバ、如何共致方ナシトノ挨拶ニハ不可抗力ニ有之、焦心接衝怠リナク候

re Chartered Bank

当地外国銀行ノ大部分ハ、日本ニ於ケル規定取引先ハ「チャータード」銀行ノ如キ外国銀行ニ有之候ノミナラズ、当地ニテハ自然競争者ノ一タル正金銀行ノミヲ經由シテL/Cノ発行ヲ得居ル当店ハ、決シテ有利ナル立場ニ非ル事ハ感ジ居リ候処ニ有之、将来ニ於テモ結局倫敦廻リ使用ノ要ヲ免レザル我等ノ立場トシテ、自然其一部ナリトモ外国銀行（チャータードノ如キ）L/C発行ヲ得ル事ニ研究ノ要有之候

藤井重役御来旨ノ如ク、是レガ新取引ノ開始ハ相当面倒ニモ可有之、又当店現在ノ立場トシテ

ハ正金銀行へ対シテモ決シテ如此態度ハ採り得ズ、又採ル可カラザル物ニ候ヘトモ、後日当店ノ実力ガ是レニ対抗シ得ル機会ニ於テ、其歩ヲ進メ可キ物ト感シ居リ候

DL/C 発行ニ就テ当地松島氏同意ノ旨、其都度正金支店ヨリ電報シ呉レ、バ好都合ナリトノ山本部長御希望御尤ニ候ヘトモ、夫レデハ如何ニモ物ガ角立チ候ニ付、夫レ迄ノ手数ヲ経ズシテ当店ヨリL/C 発行依頼ノ電報ヲ発セル時ハ、常ニ松島氏承知ノ諒解ニ為シオキ被下度御願申上候

貴地ヨリノ輸出  
品積後レ注意

積期後レハ日本商人ノ弊習ト相成リ居候事モ、日本品不信ノ基ヲ為セル一因ナル事ハ、今ニ更メテ申ス迄モナク、少クモ当店ハ此弊ヲ打破セザルベカラザル事ニ於テ、常ニ御同様当局ノ尽力研究ヲ続ケ居リ候事ナレトモ、容易ニ之レガ革新ヲ認メ得ザルハ遺憾千万ニ御座候

現ニ去ル三月頃ヨリ商談成立致シ候綿チ、ミ約一万二千疋ハ、六七月積ノ確約引受ケニ有之候処、七月中迄ニ積出サレタルモノ約三千七百疋(35%)ニシテ、八月積六千五百疋(約50%)ニテモ未ダ完結致サズ、残り一千八百疋ハ何デモ彼デモ九月ニハ積切り御手配被下候事ト期待致居候立場ナル由、当輸入部ノ報告ニ接シ申候

〔北村寅之助による欄外書込〕

貴方に於ける元方との約定励行ハ、十年一日の如く注意せるニ拘らず、如此ハ言語同断也

其間不幸ニシテ貴地染工場ニ「ストライキ」アリシ由ナレトモ、半ヶ月前後ニテ閉息シタル如ク、其他相当ノ理由ハ可有之モ、当方注文主ハ之レガ為メ多大ノ迷惑ヲ蒙リ居リ候ハ申迄モ無御座候

当店当局者ハ最善ヲ尽シテ得意先ヲ宥メ居リ、ヨク／＼ノ場合ニ非レバ之レヲ貴方ヘ電報スルトカ、一々御催促申上ゲズシテ貴方ノ最善ニ信賴致シ居リ候ヘトモ、幸ニシテ得意先ヲ無理ヤリニモ納得セシメ得ルトシテモ、当店ノ信用ヲ損スル事ハ莫大ニ御座候、又為替先約延期間題モ有之候、正金銀行ノ方ハ臨機応変、損ノ行カヌ様頼ミ居リ候ヘトモ、金額ノ比較的高ミ候物ハ夫レダケ及ボス影響甚大ニ有之、積後レノタメニ多大ノ苦情ヲ惹起スルガ如キ事ナキ様祈リ居リ候

貴方ニテモ充分心附キノ上、*Best*ヲ尽サレ、此積後レノ如キハ殆ト不可杭力ニ近キモノナリシナラントハ御察申上候ヘトモ、於此機御注意ヲ促シオキタク相認メ候、尚六月積<sup>\*</sup>約束同品四百五十五疋注文ノ内、三百疋ダケ到着、残り百五十五疋ハ未ダニ其俣ト相成リ居ルモノモ御座候



〔※印欄外書込〕

是も大不都合也

以上、北村披見致候

藤原店員

ハ牧場生活実習ノ目的ニテ去ル八日發「クインスランド」地方へ赴キ、約一ヶ月或ハ夫レ以上、各牧場ニテ羊毛ヲ手掛ケル事ニ相成リ居候

以上

(十一日追記)

發電時間ニ関スル  
注意

貴方ヨリノ發電モ、一時ハ前夜ニ發セラレタルモノガ翌早朝九時前ニ到着スルガ普通ナリシ事アリ、不便ハナカリシモ此頃ハ早朝ニ着スル場合ハ頗ル稀トナリ、早クモ午前十一時頃カ其後ト相成リ候モノ多ク、輸出入部共ニ不便ヲ感ズル事多ク候、然ルニ正金銀行其他ヘノ入電ハ常

二当店ヨリハ早く入電ノ便ヲ居リ候モノモアル事実ニ徴スルニ、是レラハ貴地ヨリノ發電時間ガ早キタメニ外ナラズト存ジラレ候、日本ノ郵便局受電時刻ハ午後七時限リナル如ク承知致シ居リ、其時分ニハ諸方面ヨリノ頼信輻輳セルタメニアルベシト存ジ候ニ就テハ、貴方ヨリノ發電事項性質ニヨリ急電ニスル程ノ要ハ非レトモ、可成急ヲ要スルモノニシテ早目ニ發電シ得ル財料ガ整ヒ候時ハ他ノ序ヲ待タズシテ、取敢ヘズ其要件ノミ發電相願ヒ候事モ一法ナルベクト存候、当方ヨリノ發電時刻ハ概シテ貴方ヨリモ尚更ラ遅ク相成居候場合多ク御座候ヘトモ、貴地着時刻ニハ格別ノ影響無之ガ如ク二見受ケラレ候、此頃ハ或ハ貴地着モ当地同様後レ勝チト相成リ居候ヤモ難計候ヘバ、当方ヨリモ必要ニ応ジテハ臨機応変、別電トシテ早発スル事アルベク、然ラザル迄モ可成早く發電ニ意ヲ用フベク候

此問題ハ貴地ニテモ輸出入部共ニ御心附キノ事ニハ候ヘトモ、此頃ノ延着頻々タル時ニ方リ、重テ両店ノ注意ヲ喚起致シタク附記致候

〔欄外書込〕

但シ羊毛市場後ノ報告電報ハ、常ニ遅刻スル事ノ止ムヲ得ザルハ御熟知ノ如クニ候

日本向為替

今十一日朝、当地正金ハ売買 $\frac{1}{8}$ 下リト改メ候

以上

第九一七号信 大正13年9月10日 セント・アルバンス号便  
豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓

貴信  
東京出張中の藤井重役口述井垣店員筆記特33号、八月十一日付三島丸便、昨日午後四時到達

貴店山本会計部長八月十三日付77号、同上

〃 御前部長特55号ヒマラヤ丸便、八月三十日到達

先是藤井重役認七月十六日より廿二日付迄、筆者宛私信はセント・アルバンス便にて已着の処、  
前便御受洩ニ相成居候段御断申上候

藤井重役七月廿六日及三十日認187号ヒマラヤ丸便、八月三十日到達  
右何れも拝見仕候

ロンドン廻り為替難

二関し、藤井重役より懇々御来示之趣旨同感ニ御座候、但し正金銀行支店開始已来、専ラ同行一点張の取引と相成居候処、昨年来、為替資金難より日本直接取組率之不利益なる事、日毛等へ通告する競争者ありし為メ、注文毎ニウルサキ条件付と相成、遂ニ外国銀行を経てロンドン廻り為替の出合を採窮致候得共、僅々少額を得たるのみにて日本毛織注文獲得ニ満足を与る能ハサリシは聊遺憾とする処ニ御座候、夫已来、無虚日守田部長ニ於て各銀行へ交渉継続致居候得共、頓と要領を得ず、尤も昨季羊毛收穫前年ニ比し、一割方以上減少の処、相場ハ反し二割方も騰貴の為メ各銀行ニ用意サレタル資金欠乏と成、加之国債募集金の大部及輸出代金のロンドンニ停滞するもの多く、而も両三年来、濠州への輸入ハ比較的減少の為メ為替の出合偏破と相成、従て銀行同盟ハ打歩を高メ正金の輸入（金塊ニアラス）不能ナルニ聯邦政府の紙幣局ハ頑固ニシテ紙幣の増発ヲ許サス、本年三四月後ハ濠州一般之大問題と相成、各新聞紙ハ論説ニ經濟欄ニ政府の注意ヲ惹起致居候得共、今以て明確ナル資金開通の途を開かず、其間種々の風説又は樂觀説も在之候得共、各銀行ハ依然として緊縮の方針を融開せず、今ヤ既ニ羊毛新市開會ニ臨シ居候得共、僅々其セリ市出品俵数ニ応し、買手の信用状ニ対し購買力の萎縮セサル範圍の金融を継続するニ止リ絶対開放の途無之、一般羊毛買人仲間ニ於ても苦情百出の処ニ御座候、畜ニ羊毛のみならず、新季小麦輸出期ニも迫り居候事故、兼て計画中の聯邦銀行定款改正、紙幣増発の実施も不日曙光ヲ見るニ至ルへく期待致候、只タ我等当局商人の齷齪致居候程、夫れ程政府の役人等ハ鋭感ナラズ、困ツタモノニ御座候

本件ニ関し、筆者メルボルンへ出張、全濠銀行其他へ交渉方御希望の如くニ候得共、如前記一般の金融難ニテ各銀行者ニ於テ苦神致居候得共、未だ開通の途無之折柄ニ付、筆者のメルボルン出張ハ其目的を達する見込相付不申候、蓋し平常正金銀行ニのみ為替取組ミ、今日の如き苦しき時の神頼みのニ外国銀行へヤキ／＼嚴談致候共、夫は無理と存候、当地全濠州銀行の支店長ハ Bill Clark 時代よりの知人ニして〈K〉の取引振ニ熟知の有経者ニ在之、守田部長も親密ニ交渉致し居、相当の同情を以て出来るだけは加勢致呉候事確信致候、其他ナショナル銀行・コマーシャル銀行ニも不怠接觸致居候間、羊毛季節最中、既二十月末乃至十一月初頃迄ニハ何と歟融通開発可致哉と存候、殊ニ正金銀行支店ニ於ても大体の仕事を惣てロンドン廻リニ横取サレ候ては支店の面目上ニも関し候事ニ付、日本直接の円建率ヲシテロンドン廻リ為替率ニ接近セシムベク大ニ努力すへき筈と存候、此処松島支店長苦衷の場合と存候得共、於当地資金買集困難の折柄ニ付、政府の紙幣増発策の目鼻今少々簡明致候得は、何と歟窮通の途発見可致哉ニ存候旁、守田部長メルボルン出張交渉の提案も存候得共、ムダ足を恐れ、ヂットと抑制致居候場合ニ御座候

藤井重役 188 号御來論之通、僅ニ得たるロンドン廻リ資金を惣て日毛ニ提供の事、如何ニも残念ニ在之、目下他の会社注文無之場合ニ付、無止割愛致候得共、日毛ニのみ此利益を独占せ

しむる訳ニは参らず、自然他のお得意宛も同一ニ均霑せしめざるへからず、況ヤ小麦の商売ハ是非ロンドン廻リニあらされハ不行合ニ付、此方面ニ対する資金の工面も必要ニ在之事、勿論覚醒致居候、然るニ正金支店開設以前の如く直接正金より全濠銀行・新西蘭銀行又はユニオン銀行へ信用状發送の順序ならハ当地銀行の同情も大なるへきなれ共、如前記、平常ハ正金銀行円為替扱ニ相成候為メ我等の苦勞多き訳ニして、去り迎、於貴地香上銀行或はチャタート銀行へ保証金ヲ入レテ、別段の信用状を当地出合の銀行へ御振向け被下候手段も、近来の如く正金銀行ニ於て震災後の〈K〉の面倒を援助致呉られ候ニ対しても、他の銀行へ一時乗替と申訳ニも参る間敷、頗る苦痛の処ニ御座候

亦た当方ニ於て資金買集之上、無為替ニて貴方ニ送貨し、貴地よりロンドンへ御送金の策も如前季当方の買入打歩2%前後ニして、貴地とロンドンの為替送金率も多大の変動ナキ時は、大なる心配も無之候得共、銀行屋の資金買集率騰貴して3%以上も打歩を支払、貴地とロンドン間の為替率不利ニ傾き居候てハ、折角の苦心も正金直接の円為替換算と格別大なる差等ナキニ至るも知ル可カラス、殊ニ近来当地ロンドン間のBill買相場も前周5/1方引上げ、T/T 53/1 O/D 62/6' 30 days 70/- 60 days 77/6' 90 days 87/6 % と相成候ニ付、目下正金銀行円建相場 1/8 3/4 (三十日払) 約 2 1/2 % 強、ロンドン廻りの方利方の勘定と相成候場合ニ付、3% 已上の打歩支払現金買入れの事、而して貴地よりロンドンへ 1/8 1/2 T/T 送金ハ甚不利益と相成

候間、例のブッセル其他の商人より資金買集ハ、甚打歩2%乃至其以下と相成不申て苦神するの価値無之と存候

次ニチャタド銀行其他貴地より当方へ出合ある場合の御送金は、ヨシ其為替率高打歩ニても当地よりの正金建相場ニ比し、利方ならハ臨機御送金被成下候事、至極適當ナルハ御来示之通り御座候

貴方より無為替送貨を奨励して、折返し此方より無為替輸出資金ニ充當の事も御来示之通りニ御座候、唯昨年末乃至本年初期ニ比し、日本ヨリ濠州向キ為替率下落、且ツ変動多く店内為替の出合減少より無得止、此方よりの聊の注作品ニ対しても、正金銀行ニ於て先物建相場約定の結果無為替も減少致候事、遺憾ニ候得共、為替変動の危惧は我等薄利取引主義者は口仙以上の率と相成候間、其時々ニ応し正金先約の外安全策ナキ次第ニ御座候

而して貴信184号Page3十項十三項御実示の正金銀行為替率の常時乃至無尠共ロンドン廻りと接近する円建為替ハ近き将来ニ出現六ツケ數ハ御同感ニ御座候、依之十五項以下御説示の1.2.4の二項目勵行の外無御座候、其3は如前記唯今の場合、利害如何、確答難致存候

要之、初葉相認め候通り濠州政府の輸出資金緩和策として一日も早く決定、紙幣増發（英京停



滞の資産ヲ引宛ニ）実施相成候ハ、今日大苦神致候程ハ在之間敷、亦夕然ラサレハ濠州第一の重要産物、羊毛・小麦の相場ニ影響可致ニ付、何時迄グズ／＼等閑視致居間敷と確信致候

羊毛・小麦の注文  
ニ就て  
夫は夫として面目く無き日本毛織のシミッタ注文以外、他会社の羊毛原料及小麦注文の將來如何？、日本毛織工業会復帰の爲メ乎否乎、モスリンも三四銭方恢復致候様ナルモ、如既報

此方の増収ニ不係、メリノ羊毛相場ハ世界の需用多大ニして中中下落の模様無之、殊ニ例年新赛季前は商略上 *High* 先物安直ヲ敢行して相場抑圧の手段と成せしも、戦前ニ於ては独逸人の買進ミニて、いつも跡高の原料を買ハサルヲ得サル悪行を喰ひ、戦後は日本の買出し不可侮もの有り、殊ニ昨季の如きは米国の不況、独逸占領域出兵問題等ニて各国の所要多大ナル間敷、一順行涉り候ハ、多少の下押あるべしと広言して、敢テ猛進せざりし間ニ仏国・伊太利・日本・独逸等引続き買出旺盛の爲メ、矢張一番高き処を英国も買ハサルヲ得サル境遇ニ陥りしを覚醒せしニ哉、本季は初市より適当品ハ無躊躇買進ミ、七月ロンドン市場の引込品も大概10%前後の上建ニて *PS* 買アサリ候趣入電アリ、過日のブリスベン市場ニ於ても相当の俵数買入レ候由、夫等は底意の堅固なる見込を証するものニして、平の新聞電報ニても前土曜日ニハブラッドフォード 64.5 七十七片半、60.5 七十片手堅く保合を報し居候、最近 *Hughes* への入電ハ oil 70.5 八十二片半の由、是れニ比較すれハ、過日御照会相成候栗原工場宛ウィットン \$ 4 五歩

八十二片（尤も是ハ片桐店員栗原宛ヲ言明シテ特ニ安直ヲ請求シタル結果也）は非常の割安也、而もモスリン安直の爲メ不引合ニテ注文ニ接せず、寔ニ不得止場合ニ御座候（旁ウィットンニ於ては断然思ヒ切り、去月下旬より愈工業中止実行致居候）、但し本年は既電之通り氣候好順、飼糧ニ不足なかりしたけ發育十分ニシテ、草種等の混雜あるもサウンドニツト Stady の品出廻り多き見込ミ、從テ 64.5/60.5 辺の太毛多く、70.5 前後の細毛払底と存候間、英国向キ太毛ニ多少の下押を見るもモスリン用上等品は底意強固と存候、為替資金の如き正金支店ある為メニロンドン廻り為替不調和ニテ日本輸出ハ不利ニ陥リ居候得共、欧州向キは左程の困苦もなく信用状有効の塩梅、只夕例年 2% 前後割引の買手形が  $\frac{3}{4}\%$  にも騰貴致居候不利あるのみ也

若し夫れ小麦ニ至りてはカナダの收穫大減少を吹き上テ、チカゴ取引場の投機屋ニ引ヅラレ、先般來、大分騰降あるも概して割高の市況ニ係らず日本粉界頓と不引立の由、畢竟一般の不況ニ起由スルナランモ、昨秋震災後、無税輸入品の食滯も其累を成し居り候哉ニ推測致候、併内地早魃ニテ米作不良の噂は承知致候得共、米相場ニ暴騰ナキを以て見れハ（三島丸便ハ未見）麦粉相場も急ニ著敷騰貴ハ在之間敷乎？、而も停滯？貯庫の原料追々使用の上は新原料の輸入必要なるへく、此時ニ於て濠州各地は比較的大豊作の予想ニ付、同士打を恐れて乎、聯邦政府管理の元ニ売方同盟の計算中ニテ新麦ハ未だ取引成立ヲ聞カズ候、古麦の残物は 6 $\frac{1}{2}$  売、5/10 買相場ニ候得共、輸出商談無之塩梅、麦粉も先般 13 $\frac{1}{2}$  より 15 $\frac{1}{2}$  ニ直上げ後、輸出衰退、

目下内地売 14/10/、輸出 13/、辺声価ニ候得共、沈滞の市況也、日本への輸出初マルトしても十一月以前の事ハ在之間敷、恐く十二月已後ニ可相成存候、是非夫迄ニロンドン廻り為替開発の途解決相付候様希望ニ不堪候

近来季節外運賃 20/、二下落ニ不係、相場不出合、今後仮ニ原価ニ多少の下押を見るも十二月已後運賃再騰、且つ為替率昨季ニ比し割高と相成居候間、貴方の粉価四円五十錢辺ニ迄も騰貴不致候ては面白き取引ハ無覺束哉と杞憂罷在候

## 上毛債権

回収事件は成行 184 号 17 Page 以下詳細御通知被下、逸々熟読仕候、其後特 33 号藤井重役口述信、山本会計部長 77 号信中、東京より御前店員への電話共委細披見致候、不撓不屈の御尽力も相手の口上は益悪化するのみ、整理委員の御連中も所謂辣腕家たけニ（K）の苦境ニ同情ハ寄セラレ可申も、偕整理委員と成レハ一店ニのみ依怙ヒイキも相成らず、藤井重役御接触宜布を得たるも、五十萬円現金支出金は立消へ、渡邊家より漸く二十五萬円乃至廿九萬九千五百円も三井其他一般債権者等整理案ニ加入の条件付、是も三井尚不服の為メ御発信迄ニハ確定せず、尚河崎・矢野両君新内閣組織後、両君責任を以て十二萬五千円支払可被下の由、夫ニ対し 54 輸入織機五百台を引渡す云々、但しモスリン先物受取の公正証書は尚有効ニ哉、不判然なれ共、

捨売ニしても十五萬円の値打ある機械とすれハ、先物モスリンの身替りニ二萬五千円だけの物ハ入金の際ニ相成候様ニも解釈被致候

要するニ御来示御決心の通り首尾克入金あるものと見て、結局七十七八萬円の貸金高を以て同社整理案ニ加入する外善策無之立場の趣、遺憾千万之義ニ候得共、洵ニ不得止次第と奉存候、何卒更ニ悪化無之様遥ニ祈望仕候

丹後丸震災保険  
Top & Noliニ対する分、今以て具体的交渉不行届、頗る煩悶仕居候

筆者自身ニも再三ランサー氏へ督促致居候得共、当地代り店より懇篤の注意的照会ニ対し、未だ満足なる返事無之為メ、当店への解説延引致候趣弁疏致居候、而も些少の緩慢気味なく守田會計部長直接ニ引続き掛合居候間、不遠相当満足なる解決点ニ到達可致様期待仕候間、今暫時御猶予被成下度候

ジャーデンマゼソン商会は多年の取引ニ対し敬意ヲ表し、出来ルだけの尽力ハ致居候得共、下受保険屋の不服、特ニ東京海上の加入セル為メ頗ル事面倒と相成居候趣伝聞致候

事務取扱上不都合ニ関し、曩日御注意申上候ニ対し、藤井重役よりの御挨拶敬承致候、特ニ御指摘の欠点御痛感ニ相成候、部長等ニ於て「自家の失敗を嚴酷ニ覚醒セサルニアリ」とは全く其通りと存候、失敗の経験ニ鑑ミ、改善革新の途を開く可く注意せず、済シタ事ハ夫迄ニして、跡ハ亦タ新シキ失敗を操返す事ニ相成居候段、憤慨痛歎の限りニ御座候、中井店員等の仕事ニ値打ナキハ申迄も無之（無価トハ不申候）候得共、南阿監督ニ苦き経験を得て、金融上の操縦ニ一ト廉致密の頭脳アルヲ認メシメタル富森店員如きすら、仕入方ニ廻りてハフワフワして頓と落付タ部長振ヲ見ル能ハサルハ頗ル遺憾ニ存居候処ニ御座候、近日当地へ赴任之上ハガリ  
く 鞭撻致度存居候

右

北村生頓首

第九一八号信 大正13年9月23日 三島丸便

豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓

貴信

藤井重役八月十九日付188号イイスタン便、本月十七日着

林東支長八月十八日付特34号

同

同

右拝見致候、先是

林重役より筆者宛七月三十日付ヒマラヤ丸便ハ八月三十日着披見済之処、御受洩れニ相成候段

御断申上候

外ニ

松本南米出張員七月十六日付、本店ユ出宛S13、々輸入宛S8、本日八日着

竹内南阿出張員八月十六日付S35本店重役部長宛廿五枚写、本月十五日着

夫々拝見致候

大正十三（一九二四）年

二三

## 〔欄外書込〕

御前店員特56号八月十四日付も本月十六日着、拝見致候

上毛モスリン債権

回収方ニ付、引続き東京林支店長及本店重役の東上、御援助交渉上の苦神顛末、詳悉御来示被成下奉多謝候、段々の御配慮も事件の進行と共に益悪化の事、痛歎の限りニ御座候

兼ては讓歩ニ讓歩を重ね、七十七萬幾千円の債権を以て整理案ニ御加入決心の様承知仕居候処、最近の入電ニ由れハ、九十萬円余ヲ以て整理ニ加入の無止仕合と相成候趣、但し十二萬五千円だけ別約収入の条件付なるも未だ実行不致候由、是は例の機械にて引渡し云々の川崎・矢野両氏責任保証の口なるへきも、他の債権者の探知する処とならハ、川崎新内閣ニ於ても励行困難ニ陥り不申哉と折角御案事申居候、一時は三井物産の整理加入不服にて如何ニ成行候哉と遙ニ案事居たる廿九萬九千五百円は、漸く御受取済の由、是ハ渡邊銀行保証の手形延日付のものなるべし、夫でも御入手相成候事、詢ニ仕合と存候

結局九十萬円前後の債権が六ヶ年置据へ（初メ一ヶ年無利息、五ヶ年据置）、其先き五ヶ年賦払の整理案ニ加入セサル可カラサル立場ニ悪行落付き不申哉と潜ニ心配致候、セメテ前記条件付の十二萬五千円のモノが手ニ入候ハ、寧口僥倖と存候、いつでも損失のときハ意外ニ心配苦

勞多きは常例ニ御座候

震災ニ由ル保険金

貴 184 十四葉 185.10 葉ニ由り、火災保険金の 10%ヲ支払たるは東京海上のみニして、其他 5%見當、又其内外国へ下保険分ハ其金不払ニ付、僅々 3%見當の見舞金支払ニ過ぎず、又夕住友倉庫關係の外国会社ハ一ヶ年分の保険料を見舞として払戻す事ニ相成、百五十四萬円の方ニ四千三百円支払ヒ、貴店焼失荷物ニ対シ勿驚六十一円三十八錢（左様ナ金ナラハ熨斗ヲ付テ突返シテ遣り度候）也御受取之由、亦夕御前部長特 55 号末葉ニ広東保險会社横浜支店、震災後事ム取扱ニも不行届き多く、從て貴店の御迷惑不尠旨の苦情も在之、同 56 号初葉ニ御前店員同窓某東海副支配人の話ニハ、いつ迄も丹後丸保險金杯ヲ当テニセス、見舞金の掛合デモすべしとの忠告?あり云々の情報あり、筆者心潜ニ屈澤配神罷在候処ニ御座候

於此方已報之通り、事件の当店へ転嫁已来、守田店員ニ於て無虚日ランサー氏へ接衝、多少の手答ハ在之、筆者も両三度催促致し候処、H. B. 氏来着已来、百磅已上ノ電信料ヲ不厭、香港本店へ又ロンドン代理店へ百方支払方勧誘の旨返事ニ付、如前報暫時御猶予を仰きたる次第也然ル二十三日の情報發電となり、十五日の H. B. 君来店の好音發電とナリ、全く一ヶ年有余貴方ニも大心配ヲ掛け、此方も不尠心配致候事も一朝ニして正大なる光明ニ浴し、全く溜飲が下



り申候、何卒此処一二週間の中ニ無滞全額御入手済の好報ニ接するを鶴首致居候

此事件発作已来、貴方ニ於ては専門の法律家ニ研究セシメ、不尠費用を恐れず、御討議且つ広東代理店へ御掛合ヒ被下候得共、何分保険書面地震の災害記入無之為メ、法律上、確實ニ請求の権利無之為メ直ニ出訴も難相成、多年取引の義情ニ訴へ御掛合被下候得共、其間ロンドンより出張の聯合保険会社調査委員の検閲必要と相成候為メ、段々解決遷引致候段寔ニ事情不得止成行ニ御座候

Haji 君の自白ニ由れハ貴店と広東と多年の取引継続關係を尊重し、全額支払の覚悟を以てモア君を神戸へ派遣せり、然ルニ前記ロンドンより出張の調査委員の手続き未全、且つ一部下受けの東京海上大不服の為メ、遂ニ不得要領の俣香港へ引揚くるの無止成行と相成候由弁疏ニ御座候、按するニ当時モア君より条件付交渉開始相成候ハ、貴方ハ事件ニ御疲労の場合、他会社の不親切の実例在之候場合ニ付、或は半額の支払も甘受サレタル哉も未タ知ル可カラス、今日より觀レハ、当時モア君より解決交渉の端ヲ開カサリシハ我等の僥倖ニ相成候訳也、其間の利息モ高ミたる事ニ候得共、貴方御来意ニ基き、罷り間違へは50%ニても当店も承認する覚悟ハ致居たる事勿論ニ御座候、而も表面ハ平押しニ突張り、ランサー氏も例の "Assailing Thieves" の条項ニ適応する事を主張し、ホール君も来濠已来、当店の旧き創業と世間の信用

も調査サレタルナル可ク、ランサー氏の力説ニ同情し、本店ニロンドンニ再三長文の打電往復の途中、先方より60%支払のコンプロマイズの返電アリシモ、ランサー君は当店ニ照合セシテ其俾押返し、是非 Full Pay ナラサル可カラサルヲ固守の結果、ロンドンアンダーライターの大部分は東洋唯一の Jardan Mathison & Co ナル体面を信憑し、遂ニ法律以外の同情を以て "Ex Gratia" なる先例ニ則リ全額支払を承認シタル次第と承知致候、此難交渉ニ付多大の努力を惜マサリシハ広東保險会社竜動下受取扱人 (Mr. C. L. Buncourbe of Mathison & Co Ltd 3 Lombard St London E. ...) バンコンプ氏ナリシ由、ホール君より伝承致候、御心得の為メ併記致候

如右円満ニ特ニ〈K〉二十分の満足を与へ呉候事故、横浜税関より御回収の損傷 Top の幾分は此際あまりニ見括らす、可成奮発、貴店ニ損害ナキ値打一杯ニ御仕切被下度、特ニ御注意申上候次第ナルガ、跡ニて再見するニ電文少々強硬ニ失シタルヲ覚へ恐縮ニ存候、併事件解決の結果ニ対し不悪御承知被下度候

既ニホール君自身来店、保証的明言相成候義ニ付、万々違変可在之とハ難考候得共、謝礼ニ事寄せ会話のコンファーム的書面を送り、カントン保險会社代理店より別紙之通り確答ニ接し候間、先は大丈夫ニして貴店へハ JM & Co スミス君より不日公文通知可在之筈と相信し申候

ホール君夫妻は目下メルボルン・アドレード地方巡回中ニ在之、其内帰市相成候ハ、香港へ  
出發前当店より一夕晚餐会相催し度、ランサー氏へ周旋方倚頼致置候、但しホール君雜誌中、  
先達モア氏貴地滞在中、藤井重役・御前部長其他若干名招待、デナパーアテ開催懇親を結ひ  
被成候由、其時の写真ハ帰香之上、送り呉レル様倚頼致置候仕合ニ付、旁返礼の意味にて今回  
は当店より招待致度考案ニ御座候

東京海上ニ分割せし下受保険金は、法律論を担き出して弁金謝絶致居候事はランサー氏より伝  
聞致候処ナルガ、ホール君は尚交渉中ニ付成効の可否は未定ナルモ、同会社がコダワリ居候内  
情等ハ決シテ口外無之様特ニ倚頼在之候間、其御含を以テ弁金全額御受取の事は当分内密ニ御  
秘し置被下候事（正金銀行ニハ特別ナレ共）、世間ニ対し寧口奥床敷哉ニ奉存候

按するニ東海ノミナラズ、ロンドンの会社の一部ニハ不払も可在之ナレ共、大部分の損害ハ  
広東本社ニ於て負担する決心と信し居候

## 南阿輸出

特 62 copy は長文之上 copy 悪敷難読の処多く、筆者は格別興味無之ニ付披見不致候、但し  
184 末葉ニ於て愈マカーソン君と手切レ決着致候段遙ニ奉賀候、而も飯島・大塚組と交渉覚書  
の如き未タ〜研窮セサル可カラサル問題と存候、逸々此方より口出しは遠慮致候得共、商売

の取引ニ初メヨリ法律論ヲ担キ出スの必要アル様ニては、其将来知ル可キノミと存候、如前記南阿竹内出張員八月十六日付長文の copy 通読致候、消極的の仕事ニ尽瘁被下候同君ニハ氣の毒ニ相感し居候、而も時々情ニ脆く、腹ハ決シテ居ながら引ズリ行カル、処アルカ如き文字あるは、畢竟取引上の経験未熟ニ付、Mの如き芝居師ニ又シテも憐憫の加ハル次第と存候、御用心肝要ニ御座候、其他の愚見ハ幸ニ已ニ上伸濟ニ付再せず候

〔欄外書込〕

藤井重役認八月二日付竹内君行 copy も拝見致候

日毛より N.Z.X.B.  
ニ付品違償金

の件、部長特状ニより詳細致候、如何ニも大永井より注文書受取之節、単ニ丁とのみ記し、カウント多少粗太となるへき慮りアリテ、大永井も指直引下け承知の条件ヲ標記シ置カサリシは此方の手落ニ御座候、而も多年の取引上、お互ニ信用を以て誠実ニ取扱居候薄口仙の品ニ対し三百代言的ニ claim 持出し候川西部長等の心裡、全く紳士の体度ニ無之、如命昨年メルボルン買入 X.B.ピーセス (ピーセス杯はいつも混合アルハ当り前の事ナルモ) の苦情ニ対し、貴店ハ血を吐く如き苦サモ、跡々の注文大切と比較して曲テ若干の償金御支払被成候ニ味を占メ、何と歎、苦情ヲ持チ出サネハ損の如く考へ、又例の顔を立てる云々の陋習を恥とせず、千円と吹

いて百円でも取レハ利也と考へ居候連中ハ全くイヤニ相成申候、広戸部長ニ於ては当時大永井君と接衝の記憶を繰返し、其理不尽なるを抗論致居候、而も貴店係員ニ於テハ跡々新季節注文の矢先ニ付、又大永井君も当時の事情ヲ思出したるニ哉、種々調停の勞を取り候為メ、今回も又先方の顔を立て、弐萬円請求の処を三千五百円ニ減少シテ御支払候事ニ決定致候如く、寔ニ困ツタ物ニ御座候、但し御前部長通信文字少不明瞭の為メ、片桐店員ハ二萬円の内三千五百円を直引して壹萬六千五百円御支払可相成ニハアラス哉と疑問致居候、小生はマサカ左様の大金を（三千五百円ニテも無所謂ユスリ金也）当店へ御照会ナク御支払被成候様ニハ難考ニ付、三千五百円に直引してと解釈致候事也、何卒其誤解ナラサラン事を希望致居候

広戸部長ニ於て同会社注文ニ対しては特ニ注意致居候事故、大体ニ於て苦情ハナキ筈ニ御座候、過般ブリスベンニて買送りのカースト・ピーセス Guild 98% 99% 迄 Estimate 記入の為メ、四%も不定としてゴタ／＼の上、数百円の弁金ヲ吐出し相成、此方買方大不服ニ候、併是は広戸部長ニて少々自信が強過ぎた感あり、實際学者的詳密ニ検査スレハ予定の歩留在ル哉も難計候得共、相手が相手ニ付、草種混交の品ニ対しては2、3%方下目ニ大丈夫ニ見テ置くを穩当と存候、今後も其考ニて注意為致可申候得共、先方ニ悪意ありて苦情を付けんとするハ天産物の事故、多少の欠点ハ発見難らす候、双方誠意善解ヲ主トシテ取扱承認スルニアラサレハダメ也、跡々同社注文謝絶シテ苦しからず候、何程商売大キク致候共、此会社の如きとの取引は

無駄骨折多く、得る処働イタダケの価値ニ報ハス候

羊毛初市

前周開会ニ付、筆者前三日巡回致候、委細は部状より詳報可致候得共、予報の如く發育良好、毛足長くサウンドのもの多く、従テバア、シードの混交品乃至脂肪含量多く候ニ付、Yieldハ特ニ扣へ目ニ注意致居候、唯今の処細毛払底、過半は64平均の処ニ候得共、追追ニ64/70処出品増加可致哉二期待致候、相場も予報の通り、当地・ロンドン共中々の盛況にて月初プリスベンせり市よりも品ニ由り5 to 10% upにて、例之通り毎日出品の90%以上即売の好況ニ御座候、買人は矢張仏国筋第一ニ候得共、其他各国へも平均宜敷分布致居候

ブラッドホードTopも引続ぎ上向き、如別紙切抜、最近ニハ64 warp 81ヲ報し居候間、70sは恐く90片辺と想像致候

大坂モスリン宛D type未タ払底ニ候得共、目下72/73見当ニ候、而も愈各国買煽り候ハ、此種の品出廻り、本季ハ僅少の見込ニ付75片ニ迄も騰貴致候哉も難計、然ルニ貴方モスリン相場稍回復三千番八十銭の内ニ候得共、如前記原料にては尚原毛高の製品安の歎ヲ不脱、仮ニウィツドン目下貯蔵品lb 8六百俵？八十五片ニまけて呉候ても、モスリン原価約八十五六銭と相成候間、一寸不引合、況ンヤ今日の原料を以てせば九十片辺を申出候哉も難計、当分商売六ツケ敷

様奉存候、但し一再既報の如く世界の大勢メリノは急ニ暴落の見込無之ニ付、日本内地の製品売仕舞、工場原料喰継ぎ不能の場合ニハ、是非多少新規買入ハ不得止処と存候、夫迄ニ上等九十銭乃至百近くニも騰貴不致ては各会社ハ単ニ操短のみならず、或は一時休業の困難ニ立至り申サス哉と御案事申上候、殊ニ一般細毛払底の季節ニ付、二等品の原料と雖も一等品宛ニ比し大ナル懸隔無之ニ付、栗原氏の如き折角復旧工事御取急きニ相成、漸く開業セントスル矢先きニ此難関の生し候事、二重ニ御氣の毒ニ奉存候

如御来示、従来雇付けの職工ヲ遊せても毎月一萬円位の御損勘ナレハ、寧ロ苦ンテ復興スルニ比シ、暫時休業継続の優ルルニ如カス哉と恐察致候、詢ニ以て御同情難禁存候、宜布御伝言被成下度希望仕候

日本毛織 S19 五百俵二口の内、目下第一の指直53片は不可能ニ付、残高ハ取消可然ニ其据置の事、此方甚面倒ニ存候、先方も据置ニすれハ、いつ迄も帳簿形付中間敷御注意被下度候、相場跡下りの場合は安指直の注文据置きも多少の理由在之候得共、今日の如き好況時ニハ甚未練の迂策と存候

千住注文 2nd Pes 二百俵計、被服廠注文 O.R. 千俵余の注文も広戸部長及 Coss 協力大奔走致居候間、指直低ク困難ニ候得共、Star 杯も根氣克目を通し買集尽力致居候間、大概ハ指直一杯ニて調弁行届き可申見込ニ御座候、他店ニては未夕着手見合せ居候塩梅ニ付、此際当店ハ跡

御注文被成下候得は、好機を見て精々利方ニ買整サセ可申候ニ付、御尽力被成下度候

此際大坂毛織注文 G.R. 三百俵 59 片は到底無覺束存候、是は被服廠同様の O.R. 扱にては向き悪敷、Buffs の僅少にて毛足長キヲ御希望の如く筆者記臆致居候、果して然ラハ目下六十三四片見当ニ御座候、併広戸部長は少数の注文ニテ外ならぬ得意ニ付精々尽力、指直一杯にて拾ヒ集メ考案にて奔走中ニ候得共、恐クハ近日直増し打電照会の無止ニ至るへく愚考罷在候

当市は今明日を以て初市閉会、買人一同ブリスベンへ出張の筈ニ付、同地ニ於て或は割安物手ニ入不申哉と失望ナキニ望ヲ属し居候次第ニ御座候、当店部員は木曜日（廿五日）出発、筆者は廿六日久方振出張の予定ニ御座候、月末開市の出品はサスガニ Good セレクシヨシを期待致居候事也

当方輸入部人員

ニ付、藤井重役御来示敬誦致候、大体ニ於て別段異議無之候、近日富森新任部長到着之上、更ニ詳報を得て研窮可致候、其砌貴方人操の件も伝承可致候



貴店決算ニ際シ

利率

の比較ニ付、<sup>1)</sup>御通知之處、筆者不明ニして質疑申上候處、御説明被下奉謝候、何ダカヤヤコシキ事ニ存候、其後貴店の配当も決定、濠州商店の決算も処分濟ニシテ御手数ヲ煩し候段却て恐縮ニ存候

最近の配当低率

ニ付

筆者より為後來御参考迄ニ御注意申上候ニ対し種々御解釈、是亦恐縮ニ存候、無論株主中低率ニ対し不平の徒可在之とは不信、全く親子の關係ニ付サル事アルヘキ筈無之程、夫レ程重役ニ於て彼等の思惑如何ヲ平素より考慮ニ加へ置の必要あるへしと存じ、得貴意たる次第也

奨励会寄附金ニ付ては曾テ前田重役より再三御説明被下候處ナルモ、筆者不敏ニシテ十分ニ會得致兼居候、今回、又藤井重役よりも寄附実行を最高程度ニ行ハサレハ同会の運用沈滞云々の点、腑に落ち不申候、第一唯今の處、近き将来に大株主の退隱して其持株讓受資金の必要を認メス、万一臨時必要ヲ生シタル場合と雖も代金支払ハ二ケ年内の規約も在之、是非即金の必要アラハ一時商店より取替も可也、必ラスシモ奨励会持株払込補填ヲ重視スルノ意義不明ニ御座候、又店員ニ分配も敢テ三年毎ニスル必要無之、實際店務ニ従事シタ青年店員モ三年位ニテハ其将来ヲトスル事も困難ニ在之、而も持株余裕アルノ故ニ惣花的之分配は、益以て故店長の意思ニ符合セサルモノト確信致候

震災慰勞金

昨年大災當時、東京支店在勤且ツ其後引續き不健康地ニ精勵の店員諸君ニ対し、他店詰店員等より見舞金醗集の事、曩ニ前田重役御首唱の下ニ調達相成候三千円配分ニ付、林支店長より御詳報奉謝候、幸ニ諸君の慰安を得は本懐之至ニ御座候、目下当店詰メ風間店員・(浅賀の誤り也)浅香店員へも御配付被下、兩人より謝辭を受け申候

中元給与

金ニ付、上毛事件の責任問題より藤井・林両重役より御辭退ニ相成恐縮ニ存候、多大の苦勞ニ対し、聊の慰勞的給与ニ付、貴方御三員共御受取相成候共、別段不服を称する店員株主は在之間敷、御遠慮無用と存候、併強て氣が澄マヌとの御趣旨ニ候得は、貴方御多分説ニ賛成可仕候、但し筆者分ハ甚不遠慮ニ候得共、当店より頂戴致候間、不悪御諒解被成下度願上候  
但し貴店より御送付の原案を見て、当店詰日本店員ニ厚く、濠州店員ニ割宛候金額不足ニ付、此元五月廿九日付 910 号三葉末文ニ於テ記載致シ候六名ニ対し @ 35 合計 330 増給の事ニ決心の処、八月廿八日第九期配当 6% 及日本人店員へ中元給与の際ハ Easter より大ニ遠サカリ、外人店員ニハ (株主) 殆ント失忘の時分ニ付、ターナーだけニ 5 7 加へ 25 7 交付し、其他五人分ハ中止致候、夫か為メ外人廿二名ニ対し 211 ニ訂正致候間、御含置被下度候  
再言すれハ 5689 御承認被成下候処、結局日本人十四名ニ対し 403 7 合計 5614 と相成候

次第ニ御座候、併延引訂正仕候

監査役持株減少案

兼て御来示賛成致候処、上毛債権やら丹後丸震災保険未定等の責任問題ニ鑑ミ、上記の提案は他日ニ御延期之由、御尤もニ存候

従て他の定款変更事項も格別要急の義ニモ無之ニ付、是亦御延期の趣正ニ承知仕候

人事

片岡・大路両雇員を倉庫員ニ列する御計画ナリシ処、他の事情も在之、他日の機会ニ御延期の由承知仕候

多年東京支店在勤の松村交換女手、兼て豆々敷立働き居候様相見へ候処、不幸ニ肺患ニ罹り、病氣療養の為メ遂ニ辞職願出テ御聞濟の由氣の毒ニ存候、併中元給与の外、慰勞金や見舞金トシテ支店より三百五拾円、外ニ林・前田・藤井重役・東支店員より小計百五十円、惣計五百円也、同情的給与と相成候趣、本人も満足と存候、恰も往年の小橋君子女史の如く不仕合の段同情之至ニ御座候

田中東洋氏不治の病ニ罹ラレ、重症ニして時日の問題云々驚入候、未だ春秋ニ富ム敏腕家ニシテ〈K〉ニは多少同情ヲ有し居られたる哉ニ伝承の処、此人を失ふ事痛歎の至ニ御座候、後任は兎ニ角、御当人の不幸遙ニ御同情難禁存候、林重役ニ於て好機会アラハ、筆者より慰問御伝言被成下度奉願上候

サッター翁其後の消息承知不仕、藤井重役ニ於ても非常の御多忙ニ付、往訪の機会無之趣、御尤もニ奉存候、其内小生より見舞状差出し可申候得共、若し幸便アラハ宜布御伝言願上候、当地のJBS Jr. は時折面会、何等変化無御座候

金田店員中元給与の原案ニ際し、藤井重役御来示の趣旨不<sup>(ママ)</sup>徹底ニ付、為將來無危憚愚按開伸の処、原案四百五十円の処三百円（T14三葉参照）ニ御減額ニ相成、同人の為メ気の毒ニ存候、現金の百円や二百円敢テ此場合歯牙ニ掛クル程の義ニハ無御座候得共、〈K〉の店則と申歟、家風と申歟、其主義の貫徹を希望したるニ不過候、乍延引御受申上候

藤原猛店員、学校休業期ヲ利シ、クインスランド西南州の牧羊場 "Thyanga" へ本月八日出発、目下剪毛見学中ニ御座候、此毛毎年〈K〉及三井の手にて買送ラレ候赤土色の毛にて、モスリシニは適當の細毛ニ御座候、本期産毛ハ果して如何？

## 浴巾会社

の仕事順ニ付 188 号十一葉御来示承知致候、幸ニして其後引続き小口ナカラ注文追発致居候、只今筆者の考ニては本年内の仕事ハ、ドーニ歟継続可能ナルヘキ哉ニ存候、英国労働党政府ニ於て大英殖民聯邦よりの輸入品課税を厳行する事ニ相成候ハ、濠州政府ニ於ても英国品ニ対し、特ニ最惠条約乃至プレフェレンスの減税撤廢の噂も在之、若し実施の曉ハ我等ニハ好都合ニ候得共、是ハ急ニ実行ナキ塩梅ニ付、5%より15%のハンデカップを負担して競争セサル可カラス、然ルニ米國棉花は每周漸落、貴地ニテハ五六月已来先物安の事新聞明記ニ付、夙ニ御承知の筈と存候ニ不抱、鐘紡20現物最近  $\text{K320}$  の入電ニハ驚入候、七ヶ月平均も尚  $\text{K317}$  とは如何なる理由ニ候哉、杭州・浙江の戦争ニて上海辺も大分物騒の様子ニ付、輸出ニハ多少不便ナルヘキ筈、且ツモスリンの安直杯ニ比較して如此高価原料の木棉織物売行果して如何、其理由甚不審ニ存候、為替換算日本ニ不利なる為メ、漸クニして些少の取引増加ヲ悦ヒ居候処、亦タ元会社の引メ歟、仲間問屋の買占釣上げ策歟、好機アル毎ニ原料騰貴と相成、折角織物輸出の途ヲ閉塞致候事、慨歎の至ニ不堪候

## 正金銀行 B1

徴収の事と相成、頗ル苦痛の如く愁歎相成居候、甚不審ニ御座候、何トナラハ無為替品は第一、

## 保証料

銀行の打歩を自家の収益と致居候以上、夫を只にて保証セシムルは無理也、其上沖取ニして輸入陸上ケ費を節減スルニ御尽力相成候事故、多少の保証料は当り前の義と存候、左様の点ヨリも節約セントスル費用は沢山在之哉ニ存候、所謂冗費の節減ヲ御研窮在之度候

## 郵便延着

毎度東京支店書面出シ後れ、記名の郵船ニ搭載洩ニ相成候事御注意申上居候処、此前の安芸便東京へハ順着セシモ貴店へ不着ニ付、非常ニ御不便ナリシ由恐察致候、早速当地 G.P.O. へ照会調査為致候処、撰手の不注意ニテ神戸行の信囊ヲアドレード市行のメール車へ混交セシ為メ安芸丸便ヲ miss シタル訳ヲ發見、アドレードより返却後、イイスタン便ニテ追送シタル由郵便局より断り状返事在之候、甚タ不都合千万ナルモ将来の注意ヲ倚頼致候より手段無之候、御迷惑ナリシ段奉謝候

大戦争已来、各国の郵便局も無人の為メ配達手間取りシ事、其当時トシテハ不得止成行ナリシモ、近来ハ雇員モ増加シ、大ニ能率増加スヘキニ配達延引の悪習慣ヲ改メス、想フニ夜業杯十分実行致サ、サルニ原因致候、従て貴地よりの郵船便ブリスバンへ陸揚シタルモノ、或時ハ本船のシドニー着の翌日ナラサレハ配達セサルモノ屢在之、大ニ不便ヲ感シ居候処也、日本の郵便局員等も矢張「ソーテング」手間取り、本船着後（長崎より早着セズ）ノ口／＼配達之事と

相成、B/L延着（延着と申程ニ無之共）の苦情起り候事と存候、何と歎、早急配達之事懇篤ニ貴方郵便局長へ御交渉は如何ニ哉、当地方ニテハ大概棧橋へ陸揚げ致し、又多くの場合、其荷物の性質上、舁ケ取の必要無之為メ、貴地方の如き不便ヲ蒙ラサルヲ仕合と致候

大戦前ハ郵便局受けの如き、本船出帆時間前僅ニ三十分間の猶予アラハ本局ニテ楽ニ受けケタルモ、近時は三時間も四時間も以前ニメ切と相成、出信者の不便不貳次第歎息罷在候

### 秘密の電信ニ就て

当店より貴方重役宛秘密電信は常々守田会計部長ニ於テ自記発信為致居候、大概の秘密ハ守り得可キ筈ト信し居候、暗号電信も重役宛は守田店員訳記致居候、然ルニ貴方より当店重役宛訳文は多く（殆ント全部）貴店電信係員ニ於て記筆、且ツ例の粘土版ニ相成居候、果シテ漏洩の患無之哉、甚タ案事居候、日本の若輩はオシヤベリの弊多く、知ツタ顔ニ口外する者ナシトセス、夫等の取締貴重役ニ於て十分行届き居候哉、御除才ハ無御座候得共、嚴重ニ御監督被成下度特ニ御注意申上候

実は前記丹後丸震災保険金の如き支払大丈夫と確信致シ居候得共、大金の事故、實際現金回収済トナラサレハ安心は出来不申候、該件は貴重役宛電ニ付、無論秘密の事ニ候得共、万一店内一員ニ洩レタルヨリ自然他ニ伝播し、事落着前、東京海上社員等へ漏洩し<sup>\*</sup>、意外の故障起り

支払延期杯の手違を生せず哉と大ニ杞憂罷在候、何卒左様凶事なく解決致候様、神様ニ祈祷致居候、御笑被下間敷候

〔※印欄外書込〕

ソナ事の有ルヘキ筈は無けれ共

タロー買入直段  
ニ付テ

本年二三月頃、貴注文指直上直ナルニ此方相場恰も下押歩調ニ在之候折柄ナリシヲ以て、貴指直を握り置き、仕入方ニ於テ此方の気配ヲ利用して大分割安ニ買入レ、六百磅余七百磅計も余分の利益御振替申上候ニ対し、井垣店員より矢張安直のときは安直の示電希望の歎訴在之、一応御尤もニ候得共、此方決シテ内輪同士ニ掛引スルノ意味ニハ無之、貴方の競争も能く諒解致候得共、薄利の品ニ付指直ニ余裕アルトキ多少共余益ヲ上ケ置ク事必要と存し、実行致候次第ニシテ、安直ナリ迎貴方常得意の使用量大約一定致居場合、取引拡大の目的ニテ第二流石鹼屋ニ迄万一手を広ケラレ候事、敢テ希望不致候ニ付、貴店商売の邪魔ニナル様の事ハ不致候と同時ニ無暗ニ突進販売ヲ好マサル主義ニ候間、御含置被下度候

昨年来の輸入統計表拝見仕候、東京方面三井の發展承知仕候、然ルニ昨年俄ニ（K）以上ニ發



揮シタル輸入高、本年ニ入りテ減退致居候ハ如何の原因ニ哉、(K)ニ於ては本年も昨年ニ比し遜色ナク取扱相成居候より鑑察スルニ、昨年は所謂第二流の製造家へ迄發展シタル乎、又は仲買人の思惑買取ニ由り三井の輸入高多カリシモ、震災其他の悪影響より代金回収的の如く実行サレズ、或は遂ニ手を緊縮シタルニ無之哉、御探索の上、実状御洩し被下度候、呉々も此品の如きは商売拡大スルノミガ勝利トハ限ラス候間、平常御注意肝要ニ御座候、此点特ニ東京支店上伸致候

## 罐肉輸入ニ就て

小津君調査拝見致候、但し如此著敷輸入増加の場合ハ此方の注意マテモナク、貴方輸入部ニ於て特ニ注目惹起セラル可キ筈と存候、如御来示震災後免税を利用し、古物を安直ニダンピング致候事、見込屋のヤリソーナ処ニ御座候、而も代理店又は販売店ニ貸倒れ等も相生し可申候(三越の如きハ別トシテモ)ニ付、当分一ト廉の輸入品として基礎ヲ立ツル事、六ツケ敷カルヘキモ凍肉の如く置場ニ不自由無之品ニ付、直段サヘ引合ヘハ人口多大の日本内地ニハ早晚需用の起ル事と存候、凍肉の如きも筆者は尚断念致し居不申候、平常貴方の御注意を祈望致し候

## 輸入品マニフィス

每便濠州・南米・南阿等より入船の積荷証 copy 御送付被下、興味を以て拝見致居候、貴方重

トニ就て

役及部長ニ於ても御披見の事と存候、然ルニ或物ハ荷印、又は品物ニ由り大凡荷受主の名前推測致サレ候得共、単ニ order のものハ百里霧中ニ候、是等は貴方税関係ニ於て、又は棧橋ニ於て、或は其他の手段を以て荷受主の何の誰ナル乎ヲ御探窮相成候事、頗ル興味アル仕事と存候、然ルトキハ他店活動の振合ニ通曉シ、取りテ以て自家取引上ニ利用し得る点不尠哉ニ被考候間、吉田店員乃至彼等の連中より一名掛り員御撰抜命令相成候ハ、本人の勉強ニモ可相成、而シテ其探索シタル大凡の処ニテモ、該積荷証の一方へ荷受主の名前記入之上、此方へ御送付被下候ハ、仕入上ニ於て敵商の運動ヲ探知スルノ便宜とも可相成存候、愚按ニては年々店員の増加ニ伴ヒ何歟新規方面ニ發達セサレハ、同じ仕事ニ人手多きは間違増加の原因と相成ル恐れ在之様相信し候間、重役及幹部諸賢ニ於て平常慎重の御指導希望致候

潮崎の通信文

此店員決シテ悪筆ニ無之、寧ろ文字上手ニして達筆ナルニ如何ナル故ニ哉、記筆運用雑駁ナルニ由ル歟、粗大ナルニ由ル歟、其通信頗る難読ニテ困り入候、殊ニ copy 浸潤のときの如き真暗ニ成リテ不可読候、全く手紙の読み悪きは商人として非常の損耗と存候間、親切ニ御注意、執筆方法革新相成候様御注告被下度候

先便ニも本年の降雨順当ニ普及の事申上置候処、兩三日前よりNSW各方面一般ニ少量ナカラ又降雨在之、今夕も尚降リツ、在之候、冬季中も頗ル（暖）の誤り也緩和ナリシニ其後冴返リタル寒氣も無之、飼草の豊富と温暖の為メ仔羊の歩留り好ク、親羊の死亡率減少ト相俟テ、明年の増収を予期セラレ申候

小麦も亦夕目下発穂前成育期ニ付、此雨は千萬兩ニ匹敵可致、農家は万歳を叫ひ居候、欲ニハ来月中ニ今一雨在之候ハ、大豊作受合と申処ニ御座候、守田會計部長よりも詳報の如く、羊毛も小麦も相場昨年ニ比し騰貴致居候上之輸出増加ニ付、濠州ニ落付き候財産ハ非常ニ増殖あるべき筈ニ候、目下尚為替資金難ニ苦ミ居候輸出業者等ニ対し、一日も早く政府及ヒ銀行家協力シテ融通緩和の途ヲ開キ呉レ候様切望罷在候

右

北村生

取六八号信 大正13年9月23日 三島丸便  
豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

貴信

1005号八月十九日附イースタン号便ハ九月十七日朝入手  
東京支店特34号八月十八日附モ同時ニ到着致候

丹後丸震災滅失  
填補漸ク解決

九月十三日發電ヲ以テ不取敢御内報申上候如ク

広東保險会社ハ本件ニ関スル權利義務問題ハ全然度外視シ、所謂“Ex. Gratia Payment”ト  
シテ丹後丸保險額全額ヨリ、先般貴店ニテ御引取り相成候發見Top 価格ヲ控除シタル額  
ヲ支払ヒノ事ニ内意漸ク決定シタル旨

「ランサー」氏ヨリノ情報ニ接シ候ニ付、不日於貴地発表アリト信ズル旨ヲ御報申上オキ候

大正十三（一九二四）年

一四五

續テ十五日（月曜日）広東本社セクレター、ホール氏ハ「ランサー」氏ト共ニ初メテ来店、北村長老トノ面談アリ、今日迄ノ経過ノ大体説明アリ、前記「ランサー」氏ヨリノ情報ヲ正式ニ確メ候ニ付キ、為念同日発電報ヲ以テ北村取締役ヨリ御確報申上ゲ、御安神ヲ願ヒ候ト共ニ当方モ漸ク安意ト祝意ヲ表シオキ候

貴方ヨリモ折返シ御挨拶ノ電報ニ接シ、御満悦ノ状言外ニ溢レ居リ候、御真意拝察ニ難カラズ候、今問題ノ案外永引キ候事ニ就テハ広東本社ヲ代表セル「ホール」氏トシテハ、辞ヲ低フシテ陳謝致シ、何分ニモ其額大ニシテ広東単独ニ負担スル事ハ容易ナラズ、一方日本ヘ特派サレタル調査委員ナル者ノ報告不得要領ナリシタメ、益々事情ヲ混沌タラシメ、英国ニ於ケル再保險会社ハ容易ニ広東ノ要求ニ応ゼズ、其間到底筆紙ニ尽シ難キ多大ノ曲折アリシモ、於大体再保險会社ノ大部分ハ説破納得セシメ得タルタメ、広東トシテハ規定以上少カラザル犠牲的負担ヲ覚悟シテ、奇麗ニ全額填補ノ事ニ決心シタルモノナル大体ノ説明有之候

尚ホ又シドニト香港及英国トノ電報往復交渉ヲ重ネ候間ニハ、保險額ノ六割案ヲ申来リシ事アリシモ、「シドニー」側ヨリハ此案ヲ当店ヘ提出スル迄モナク拒絶シテ、是非共、全額トセザルベカラザル事ヲ強要致シ、漸クニシテ最後ノ満足点ニ到達シタル由ニシテ、「ランサー」氏ノ如キ我々ニ劣ラザル悦ビニテ欣喜雀躍タルモノニ御座候

「ホール」氏ノ如キ人物ヲ此地ニ迎ヘ得タルハ何ヨリモノ幸ヒナリシモ、而カモ全体ヲ通シテノ紳士の態度ニハ敬服ノ外無之、就中最初ヨリ自分ノ意見ヲ曲ゲズ、泰然トシテ其局ニ当リ、

此大問題ヲ解決シ、事成ルニ及ンデ聊カモ恩惠的態度ナク、唯自他ノタメニ悦ビ居リ候、「ラ  
ンサー」氏ハ実ニ男前ヲ拳ゲ申候、筆者ノ如キモ同氏ノ好人物ニシテ信賴シ得ベキ人物タル事  
ハ認め居リ候ヒシモ、未ダ克ク其人ヲ識ルノ力ナカリシ事ヲ自覺シ、心中同氏ニ対シ愁愧ノ想  
ヲ致シ居リ候

〔欄外書込〕

ホール君の談合振より察するニ、モア君ハホール氏ノ下役なるか如し

事件突発後一ケ年有余、御同様不少苦勞ヲ重ネ候ヘトモ、而カモ何人モ予期スル能ハザリシ全  
然満足ナル解決ヲ見ルニ至リ候事、実ニ貴方幹部御当局ガ早クヨリ交通不便ノ中ヲモ厭ヒナク、  
万難ヲ排シテ用意周到ナル御尽力ニ因レルモノ少カラザリシ儀ト感謝ノ外無御座候事ハ申迄モ  
御座ナク候ヘトモ、又於茲、年来頑トシテ貫徹セラレタル北村長老ノ主義ニ依テ継続サレ来リ  
シ商店主義方針ノ賜物ガ歴然トシテ現出致サレ候物ニ有之、僅カ計リノ好率ヲ餌トシテ横取り  
セントシタル他ノ保険会社ノ懲憑ニ対シ、目前ノ利ノミニ食指ヲ動カシ、又ハ広東ノ資力ヲ疑  
ヒ、時ニ北村長老ノ頑固ガ時世後レニハ非ルカノ如ク内心感シ居リタル事モナキニ非リシ筆者  
ノ如キハ、茲ニ其不明ヲ謝シテ御教訓ノ無限ナルモノヲ肝銘致シ候

〔欄外書込〕

弁金支払が一ヶ年以上も永引、其間の利足も不尠候得共、広東会社の怠りニ由るニ非す候間、利息は御勘弁被下度候

貴店ノ手ニ移リ居レル救助品「Top」評価ノ如キハ、此際最モ「fair」ニ御処置相成候事疑ヒノ余地無之候ヘトモ、事茲ニ到リ聊カノ行キ違ヒモナキ事ヲ希望スルニ切ナル「ランサー」氏ノ依頼モ有之、十六日發電ヲ以テ御援助願出オキ候

貴方ヨリハ其後入報無之候ヘトモ、若シ貴地代リ店ヨリ未ダニ沙汰無之様ナレバ、已ニ御催促被下候事ナル可ク、御入金ノ運ト相成候事モ遠カラザル事ト期待罷在リ候

タロー七千三百円ハ既ニ御入金済ニシテ

「トップ」及「ノイル」四万九千二百円ヨリ救助品「Top」代控除額ヲ @ 2/6 % ニテ換算シテ支払ヲ受ケラレ候勘定ト奉存候

保険会社ヨリ見舞金トシテ如此巨額ヲ支払候事ハ、其類稀有ナルベシト存候

〔欄外書込〕

輸出当時為替率決約の為メ此 rate は日本貨ニ換算すれば今日の為替率の換算ニ比すれ

は我等ニ割合悪敷候得共、不悪御辛抱被下度候

最近着御前部長御来旨ニテモ、東京海上ノ意見トシテハ若干ノ見舞金デモ貰フ様ニ交渉スルガ利功ナルベシトノ意向ナリシヨリシテモ、此解決ハ同業者間ニテモ驚異ノ眼ヲ瞬ル事ト察シラレ候

〔欄外書込〕

御除才無御座候得共、愈正金受取済と相成候共、あまり大声ニ御披露ナキ方、奥床敷哉と存候

上毛債漸ク一段落

無担保債権百式拾萬円ニ対シ、九月一日手形裏書人ヨリ参拾萬円（実ハ二九九五〇〇円？）受取済、残額九拾萬円整理加入承諾

九月六日新重役任命

尚特別協定ニテ九拾萬円ノ内拾式萬五千円、近日支払条件付ナレトモ、未ダ実行セズトノ九月十六日附貴電拝誦致候

特別協定拾式萬五千円ノ入金ガ又一段ト御骨ノ折レ候事ニ候ヘトモ、之レガ一日モ早ク満足ニ



解決致サレ候事ヲ祈リ居リ候

曲リナリニモ兎二角、肚ヲ定メベキ一階梯ニ到達致候事トテ、漸ク一息ノ処ト御同情申上居リ候、折角当局諸賢ノ御健康ニ支障ナキ様祈上居候

濠日、濠倫為替

比較

名細表御送附ニ預リ奉謝候、其内二三違算心附キ候ヘトモ、参考用ニ付キ大勢ニ影響無御座ク、唯昨年モ同様ノ事ヲ申上ゲ御叱リヲ蒙リ候ヘトモ、未ダニ合点参ラザルハ此表ヲ作ラル、ニ方リ、日本ヨリ倫敦向「 $T \setminus T$ 」売相場場ヲ「シドニー」ヨリロンドン向  $D/D$   $T \setminus T$  90 days ニモ同率ヲ以テ計算致サレ居リ候事ニ候

貴地ニテ「 $T \setminus T$ 」ノ先約ヲ取極メラレ候際、時ニハ次月用ニテモ $\frac{1}{16}$ 下リナドノ場合ナキニ非ズ、況シテ 90 days ノ如ク四ヶ月先ノ相場モ其当時ノ「 $T \setminus T$ 」売相場ニテ計算致サレ候事、甚ダ諒解ニ苦ミ候

厳格ニ申セバ採算日ノ實際ノ銀行引受率ニシテ、且ツ先約ハ一ヶ月毎ニ「 $\frac{1}{16}$ 下リ」ナリシカ、又ハ二ヶ月毎ニ $\frac{1}{16}$ 下リカ、或ハ一ヶ月 $\frac{1}{8}$ 下リ（近来ハ概シテ小刻ミノ如クナレトモ）ナドノ場合モナキニシモ非ズ、貴方ニテモ余リニ *instead* サレヌ様御注意申上候

因記、比較差金ノ%ハ貴表ニテハ倫敦向金額ヲ邦貨ニ換算シタルモノ、基準ト致サレ、当方ニテハ概シテ正金直接相場ヨリ成ル円高ノ何%ト称ヘ居リタルタメ、同金額ニテ

モ%称へノ差有之候、今後ハ貴方ノ例ニ慣ヒ一様ト可致候

委託羊毛ニシテ  
田為替

決濟ノモノハ、今後総テ正金銀行為替取組ノ事ニスベシトノ御前部長御来意拝承励行可致候、但シ当店ニテ資金ノ余融有之、是レヲ羊毛ニモ使用スル要有之候時ハ、日毛注文品ノ外ハ一部証明材料トシテ取組ミ候ハ、充分ナル事、従来打合セノ俣ニテ差支ナキ事ト存ジ居リ候、若シ夫レニテモ不都合ノ様ニ候ヘバ、折返シ御来旨ニ接シタク御願申上候

金融益々緊縮

貴方ニテモ既ニ覚悟相成リ、1%ノ高歩ヲ支払フ事ニナルトモ、精々多額ノ資金準備ノ要アリ、又御前部長御来旨中ニモ当方提案ノ如ク相当ノ報酬ヲ支払ヒ、他店ニ金融サスル方法ニ就テモ種々研究努力ヲ続ケ居リ候ヘトモ、銀行ノ緊縮方針ハ聊カモ進展致サズ、他商羊毛取扱業者モ我等ガ想像セシ如ク決シテ楽ナ立場ニハ非ズシテ、自分ノ注文品サヘモ賄ヒ得ズシテ苦ミ居ル者ガ大部分ニ有之、何等ノ獲物モ御座ナク候

現在ノ状態ニテハ羊毛用資金モ左ノミ巨大ナラズ、既ニ手ニ入レ得タル額ニテ、オ茶ヲ濁シ得ル立場ニシテ、千住被服廠乃至大坂毛織注文ハ正金資金ニテ金融シ得ルモノニツキ、頗ル好都合ニ有之候ヘトモ、愈々時ノ進ムニ従ヒ、他ノ羊毛会社注文モ現レ、又常ニ採算ギリ／＼ニシ

テ、而カモ金額ノ大ナル小麦商談成立季ニモ入り候ハ、果シテ如何相成候カト杞憂ノ念ニ堪ヘ不申候

1923-24 年度羊毛濠洲全産額約百七十八萬俵、平均値段一俵£30トシテ五千三百四十萬£ナリシモノガ、

24-25 年度予想約貳百萬俵トシ、相場平均一割高ト仮定スレバ六千六百萬£ト成リ、是レダケニテモ前年度ニ比シ一千二百六十萬£ノ余分ノ資金ヲ要シ

又小麦ニ於テモ昨年度ノ約一億二千五百萬ブシエル、貳千八百萬£ニ対シ

今年度ハ其量ト価格ヲ仮リニ二割増加スルモノト仮定シテモ、五百六拾萬£位ノ増加ニ可有之、此二重要品ノミニテモ前年ニ比シ、準備スベキ余分ノ資金必需額ハ一千八百二十萬£ト相成リ、寧口貳十萬£ト可申筆筆者ノ觀測ニ有之、前年度ニ於テサヘモ、資金難ニ苦マサレタル上ニ此巨大ノ増加ヲ免レザルノ時ニ方リ、紙幣増発漸ク五百萬£ニテハ銀行家トシテモ極端ナル悲觀說ヲ立テ居リ候事モ、亦無理ナラザルヤニ想像致サレ候

如此究境ニ方リテハ当地銀行家ノ如キハ、先ヅ第一ニ英国筋ノ得意先ニ優先權ヲ与ヘ候事ハ当然ナル可ク、從テ彼等ハ大部樂ノ立場ナルカノ様ニモ想像致シ居リタルモ、此頃ニ至リテモ倫敦方面ニテ濠洲金融難對抗策ニ究々タル情報入電等ヨリ察スルニ、何人モ皆一樣ニ頭痛鉢卷ナルハ疑ノ余地無之如クニ有之、今後聯邦政府乃至聯邦銀行ノ態度決心如何ニ依テ、之レガ運命

ヲ決セラル可キモノニ候ヘトモ、事實如前述立場ニ候ヘバ、当局者トシテモ必ズヤ今一段度胸ヲ据ヘテ紙幣増發ノ便ヲ緩カナラシメ候筈ト存ジラレ候ヘトモ、果シテ何時其肚ヲ定メ候カ、問題ニ御座候

他店資金果シテ  
豊富ナリヤ？

三井ガ日毛ニ四萬圓ノ才預リヲ握ラレ居候事トテ相当ノ注文アル筈ナリ、又他店資金ハ如此豊富ナリトノ御来旨ハ每便各部位ヨリ拝見致シ、貴店御当局ニテモ充分ノ確信ヲ持タレ居リ候事ト信ジ候ニツキ、之レニ對シ疑念ヲ抱キ候筋合ニハ無御座候ヘトモ、三井ハ前回ノ「プリスベシ」ニテハ一俵ノ注文モナカリシ由、シドニー開始ニ方リテモ必ズシモ当店以上ニ奮ヒ居ルモノトモ認メラレズ、初週ニ於テ三井ハ約五百俵、大倉約八百俵ニシテ、他商ハ依然手出シヲ致シ居ラズ、甚ダ合点參ラズ、或ハ貴方ニテハ例ノ日毛式ブラッフヲ盲信シ居ラル、タメ、出来ルダケ油ヲ絞リ取ラル、ガ如キ事ト成リテハ馬鹿々々敷キ極ミニツキ、当方ノ実況ヲ御報申上ルト共ニ九月十八日發電ヲ以テ

金融目先キ少シモ樂觀ヲ許サズ、他商果シテロンドン為替豊富ナリヤ疑ハル、其積リニテ日毛折衝注意アリタシ

ト如愚念ニハ候ヒシモ、特別ノ御注意願出オキ候次第二御座候

大倉組ガ寧ろ案外好景氣ニ候ハ予想外ニ候ヘトモ、同社モ前年度ニ於テモ幾分カ既ニ倫敦廻リ

ヲ使用シ居リタル關係アリシタメト存候

飯田ハ從來ロンドン廻リノ出来タル時ハ、他店同様、其為替差益ノ半金ヲ日毛ヨリ受ケ居リタルモ、今後ハ斯カル余徳ナキ事トナレリトノ入電アリシカノ如ク耳ニ致シ候ヲ以テ見レバ、之レ亦相当ノ倫敦廻リヲ提供シタル事ニ依テ、注文増加ノ因ヲ為セルモノモ可有之哉ニ想像致サレ候

彼等ノ如ク羊毛本位ノモノハ其全部ヲ日毛ヘ提供シタルベキモ、当店ノ如キハ可成小麦其他ニ大部分ヲ活用シ、日毛ヘハ漸ク一小部分ヲ割愛シタルノミニツキ、大ニ其立場ヲ異ニシタルモノニ候

貴地ヨリノ送金

五千£ニテサヘモ二銀行經由ト成リ、*Bk of Austria* 二千£、*a b & c* 三千£ト云フ貧弱加減ハ如何ニ其出合ヒ困難ナルカヲ裏書キ致候

*P. P. Top* 十一月積用式千£ノ送金モ御先約被下候由、今朝入電拝誦致候

今後共、纏リタル送金ハ中々容易ナラザル儀ト想像罷在リ候、先般来モ縷々申上候如ク店内為替相場ノ出合ヒ不利ナラザル場合、又時ニハ幾分ノ犠牲ヲ供シテモ、店内無為替ニ精々御尽力願ヒ候事ハ、商店全体ヨリシテ輕視シ得可カラザル事ト信ジ候

店內無為替

小麦供給者ニ対シテハ、是非供給者自家 London 為替取組条件付ノ要アル事ヲ強要致シ居リ候ヘトモ、softly 何レモ大同小異ノ立場ニ付キ、何人モ此条件引受可能ヲ申来ルモノ無御座候ヘトモ、精々其方針ニテ押シ行ク事ニ致シ居リ候、若シ此金融ヲ為シ得ルモノニハ、採算可能ノ範圍ニ於テ、幾分割高（小麦ノ値段）ニテモ引受ケ候事モ可有之ハ当然ニ御座候

輸出品ハ積入船出帆当時ノ相場ニテ附出ス習慣ト相成リ居リ候ヘトモ、貴方商品勘定ノ負担率ハ如何相成居リ候哉、為心得御一報被下度御願申上候

L/C延期

ナシヨナル銀行ニ対シテハ少クモ三島丸積、則チ九月中ニ約五百俵ニ対スル為替ヲ取組ム諒解ノ下ニ残額約七千£ヲ十月十五日迄延期ノ事ニ承諾致サセ候事、既報ノ如クニ候ヘトモ、羊毛買付意ノ如クナラズ、結局本月中ニハ約一万一千£ヨリシカ使用シ得ズ、繰越シ残約一万四千£ト相成リ候ヘトモ、事情止ムヲ得ザル成行ニツキ重テ交渉ノ結果、之レガ延期ノ同意ヲ得候間、御休神被下度候

僅カ計リノ延期ヲ愚図々々申候事、不都合ノ如クニハ候ヘトモ、銀行トシテハ約束スルト共ニ其期間ニ対スル資金ヲ手ニ握リ居リ候事トテ、延期スルダケ利息損トナル頗ル世智辛キ時代ニ

有之、緩慢時代ノ頭ニテ判断スルヲ許サザル場合、不悪御洞察被下度候

YSB C form

百萬円発行

十月三十一日限り有効ノ御指図、貴電九月十七日附拝承致候、正金 C form 発行ハ当地正金ヨリ發電ノ上ニテ神戸ガ発行ノ事ト相成リ居リ候ヘトモ、大体八萬£迄ノ諒解ハ得居リ候事トテ、被服廠・大坂毛織注文等ニ対スル為替取組方ニ対シテ、貴方ニ如何ナル御計画アルヤモ難計ト松島氏ヘノ交渉ハ見送り居リ候処、意外ノ大額御指図ニ接シ候、只今ノ場合ハ約此半額強入用ニ候ヘトモ、兎ニ角信用状高ハ雜品用三萬五千£ノ外ニ拾五萬円及百萬円ト相成リ、松島氏ノ引受諒解八萬円ヲ超過スル事、遙ニ多ク相成リ候、併シ昨今ノ形勢ニテハ此金額ヲ十月末迄ニ使用致候事ハ聊カ疑ナキニ非ズ、多分八十：十一月ニ使用スル事ニ成ルベシトノ諒解ノ下ニ既送信用状全部ヲ受付ケテ貰フ事ニ同意ヲ得オキ候、尤モ形勢變化、此金額ヲ十月中ニ使用スル事、則チ資金ノ全部ヲ十月内ニ要スル事ト相成候ハ、正金トシテハ少カラズ苦痛ノ立場ニ候ヘトモ、愈々ノ場合ハ何トカ相成候、筆者ノ自信ハ有之候、併シ其先々モ同様ノ筆法ニハ参リ不申、常ニ早クヨリ松島氏ノ同意ヲ要スル事、勿論ニ御座候

最近信用状ハ邦貨額ト相成リ居リ候ヘトモ、当地仕入原価英貨建ニテ為替相場變動ノ影響モ御座候ニ付、御差支ナクバ今後ハ英貨額ニテ御発行被下度候

人事往来

三島丸ニテハ三菱ノ高橋夫妻家族・山下・榎原、三井ノ高橋夫妻等ナリシガ、同船帰朝者ニハ日本棉花ヨリ島・河野ノ二名及三井ノ上田君等ニ候、棉花モ愈々青木氏ハ来ラズ、加藤君支配ノ事ト承知致候

日本船濠英線開始

国際汽船団体ハ、当地山下汽船代理店ヲシテ愈々濠英間ノ貨物船ヲ開始スル事ニ決シ、羊毛其他ノ貨物獲得運動盛ナルニ対シ、従来ノ英濠通汽船会社一団ハ、此日本船飛入りヲ不都合ナルモノトシテ、之レガ排除説ヲ高メ、対抗策ヲ講ジ居り候有様ハ屢々新聞ニ大書致サレ居り候双方相当ノ理屈ハ有之候ヘトモ、運賃割安ナルモノニ対シテハ、既ニ日本船ニ申込ミ来ルモノモ有之候模様ニシテ、当分紛擾ハ免レザルベク、山下ノ代り者「ウイルシヤイア」氏ニシテ克ク之レニ応戦シ得ルモノニ候ヘトモ、中々ノ難事ト察シラレ候

右

以上、北村披見致候



Bushell

同種ノ London 資金ハ目下 4% to 4 $\frac{1}{2}$ % ガ一般の相場ニシテ、夫レニテモ容易ニ出合無之模様、驚ク計リニ御座候

取六九号信 大正13年10月8日 イースタン号便  
豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

貴信

1008号八月廿六日附まどらす丸便ハ九月廿七日着

1009九月八日附丹後丸便ハ、東京支店特35号九月六／八日附ト共ニ全部十月七日入手拝誦致候

御断リ

北村取締役ハ去ル四日(土曜)ブリスベンヨリ御帰店後、まどらす丸便貴状御披見相成リ、続  
イテ丹後丸便貴信ハ昨日午後漸ク到着致候場合ニ付キ、今朝締切りノ今便ニテハ遂ニ御受ケ執  
筆ノ機ヲ得ラレズ候ニ付、不悪御諒承被下度御断リ申上候

守田儀ハ小麦其他ノ金融関係ト日常急務ニ追ハレ、席温マルノ暇ナク、只今北村取締役ニ従ヒ  
今朝十時半イースタンニテ出発セル広東公司ノ「ホール」氏ヲ見送り、右断リノミ相認メ申候、

大正十三(一九二四)年

一五九

詳細不日出帆まどらす丸便ニテ上伸可仕候  
但シ最近金融界実況ハ可成貴方ノ御諒解ヲ満足ナラシムルタメ、電信モ自然長文ト相成リ居候  
段、不悪御了承被下度願上候

右

第九一九号信 大正13年10月15日 マドラス丸便  
豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓

貴信

藤井重役認八月廿九日付「88号、九月廿七日日本船便ニテ着

中井店員 ヌ ヌ ヌ 「本店輸出部組織陣容」同

藤井重役認上毛モスリン事件ニ関スル一葉

林東支長八月廿三日付本店宛同上通信写八葉

〃 八月三十日付筆者宛私信二葉

藤井重役認八月六日付松木南米出張員宛写

〃 〃 八月廿三日付竹内南阿 ヌ ヌ

右本月四日筆者ブリスバンより帰店後、拝見致候

外ニ御前部長認特57号も披見致候

大正十三(一九二四)年

藤井重役認九月八日付 187 号丹後丸便、十月七日着

付中村郷平店員認羽二重目方ニ関する三葉共

林東支長認九月六・八日認特 35 号ノ内十三葉 同上

々 右続稿 14/22 九葉当店宛直郵分 同上

御前店員認九月九日付特 81 号（58 号の誤と存候） 同上

々 九月五日付店内為替約定ニ関し十葉

付 藤井重役認九月六日付二葉 同上

右逸々敬誦致候

上毛事件

ニ付き引続き御接渉の転末、各重役より御詳報被下奉謝候、整理案も会社元重役等の誠意ナキ体度ニ嫌タラス、河崎氏一派の権謀術数も意の如く推渉せず、其間林当局及大西弁護士の疲労奔命の状書外ニ撒見致候、特ニ前田重役より林東支長宛通信写三通の如き詢ニ悲壯の觀在之、御痛神の程深く御氣の毒と御同情難禁奉存候

而も九月十六日付貴電後入報ナキヲ以て見れハ、事件は（K）九十萬円前後の債権ヲ以て整理案ニ加入シテ一段落と相成候、其後何等変化ナキ事と推察致候、要は河崎・矢野両氏保証？の

十二萬五千円問題ナレ共、實際支払は六ツケ敷義と御案事申居候

大阪毎日英文紙上ニ記載の如く(時事新報より訳シタルモノノ如シ)、外人間ニも債権者中  
〈K〉の羊毛輸入商としての筆頭ナルヲ承知致候事、不得止次第ニ候得共、当市ニても前月  
来、此件仲間内ニ知レ、筆者ニ対し同情ヲ表し呉候者在之、却て難有迷惑ニ御座候、是等は新  
聞紙ニテ知リタルニアラス、探聞ニ由レハ、日棉当地支店の加藤義親より伝播シタルモノ、如  
シ、日本人ハ兎角口軽ニテ大迷惑ニ御座候、但し当店の信用上、何等影響ナシと確信仕居候間、  
乍恐御放慮奉仰候

丹後丸震災保険金

広東保険会社当市代理店ランサー君、非常の尽力ニ由り全額弁償決定の事ハ既報之通りニ  
候処、去月廿九日付貴電ヲ以て災後拾集の損傷 100 類評価六萬三千円を扣除シ、金四十萬  
八千六百七十五円也、同会社貴地代理店より御收入済の好音ニ接し全く安神仕候、於是乎、我  
等の頭の時代後れの批評を蒙り居たるニ不屈多年保守主義ニ英国流を固守し、円満の取引を繼  
続せし報酬は証明せられたる次第、筆者本懐不過ニて候

但しサーベージ已収品代価六萬三千円ニ上り候事、少々意外ニ存候、按するニ其中ニハ殆  
ント無事の 100 も回収サレアリシ哉と存候、追て御詳報期待致候

昨秋大震災後の保険者ニして、当店の如く奇麗ニ弁金收受致候商店は恐く少数と存候、夫ニ就ても憎む可キは東京海上也、如前報御前店員の友人（副支配人格の人）ヲ使テ広東弁金の無望ヲ宣伝し、一方三井物産ニ対し少額の弁償ヲ実行シテ大様の風を示し、我等を牽制して将来我等の保険契約を夢想したるもの、如し、其狡猾手段唾棄すべしと存候、而して広東より下受したる（K）消失品ニ対してハ、ロンドン委員の報告不十分ヲ口術として支払拒絶致居候ニ不抱、広東ニ於て全額支払済の報ニ接せハ、定テ喫驚致候哉と相信し申候

当店開業已来、船舶遭難は恰も四回ニして、ガタザン、二見丸、オーストラリア及び日光丸衝突也、今回の大事件の外、P.P.P.の火災、晒皮船待中の火災、U.R.O.の船の転覆事件、其他貴地ニ於て浸水等の損害ニ対しても、広東保険（内二見丸分ハG.B.R.O.關係ナリシモ）会社契約ナリシナラハコソ一言の躊躇ナク速ニ弁償ヲ受け、禍却テ福トナリ、其都度利益勘定と相成居候事、全く始終一貫取引上の徳義ニ原因スルニ不外と存候、若し三仙五仙の競争ニ推移シテ日本の保険会社ニ契約相成居候とき、前記震災火災の決済、果シテ如何の迷惑ヲ蒙り候哉、押して可知と存候、何卒今後と雖とも日本保険屋の中傷的競争ニハ耳ヲ貸サス、同広東と取引継続の事敢テ奉希望候

F. C. Hill 君は本月八日イイスタンにて帰店ニ付、如已報其前夜オーストラリアホテルニテ晚餐ヲ供し、先方三名、当店六名出席致候

我商店は幸ニシテ日本より濠州向キの荷物ニ対してハ未タ一回も難船ニ遭遇せず（昨年敬義丸ハ別問題也）、従て殆ント損害請求事件起キス、従て数十年間保険屋ハ只取也、而も偶ニハ水濡シ其他少故障の弁金ニ対しても、当地代理店バンスフルプ & Co. ハ中々容易ニ支払不申、一再面倒ヲ見タルヲ記憶致候、D.P. & Co. と当店ハ多年好感ヲ維持致居候得共、保険掛ハ又別ニシテ、本社が容易ニ快諾セサル故ニ二分の調査ヲ要ストハ彼等の弁疏ニ御座候

何国も商売の競争ハ不得止時代の進捗ニ候得共、我初ヨリ自ラ苦境難関を開拓せず、人の花赤しと進入致し来り候羊毛買次ニ於ケル三菱・日本棉花の如き、我等の痛感する処ニ御座候、日本の保険屋の如き初より安率を公示せず、広東の率ヲ探知シテ、夫より何程安引受ケと申事ハ誰ニテも出来ル事ニシテ、畜ニ男ヲシクナキノミナラス、全く卑怯ナル商略と存候、況ンヤ事故の生レタルトキ、速ニ弁金の承諾決済可致否哉ハ、一度實際ニ逢着セサレハ善悪容易ニ判断シ能ハサルニ於テオヤニ候

毎度操返し候通り、保険は商売の安心の為メニ契約する者ニして、保険率の安キニノミ倚頼すへきニ無之、今後も此方針ハ異変スヘキニ無御座候間、安全第一の確実ナル保険会社との取引



繼續大肝要ニ御座候、近年藤井重役よりも一再日本保険屋の安直率ニ食指動キ、何トナク彼等の猾手段ニ釣リ込マル、様の御来示ありたるを記臆致候得共、是等ハ我商店確實第一主義ニ反スル之次第ニ候間、深く御注意被成下度候

要之、日本毛織会社の如ク安ケレハ何ンテも宜しとのお得意ニ対してハ、競争上我等の確實主義ニては通過致間敷ニ付、如此ニ対してハ先方勝手之会社ニ自家契約セシムル外無之候、此場合ニ於てハ既報之通り船待中、着船後、舁其他附帯の危険ニ対シ〈K〉ニ損害の罹ラサル様十分の保証書ヲ要シ候

先般来貴店より御指示、保険証書面中記入の条項ニ付、数回往復相成居候改正、又は補充事項は当方片桐部長ニ於て精細研窮致居候間、恐クハ貴方御希望之通り交渉行届き可申相信し候、暫時御猶予在之度候

## 羊毛市況

去月末、筆者久方振ブリスバン初市ニ出張臨見致候、委細は広戸部長より報告の事と存候、出品目録は同地の平均処ニして、如例大陸向キ格柄ニして大坂モス希望の如キ優等品未タ出廻ラス、且ツ英国向優等の warp も比較的少数ナリシ様見受申候、而して相場ハ為替資金梗塞ニ不

抱、四萬俵の殆ント全部売行済ニして、且ツ其前周のシドニー市ニ比し格別下押の気配なく、而も第一日二日よりハ依例最後の三日目は多少の乱調アリ、但し今回のセールは第三日目の目錄中割合優等品アリシ為メ、著敷変化ヲ見サリシ義と存候

当店ハ被服廠注文残高取消の為メ広戸部長少々落胆ニ候ヒシモ、尚日毛19千住宛及東京毛織・大坂毛織等六百數十俵買入申候

然ルニ本月七日再開の当市景況ハ為替資金難益加ハル影響ニ哉、細物乃至上毛品は保合ナルモ欠点品5%方下押ヲ見セ申候、例年之通り初季ニは西北・西部及西南リバリナ産毛ニシテ、過半は太物ニアラサレハ瘠毛多く出品ニモ由ル也、其中の細毛ハ依然トシテ些少も押目安と申事無御座候

越エテ本周ニ入り為替難未タ好化セス、且ツ出品も前周同格ニ付キ、月曜日ニハ約四割方引込と相成候、昨日壹萬二千余俵の大目錄ナリシモ割合多く約六割三步斗即売致候、本日は果シテ如何?、別信守田會計部長上伸之通り、且ツ昨夜發電之通り政府及聯合銀行間ニ多少の諒解相付き、次周二ハ緩和の途開ク可キ半樂觀説も在之候間、著敷下落は在之間敷、又目に立つ程安直ニテハ問屋売惜ミツン／＼引込ミ申候、而も多少乱調の際ニ付、其間割安適當の拾ヒ物もアル訳ニ候

今後多少の高下は可在之候も、要ハ本季の如き出品割合多く金融梗塞の市場ニ付、注文品ヲ握

り居テ時機ヲ覘ヒ買入候者が勝利ヲ可得、日毛の如ク五百俵位ツ、兎糞的の注文ニテ積期二時間決定のモノ、却テ割合悪敷哉ニ被考候、此点ニ付テハ前便日毛注文指直安の品据置無益の事申上候得共、急ニ為替難の為メ忽々乱調と相成候為メ、安直品も買埋可能ナリシハ下手の功名と存候

貴地モスリン界一時八十八錢迄引返し候モスリン、又々八十四錢ニ逆戻りの由歎息之至り、ヨク／＼の不人氣と存候、此丁子ニテは東京・大坂のモスリン原料注文ハ急ニ御下命在之間敷、聊落胆罷在候、然し何時迄も原料喰延しハ不可能ナルベク、既ニ東洋モスリンは当店へ五百俵の外、三井・三菱・日棉等ニ迄多少注文致居候塩梅、彼等の買付ケ振ニテ想像難ラサル様広戸部長觀察ニ御座候、従て東モス・大モスも来月ニ入り、徐徐御注文可被下哉二期待致候

アドレード定市ハ本月十日開会アリシモ、矢張為替難の為メ大分引込品多数ナリシ趣、メルボルンは昨日より再開の処、出品普通ナルモ是も為替難ハ各方面同様ニテ引込品相当ニ在之、其間上等品ハ北米行買進ミ居候事が一寸変り居候処ニ御座候

過日ポストン九月八日付ロバート・ヒット君の来信中、先達貴方へ直接御通信致候後、稍市況恢復底直ヨリ15%高、而も工業家は製品の売行今一入不活澁の為メ、未タ買入方針ニ躊躇致居

候得共、不遠濠州ニテ活動すべしと在之、恰も前記メルボルン情報符合致候

本季は貴方の注文モ未タ輻輳セス、広戸・Cos 両人懸命ニ奔走致居候間、乍勝手筆者ハ暫く巡回ヲ怠り候段不悪御有恕被下度候、其内盛季ニ相成候ハ、精々お手伝可致考案ニ御座候

ロンドン廻シ為替

資金屢電報申上候通り、益梗塞の為メ銀行家の買資競争以上ニ小麦輸出業者ニ於て央ニ投機的ニ各市ニ於てロンドン送金買煽り、目下 5 $\frac{1}{2}$  乃至 6% ニても売物払底と承知致候、当店ニ於て過日ブッセルより十萬磅買約は頗ル勝利ニナリタル次第ニ御座候、尚跡御希望の來電アリシモ、貴方より非常奮勵ヲ以て offer 無之ては相人ナキ実況ニ候

如前記銀行同盟ニ於て相互援助、且ツ聯邦銀行保証の融通増加致候ハ、羊毛ト小麦輸出期の為替資金緩和可致予期致候得共、直く次周よりと申訳ニハ參る間敷、兼テ筆者の推測上伸之通り本月下旬乃至十一月ニ入レハ大ナル故障ハ消滅可致哉ニ考ラレ候、何卒其速ナランヲ祈望候  
同盟銀行ロンドン向為替割引、昨日より改正

Buying	Usance	Selling
70/- % Dis	T/T	50/- % Dis
77/6 "	on D...	55/- "
85/- "	30 dys	60/- "
92/6 "	60 "	65/- "
102/6 "	90 "	-
112/6 "	120 "	-

ニして別紙新聞切抜の如く前周迄の率ニ比し、10/-%の騰貴ニ御座候、而して昨年同期の率ニ比スレハ、右期日ヲ通して恰モ  $2\frac{1}{4}\%$  高ニ相成居申候、尚唯今の形勢ニては政府より金融援助励行と相成候共、銀行の買相場ハ更ニ騰貴スルトモ、当分下落ナキ模様ニ觀察致サレ候、従て正金銀行の円建相場ハ益悪化し、日本よりの輸入ニハ便宜ナルヘキモ、当方より輸出の羊毛・小麦、偕はタロー杯ニハ大不便ニ御座候

小麦

一時大分行惱ミ居たる処、新参の三菱ニ先鞭ヲ付ラレテ貴方御活動奮起と相成、筆者ブリスバ  
ン出張不在中、四口合計尅萬噸（後ニ五口トナル）、越エテ本月七日六千五百噸約定成立之段

奉賀候、併茶砂糖会社？新規競争者ニ於て三四隻満貨売約致候由、中々厄介ニ御座候、此方売手も中々下ニ置ケス、Pool 其他の口述ヲ以テ売出シヲ開始セス、目下の売人は御來電のダールینگ、或ハダウゲチー、或ハジレーフスの如き投機的の先売と鑑察致候、其後此方の強調と為替の悪化ニテ、サスガニ税金引上ニ対スル見込屋の貴方製粉会社ニ於テモ一寸一服の模様ハ敢テ北米相場の小下落ニ不係、適當の体度と賛成致候、愚按ニてはカナダの不作ヲ振出しニ南米の不作、露国及欧大陸の供給不足ニ太鼓ヲ叩キ、例のチカゴ市場の大投機ニ起因し、ロンドン杯も蒔添ヘニ相成居候得共、一段落落付き候得は左程悲觀スヘキニアラス、濠州の如き前報後耕作地方一般順雨在之、申分ナキ季候ニ候間、此上余計の降雨の罹害ナキ以上、大豊作無疑と存候間、十二月より一月ニ入り候得は多少の下落ハ受合と存候、無尠共、今日以上著敷騰貴ナシと推測致候、併運賃ハ平年より割安ニ在之、且ツ為替率下落の見込薄ニ付、小麦の下落も為替の悪化ニテ差引棒引と相成候哉も難計候得共、日本製糖会社諸彦ニ於て輸入税引上改正前ニ輸入セントスル見込投機ナラハイザ知ラス、然ラサレハ今日の相場及為替率ニテ一月、二月物ヲ買焦セル必要ナシと存居候処也、其適否如何は張胆活目スヘシと存候

雇入之件ニ付、曩日御注意申上候ニ対し御地の実況御洩シ被下承知仕候、公然名義と看板を掲ケ居候テモ、實際の仕事ハ未タ十分の信用不足の趣、夫ニては此方目的(不脱か)ニ符合無止見送りの外

在之間敷候、尚精々御注意置被下度候

人事

富森当店輸入部長、本月四日朝丹後丸にて無事着任、直ニ執務罷在候間御安神可被下候、輸入部の仕事ニ付き追々革新、発展の実を挙げ度協商不可怠候

藤井重役ニ於てサッター老人御往訪被下候由御厚意奉謝候、如命老令にて衰弱甚敷、視力減耗の恢復も無覚束由同情之至ニ不堪候、本年貴方嚴寒中の安危如何、潜ニ御案事申居候、其内見舞差出し可申候得共、幸便の節宜布御伝言被成下度奉願上候

東洋モスリン田中海一君、遂ニ御逝去の由、未だ春秋ニ富メル此敏腕家の早世は会社の為メニハ大打撃ナルハ勿論、日本工業界の為メニモ多大の損耗と深く御同情申上候、小沢支配人へ宜布御伝言願上候

松本南米出張員ニ関する御来示承知仕候、藤井重役ニ於ても同店員の生涯ヲ南米貿易の開發ニ決心致候事、御同見之由本懐ニ存候、併貴方人操の都合も在之候ハ、無止次第ニ候得共、中中書面の通信ニテハ商売の実現六ツケ敷、理屈ハドーデモ代理店ニ一任し、又代り店員ヲ派遣し、

本店ヨリ勢援ダケデハ仕事ハ永引可申哉ニ存候、日本の仕入ハ勿論第一の緊要点ナレ共、此方面ニハ松木店員ナクトモ、貴店輸出部ニ於て十二分ニ其衝ニ当ルタケの準備ナカル可カラス、而シテ最初ヨリ顔馴染アル松木店員の南米永住の利益ナルニ不如と確信致候

同店員七月廿六日／廿九日認重役宛・輸入部宛 S.g.・輸出部宛 S14 copies 本月九日当地着、  
披見致候

本年度新採用員中止の件、大賛成ニ御座候、貴方ヨリ仮令ニ、三名採用の御来示アリトモ、不同意ヲ表スヘク存居候処也

人と入物は有り遣ヒニ候間、学校より倚頼の情状杯は当分御断りニ御座候、實際仕事の容積ニ比し貴方、特ニ本店の人員ハ過多と存候、御来示ニハ人員過剰ニアラスと在之候得共、筆者ヲ以テ見レハ慥ニ過剰也と存候、殊ニ上々経験アル指導者ニ乏シク、学生上りの鋭敏ナル候補者ニテモ、学校ニテ教習サレタルダケニテは實際の商務ニハ未タ俄ニ有用ナラス、従テ Best ヲ尽し居候テも能率ハ夫程拳ラス、且ツ間違多キ所以ヲ生スル也、寧ロ少人数ニテ各二人前の仕事ヲ覚悟シテ劇務ニ堪へ、協力一致の実習ヲ鍛錬スル事大肝要と存候

右

北村生



取七〇号信 大正13年10月15日 まどらす丸便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

去ル八日発イースタン号便ニテハ遂ニ執筆ノ機ヲ得ズ、御断リ申上候ト同時ニ単ニ御受申上オ  
キ候如ク、貴状 186 及 187 号後ハ入信無之候

富森部長

八日毛出張員永井成夫氏同行、丹後丸ニテ定期ノ通り本月六日（公休日）早朝安着致サレ候、  
頗ル御元氣ニシテ引続キ勤務相成リ、下宿モ早クヨリ約束シオキタル家ニ落チ付カレ居リ候  
永井氏ハ差詰メ「ホテル・メトロポール」ニ宿ヲ採ラレ候、三四月頃迄当地滞在予定ニシテ、  
事務所ノモノヲ借り入レベキヤ否ニ就テハ、次便日本ヨリノ指図ヲ期待サレ居ル由ニテ、差  
詰メ当店内ノ一室使用依頼有之候ニ付キ同意致シオキ候  
当店内ニ事ム所ヲ置カレ候事ハ他ノ同業者間ノ好マザルモノナルガ如ク、又本社川西部長御意

東洋モス

向モ寧口他ニ事ム所借入レアルガ如クニモ承知致シ候事トテ、我々ハ全然永井氏ノ希望ニ任セ、聊カモ当店ヘ引附ケオク様ナ誤解ヲ招カザル様ニ致シ居リ候、当地滞在中、永井氏用金立替ヘノ依頼モ有之候ニ付キ、年中行事ニモ有之、之レハ快諾ヲ与ヘオキ候（宿ヲ「メトロポール」トセル事が事務所兼用ノ意味ナランカトモ察シラレ、寧口明案ト存候）

田中海一氏ハ久敷御病氣ナリシ処、遂ニ不帰ノ途ニ就カレ候由、遙カニ深厚ナル弔意ヲ奉表候、同社ノタメニハ実ニ大恐慌ニ有之、其及ボス打撃ノ可不少ヲ杞ヒ候

広東公司丹後丸

九月廿九日發貴電ニテ

賠償金皆済

サルベージ六萬三千円差引キ

四〇八、六七五円請取済

ノ旨御來報ニ接シ、全ク安堵ノ思ヲ致シ候

サルベージハ約三六〇〇〇封度ノ「Top」ニ対スル代金ト了解致候ヘトモ、合計金額ハ当方ニテ期待シ居リタルヨリモ約一万五千九百円減少致シ居候様ナレトモ、若シ如此差額有之候様ナレバ、自然貴電ニ御説明有之候事ナル可ク、是レハ完全ナル数字ヲ持タザル当方ノ誤解ニシテ、

満足ニ全額皆済致サレ候事ト信ジ候

「ホール」氏ハ此問題ヲ解決シ得タル事ニ依テ、満足ニ本月八日發「イースタン」号ニテ帰香ノ途ニ就キ候

出立前晚餐会ノ招待アリシモ、此度ハ寧口当店ヨリ招待スル事トシテ、出立前夜「オーストラリア」へホール氏ト代リ店デクソン及ランサー氏ヲ招キ、頗ル有意義ニ且ツ愉快ナル会合ヲ催シ、筆者モ震災以來ノ一大快感ヲ以テ列席致候

「ガスデン」商会  
ニ関スル通信  
当輸入部益田店員ノ認め候通信ニ関シ、貴状ヨリノ御注意敬承致候、該通信ヲ筆者モ通読致候処、如何ニモ感情ニ左右サレタル俣ヲ露骨ニ相認め居候事迪、特ニ貴方ヨリノ御注意ヲ蒙ルニ至リ候事、尤モ千万ノ儀ニ有之、此機ニ於テ益田店員其他輸入部員ノ意見ヲ徴スルト共ニ大ニ

反省ヲ促シオキ候次第ニ御座候

常ニ「ガスデン」当地支店支配人ノ態度ガエゲツナク、機会ダニアラバ無理ナ苦情、弁金問題ナドノ恐レアルヲ憂ヘシメ、此種ノ得意先ニ対シテハ大ニ警戒ヲ要シ、寧口消極的ニ取引制限ノ方針ヲ採ル事モ止ムヲ得ザルベシトノ意志ナリシモノガ、益田店員執筆當時感情ニ走り居リシタメ、徒ラニ筆勢ニ強ク克ク其真意ヲ表サ、リシタメナリシ事ヲ確メ、大ニ其不注意ヲ責メ、

当人モ肝銘セル処深大ナルモノ有之候

而シテ「ガズデン」商会ニ対シテモ、決シテ反抗的態度ニ出可キモノニ非ズ、慎重ニ吟味シテ過失ナキ様円滑ナル取引継続ニ意ヲ用ヒ候事ニ相成居候、御注意ニ対シ奉謝候

店內為替

ト送金、何レヲ採ル可キカニ就テハ貴方臨機応変ノ御取計ニ一任致候様、御前部長ノ御来意拝承致候、送金案等ニ就テモ貴方ニテハ相当ノ御自信有之候事ト貴方ニ信頼御一任申上候事、当然ノ次第ニシテ、何分宜敷御願申上候

十月十日発、当輸入部宛貴電ニテ

貴地金融困難ナレバ当分ノ内、輸出促進

当方全然無口銭ニテモ積極的尽力スル

其積リニテ協調頼ム

当方ノ金融状態ハ貴方ニテモ御熟知ノ通りニシテ、将来ノ予測ハ困難ナレトモ、現在及近キ将来ニテハ一万ポンドノ資金モ忽々難致立場ナルタメ、疾クニ屢々店内為替問題ニ言及致シ居候次第ニ有之、貴方ニテ御同意被下候以上、当方ハ益々奮進積極的ノ方針ニ最善ヲ可申尽候、而シテ今後当地ノ金融緩和致候共、店内無為替増加ニ努メオキ候事ハ、決シテ悔ユベキモノニ非ズト信ジ居リ候、但シ綿粗布類ノ纏リタル注文ニシテ、引続キ倫敦払ヲ要求サル、モノ多キタメ、

是等ヲ当地払ニ更メシメン事ニモ意ヲ用イ居候儀ニ御座候

濠洲会社讓渡書

廿六通御返送ニ預リ入手致候

松木・竹内両君ノ分未着ニ候ヘトモ、到着ノ上、取纏メ登記手續ヲ可致候  
尚委任状ハ奨励会加入証改訂關係モアリ、後送被下候事ト相成候由拝承致候

因記、森神ハ「モリカミ」トシテ既ニ手續キシタルモノモ有之、今回署名ニテ「モリガ  
ミ」ト知り、筆者ノ不注意ヲ悟リ、日本字名ノ読ミ苦キヲ覺ヘ申候

奨励会報告書

自大正十二年七月一日至十三年六月三十日分拝受致候

シドニー會計部員

一名入用希望、要点ニ関シテハ既ニ大体御諒解相願ヒ居リ候事ト存ジ居リ候ヒシ処、今回富森  
君ヘノ御伝言モ有之候ニ付キ、重テ相認メ候ヘトモ、当方ノ注文要点ハ昨十二年七月三十一日  
附取41号附 Page \ X I \ ニテ貴意ヲ得オキ候如ク、当地本位トシテ永住ノ覚悟ヲ持チ、又斯ク  
スベク自由ノ境遇ニアル青年ヲ希望致候、昨上年上申致候時ハ後日守田ノ後継者トモ成リウベキ

適當ナル者云々ト認メ候タメ、非常ニ重要視相成候模様ニシテ、夫レニ関スル御意見ヲ拝承致シ御尤ト存居候次第ニシテ、夫レ程重大ノ意味ニハ無御座、差詰メハ會計及庶務見習ヒトモ可申役廻リニ御座候、現在ノ状態ヨリシテ是非増員ヲ要スルト申ス立場ニハ御座ナク候ニ付、貴方ノ御都合ニテ何時ニテモ差支無御座候ヘトモ、可成当店多忙季ニ御派遣被下度候、多分ハ今年中ニハ御繰リ合ヒ相附キ候御内意ノ由ニ候ヘトモ、若シ後レル事ト相成候ハ、寧口来年六月後ニ繰リ延べ、相当貴店ノ事情モ分リ候後ノ方、却テ将来ノタメ便利ナルベキヤニモ愚考罷在リ候

如前記差詰メ是非必要ニ迫ラレ居リ候立場ニ非ズシテ、寧口将来ヲ期シテ養成ノ目的ニ御座候間、当地着任後ハ当分ノ間総テノ方面ノ雜務ニ手伝ハシムルト共ニ可成一般ノ智識ヲ得、自然庶務ニ通セル人物ニ致シ度キ計画ニ御座候間、着任勿々一人前ノ仕事ヲ振り当テラル、様ナ事ヲ期待セザル様、出發前予メ御注意ナシオキ被下度御願申上候

輸入部N Z方面  
擴張

富森部長來濠ヲ機トシ、N Z方面取引ニ関スル御注意モ拝承致候、当方ニテモ近來具體ノ二代理店取極メノ交渉ヲ進メ居リシ次第ニ候ヘトモ、相互ノ要求点未ダ全ク一致ヲ見ルニ至ラザル時ニ方リ、富森部長着任相成候ニ付キ、引續キ研究ノ事ト相成リ居リ候、此方面ニモ是非共相當ノ成績ヲ挙グル事ニ努力セザル可カラズ、又其張り合有之候筈ト信ジ居リ候

ナシヨナル銀行特別取極メ \$25,000

Bk Austria 其他全然余力無之折柄、「ナシヨナル」ニテハ特ニ例ノ1%増率条件附ニテ引受ケ同意ヲ得タル事ハ、此場合頗ル好都合ト存候ニ付、九月廿四日發電御報申上候ト共ニ万一御不同意ニ候ハ、取消シウル自由ヲ保留致オキ候処、早速Y S B信用状御電送ニ預リ、御快諾被下候事ト本懐ノ至リニ御座候

第一回ノ1%条件附取極メニ関シ、「ナシヨナル」ノ態度ニ関シ申シ分モ有之候事ヲ御前部長御通信中ニ有之候ヘトモ、其前後ノ金融逼迫状態ヨリシテ、此種ノ特別条件ハ止ムヲ得ザリシモノナリシ事ハ、御合点被下候事ト奉存候

其後小麦先物商談ニ関聯シ、他銀行全ク拒絶ノ折柄、1%増率条件ニテモ計算ノ出合ヒ候事トテ、重テ「ナシヨナル」ニ依頼致候ヘトモ、今ハ率ノ問題ニ非ズ、全然資金調達ノ見込ミガ附カヌ理由ノ下ニ謝絶致サレ候事ハ、十月七日發電中ニ申上オキ候如クニ有之候

金融界愈々行詰リ

一般的ニ資金難ニ苦ミ居リ候事ハ事実ナリシモ、羊毛市場出品モ兎ニ角好値ニテ毎日殆ト全部売り切レノ好況ヲ続ケ居リ、又小麦商談相当巨額ノ成立致候模様ニモ有之候ニ拘ラズ、当店取引銀行ノ態度ハ益々緊縮方針ト相成候ノミニシテ、甚ダ諒解ニ苦ミ居リ、当店ノミガ如斯究境

ニノミ陥リ居リ候如キノ感ナキニ非ズ、況シテ貴店ヨリハ一層其感ヲ強ク抱カレ候事ト推察罷在リ候

然ルニ是レガ全ク一般的ナリシ事ハ愈々具体的ニ羊毛市場ニ顕ル、ニ至リ候事ハ、日々ノ電報ニテ御想像難カラザル儀ニ御座候

本月七日發弊電ニモ附記致シ居リ候如ク、早晚必ズ此運命ニ到達スベキモノニシテ、寧口其機會ノ一日モ早カラン事ヲ祈リ居リタル我等ノ期待ニ違ハズ、愈々聯邦政府当局・聯邦銀行・普通銀行及羊毛売方聯合組合各代表者ノ會議ヲ去ル十日ヨリM市ニ於テ開催致シ、種々ノ曲折ハアリタル如キモ、結局、何カノ方法ニ於テ緩和策ヲ採ルベキモノナル事ノ結論ニハ異議アル筈ナク、其方法トシテ輸出為替ノ Pool 方法ニ抛ル事ニ衆議一決シ、目下聯邦銀行總裁ノ手ニテ之レガ実行方法立案中ニ御座候

其内容ガ果シテ如何ナル態ニ於テ表ハレ候カ、未ダ容易ニ吾人ノ推測ヲ許サズ候ヘトモ、

聯邦銀行及各銀行共同輸出為替ニ対スル Pool ヲ作り、各銀行ガ協調互恵ノ方針ヲ採ル事トセバ、現在ノ俣ニテモ流通資金ハ大ニ緩和サルベキ筈ニシテ、尚其以上ニ紙幣増発ノ要ヲ認ムルニ於テハ聯邦銀行紙幣發行部トシテモ相当ノ増発ニハ異議ナキガ如シ

ト云フ程度ニ御座候、愈々プール実施案ナルモノガ出来上リタル上ニテハ、又相当ノ曲折有之候事ナル可ク、迅速ニ各銀行ノ態度方針モ改メ能ハザル儀ト存候ヘトモ、何レニシテモ此結果ニ依テ金融難ハ相当緩和サルベキモノト期待罷在リ候



右 Pool 案発表前ナリシモ、十月十三日發電ヲ以テ此會議進行中ニシテ、近日各銀行ノ方針モ立チ得ベキ事ヲ予報シ、何レニシテモ大坂モス其他注文ノ意向アルモノナレバ、前広ニ注文獲得可然ト思ハル、旨申上オキ候次第ニ有之候、資金難ノ折柄ナレバトテ、注文アルモノヲ引受ケ御躊躇相成候事ハ御座ルマジト存候、況シテ正金銀行十月用振当テ額ハ成ル可ク全額使用致候事、有利ナルベキ立場ナルニ於テオヤニモ御座候

〔欄外書込〕

貴方準備行動ノ御都合モ可有之ト存ジ、遠カラズ多少緩和スル模様ナル旨、本日電報申上オキ候

Y S B 振当テ

十月用トシテハ兔皮用信用状外、当店用拾萬£迄増加ノ用意ヲ得候ニ付キ、九月廿六日發電其當時ノ C ount 残高ノ外ニ約三万£迄引受諒解済ノ事ヲ御報申上オキ候、十月二日附 L / C 三万£御電送相成候事ハ、之レニ依テノ御手配ト存候

十一月以後金融

大坂モス其他近日注文アル見込ナレバ、Y S B シドニー資金或程度迄予約ヲ要スト思フ、Top

羊毛十一月以後出来ルダケノ事ヲ電信セヨ、神戸正金ヨリモ電信シタ、外国銀行資金見込電信セヨ

ト十月三日附貴電拝誦致候

神戸正金ヨリノ入電モ有之候事トテ、松島氏トシテハ外界ノ事情ヲモ探究シ、出来ルダケ具體的ノ返答ヲ致度ク研究致サレ候由ナレトモ、其当時ノ状態ニテハ形勢益々悪化スルノミニシテ、市場ニ纏リタル資金ヲ集ムル事ノ見込立タズ、止ムナク不得要領ナル返事ヲ發スルノ外ナキニ至リシ概要ハ、当店十月九日發電ノ如クニシテ

手持資金及日本ヨリノ輸入為替資金ノ外、目下見込立タズ

トノ立場ニ付キ、或ハ神戸正金ヘハ金額ノ打合せモアリシ事ナランカト却テ貴方ヨリ其御通知ヲ乞ヒ候処、神戸Y S Bニテモ当り附カズ、重テ正金ヘノ入電ハ毎月八萬£振り当て出来ルノカトノ照会アリシガ、当地Y S Bトシテハ限ラレタル資源ニシテ、十月中ニ兼松其他ガ何程ノ資金ヲ要スルカ未定ナルタメ、到底今日ノ場合、予算額ヲモ通知シ得ザル訳ナリトノ説明ニ御座候

如此ニシテハ我々ハ全然 Hand to Mouth ニシテ、一ヶ月先ノ予算モ建テ難キ次第ニ候ヘトモ、我々トシテモ亦倫敦向為替取組ミ幾分容易ト相成リ候ハ、自然出来ル丈ケハ此倫敦為替二傾キ、Y S Bノ資金ハ結局左程必要ナラザル廻リ合セト相成候ヤモ難計候ニ付、必ズシモ松島氏現在ノ態度ニ対シ、非難ハ難出来モノニ御座候

ノ關係ガ果シテ如何相成候カ、Y S B ノタメニハ一大問題ナルベシト存ジラレ候、前述プール案ナルモノハ勿論聯邦銀行及組合銀行間ノ倫敦向為替調節ノ目的ニ基クモノナレバ、組合外ニシテ而カモ日本向直接為替本位タル Y S B ノ如キハ、此恩恵ニ浴シ得ザルモノト推測スル事ガ至当ナル可ク、愈々以テ松島氏ハ究境ニ陥ル次第ニ非ルカト慮ラレ候

唯一般のニ金融相当緩和サル、事ト相成候ハ、自然、市場ニテ資金ヲ手ニ入レ候事モ幾分樂ニ相成候事カトモ存候ヘトモ、正金ノ立場トシテハ銀行間ノ資金ヲ手ニ入レ候事ヲ以テ主義ト一致シ居リ、個人商人間ニ迄手ヲ拡グル事ト成ラバ、忽チ他ノ銀行得意先ノ繩張りヲ荒ストノ汚名ト反感ノ恐レアリ、他ノ組合銀行ガ「プール」本位トナラバ資金ヲ得ルノ策ナク、結局、現在ニ於ケルガ如ク、日本ヨリノ輸入為替本位ニ限ラル、ノ余義ナキ事ト可相成哉ニ悲觀致サレ候

此非常ノ場合、正金ノ如キハ臨機相当ノ策ヲ講ジテ組合銀行ノ特別取計ヒニテ、何トカ便宜ヲ得可ク運動スルノ外ナキ秋ノ如ク考ヘラレ候ヘトモ、松島氏トシテハ果シテ如何ナル方針ニ出デ候カ、何レニシテモ大難関ニ候

Y S B 資金割り当

方法

九月九日附弊信ニテ御説明申上候如ク、正金銀行ノ方針ハ各月末ニ於テ其次ニ来ル月ノ金融可能額ヲ定メ、之レヲ各店ヘ割り当テベキモノニ付キ、一ヶ月以上先ノ事ハ決定セズ、則チ九月ニ全部使用サレズシテ、残りタルモノニ新ニ手ニ入りタル資金ヲ加ヘタルモノヲ十月ニ廻シ、当店ハ九月ノ八萬£ニ対シ、十月ハ十萬£（外ニ兔皮三万五千£ノ残り約二万£）ヲ割り当テラレタル事ト成リシハ、九月中ノ一般使用高ガ少カリシニ依ルベク候、依テ十月中ニ当店其他ノ使用高一杯ト相成候ハ、十一月分割リ当テハ八萬£ヨリモ減縮セラル、事ト思ハレ候而シテ十月末ニ到リ、若シ当店ガ十萬£ヲ使用セズシテ仮リニ三萬£ノ残りアル場合、之レヲ手放スニ忍ビズ、十一月用トシテ其權利ヲ保留セントセバ、其時ノ相場ニテ為替ノ先約ヲ為セバ、夫レ丈ケノ額ハ十一月ノ割り当テ金額外トナルナリ、正金トシテハ此三萬£ハ十月中ニ使用サレタルモノトシテ、十一月ノ算出額ニ加ヘザル合計額ヲ更メテ各店ヘ分割スルモノニ候右割宛額以外ニ先物ヲ約束セル場合、則チ当店ノ一月積小麦及十一・十二・一月積「Op」ノ如キハ、既ニ早クヨリ別勘定扱ト相成候ニ付キ、此種ノ金額ハ毎月各店ヘ振り当テルベキ金額ガ夫レ丈ケ減少サル、タメ、各店分担トナル仕組ミニ御座候  
依テ資金ヲ出来ルダケ多ク要スル立場ノモノハ、可成先約ノ為替予約ヲナスカ、又ハ月末使用残高ニ対スル相場予約ヲナシテモ、之レヲ保留スルノ方法ヲ採ルベキモノニ候  
但シ現在ノ場合ニテハ、羊毛ニ対シテハ先約ノ約束ニ応ゼズ、唯月末残高ダケハ羊毛ニテモ先約シ得ル理屈ニ御座候

L/Cト先物

右ノ原則ニ則リ、先物ニ対スルL/C (取の誤り也) 例令W Top 宛十一・十二・一月積拾壹萬£ノ如キ)ガ

神戸ヨリ入電有之候ヘトモ、其内四萬五千£ハ為替約束濟ニツキ差支ナケレトモ、残り六萬五千£ニ対スル資金ハ、今ヨリ正金ノ引受ケ保証シ得ルモノニ非ズ、今後各月当店ヘ振り当ラル、金高ヨリ控除サル、事ト相成候、或ハ若シ当店ヘ振り当ベキ額、非常ニ僅少ノ場合ハ、此W Top モ引受ケ不可能ト成ルヤモ難計理屈ニシテ、此点特ニ松島氏ヨリ貴店ヘ誤解ナキ様説明依頼有之候、貴方ニテモ十一月以後割り宛テ不明ト申シ居リ候折柄、L/Cガ来レバトテモ其引受ケ得ベキ立場ニ非ル事ハ御承知ノ事ト存候

此W Top ニ就テハ是非共London 為替ニ致候様W氏へ強要致シ居リ、未ダ同氏ノ銀行モ引受承諾スベキ場合ニ非レトモ、若シ金融多少共緩和センカ、必ズシモ望ミナキニ非ズ、目下兼合ヒノ折柄、実ハ正金ヘモ未ダ明カニ報告シ居ラズ、愈々何レニカ決定ノ上ニテ可然処理スベキ腹案ニ御座候為メニ、当方ハ目下頗ル苦キ破目ニ御座候ヘトモ、後日正金ヘ行クモノトシテモ、何等松島氏ノ感情ヲ害スルガ如キ筋合ニハ無御座候

正金L/C発行

ニ基キ、今後ハ為替相場予約サレタルモノニ非レバ、L/Cヲ発行セヌ方針ナル如キ入電有之

緊縮方針？

候へトモ、羊毛ニ就テ八年末関係モ有之候事トテ、或ハ実行困難ナルヤモ難計、総務部へ照会  
中ノ由松島氏ヨリ承知致候ニ付キ、貴方ニテモ御聞キ及ビトハ存候ヒシモ、為念十月十日發電  
ニ加ヘオキ候

其後別段松島氏ヨリノ沙汰ナク、且ツ W Top 為替予約セザル分ニ対シテモ L/C ノ発行ヲ得  
候事ヨリ察スルニ、当方面ニ対シテハ夫レ程嚴格ナラザル事ト存候、尚今後倫敦廻リ容易ト相  
成候時ニハ、既ニ貴地ニテ御諒解済ノ如ク DCL/C ハ殆ド無制限ニ発行致シクレ候物ト諒解  
罷在リ候

W Top 用為替

予約

十一・十二・一月積十三万封度四萬五千£ハ、成行き先約ノ御指図ニ接シ候ニ付キ、相場続落  
不安定ノ折柄、一ヶ月毎ニ $\frac{1}{8}$ 下リハ愈々割り悪ニ候ヘトモ、此場合止ムヲ得ザル儀ト取極メ申  
候（内訳会計部状報告）、松島氏トシテハ其率ニ拘ラズ、一時予約拒絶ノ態度ナリシガ、漸ク  
引受ケタル立場ニ御座候

為替相場ハ其日ノ午前中 $\frac{3}{16}$ 下リト成リ、予約交渉ノ時ハ $\frac{3}{16}$ 下リハ思ヒ違ヒナリシモノニテ、更  
ニ $\frac{3}{16}$ 引下ゲノ事ト成リ居リシモ、当方予約取極メ後、第二回ノ引下ゲヲ発表スル事ト致候ダケ  
ニテモ、其時ノ立場トシテハ已ニ $\frac{3}{16}$ 有利ノ率ト成リ居リタル実状ニ御座候

小麦資金予約ノ  
行キ違ヒ

増田注文一月積小麦ニ対スル資金トシテ、当地正金へ交渉致候時、日本正金ノ懇望ニヨリ日本  
へ offer シ居ル資金ヲ当店へ廻ス外ナキ当地正金ノ立場ナリシタメ、松島氏ヲ促シ、急電ヲ以  
テ日本へ対スル offer ノ取消シヲナシ、当店ガ仮約シ居タル相場ニテ七萬五千<sup>円</sup>取極メタル後  
ニ至リ、貴東京支店ニテモ正金銀行ニテ八万<sup>円</sup>ニテ御約束相成候趣貴電ニ接シ、驚キ  
入り申候、貴電着ハ三日タナリシタメ、翌朝早速松島氏ニ会见致候処、之レハ全ク同一資金  
ニシテ、且ツ率ノ如キモ当地ニテ取極メヨトノ入電アリ、日本ニテ此資金ガ他店ノ手ニ移リ  
居ラザリシニ安心シタル程ニテ、是レハ日本ノ正金誤解ニ因ルモノナリトノ挨拶ナリシニツ  
キ、其旨折返シ電信申上オキ候処、十日発貴電ニテ其不公平ナルヲ責メ、当方ニテ約束セル  
七五〇〇〇<sup>円</sup>ハ @1/7% ニ変更シタルモノト信ズトノ強硬ナル御来旨ニ接シ、重テ松島氏へ  
談判致候処、松島氏ノ意見トシテハ日本正金ノ処置頗ル其意ヲ得ズ、且ツ相場ノ如キモ其後引  
続キ下落シ居ル時ニテモ、其以前ノ高率ニテ取極ムルガ如キハ、銀行家トシテモ容易ニ採リ得  
ベカラザルモノ明カニシテ、其他ニモ申分ハ有之候様ナレトモ、何分日本側ハ才歴々ノ揃ヒ居  
ルニ対シ、一支店長トシテハ弱味モ有之、如斯行キ違ヒト成リシハ氣ノ毒ナレトモ、又何等カ  
ノ方法ニテ埋メ合セヲ附ケ得ル事モアレバ辛抱シテ貰ヒ度ク、同様日本へモ電信シタリトノ事  
ニ有之、貴意ニ滿タザル交渉振リニテ申訳モ無御座候ヘトモ、之レ以上、強要致候事ハ遂ニ正  
金部内何レカノ責任問題トモ可相成、止ムナク不本意ヲラ其俣貴方へ移電致候、当店トシテハ

予メ仮約シタル相場ニテ該金額ヲ取極メ候事トテ、是レ以上強要ノ方法モ無御座、若シ貴店ニテ全然讓歩シ得ザル御立場ニ候ハ、貴地正金へ可然御交渉相願ヒ候外無御座候

是等ノ關係モ有之、跡小麦用資金依頼致候ヘトモ、正金トシテハ原側トシテ羊毛金融ヲ第一トセネバナラズ、其目安相附キ候上ニ非レバ、到底小麦資金ナドハ問題ニ成ラザル立場ニテ止ムヲ得ズ候

如此金融逼迫ノ際、多額ノ offer ヲ日本へ与へ候事ノ甚ダ不可解ナルヲ出問致候処、小麦資金ニ対シテハ具体的ニ何レヨリモ交渉ナク、且ツ日本正金ヨリ特ニ依頼アリ、無抛 offer ヲ出セシ次第ニテ、如此ハ頗ル稀ノ事ナリトノ松島氏説明ニ御座候、而シテ日本ノ正金ヨリ特ニ依頼アリシ時ハ、支店トシテハ又無暗ニ拒絶モ出来ザル事情モアレトモ、今後ハ全然如此面倒ナ事ハ遣ラヌト申居候

#### 小麦ト倫敦送金

十月五日發貴電、日本製粉注文六千五百屯二月積御注文ニ対シ倫敦送金資金  $4\frac{3}{4}\%$  採算ナレトモ多少ノ事ハ当方ニ一任サル、御來意ニ付キ予約シオキタル「ブシエル」以外、「マレー」其他大商社ニテ尚一層有利ノ率ヲ得度ク奔走致候処、意外ニモ非常ノ強硬ニシテ firm offer スルモノナク  $6\frac{1}{4}\%$  見当ナラザレバ問題ニ成ラザル勢ナルニ驚キ申候、此場合 Bushell ノ如キ



ハ他ニ難得有利率ナルヲ確メ候ニ付キ、二月積ト改メントセシニ夫レ処ニ非ズ、十二月一月ナ  
 「ドラ如此低率ニテ「セクレタリー」ガ仮約セルガ大間違ヒナリシ也トノ形勢ニテ、止ムナク  
 十二・一月五萬£ヅ、合計拾萬£ノ確約ヲ為シ、此資金ヲ二月迄利息損ナキ様注意スル事ニ決  
 心致候

其率ハ予報申上オキ候如ク  $4\frac{3}{4}$  (95%) % ナリシモ、幾分利息損等ノ危険ナキニ非ズト用心  
 シテ5%ニテ取極メ候御覚悟ヲ願ヒオキ候

六千五百屯10%増トスレバ約八萬£ニシテ、右拾萬£ハ約式萬£ノ資金超過ト相成候ヘトモ、  
 此際跡注文ヲ見越シテ握リオキ候得策ト決心取計ヒオキ申候段、御同意被下候儀ト存候

Bushellノ如キハ率ニ拘ラズ、右以上ノ相談ニハ耳ヲ貸サズ、他方面ニテハ如前記  $6\frac{1}{4}$ % 見当  
 ニシテ、如此高率ニテハ採算不出合トハ詳知致候ヘトモ正金ノ見込モ立タズ、貴方ヨリノ送金  
 モ見当附カズ、他ニ方法ナキ時ニ於テ是非小麦買極メ希望者ニテモ御座候ハ、此高率ニテ採  
 算ノ覚悟ヲ要スル旨申上ゲオキ候、実ニ可驚勢ニシテ、其主因ハ小麦資金取り合ヒノタメニ御  
 座候

三菱・三井ノ如キモ倫敦払ヒ為替ヲ斯カク多額ニ獲得シ居ルトハ難信、恐ラクハ其資金ノ大部  
 分ハ矢張り直接間接倫敦払ヒ資金ノ運用ナルヤニ想像致サレ候

小麦取引ニ就テハ極力供給者金融条件附ヲ強要致シ居リ、幾分其手答ヘ有之候様ナレトモ、未ダ具体化スニ至ラズ、NSW Poolノ如キモ今日ニ至リ、必ズシモ不可能ニ非ル可シトノ意向ニシテ有望ノ如クニ付キ、早速貴方ヘ offer 申上候程ニ御座候  
又 Dreyfus ノ如ク「ダーリング」同種ノ商人ハ早くヨリ倫敦払資金ヲ手ニ入レ、今日ニ至リ倫敦払為替料込ミノ offer ヲ出シ候ナド抜ケ目無御座候ヘトモ、彼等ノ如ク大資本ヲ以テ小麦ト共ニ大仕掛ケノ見込ミヲ致シ候モノ、克ク為シ得ル仕事ニシテ、恐ラクハ so far 大成功ト思ハレ候

Port Phillip Top

モ倫敦為替条件附ニ非レバ商談不出来ナル態度ガ効ヲ奏シ、貴方ヨリハ之レニ対スル直接送金御手配被下候物モ他ニ利用シ得ル事ト相成リ、頗ル好都合ニ御座候  
総テノ方面ニ向ヒ、出来ルダケ同一方針ヲ強制致シ居リ候

YSB 為替相場

証明

従来ハ単ニ為替相場証明書ニ署名致シケレ候ヘトモ、今後ハ全然此種ノ証明ヲ為サズ、必要ニ応ジテハ単ニ實際取組マレタル品名及金額ヲ明記スル証明書ヲ発行スル事ト相成リ、前便積出シ兎皮ニハ此証明書ヲ附シ、會計部状ヨリ御報申上オキ候

松島氏ノ説明ニ曰ク、日本ノ正金ニテモ此種ノ證明書ヲ取引先ノ依頼ニ応ジ、其理由ハ明確ナラザレトモ發行致居候由申シ来リシ事アリ、三井ノ如キハ全然正金ニテ為替ヲ組マザル時ニテモ同様ノ證明ヲ頼ミ来リシ事アリ、時ニハ善意的ニ其依頼ニ応ジ居タルモ、聞ク処ニヨレバ正金以外ノ金融方法ニテ輸出シタルモノニ対シ、正金ニテ組ミタル様ナ顔ヲシテ正金ノ證明書ヲ利用スル者モアル由、不都合千万也、兼松ノ如キハ未ダ如此手段ハ講ジ居ラザル可キモ、自然正金ノ誤解ヲ招ク様ノ事ナキニシモ非ズ、若シ如此卑劣手段ヲ以テ正金ノ者ヲペテンニ掛ケ候様ナ事モアラバ、正金幹部ニ対スル兼松ノ信用ニ及ボス影響ハ又案外大ナルモノアル可シ

松島トシテハ是等不快事ヲ未然ニ防ギタク、結局全然 open ノ證明書ヲ發行セザル事ニ決定セリ、当地ノミナラズ、日本ノ正金ニ対シテモ、後日誤解ヲ招クトカ感情ヲ害スル恐れアル証明書類ノモノハ、全然請求セザル事ニ致サレ候事ガ兼松商店ノ才為メナルベシトノ注意有之、筆者ハ之レニ深入リセズ、アツサリト応対致シオキ候

貴方ニテモ其御含ミヲ以テ、今後ノ御行動ヲ御注意被下度御願申上候

於茲カ無為替、又ハ其他ノ方法ヲ用イ候場合、得意先ニ対シテハ無為替又ハ自家金融ナル事ヲモ説明スルノ要可有之候ヘトモ、金融逼迫ノ時ニ方リ正金資金モ不充分ニシテ、無為替資金ヲ調達スル事ニ依テ、必ズシモ当店ガ余分ノ利益ヲ占ムルモノニ非ズ、現ニ今倫敦払資金ヲ得ントシテ6%ノ高率ヲモ支払フ事ヲ余義ナクサレントセンカ、無為替資金ノ方ガ却テ正金率ヨリ

モ不利ノ場合トナル事ナキニ非ズ、必要ナル得意先へ対シテハ充分ノ諒解ヲ得オカレ候事、可然ト奉存候

三井ノ如キハ証明書拒絶ニ遭ヒ、大ニ狼狽シ居リタル由ニ有之、如何ナル究策ヲ講ジ候歟？

日毛ニ対スル将

来ノ方針

ニ就テ、先般北村取締役ヨリ御詳述ニ相成リ、又筆者ヨリモ上伸致候件ニ関シ、貴方ニテハ当方幹部ガ種々考究ノ結果、決心致候モノナル程ノ強キ反応ハ無之、寧口為替問題ダケニ重要視致サレ候様 *so far* 相感ジ申候ヘトモ、事實当方ノ意志ハ充分ニ貴方へ徹底致居候事ト存ジ居リ候

倫敦廻リ有利条件ヲ如何ナル方面ニ割り宛テベキカハ一々貴方臨機応変ノ御処置ニ一任致スベキモノニ有之、且ツ倫敦廻リ極端ニ不足ノ時ニ於テハ、容易ニ是レヲ日毛外ニ打チ開ケ候事ハ却テ自縄自縛ノ不利ニ陥ルナキヲ難期、注意ヲ要スル儀ニ御座候

為替乱調暴落

日英・日濠間相場ノ尚下落スベキ事ハ衆人ノ期待セル処ナレトモ、近来ノ暴落続キハ実ニ大恐慌ニ御座候

九月九日以来、貴地ヨリ London 向ハ続落、今日迄ニ公表相場 23 ポイント下リトナリ、Actualニ於テハ約 28 ポイントノ下落ニ候、当地日本向買相場モ結局同期間ニ約 28 ポイント下落ト相成リ候

日本向買 D/D 1/7  $\frac{5}{6}$  ハ可驚低率ニ候ヘトモ、不幸ニシテ日本ノ状態ヨリシテハ今一段ノ下落ヲ覚悟スルノ要アルヤニ觀察致サレ悲觀ニ御座候

Australia on

London

相場モ益々騰貴スベキ傾向ニ有之候事ハ期待シ居リタルモ、昨十四日ヨリ又々 105/0 (1%) 高トナリ、O/D 買 70/- 九十日払 102/6 ペンス (5 1/8%) ノ高率ト相成リ候  
倫敦廻リ為替ニテ小麦ノ先約ヲ致シ居リ候モノハ、相場ノ向上致候ダケ、夫レダケ喰ヒ込ミト相成リ、中々ノ痛手ナルベシト存候

如此相場不安定ノ場合ハ、当店ノ如キモ此先約不出来ノ為替相場變動ヲ見越シテ相当ノ余裕ヲ見込ミ、採算シオカザレバ危険ニ御座候

N. Z. on London

相場ニハ濠洲ニ於ケル程ノ變動ハ無御座候ヘトモ、60 days 65/-、90 days 75/-% ノ 10/-% 高ト改メラレ候

Commonwealth Bank  
総裁及重役ハ如左決定致候

Governor	Mr J. Kell (late Acting Governor)
Deputy	» J. S. Scott (late melb' Manager)
Director	» J. J. Garvan (late Note Board) (Chairman of the Board) NSW
»	Sir Samuel Hordern NSW
»	Sir Robert Gibson Vict
»	Mr R. S. Drummond Vict (late NSW Wheat Pool Manager)
»	Mr J. Mackenger Lees. Q'land (late Manager Bank of Q'land)
»	» RJ Collins (late Note Board) (Secretary to Commonwealth Treasury)
»	» RB McComos

大正十三(一九二四)年

(of Wm Haughton & Co)

右ノ人選ハ寧口平凡ノ如クニシテ、結局從來ノ紙幣発行局員ニ依テ大勢ヲ支配サル、モノト見受ケラレ候、併シ兎ニ角各方面ノ専門智識又ハ經驗ヲ有スル顔触レニシテ、何レモ發言權ハ有之候事トテ、相当ノ進歩ナルベキハ疑ヒナク候

本年度上半仮決算

ハ略ボ完結致居候ヘトモ、来週出帆丹後丸便ニテ御送附申上ベク候

金融行キ詰リト羊  
毛市場

如前述且ツ日々電報申上候如ク、羊毛市場ニ於ケル氣勢一変、四割乃至五割モノ引込品ノ余義ナキニ至リ候際トテ、売レ行キ品トテモ決シテ如従前好値ヲ得ル能ハズ、政府及銀行家ニ対スル索制策トシテモ、此際意ヲ決シテ競市中止スベキモノナリトノ意見モアリ、又斯ク致候事ガ応救策ノ決心ヲ早カラシムル事明カニ御座候ヘトモ、又此機ヲ利用シテ事情ニ精通セザル牧場主ヲ説キ付ケ、盛ニ直接元地買附方針ニ猛進スルモノ、数ヲ増スノ恐レアル事ガ、売方仲買人トシテハ非常ノ苦痛トスル所ニ有之、其他種々利害關係ノ及ボス範圍拡キモノアリ、立会中止、又ハ繰リ延ベハ容易ニ断行難致、持チ堪ヘ居リ候間ニ有望ナル傾向略ボ明カト相成候ニ付キ、

已ニ市況モ不少見直サレツ、アル次第第二候  
此一時的打撃ノ機ニ於テ、注文品ニ対スル充分ナル資力ノ準備アル当店ノ如キハ、好機逸ス可  
カラズトシテ突進有利ニ買附ケヲ完了シ得タル事ハ不幸中ノ幸ニシテ、注文主ハ僥倖ナリシ結  
果ト相成リ、御満足ト拝察仕リ候

右

以上、北村披見致候



第九二〇号信 大正13年10月21/23日 丹後丸便

豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓、前郵便貴信未到、アラフラ号ハ少々延引、多分本船出帆後入着ノ予報ニ御座候

既着貴信ニ対シ、前便御受ケ洩レノ件モ在之候、茲ニ補筆可仕候

南阿輸出

事業ニ関シ、藤井重役186号 Page 4ノ懇々ノ御来示敬承、又夕竹内出張員宛八月廿三日附 Copy 及中井店員認メ八月廿二日附特 #63 Copy モ拝見致候、元来此件ニ付テハ特ニ筆者ヨリ彼是申上候程ノ事モ無之、且ツ愚見ハ既ニ過去ニ於テ上伸濟ニシテ、今更新規ノ好思案モ無之、万事貴方最善ノ御所置ニ御一任申上候、但シ貴店ノ進々主義ニ反シ、飯島某氏ノ一応南阿出張ノ上、大塚氏外一人へ熟議ノ上、代理店引受ケ、又ハ見込荷輸入額協定致度云々ノ体度ハ寧ろ穩健ノ返答卜存候、呉々モ要ハ取引ノ多大ヲ希望スルヨリモ、先以テ自家ノ供給準備ノ完全ヲ

整成スル事が第一ニ御座候

南米輸出

松木出張員八月十一日付輸出部長宛第十五号写、昨廿日着

〃 輸入部長宛第十号 〃 〃

八月七日付会計部長宛第七号 〃 〃

夫々披見致候、引続キ健在、事業熱心ニ勉強ノ模様御同慶ノ至リニ御座候、追々競争者ノ増加ニテ取引困難ノ度ヲ加ヘ居候事、手形分割ノ献策、税関規則改正ニ付テノ注意、羽二重目欠ニ付テノ再報、見本帖番号ノ間違、見本ト本荷相違、インボイス署名者ノ混雜等逸々指摘致居候事、貴方輸出部当局者頂門ノ一針ト存候、就中インボイス面ニ於ケル為替 sight ノ間違、署名者数人ニ相成居候事抔ハ全ク貴方輸出部ノ統一ヲ欠ケ居ル証拠ニシテ、御得意ニ対シ恥敷次第ト存候

或ハ統一ヲ欠ケル訳ニハ非ラサルヘキモ、係員等ニ放任セルノ弊害ト存候、是等ハ何程太多用ナリト雖トモ、部長ニ於テ、若シ部長病氣ノ如キ場合ハ会計部長、偕ハ重役ニ於テ逸々点検シ、其相違ナキヲ承認シテ、責任アル一員ノ署名スヘキモノト存候、苟モ世間ニ対シテハ未タ責任者タラサル各掛リ員ニ放任スルハ弊害ノ原因ト存候

## 羽二重軽目物取引ノ悪弊

二付、曩ニ松木南米氏通信ヲ見テ慷慨ノ余愚見開伸致置候処、藤井重役186号・187号及中村郷平店員認メ九月九日付「羽二重ノ内目取引ニ就テ」三葉拝見致候、如何ニモ生糸ノ細太不同ヲ吟味セズシテ製織致居候モノナラハ、織上ケノ製品目方ニ不同ヲ免レザルハ尤モノ次第二候、併製品ノ改良上、原料生糸ノデニールノ均一ニ注意セズ、依然トシテ悪習慣ヲ続行致居候事ハ日本工業ノ為メ慨歎ノ至リニ存候、輸出生糸ニハ産地ニ不同アルモ、デニールノ區別慥ニ励行取引相成居候様伝聞致居候、恰モ羊毛ノ細太ニ於ケルカ如シト存候、仮ニ絹糸ト毛糸トハ同一ニ論スルベカラズト可申歟ナレトモ、国家ノ重要産物ニ対シ甚ダ不深切ト存候

而モ如此悪弊ハ急ニ改良六ツケ敷ト看做モ、中村君記載ノ如ク最高ト最低目方ノ品ヲシテ平均シテ一疋ノ定量ニ符合致候検査ニ通過スレハ、先以テ差支ナシ迄ナラハ商慣習上不得止辛抱スル外無之候得共、直チニ其次ニ競争上輸出向キハ疋建ナル故ニ内目物供給ノ奸策云々ハ日本輸出ノ進捗セザル原因ト存候、理論ト實際ハ併行セズ、海外ニテモ2%ノ増減黙認（即チ平均目方アラハ）ノ趣ニ候得共、敢テ Commercial Custom トシテ recognized サレタルモノニアラスシテ、買人ノ或者ハ場合ニ由リ黙諾致居ルベキモ、相場下落ノ場合等ニハ忽チ苦情ノ種ト相成候事看易キノ道理ト存候、松木出張員通信中ノルーベンスタイン商会ノ如ク、特ニ弁金ヲ請求

セズ、将来ノ注意ヲ希望ス杯猶太人種ノ商人トシテハ見上ケタ者ニ候得共、左様ノ事ハ何時モ通過スヘキニアラス、去リ迎我商店ノミ正當ノ品供給セントスルモ競争上勝目無之、又中村君最後ノ結論ナル約定書ニ「2%内目品」ト明記スルノ安全第一ニ如カス、若シ夫ニテ買人満足スレハ其実行希望致候得共、斯ク明記スル事ハ買人ノ感情ヲ害シ取引困難ナルベシ、又松木君ノ所謂ギリ／＼迄目方ヲ切詰メネハ注文難引受トナラハ、注文拒絶ニシカザルモ道理也、詢ニ世間ノ悪習慣ノ為メニ余計ノ苦痛ハ〈K〉ノ堪ヘサル処ナレトモ、従前ヨリ取引關係モ在リ、俄ニ休業ト申訳ニモ參ル間敷、於是乎2%軽目迄殆ト海外取扱商人間ニ承認サレタルモノト仮定シ、夫以上ノ目欠品ハ絶対〈K〉ハ取扱セズトノ原則ヲ以テ進退ノ外在之間敷存候、右ノ点ニ対スル嚴格ナル吟味ハ、積出シ前ノ検査ニ於テ可能ト存候、則チ右検査ニ今日迄不注意ノ処アリシ為メ、毎度苦情ヲ呼起シタルナル可シ、何卒今後ハ右点ニ付テ十二分ノ注意相成度、乍余処御願申上候、今数年ハ取引減少致候哉モ難計候得共、〈K〉ノ誠意貫徹致候得バ徐々ニ商売恢復可致候、決シテ競争上、軽目品ヲ瞞着セント試ミ、〈K〉ノ信用ヲ落ス事ハ申迄モナク眞平御免ニ御座候

貴方輸出部ノ仕  
事振

ニ就テ筆者ヨリ近来御注意申上候事度重リ候為メ、当局者ニ対スル藤井重役御斟酌ノ様子敬承致候、如命是等ハ敢テ現今ノ当局者ニ対シテノミ詰責スル次第無之、毎度申上候通り〈K〉

ハ濠洲ヨリノ輸入ニ重キヲ置キタル為メ、自然日本ヨリノ輸出事業ガ等閑ト相成候段、寔ニ止ヲ得ザリシ事實ニ候、且ツ貴方輸出部ニ経験アル店員ヲ得サリシモ又其原因ニ候、曾テ明治三十年前ヨリ三十四五年ノ頃迄ハ濠洲ヨリノ輸出ヨリモ、日本ヨリノ輸出ガ本業ノ如キ時代ニ於テモ、原幸二郎氏ノ執務振、海外貿易ノ根本的遠大的方針ニ適セス、当方ヨリ注文セヌ品サへ毎月ノ如ク米・燐寸ノ如キ先払ノ品ヲ輸送シテ手元ノ金融ニ供セラレ、当地着後、其売捌ニ非常ノ困難ニ堪へ、尚為替支払ニ対シユニロン銀行（香上銀行手形）へ平身低頭、御百度ヲ打チタル杯ノ外、本店ノ不注意ニ対シ毎便通信上論戰致候事ハ前田重役御入店ノ頃ニ付、尚御記臆ニアルベク、且ツ昨年筆者携帶帰朝致候当店開設以來ノ通信 *copy* 帳、若シ御点檢被成下候ハ、明瞭ト相成可申程、其程輸入ノ商売ニ就テモ筆者ハ苦勞シタル経験有之候、爾来不満足ナカラ輸入ハ大西店員其他ニ一任シ、貴方モ四方君・入江君ノ担任ト相成、漸ク事業ハ継続致来リ候、近年少壮氣鋭ノ若手店員モ増加シ、殊ニ欧州大戦中ハ一時ノ景氣旺盛ニシテ老人ノ箝口ヲ許サス、非常ノ勢ナリシモ戰爭中止ト同時ニ附ケ焼刃ハ段々ニ其真相ヲ暴露シ、遂ニ百日ノ説法ト相成候事ハ御同様苦キ実験ヲ経タル処ニ御座候、畢竟、實地ノ経験ナキ故ニ「念ニハ念ヲ入レヨ」等深厚ナル注意ヲ怠リタルニ原因スル事ニテ、当局者ハ注意ヲ怠リタルヨリモ、寧ロ知ラサリシ点多々存在セシ哉ニ被考候、大正九年以來ハ取扱方針上大ニ改革ヲ施シ、役員ノ注意モ喚起シタル筈ナル可キモ、事實ハ遅々トシテ不振、殊ニ濠洲ハ勿論、南阿・南米共ニ戰時中ノ見込輸入過多ナリシト一般商品相場下落ノ為メ日本ヨリノ輸出ハ著敷劇減スルニ至リ、

我商店輸出部（貴方ノ）収支手一杯ガ関ノ山、当店ノ如キモ輸入部ハ氣息奄々ナリシ次第第二御座候

其間其取扱振ノ改善ニ付、筆者心附キノ点逸々指摘御注意申上度精神ハ所有致居タルナルモ、奈何セン羊毛取引發展ノ為メニ専心奔命ノ為メ、遂ニ其素志ヲ貫徹致ス能ハザリシハ平常遺憾ト存居候処ニ御座候、然ルニ昨年十二月筆者帰任後、羊毛ノ仕事ハ専ラ広戸部長及ビ Cos 於テ無怠尽力致呉候ニ付、筆者ハ従前怠リニ相成居タル種々ノ庶務ニモ傾心致候仕合、従テ輸入部ノ仕事ニモ心付キノ件ハ係員ヘ其都度注意致シ、又タ貴方輸出部不注意の廉も無忌憚なく摘発、其矯正を促したる所以に御座候

「右文末からカタカナ文から平仮名文に変化する。本書簡は複数回にわたって筆跡が変わり、数名の人物による口述筆記と推測される」

藤井重役御解説之通り「輸出部の宿弊を除去し、将来の進展を画するの機は今日を描きて他に「あらず」全く御同感に御座候、何卒其改良革新の著明実現の一日も速ならんことを祈上候  
因記、曾て前田重役入店相成候頃、其新進気鋭の素質を有し居られたるに拘らず、敢て我流を出さず、〈K〉の店風に従ひ、諄々として店務を見られたるに反し、近年の学生は商業学校を

卒業すれば既に一人前の商人と成りたる如く誤解せる者多きか如し、廿年前に比て学業の程度は深厚を加へたるへきも、徳育の訓戒を忽儲（つご）に付されたる教育方針の下落乎、学生彼自身素質の下落乎、蓋し時世の墮落ニ原因する処不尠と歎息致候

（是迄相認後 coping ink へ普通の blue black 混和したるやの疑を發見致候につき、以下 Ink を更へて相認め候、自然前記四葉半は沢辺店員を使って複写せしめ東京支店へ直郵に致し申候）

一方より觀察すれば、前項羽二重軽目物の如く、又綿布・綿縮其他の製造品に於ても日本の製造工業家の不確實不深切より苦情の起る事多く、一概に〈K〉当局者の罪には御座なく候得共、而も其責任は不免、寔に取扱困難なる仕事に候、則ち其供給者に欠点多き製造品に付、「是位の事は辛抱出来るべし」と買人の迷惑を輕視して輸出する事は、甚だ以て危険に御座候、今日迄各方面よりの苦情、弁金、不引取品に対する原因の過半は此不注意より生ずる事と存候、「人々は智識の増す程臆病に成る」の古諺之通り、我輸出品の過半は注意を怠れば必然苦情の起る性質の物に付、其取扱には人一倍も二倍も厳密の検査を要す、然らざれば海外に於ける〈K〉信用の發揮は到底不可能に候、故に貴方当局者ハ学生的放漫なる気分を去り、一意専心、品物仕入方法は勿論、品其物の撰定区別に關する經驗を鍊磨し、輸出前逸々其誤なきを確認の上、部長に通牒し、部長は荷造前、自分に倉庫其他に出張し安心の出来る迄注意を成さざる不可、且

つインボイス其他の書類など決して係員に放任せず、部長自ら精算調査の上署名すべし、若し部長多忙にして、出船前、其時間なき場合はインボイスの精算調査は会計部員に負担せしめ、其「イニシエルス」ある書類に限り、部長署名の事、呉々も係員に署名せしむべきにあらず、単に品目数量等間違なきを証する「イニシエルス」を記名せしむべし、且つ又銀行に差出すB/L其他の書類及為替期日等は会計部長之を精査して署名する事適當と存候、斯の如く記述致候得ば甚た面倒の様に候得共、敢て不然、現に当地よりの輸出品に対して筆者一人にてやり通したる実験有之、決して不可能の仕事に無之、当局者の決心如何に有る也

又製品に付ても仲買人を介して買入れの品には不同や混雜もの多く、無止原氏時代にはハンケチ職工婦人の四五十名も雇入れ、自家製造の上、均一保証安全を期し一時品物の声価を博せしも、矢張値段の点にて競争負と相成候、而もタオルの如き同じ弊害あるに依り、〈K〉一手織出し及晒し屋廻し等殆んど自營の処、更に浴巾会社設立と進み、幸に収支に時々不利あるも品物は慥に〈K〉の信用を得し居るやに確信致候、森村組の輸出屋としての發展し得たるものは、其取扱品の大部分を自家経営を以て信用の發揮に尽力したるに職由する事と相信し候、何分にも日用品たる木綿タオルの如き碗皿の如き品にさへ、時々流行の變化や需要増減なし為めに工業会社として仕事不足より牽て利益挙げらざる場合、恰も一兩年前の我浴巾会社の苦き実験にて御承知の通りに御座候間、森村組流を其俣応襲し能ざる処也



例の木綿縮荷渡二三ヶ月も延引致居候理由に付、富森部長着任後聞合し候処、買入れ元方は信用ある大商人なるに尚不合格ある由、神戸本店に於て検査の上ペケ品返却に対し、其の身替りを直に送り来らざる由の趣困つた物に候、貴方に於ても既に御心附の通り、産地にて包装せしものを神戸に於て開包検査の上、巻直し畳直し等の手間を入れても元姿の通に難相成、自然此方にて荷渡しの際体裁悪敷き欠点を生し、且猶貴地検査にて時間と費用も加り候勘定に付、夫等の入費を値増して元方の保証を以て御出荷可能なる一層信用ある供給者無之哉？、買入の際、何程安値に御尽力相成候共、如右余計の費用相掛候ては其値鞘は功能なきに至り候訳に付、元方にて見本に相違なきものを輸出し、万一揚地得意に於て不満足なる理由発見の節は、其弁償の責任は元方負担にて御買約出来不申哉？、万一不能の場合は本店より経験ある店員を産地に派遣し、荷造り包装前、嚴重の検査励行も一方法なりと存候、是等は筆者等の容喙迄もなく、先刻御通曉の義と存候、何とか改新なきに於ては何時迄も取引拡張無覚束、無暗に手を拡げる事のみが商売に無之候得共、出来得る事は飽迄も改善に努めざる不可と存候、染色の失敗も何人歟の不注意に不外と存候

貴方は単に濠洲のみならず、南阿・南米其他にも取引關聯有之義に付、貴輸出口の改善は将来の發展上、大々の有望なる次第と存候間、此機を以て藤井重役独特の熱心と努力を以て是非共貴方輸入部同格の進歩有之度切望に不堪候、要は須く用意周到、細心の決意と労力を惜まず、一人にて常に二人前も三人前もの仕事を成就せしむる大覚悟を以て励行執掌するに有之、係員

の部署や陣容は抑も末節に過ぎ、且つ係員を養成するにも広く浅き人拵るよりも、輸出部は寧ろ深き専門的の店員を教育する方急務にして肝要と存候、何分宜敷御願申上候

に就き、於貴方大塚神戸支店長へ不絶御折衝被下、本店重役席との交渉順調に参り居候由、御同慶の至存候、生憎モスリン界不況の爲め、モスリン専門の会社は未だ注文決定の運に不至、僅に日本毛織少額の注文あるもロンドン廻為替強要の爲め、正金直接円為替資金使用の場合に不至、当地松島支店長折角苦神、集合の資金も場合に由りては小麦の方に振向け不苦哉の内意を聞知するに至居候

何分、貴方注文俵数の予算判明不致候ては正金支店に於て資金の用意も難相成、外国銀行としても近日多少遊金手廻り可申評判には候得共、扱何程と前以て入用額申込も不相成、一寸日和見の景況に御座候

實際注文被下候ても、昨今の処ロンドン廻し為替資金困難の場合に付、御引受は六ヶ敷次第に候得共、一時は毎月四千俵位の注文は出すべし様の大法螺を吹き、又御前部長特57記載の如く他の競争者に於ては九月中用として二店は廿万よづ、二店は十五乃至廿万よづ、ロンドン廻

し為替可能の提供を成し、(K)と外一店が是より少額云々の日毛当局の話は絶対信用不出来なるも、全く根柢なき事に非らざるべしと頗る浦山敷様の通信振、甚不本意に存候、鋭感なる御前店員にして大永井君等の押しかぶせたる悪い掛引を半ば信せられたるが如き遺憾に存候、畢竟、注文獲得上の苦神と当店に於て外国銀行の爲為替出合僅少の爲めに悲観されつゝある折柄、競争者の大風呂敷、加之日毛当局者の下手の口上も、時に取りて枯薄きが幽霊に見へたる事なるべし、更に緊禪一番を要し候

事実仲介者六店に対しても一ヶ月四千俵の注文は出し居らざる、か如く、殊に何程にても資金提供の三井は九月初めのブリスベン開市に一俵も買入れさりし奇観を見聞して、貴方の取越苦勞なりしを自覚されたるやに存候、其前にも小麦用の残金四万俵提供云々の話御来示に対し、左様の金が近来の如き多忙の時にいつ迄も銀行が猶予可致筈なしと申上置候事也、而して事實は虚言なりし義と存候、如何に哉？

有価証券

御所有の外、南滿鐵道社債廿五万円分御売却相成、該金は有利に御融通被下候趣、且つ臨時送金の原資準備にも供せられ候御目論見の由敬承致候

日濠館

不動産は兼て第一銀行へ根抵当として差入れありし分其俣に据置き、輸入貨物引取保証等に御利用の趣承知仕候

貴店第十期上半季  
の予算及び年度決  
算ノ予想

御洩し被下奉謝候、利益予想六十三万余円に相成の趣、世間の大勢に比し頗る好成績と存候、但し下半期は羊毛注文減少其他五項に涉り御記載の推算御尤に奉存候、結局約三十八万円余として一ヶ年度通計百〇五万円乃至百十万円の御見込の由、果して実現すれば満足すべきの結果と存候

但し上毛モスリン未回収債権及び夫れに關する諸費加算約九十五万円を一期に切捨ての件は一  
寸考へ物と存候、既に前季に於て四拾五万円の準備金有之候間、差引五拾五万円の事には候得  
共、之れは矢張何歟の形に於て帳簿上に記入保存の要あるやに存候、尤も五年間は整理加入の  
九十万円も一文も収入無之義に付、一旦切捨ての御考案も無理からぬ義と存候得共、更に御再  
考願上候

例の河崎・矢野両氏保証の十二万五千円は到底此決算期間の入金は六ヶ敷様考居候、若し実行  
されたらば僥倖と存候、丹後丸震火災保険金は幸に広東より全額受取済に付、四十余万円の現  
金は利益に計上し得べく好都合に存候  
前便にて洩し候ランサー君に対し、多少礼金を致度考へ中に候

結局御試算案之通り上毛九十五万円切捨て、尚十二万五千円未収入の場合と雖も、予想通りの新利益計上可能の暁には合計百万円前後の純益と相成様祈望の至に御座候

貴方第九期経費  
細目説明

詳悉御洩し被下、大に心得に相成申候、何分にも多数の店員に付、商用・電車・汽車賃にても一ケ年に莫大の金高に上り候事可驚と存候、信用用郵税も近年倍価と相成、殊に新聞雑誌の郵税の騰貴は馬鹿く敷、實際新聞紙代よりも郵税の方が高きは甚だ不合理の様に考候、当方にては戦争中一時値上げしたる郵税も三四割方軽減され居候得共、日本は依然として高留りなるは外国に対し不面目と存候

当店第三期上半  
決算表

今便守田会計部長より御送附可申上候に付、御通覧被下度候、羊毛輸出高前期に比し非常の減少は遺憾不尠候得共、商売成行上、不得次第に御座候、但し輸入部の成蹟少々発展の兆を認め候事御同慶の至に御座候、但し全体を通し輸出入部の口銭利益のみにては尚四百七拾磅余不足と相成候事、今更の如く経費の増加に驚入申候、漸く利息勘定・家賃収入等にて其不足を補充し、差引二千七百余磅の利益と相成候に過ぎず、心細き次第に御座候、尚下半年も貴方毛織工業界不況の為め羊毛トップ注文の増加は期待致し難く、小麦に於ても貴方競争者の増加と口

ンドン廻り為替資金難等にて三月一杯迄の注文に樂觀を許さず、タロー其他の雜貨も昨年以上の増注文も期待難致、結局年度を通し、喰込にて相成間敷も大なる利益収入無覚束哉と大に痛神罷在候

右

北村生

大正十三（一九二四）年

三二

号外信

大正13年10月22日

丹後丸便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

シドニー第三期上半期仮決算説明(自大正十三年四月、至　　〃　　〃　　九月)

資産負債表、損益表其他附属書類一切、茲許同封致候

総評報告ハ依例来十四年三月末終了、本決算ノ時ニ譲リ、左ニ概要説明ノミ記述致候

今上半期計上純益ハ合計弍千七百〇五磅〇〇〇ペンズニシテ、是ニ対スル所得税準備金約

五百〇五磅ヲ控除スレバ、差引純益弍千弍百磅ニ過ギズ

前年度上半期ノ所得税控除純益合計参千四百五十五磅ニ比スレバ壹千弍百五十五£ノ減少也

其原因ノ重ナルモノ如左

羊毛第二期上半期積出高

一六、四五五俵、原価約四十六萬£ニ比シ

今半期ハ僅カニ 七二〇五俵 ヶ々 二十五萬£ニシテ、約式拾壹萬£ノ減少也

「トップ」及「ノイル」モ同様金額ニ於テ十一萬六千£減少

小麦ハ前第二期上半期ニハ約式拾四萬£ノ巨額ナリシモノガ、今期中ニハ一屯ノ積荷モ表ハレ

ザル廻リ合セト成リ

是レニ次グ「オリーン」ト麦粉約一万二千£ノ減少アリシ

一方「タロー」輸出額式千七百屯、拾萬六千£ニ達シタルタメ、前年同期ニ比シ參萬參千六百

£増加トナリ

前年度ニハ皆無ナリシ兔皮壹萬六千六百£ノ加ハルリシト共ニ大ニ輸出額數字ノ補填ニ資スル

ヲ得タリ

骨蹄・雜貨類ニ於テモ約七千£ノ増加トナリシタメ、結局前年度同期ノ輸出品原価合計

一〇四五八〇〇〇£ニ比シ

今半期ハ漸ク 五二三八〇〇£ニシテ

減縮額 五二二〇〇〇£トナリシタメ、從テ

輸出口錢モ準之三千五百三十二£ノ減少ヲ示セル

六千二百六十八£ト成レリ



反之、輸入部成績ハ今期ニ於テ不少見直セルモノアリ

※輸入額前年度同期 八二五〇〇£ニ比シ

今半期 壹參九八〇〇£ニシテ

五七三〇〇£、約70%ノ増加ヲ示シ

從テ利益額モ前年度同期二〇七五£ニ比シ

今期三三〇五£トナリ

約一二三〇£ノ増加ヲ示セリ

〔※印欄外書込〕

繰越手持品・運賃・輸入税含ム

輸出部ノ減収ヲ補ハントスルニハ遠ク及バザレトモ、此際多少共優良ナル成績ハ幸ナリシノ感深キヲ覚エ、而シテ輸入部トシテ負担スベキ給料其他直接間接経費及所得税合計約三千£ト算当セバ、純益ハ三百〇五£ト相成リ候

輸入部売揚高ノ前年度同期ニ比シ、増加セルモノハ

絹布	売揚額	三七四〇〇£	増加額	一七三〇〇£
綿布	〃	五一六〇〇£	〃	三二三〇〇£

メリヤス	〃	一五一〇〇£	〃	四三〇〇£
陶器	〃	五〇〇〇£	〃	約五〇〇〇£
其他	〃	一二六〇〇£	〃	二一〇〇£
計			計	六一〇〇〇£
等ニシテ減少セルハ				
タオル	〃	一二七〇〇£	減少額	八〇〇£
硝子類	〃	八八〇〇£	〃	一一〇〇£
トナリ				

売揚高二於ケル合計一四三三〇〇£ハ前年度同期ニ比シ五万九千£ノ増加也  
繰越手持品ハ適宜減価ノ上、評価格二一二五£也

其他ノ不動産利息収入及給料其他ノ支出額ニ就テハ、今特ニ説明ヲ加ヘ可キ程ノ異動アラザレ  
トモ、一般的及各部経費ニ於テモ事務局ニ伴ヒ、支出額減縮致シ居リ候事ハ別表ニ表ハレタル如  
クニ候

輸出处支電報料五百三十£ハ依例奨励会濠洲部寄附金トシテ日本へ振り替へタルモノ也

資産負債表記載中

Trust a/c 五二二-f 羊毛見本勘定ニシテ

Accrued Charged etc. \$528 ノ大部分モ共ニ雑益トシテ利益ニ計上シ得可キ性質ノモノナレトモ、未ダ確定セザルモノアリ、且ツ非常準備ノ意ヲ含ミ、今仮決算ニハ算入セザル事トセリ

日本大震災ノ打撃ハ愈々具体化シ来リ、今期ノ如ク比較的不良ナル成績ヲ挙グルニ至リシノミナラズ、当商店ノ盛況季タル後半期ノ予想モ亦頗ル悲觀サル可キ秋ニ方リ、今上半期成績モ乍遺憾不満足ナリシトハ云ヒ得ザル立場ト奉存候、以上

シドニー

守田 治平記

以上、北村披見致候

取七一号信 大正13年10月23日 丹後丸便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

あらふら号ハ一兩日内ニ到着予定ニシテ、前報後貴信不申接候

銀行 Export Bills

Pool

案ニ依テ、金融緩和策ヲ講ズル事ニ衆議一決セル事情ハ前便及電報ニテ御報申上候如ク、是レガ実行方法研究及各関係者ノ意見交換ヲ重ネ居リ候模様ニシテ、迅速ナル解決ニ努力致シ居候ヘトモ、各銀行家ノ利害関係ハ自ラ大ニ異ルモノアリ、今ヤ当局者ハ頗ル難関ニ陥リ居ル模様ニシテ、一般ニ期待サレタル如ク容易ニ具体案発表ヲ見ルニ至ラズ、焦心罷在候ヘトモ、又無理モナキ事ト察シラレ候

又救済案附帯条件トシテ、一千五百萬鎊迄ノ範圍ニ於テ必要ニ応ジ紙幣増発ノ事ニ決シタル由ニ御座候、此額ハ既ニ早クヨリ発表サレタル増発五百萬鎊ヲ含ムモノニ候ヘトモ、其条件ハ大分進化したシ居リ、是レガ増発紙幣使用期間ノ利息トシテ紙幣発行部ヘ支払フベキ利息ハ、倫敦相場標準 4% P. a. (前回発表ハ約 6 $\frac{1}{2}$ % P. a. ナリシ也) トシ、之レガ償還期モ八月頃迄延長サレタル如クニ候、乍併此増発額ガ如何ナル態ニ於テ融通サル、事ト相成候カハ、一ニ Pool 実行決定案ニ拠ルモノナル勿論ニ御座候

Pool 実行案トシテハ当然其内容ノ推定ヲ許サズ候ヘトモ、現ニ多数ノ銀行中濠洲全体ヲ通ジテ輸出為替ヲ取扱ヒ候物ハ約十二銀行ニ過ギズ、其他ハ寧口有利ナル内地用資金ノ融通、又ハ資金ヲ好率ニテ他銀行、又ハ個人商人ヘ譲渡シ居ル事ヲ以テ本業ト為シ居ル者ナリ、依テAナル為替銀行ガ輸出為替ヲ買取り、之レニ対シ支払ハレタル金ガAノ銀行ノ手許ニ戻ルモノトハ限ラズ、Bナル輸出為替ヲ取扱ハザル銀行ノ手ニ移ル場合少カラズ、夫レガ為メ此種ノ資金ニシテ再び輸出為替資金ニ流用シ得ザルモノ少カラズ、依テ輸出為替銀行ハ再び高率ヲ払ヒテモ資金ヲ調達セザレバ、引續キ充分ニ輸出業者ノ要求ニ応ジ能ハザル事トナルモノアリ、既ニ融通資金欠乏ノ時ニ於テオヤ、益々資金梗塞ト相成候次第ニ候

依テ茲ニ総テノ組合銀行ヲ包含セル Pool ナルモノヲ作り、各銀行ノ立場ヲ考慮シツ、割讓シ得ル資金ノ出来ルダケ多クノ額ヲ Pool ニ融通セシメ、為替本位銀行ノ資金補填ノ資ニ宛テ、総テノ銀行ガ相当ノ犠牲ヲ供スルモノアルトモ、国家經濟ノ拡キ見地ヨリシテ協力以テ輸出資

## 貴方入用予算

金ノ円滑ナル流通ヲ期スル事ヲ根本の本位トスルモノト諒解致サレ候

而シテ從來資金融通上、突出セル特徴ヲ有セル聯邦銀行モ之レニ加ハリ、尚資金ノ不足ナル時ハ其都度過多ニ失セザル程度ニ於テ、聯邦銀行紙幣発行部ヨリ紙幣ノ増発ヲナス、但シ今季節中、其額一千五百萬£以内タルベシト云フニ御座候

頗ル名案ナルハ疑ヲ容レズ候ヘトモ、如前述利害關係ヲ甚シク異ニセルモノ多ク、且ツ從來此種ノ資金難ニ苦シマサレタル經驗ニ乏シク、斯ク昨年ノ此頃ヨリ體驗ノ緒ヲ開キタル如キ濠洲銀行家トシテハ、其大部分ガ比較的呑氣ニ經營シ来リシ事トテ、此種ノ複雑ナル問題ハ容易ニ諒解ヲ期待致シ難ク候

然レトモ近日是レガ実行案決定ノ曉ハ、必ズ金融相当緩和サル可キ筈ナルハ、最早疑ノ余地無御座、唯如何ナル程度ニ及ビ候カ、見当ノ附カザル立場ニ御座候ヘトモ、愈々銀行ノ方針改マリ候時ニ於テハ、逸チ早ク当店入用予想額ヲ申込ムノ必要アリ

額ヲ可成早ク御電報被下度、十月十六日發電御願申上オキ候、而シテ從來モ可成多額ヲ吹掛ケ、漸ク小額ヲ獲得シタルノミニ候ヘトモ、本月分ニ対シテハ而カモ此少額ニテサヘモ使用シ尽サ、ル様ナ廻リ合セト相成リ居候事ハ、銀行ヘ対シテモ頗ル具合悪ク、且ツ貴地ノ羊毛注文予想ハ我等ノ期待ニ添ハザルモノ多ク、日毛ノ如キモ半額倫敦廻リ出来レバ毎月四千俵ノ注文

ハアル可シトノ御予報ハ忽チ覆サレ居リノミナラズ、本月十九日發貴電ニ依レバ、日毛ヨリ倫敦為替条件附ニテモ十一月吉野丸積トシテ、漸ク一千俵迄注文ノ見込有之候様ノ御情報ニシテ、十一月注文トシテハ倫敦為替可能トナルトモ、日毛ヨリハ之レ以上ノ注文ハ期待シ難キ様ニモ諒解致サレ、愈々以テ見当ガ附カザル事ト相成リ候

本月十六日發弊電ニモ附ケ加ヘ候如ク、外国銀行ヘ交渉スルニ方リニテモ、余リ法外ノ要求ハ為シ難ク、自然相当責任アル予算額御指図被下度御願申上オキ候次第ニ御座候

貴方ニテモ此際相当責任アル数字ヲ得ラレ候事ハ至難ノ儀トハ御察申上居リ候ヘトモ、日毛ノ態度サヘモ如斯大變動ヲ来シ候様ニテハ、当方トシテハ全ク霧中ニ有之、何分ノ御来旨ヲ待テ適宜行動ノ外ナキ事ト相成リ候苦境モ御洞察被下度願上候、尤モ何レニシテモ十一月以後ハ毎月三四千俵位ノ御注文ハ可有之哉ニ推測致シ、其積リニテ銀行（外国）交渉ハ聊カモ緩メ居ラズ候

十一月以後倫敦  
為替

兎ニモ角ニモ、日毛ニテハ此条件附ニテ一千俵迄ノ注文ハ差シ詰メ之レヲ目標トシテ、各銀行ヘ極力強要致シ居リ候ヘトモ、Bk of Austria ハ Pool 案決定迄全然商談ニ応ゼザレトモ、同時ニ交渉ヲ続ケ居リタル「ナシヨナル」銀行ノ方寧口大ニ勉強致シクレ、未ダ銀行方針改進セルニハ非レトモ、特ニ

貳萬五千£ヅ、十一月・十二月用合計五萬£

引受ケ同意ヲ得候ハ、此際好都合ニ御座候

但シ此度ハ為替料割リ増シノ条件ナシニ候

茲一、二週間モ辛抱致候ハ、Pool案モ決定、從テ金融モ相当緩和スベキ事ト期待罷在リ候

十月用倫敦L/C

日毛注文L/C五百俵約二万£使用後、残高ハ約二万五千£ト相成リ、外ニ「ボーメント」分一万£アリ

Bank of オーストラシアノ如キハ是非拾萬£入用ナリト申込ミ、漸ク十月分ハ早くヨリ二万五千£ヲ得、其後羊毛買附高相当ニ有之候ニモ拘ラズ、約二萬£（同行分）其俾延長ノ交渉ハ難出来、跡々ニ及ボス悪影響モ大ニ考慮ニ容レオクノ要アリ、買整ヘ方頗ル困難ニシテ、何時完結スベキヤ見込立チ難キ日毛丁注文品ガ今月末二間ニ合ハザル事ハ、貴方ニテモ御想像ニ難カラザリシ事ナルベク、寧ロ今月用トシテ此倫敦残高ハ新注文ニ利用サルベキ御計画ニモアランカト期待致シ居リシモ、丹後丸発期ニ迫リ、遂ニ其御沙汰ナク、止ムヲ得ズ電報御照会申上候処、両銀行トハ日毛丁五百俵注文使用了解済ト解ス、延期不承諾ナレバ東洋モス其他注文宛使用ノ外ナシトシテ当方取計ニ御一任被下承知致候、如前述跡交渉ノ關係モ有之、殆ド全部ノ延期ヲ頼



ムナド、ハ余リニ不体裁ナリ、且跡交渉ノ害ヲ為シ候ニ付、結局大部分日毛外ニ宛使用シ、「ボーモント」一万萬弱ト「オーストラシア」ノ小額ヲ日毛丁注文宛トシテ、来月ニ延長交渉ノ決心ヲ致シ候

「ボーモント」名義L/Cモ矢釜敷申シタル結果、得タルモノヲ適當品払底ノ理由アレトモ、一文モ手ヲ附ケズニ延長交渉ハ不得策ニ付キ、当方取計ヲ以テ日本フェルト注文品約六百五十トヲ使用致オキ候段、不愚御了承願上候、而シテ是レガ有効期間「ボーモント」ヲ経テ交渉中ニ御座候

W Top ト倫敦為替

前便ニモ申上候如ク、当店強硬ノ態度ハ此際ウイドン死活問題トモ可相成、必死交渉ノ結果、漸クニシテ Commercial Banking Co of Sydney Ltd. ヲ説キ付ケ、拾七萬封度ニ対シ十一、十二及一月、毎月一万八千£ヅ、合計五萬四千£ダケ当店名義ニテ引受ケノ同意ヲ得申候、此額ニテハ六七千£ノ不足ト相成候ヘトモ、交渉行懸リ上、是レ丈ケガ最善範圍ニ付キ、後日形勢ニ依リ増額交渉、又ハ不足額ハ他ノ方法ニ拠ルノ覚悟ニ御座候、六十日払ノ取極メニ候ヘトモ、特ニ貴方ガ九十日払ノ御希望ニ候様ナレバ更テ依頼スベク、用意ノタメル/Cハ 60-7 or 90 days ト致シオキ候 (但シ無理ニ引受ケルモノナレバ為替料ハ 1% extra ト相成候)、如此ニシテ Hughes ハ勿論 Port Phillip 及右 W Top モ結局倫敦廻リニ成功致候事、時節柄大助カリニ

御座候

YSB方針変更

本月十七日發電ヲ以テ御報申上候如ク

倫敦向為替金融緩和スル事トナレバ、羊毛モ自然倫敦向為替本位トナル可キハ数ノ免レザル処ナルベキ見込ニテ、YSBハ従来ノ如ク羊毛ノタメニ資金ノ大部分ヲ保留スル方針ヲ改メ、今後ハ羊毛・小麦其他何品ニ拘ラズ、為替相場ノ先約ヲスル者ニ対シ、成行資金振り当ノ決心ヲナシ、差当り一、二月用トシテ小麦資金入用ナレバ先約ニ応ズ

トノ談有之候、小麦モ今日ノ状態ニテハ到底YSB先約ノ意氣組ニ非ル事モ熟知致シ居リ候ヘトモ、松島氏トシテハ従来拒絶致シ居リ候モノニ付、礼トシテモ兎ニ角第一ノ取捨權ヲ兼松ニ与ヘ、不用ナレバ或ハ他ニ希望者アラバ、之レニ結び付クルモ止ムモ得ザルベシトノ意ニ出デタルモノニ外ナラズ候

而シテ最近松島支店長ノ決心ニ依ル具体的方針ハ左ノ如クニ御座候

十月用トシテ振り当テタル最高額拾萬£ヲ今月中ニ使用シ切ラザル残高ノ全部乃至一部

(其金額ヲ指定シ) 八十一月中ニ為替取組ミ確定引受希望ナレバ、之レヲ其俟十一月用トシテ延長ス

若シ之レニ対シ為替率予約希望ナレバ夫レニ応ズ、而シテ十一月ニ使用シ得ルヤ否、見込立タザルタメニ引受ケ約束ヲ為シ能ハザレバ、此残額ハ打切りノ事トス(残額約六萬五千£アリ)

其以外ニハ従来ノ如ク資金割り当テヲナサズ、羊毛・小麦ニ拘ラズ、為替相場ト金額ノ取極メヲナスモノニ対シテノMYSBハ引受ケノ責ニ任ズ

ト云フニ有之、今便貴着前必要ト認メ候ハ、右ノ趣電報申上可ク候ヘトモ、此意志ハ已ニ十七日附弊電ニテ御存知ノ事ニ御座候

而シテ正金ハ、此予約方法ニ依リ資金調節ノ立場判然致候タメ、自然為替相場モ従来ヨリハ有利(輸出業者乃至毛織会社ニ対シ)ナル率ヲ建テ得ベク、斯シテ倫敦廻リ、直接為替ノ開キヲ出来ルダケ接近セシメ、或ハ何レヲ取ルモ格別ノ差ヲ生ゼザル点迄、緊縮スル覚悟ナル如クニ御座候

尤モ正金銀行内ニテ融通シ得ル資金ヲ根拠トセル意味ニシテ、若シ夫レ以上ノ資金調達ノ要ニ迫ランカ、此余剩額ニ対シテハ又々買相場引下ゲノ止ムナキニ到ル可シトノ説明アリ、要之資金ヲ欲スルモノハ相場不利ナラズト認メシ時ニ、可成余計ニ予約スルガ利巧ト云フ事ニ相成候

ヘトモ、倫敦為替ノ出合ヒヲ常ニ比較対照シテ、之レガ利害ヲ見極メザル可カラザルト同時ニ得意先ニ対シテモ此覚悟ヲ願ハネバナラズ候

併シ先般貴電御来旨中ニモ「予約スル当方ノ方針」ト有之候ヨリ察スルモ、今日ニテハ一時躊躇セル如ク、必ズシモ難事ニハ非ル様存ジラレ候

供給者自身 London 金融条件附ニテ Vict 麦ヲ offer 申上タルモ、生憎貴地買気急ニ減退ノ折柄成立セズ

NSW Pool ニ対シテモ金融ニ関シ絶ヘズ交渉致居候処、此頃ニ至リ漸ク聯邦銀行ノ同意ヲ得、倫敦払条件附ニテ買約可能ト成リタレバ、早速之レ亦電報申上候ヘトモ、貴地商況一変ノ折柄、手答ヘナク遺憾ニ御座候、然レトモ今後買気恢復ノ暁ハ、此倫敦払方法ヲ利用スル場合可有之ト存候、其方法如左

当地ニテ小麦積出シ開始前、貴方ヨリ倫敦ヘ信用状ヲ送りオキ、積荷終了ノ時、当地ヨリ倫敦ヘ電信スルト共ニ倫敦ノ Y S B ( ? ) ハ直ニ倫敦ニ於ケル聯邦銀行ノ指定銀行ヘ全額ヲ払込ミ同時ニ其当時ノ組合銀行 T / T 売為替料ヲ支払フ ( 目下 3 1/2% ( 70 / - % ) 、当地ニテハ信用状ガ倫敦ニ設置サレ居ル事ヲ確メタル当地聯邦銀行ハ、倫敦ヨリノ入金

通知到来ヲ待タズシテ、其全額ヲ Wheat Pool へ払渡ス事トナル

則チ貴店トシテハ倫敦払送金融同様、当地ニテ本荷積込ノ時ニ於テ現金ヲ倫敦ニテ用意シオクモノナリ

而シテ「ブシエル」送金ノ如ク、約5%支払ヲ要スル時ニ London on Sydney T/T 規定率 3½% ニテ金融出来致事ハ、此場合約 1½% ノ有利トナル

右ノ如ク小麦金融ノ途モ大ニ開發サレ、金融ノタメニ小麦商談ニ手ガ附ケラレヌ様ナ事ハナキ立場ト相成候ヘトモ、貴方ニ買氣ナキノミナラズ、得意先信用關係上、日清製粉ノ外ハ殆ド貴店ヨリ売止メ乃至商談躊躇ノ由貴電ヨリ拝承、止ムヲ得ザル次第ニ御座候

一時ノ如ク日本製粉会社乃至仲間投機者ガ狂態的ニ当地ノ市価ヲ煽リ立テ候事ハ、毎度ナガラ日本商人ノ通弊ニ御座候ヘトモ遺憾ノ極ニ有之、此際見送り態度ニ改メ候事ハ当然ノ儀ト存ジラレ候

第三期上半期

仮決算書ハ今便同封、御送附申上候

緬羊購買官

卷島・片倉両氏ハ本船ニテ帰朝致サレ候

最近羊毛年報ヲ希望致シ居リ候ニ付、自然貴店へ御伺致候節ハ御分与被下度御願申上候

右

以上、北村披見致候

大正十三（一九二四）年

三三七

第九二一號信 大正13年11月11日 アラフラ号便

豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓

藤井重役認九月十六日付188号アラフラ便、十月廿四日夕着

付、南米松木出張員宛九月四日及十三日付写共

同 十月一日付188号ビルマ丸、十月廿七日午後着

同 十月六日付188号吉の丸便、十一月四日午前着

林東京支店長認九月廿二日付特36号アラフラ便、十月廿五日着

同 九月三十日付37号ビルマ丸 〃 廿七日着

同 十月八日 〃 38号吉の丸 〃 十一月四日着

御前輸入部長認九月廿二日付特59号アラフラ便、十月廿四日着

同 十月初一日 〃 60号ビルマ丸 〃 十月廿七日着

付、林東京支店長宛九月廿八日付写共

同 十月九日付特61号吉の丸便、十一月三日着

外二

松本南米出張員九月九日付輸出部長宛 ST6 (写)、十月廿九日着

竹内南阿 〃 九月廿七日付輸出部長宛 ST6 〃、十一月初三日着

同 〃 〃 重役宛無号 〃、同 〃

同 〃 〃 輸入部長宛二号 〃、同 〃

同 〃 〃 輸出部宛 ST7 〃、同 〃

右何れも辱拝誦致候

前田重役

上毛モスリン会社債権難責任問題ニ付、其重責を負担し辞職、且つ商店ニ対し賠償条件迄御提出相成候趣、依之貴方取締役・監査役・各部長等ニ於て種々御協議被下候得共、解決ニ至らず、事情錯綜、書信ニては要領を尽し難く、他の要件も兼て藤井重役三島丸ニて御出濠被下候趣、十月廿七日午前貴電ニ接し一驚致候、早速当店重役部長等を会し、協賛之上貴方御決議ニ任せ、藤井重役御来着之上万事拝聴の事ニ決心仕候、但し藤井重役短期御不在中は林東京支店長及各部長ニ於て店務御引受被下、別段心配ニ不及との御来電ニ候得共、又辞職書呈出中の前田重役



二ハ御氣の毒ニ候得共、矢張同君の御監督を煩し候様、押て御願申出たる次第二御座候、幸二年末年初格別複雑の事件ハ在之間敷も、曲て御翼賛被成下候得は一層安神ニ奉存候

## サッター老爺

本月四日、筆者及守田店員宛藤井重役署名私電を以て老人病氣恢復永引可申二付、此際三島丸ニ同乗帰濠可然哉の御提案敬承、早速若サッター君ニ面会相談致候処、昨年も恰も日本の冬季ニ際し帰濠相成候例も在之、老体衰弱の折柄、嚴寒は病氣ニ有害歟も不知ニ付如貴見帰濠可然との返答ニ付、三島丸五日神戸出帆の御予電ニ付無止至急電料奮發打電申上候、直ニ御承引被成下候哉ニ存候、然ルニ三島丸八十四日迄延引之由、今少々早く承知致居候得は余計の散財ニ及ハサリシニ残念の事致候

越エテ一昨九日午前着電ヲ以テ愈藤井重役同船帰濠ニ決心致サレ候由、併木曜島へ到着迄ハ世間へ内密希望の趣承知致候、可成夫迄ハ口外差控へ可申候、但し若サッター君の話ニハ老人は日本ニて死去するハ寧口其希望ナル由、而も過般來三通も書面到着、其中二今一応帰濠致度考へも在之如くニも看察すると申居候旁、藤井重役御同船被成下候ハ、本人も満足なるへく、且つ航海安心と存候、乍御厄介宜布御願申上候

羊毛季節開始ニ不係、各銀行資金梗塞の為メ一時非常ニ苦神致居候処、予測の如く十月下旬ニ至リ政府及各銀行間の協調成立、羊毛・小麦等の輸出ニ対する資金ハ無遅延(遅延)無く融通可能と相成、早速全濠銀行ニテ廿萬磅十一、十二月宛引受予約を得て直ニ打電申上候処、今度ハ生憎貴方より予定の注文來らす為メニヤキ／＼責メ立タル銀行ニ対し、少々不面目の立場ニ陥リ候事、遺憾千万ニ御座候

何分ニも貴方モスリン界今一段不振、最近九十二錢迄引返し候趣ナルモ尚原料高の嫌あり、大坂モスリンの如きハ來春ナラテハ決心六ツケ敷趣、不得止次第二御座候、尤も出品調節の關係上、戦前の如く季節最中、則ち十月迄乃至翌年三月上旬迄ニ手ニ入レサレハ、売物皆無と相成候様の危惧ハ無之、唯今の見込ニテは三、四月ニ至るも相当の出品ハ可在之と存候、相場の変動ハ推測難致候得共、全く原料適当品皆無ニ相成候様の義ハ可無之存候、勿論貴方モスリン相場一円突破とも相成候ハ、各社の注文集合可致ニ付、原料買入の御決心相付キ候会社ハ先操前広ニ御注文被成下候得は、出品豊富の最中ニ好機を見て調弁致候事、御得意ニ対し最も有利と觀察致候間、無御油断御勧誘被成下度、ロンドン廻リ為替は比較的容易と相成候間、御遠慮ニハ不及候

東洋モスリン宛五百俵は丁度中弛ミの市況ニ附け込、幸ニ割安品買入済、東京モスリンの千俵も恰もブリスベン出品中適当品指直一杯ニ買入済、是亦好都合ニ御座候、栗原氏の百俵の御注文ハあまり少数と存候得共、新器械の試験的ニ哉、跡引続き御注文期待致候、殊ニ五十俵宛

十一月・十二月分送の御希望と承知致候処、NYK年内運賃高の關係も在之、一口ニ吉の丸ハ積入の事ニ取計候趣、当局者より承知致候、不悪御弁解被成下度奉願上候、其他小口注文ハ買入手数済のものより吉の丸へ積入の筈と承知仕候

日本毛織会社ハ引続き他店にて買入不得手なるS19タイプのみ注文被下、夫々手配致居候得共、金高の上ラサルハ閉口ニ御座候、時折ニハ優等原料の注文も在之度希望致候、今やロンドン廻し為替可能と相成居候間、先達予告の如く毎月四千俵位の御注文続発在之度様御勧告在之度候、然ルニ僅々一千俵の注文も吉の丸積不承諾、是非十二月積、尚一月積も唯今の処千俵の由甚心細く存候、出来又時ハガリくイヂメテ置き乍ら、儲可能と相成候てハ跡ズサリ致候事、厄介ナ勝手気俣の先生連ニハ困入候

小麦の如きもロンドン廻り資金可能と相成候得共、関税引上げ問題不確定の為メ麦粉は五円ニも昇騰致しなから、御表一般製粉会社買方見送りの由遺憾ニ存候、白米一升五十錢ニも相成居候様新聞ニ散見致候、果して然らハ冬季中麦粉原料の食糧売行頻繁なるへく、前々より持越の麦粉売抜けニは好機會ならん、従て関税引上げ有無ニ不係、三月已後積の小麦御注文ニ接するニ至らされは本物ニ無之と存候、尤も只今はチカゴ市場もロンドン市場も割合強氣ニ付、濠州各地共の以上ノ事相唱へ候得共、一月・三月ニ至れば多少下落可致哉ニ被考、此処筆者ハ弱氣ニ御座候、依之、實際見込以外ニ御入用ナキ原料ナラハ、敢テ買焦セルニ不及と存居候、

此点先便愚見開陳仕置候処、今日も同意見ニ御座候

正金田為替ニ付テ

増田製粉注文小麦六千五百噸資金ニ付、当地ニ於て七萬五千磅  $1\frac{1}{2}\%$ ニテ契約成立御報申上候と行違ニ東京ニ於て他店の解約せし八萬磅の資金を  $1\frac{1}{2}\%$ ニテ正金支店より御引受相成候処、其資金は当地正金支店ニ於ては同一の資金ナル事發見ニ付、貴方有利の御約束通り  $1\frac{1}{2}\%$ ニ訂正方御照会ニ付、守田會計部長松島支配人へ段々交渉致候得共、確言ハ無之候得共、シドニー支店の仕事を一応の照会なく東京支店ニ於て勝手ニ約束する法ハなし、当時為替率段々下押の折柄ニ付ドーシテモ  $1\frac{3}{16}\%$ より交渉ニ応せず候件ニ付、藤井重役口述亀井店員筆記ニテ頗ル御憤慨の塩梅紙背ニ徹見致候、且つ津山東京支店長・大塚神戸支店長も貴店ニ同情して  $1\frac{5}{16}\%$ 率ニテ決済セヨと發電スル可也と津山氏の好意アリシモ、松島氏を Press する事ハ  $\langle K \rangle$ の本意ニアラス云々と林東京支店長より返辞セラレタルハ、此処穩当の体度と筆者同意見ニ御座候、如何ニも2ポイントの相違ハ忽チ我等ニ六七千円の不利益と相成候次第ニ付、決シテ等閑視する訳ニハ参らず候得共、松島氏大苦神の場合ニ付、敢テ權利ヲ主張するは将来の思惑如何も在之、我等も聊も疾敷無之候得共、他日の入合せを口述ニ押し貴地約定率ヲ主張セサリシ成行ハ、林君御推測之通りニ御座候、御来示之如く自今東京正金支店ニは曾テシドニー在勤のお歴々揃ニテ、常ニ  $\langle K \rangle$ ニ好意ヲ有し居ラレ候故ニヒキ振りニ他店の明き物を  $\langle K \rangle$ へ振替へ呉

ラレ候義ニ候得共、シドニー正金支店の身ニ為りて考へレハ、一旦取消シニ相成候 offer ニ付、新シク改正するは決シテ無理ニハ無之、恰も商品の offer も同様と存候、御承知之通り或直段之 offer ニ対し、其俣 accept すれハ成立致候得共、直引交渉の場合ニハ以前の offer ハ自然取消シニ相成候点と同一件と存候、何卒当店（K）と正金との多年の関聯ニ免シ、不悪御辛抱被成下度候

本件は藤井重役自筆の御通信なれハ左程重要視不致候得共、特ニ亀山店員筆記ニ付、同店員ニシテ貴方の御主張正当無欠と誤解致候ては将来の為メ方不宜と存候ニ付、態ト愚按上伸候次第ニ御座候、兎角近来の新進気鋭輩は自家の権利ヲ主張スルヲ知りテ、商売の甘き呼吸ヲ会得せず、我等痛歎致居候処也、何事も Give & take の常識ヲ忘ル可カラサル処ニ御座候

ロンドン廻り買相場段々騰貴ニ付、円建との開き2%以下と相成候得共、尚ロンドン廻り有利なるは無抛仕合と存候、加之如前記、当方各銀行の資金融和致し来候ニ付、羊毛・小麦宛不足ハ無之、果シテ然ラハ正金支店の仕事ハ殆ント皆無トナラサル迄も詢ニ少額之取引と可相成、御同情之至ニ御座候、於是乎は正金支店は日本より輸入為替ニ対する受取金ヲ以てロンドン廻りと粗ら同一の為替円建ナラサレハ、取引ハ無覚束場合と存候、併夫ニては当地支店の経費出処如何？、而も何と歎活路ヲ展開セサレハ面目ヲ奈何センと申処と奉存候

前報後、作柄ニ対し順調ニ候処、前周来更ニ降雨普及、或地方ハ既ニ過多ニして内地僅少の河  
流汎濫の処も在之、且ツ収穫上ニも大分損害在之様新聞上誇張の報導も在之候得共、大局より  
達観すれハ左程の被害ナキカ如ク、今日の処ニては各州共豊作受合と存候

既報一萬六千五百噸御注文成立後、八千五百噸一建出来、合計二萬五千噸と相成候事、例年ニ  
比し稍物足らぬ感之候得共、如命〈K〉の%の幾分ヲ充当シタル仕合と存候、且ツ米国尙萬  
四千五百噸、カナダ六千七百五十噸御引受相成候趣御同慶申上候

〈K〉別懇の日本製粉会社内情御詳報被下、大ニ心得ニ相成申候、如何ニも高木武君の誠意と  
手腕は認識致候得共、若シ無危憚評すれハ各地へあまり手を抜け過ぎたる嫌ナキ乎?、幸ニ時  
世ニ適応したる商売ニ付、庶幾くハ俄然たる蹉跌ハ在之間敷と確信致候得共、兎角銀行屋便り  
のヤリ操りは大々の不安神不出来、彼等順調の節ハ放漫の貸シ出シヲ敢テシテ、一朝形勢不穩  
と見タルトキハ更ニ一臂の補助ヲ与フヘキ場合、却テ放資回収の逆手段ニ出スル事ナシトセス、  
従来屢実見セシ処ニ御座候間、ドーシテモ消極的ニして世間ニハ通用六ヶ數カル可ヘキモ、低  
率の配当ニ甘ンシ、積立金ヲ貫候可成自前の資金ヲ活用シ得ル会社ナラサレハ安心は出来不申  
候、而も自家の基礎確立致候暁ニハ氣随氣促のみ可申出、恰も日本毛織の如き乎、世の中不

意の事多々ニ御座候

其他の会社ニ対しても新入の砂糖貿易や三菱と競争シテ、不確實の相手へ売込ハ十二分の御注意願上候

輸入商勢好転

の題下ニ御来示敬誦、幸ニ九月已来、大分纏りたる英濠 Top 類の約定成立致候段御同慶申上候、既ニ御入念ニ御調査ニ相成候宮川モスリン会社の如き大坂有為の商店間ニ株主ヲ有し、製品販売機関も行届き居候由承知仕候、而も過般来貴店より御売込の Top 類ニ対する先方の筆法が Top 及モスリンの先行キヲ見越シテ他社の躊躇致居候ニ不抱、高直ニ買約致候腕前、全く腹が極リ居リテ実行致サレ候義と存候得共、他のモスリン製造家ニ比較シテ少々気味悪キ点無之哉?、羨ニ困リテ膾の諺ニ候得共、荷物御引渡前ニ篤と信用御確メ置被下度、興信所の報告や単ニ銀行の聞合セノミニては格別当テハ相成不申哉と存候

余は讓次便候、草々不備

北村生

尚々前便の弊信写は南米松木出張員へ送付致度候ニ付、此元別ニ筆写同封仕候、又拝

大正十三（一九二四）年

二三七



取七二号信 大正13年11月11日 あらふら号便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

貴信

100号九月十六日附あらふら便、十月廿四日着

100〃十月一日附びるま丸、〃十月廿七日〃

100〃十月六日附吉野丸、〃十月廿五日〃

東京支店特36、九月廿二日附あらふら便

〃 〃 37、九月三十日附びるま丸便

〃 〃 38、十月八日附吉野丸便

何レモ入手拝誦致候

藤井重役

重要事項御打合セヲ兼ネ、当地へ短期御出張ノ事ニ決シ、愈々来ル十四日（二延期）、貴地発三島丸ニテ御来濠ノ事ト相成候由、北村取締役ヨリ拝承致候、此御出張ハ頗ル有意味ニシテ御互ノ得ル処不少ベキ儀ト期待致シ、御待申上居リ候

丹後丸保険

領収金額ニ就テ当方不審有之候事ハ其当時附記致シオキ候ヒシモ、今回貴送電信訳文ニ依リ、暗号誤着ニ因テ為セル誤リナリシタメニテ、当方予算ノ通り金額皆済ノ事ヲ知り、安心致候ト同時ニ其当時今一段暗号研究ヲ怠リ居リシ事奉謝候

対日毛

ニ就テノ藤井重役状御来意敬承致候

当方ヨリモ既ニ申上候如ク、現在ノ如ク極端ナル不況時ニ方リ、引続キ注文ハ日毛本位ト相成リ居候折柄、此注文ニ対シテ最善ヲ尽スベキハ当然ノ儀ニシテ、況シテ倫敦為替モ容易ト相成リ候時ニ於テオヤニ御座候、是等ニ対シテハ勿論貴方ニテ直接御折衝被下候事トテ、一々貴方幹部臨機応変ノ御取計ニ御一任申上候ハ申ス迄モナキ事、亦既報ノ如クニ御座候

貴方ヨリノ輸出品

ヲ時ニハ口錢ヲ犠牲ニ供シテモ、寧口積極の方針ヲ採リ、店內為替取扱高ノ増加ト共ニ当地ヨリノ輸出資金援助ノ資ニモ供セラル、御決心ノ由拝承同感ニ御座候、但シ今日ニテハ目先キ左程悲觀ノ要モナキ金融状態ト相成候ニ付キ、金融ノタメニ口錢ヲ犠牲ニ供スル程ノ事ハ無御座、相場ノ出合ヒ等ヲ対照シ、輸出入部共ニ強テ無理ヲセザル程度ニ於テ取扱高ノ増加ニ努ムル必要アル事ト相成リ候

且ツ現在ノ状態ニ於テ金高ト成ルハ綿粗布類ニ有之、之レガ最大得意先ハ...:the Bros 二候ヘトモ、此得意先トシテモ決シテ無限ノ信用ヲ与ヘ得ベキモノニ非ズ、既ニ相当多額ノ注文モ握リ居リ候事トテ、当方トシテモ当分ハ寧口手控ヘノ覚悟ニ御座候間、一時ノ如ク悪行無口錢ト決心セル時トハ異リ候、当店ノ採算変化ヲ来スベキ事アル事情ト相俟チ、自然当分ハ本品取扱高ノ減少ヲ見ルニ可到儀ト期待致候ヘトモ、予メ御含ミオキ被下度御願申上候

豪雨全州ニ及ブ

久敷干天続キニシテ、或地方ハ雨ヲ渴望シ居リタルモ、□近ノ大雨ハNSW州ノ殆ト全部ニ普及シ、牧草ノタメニハ此天恵ヲ悦ビツ、アレトモ、強風サヘモ加ハリシタメ洪水トナリシ場所モ少カラズ、小麦ノ如キハ其被害甚大ナルモノアリト伝ヘラレ居リ候、然シ今後一二週間ノ天候如何ニ依テ、小麦作柄ニ対シテモ果シテ如何程ノ影響ヲ来セルモノカ判明スル立場ニ有之、只今ノ天候ハ平穩好調ニ帰シ候如クニ付キ、結局一時悲觀サレタル如キ打撃ハ可無之哉ニ觀察

罷在り候、乍併為之、小麦出廻り季ガ幾分遅延致候事ハ免レザルガ如クニ御座候

〔欄外書込〕

最近ノ情報ニ依レバ早キモノハ相当ノ被害アリシモ、遅キ作物ニハ却テ好結果ヲ来シ居レル由ニ候

Wheat Labourers

Semi-Strike

以前（一九一七年）当地ニテ Union 人夫ストライキノアリシ節、Union 外ノ人夫ニ依テ仕事ヲ継続シ、遂ニ「ユニオン」側ノ敗ニ帰シタル以來、船主側ノ大部分ハ「ユニオン」外ノ人夫ニ優先權ヲ与フル事ト成リ居ル方針ニ反杭スベク、此頃ニ至リ時間外、則チ午後五時ヨリ午「前八時迄ノ overtime ニ応ゼザル事ト相成リ候、併シ「メルボルンユニオン」ハ未ダ加盟セズ、NSW 及 Qland ガ中心トナリテ騒ギ居リ候ヘトモ、只今ノ様子ニテハ氣勢頗ル上ラズ、格別ノ大事ニハ至ルマジキ哉ニ觀察致サレ候、此意業的「ストライキ」ハ労働者ノ懐合ヒモ考ヘ、持久的ノ意味ヲ含ミ候モノナルヤニモ察シラレ候

人事

谷口店員ハ富森部長着任ノ好機ニ於テ過日上店、種々当局ト意見ノ交換ヲ致候

「メルボルン」支店用銀行小切手ハ、全部当地ヨリ送附スルノ内規ト致シ居リ候ヒシモ、本月一日ヨリ谷口君ニ小切手ニ署名スル権能ヲ与フル事ニ改メ申候、但シ輸出関係ハ「シドニー」本店直轄ニツキ、於事實輸入関係運賃・税金等ノ支払用範圍ト可相成候、而シテ Per Pro ニテ署名ノ事ニ相成リ居リ候、右御承知オキ被下度候

藤原店員ハ牧場実習、今月末頃一段落トナリ、帰店ノ予定ニ御座候

日本棉花ノ重役楠本氏吉野丸ニテ来濠シ、今夕ハ日本人ノ重ナルモノヲ招待致シ居リ候

〔欄外書込〕

渡辺店員当店転勤決定ノ事ニ関シテハ富森部長ヨリ上伸致候

EXPORT BILLS POOL POOL 案実行内容ハ未明ナリシモ、既ニ施行決定ノ報ヲ得タルタメ十月廿五日附直ニ発電、兼

漸ク決定、金融緩テ御願申上オキ候貴方入用予想額ヲ御照会申上候処、廿八日附貴電、翌廿九日着

和 当方一番ノ目的ハ大坂モスナレトモ、金原氏病氣欠席ノタメ原料方針決定セズ

日本毛織亦相当注文有之見込ナレトモ、輸入商ニ対スル態度常ニ不定、注文全然予測シ難シ

東京モス、原料方針未定

東洋モス、財政關係上注文引受躊躇

毎月予想不出来、最善ノ予想ハ已注文ノ外今季中羊毛注文合計二万五千俵

百萬£ナレトモ、羊毛丈ケニテハ責任引受困難

上記金額臨機小麦其他宛使用スル方針

Pool 其積リニテ交渉セヨ

トノ御回答敬承致候、右ハ大体羊毛本位トセラレシモノニシテ、之レニ次グ小麦ハ全然予算外ノ如クニモ有之候ヘトモ、又右金額ハ小麦ノ一部ヲモ含ム様ニモ思ハレ、頗ル不得要領ニ候ヘトモ、貴方現在ノ御立場トシテハ又無理モナキ事ト奉存候、要之当方トシテハ臨機応変、銀行ニ対シテハ束縛サレザル範圍ニ於テ可成多額ノ引受諒解ヲ得オク事ニ努力致候事、従来ト変リ無御座、其方針ニ於テ最善ヲ尽シ可申候

漸ク此 Pool 法ニ依テ金融緩和サル、事ト相成候ヘトモ、緩漫ト成リシニハ非ズ候ニ付キ、当店トシテモ至当ノ金額ヲ申込ミオクノ要アリ、結局

Bank of Austria

ニテ £200,000

十一月・十二月羊毛及小麦用トシテ取極メ、跡必要ニ応ジ引受出来ル旨、十月廿九日折返シ電報申上オキ候、跡必要ノ場合ハ矢張り同意ヲ得ル要有之候ヘトモ、羊毛ニ対スル貴方ノ入用額

位ハ差支ナキ筆者ノ見込ニシテ、金融ノタメ貴方ノ注文御引受ケニ躊躇サル、ガ如キ事ナキ様貴方ノ立場ヲ自由ナラシムベク斯ク電報申上オキ候

今季ノ業績如何ハ一ニ倫敦廻リ為替可能額ニアルモノナル事ハ、屢々貴方ヨリノ御来旨ニ有之、又当方モ同感ニシテ必死努力ヲ続ケ居リシガ、天ハ必ズシモ弱者ヲ見殺シニスルモノニ非ズ、漸ク茲ニ活路ヲ得、当局筆者モ蘇生ノ思ヲ致シ候

羊毛ハ日本ノ買氣未ダニ顕レザル不況時代ニシテ、今日迄倫敦為替不如意ナリシタメニ聊カタリトモ影響ヲ蒙リ居リタリトハ認メズ、小麦ニ於テハ早クヨリ他店ノ手ニテ相当ノ商談成立セル事ニ依テ、每便貴方ヨリ愚痴沢山ニ候ヒシモ、之レ迎モ他店ガ果シテ全部安全ナル金融方法ニ依テ有利ノ商売ヲ為シ居リシニヤ否疑問ナキニ能ハズ、何レニシテモ未ダ漸ク開戦時代ニシテ、是レヨリ本戦ニ入ル可キ時機ト存ジラレ候ニ付、若シ小麦ニ於テ倫敦為替ノタメニ他店ニ一尋ヲ輸セルモノアリトスレバ、今後ノ戦線ニ於テ埋メ合セハ容易ナル可キヤニ奉存候、一ニ貴方御当局ノ御努力ニ俟チ、協力以テ充分ニ資金ヲ活用シ得ル事ヲ祈リ居リ候

貴方御尽力ノ結果、東京モス一千俵、日毛一千四百俵、何レモ倫敦為替ノ御注文ニ接シ候処、日毛ハ「ブリスベン」ニテ早ク買整ヘノ要アレトモ、積出シハ十二月末三島丸ナル事、又東京モス積期ハ後報スルトノ御来電ニシテ、頗ル当惑致候（東京モスハ倫敦為替ノ利鞘ヲ得ラレ候ニヤ？）

「ナシヨナル」銀行ノ十一月用貳萬五千£ハ、未ダ他行ノ決心セザル時ニ取極メクレシモノ也、  
「オーストラシア」ニシテモ十一、十二月貳拾萬£ト出来ルダケノ逃ゲ路ハ存シオキタルモ、  
於大体拾萬£ヅ、ノ諒解ナリシ事ハ、貴方ニテモ御存知ナリシ事ナルベク、(K)名義ニテ羊  
毛ハ盛ニ買付ケラレ居リ乍ラモ、十一月ノ取組額ハ頗ル僅少共相成候ハ、銀行ヘ対シテハ狐  
ヲ馬ヘ乗セタル様ナ廻リ合セト成リ、且ツ貴方重役状ヨリモ御注意アリシ如ク、十二月末迄ニ  
何トカシテ漕ギ付ケネバナラヌNYK運賃問題モ有之候事トテ、十一月三日発電、金融ハ緩和  
サレタリトハ云ヘ、全然無制限ニハ非ズ、拾貳萬五千£少クトモ大部分十一月為替取組ノ要有  
之候ニ付、是非日毛・東京モス注文ハ、十一月積御尽力方願出ベク、余義ナク致サレ候次第ニ  
御座候

日毛ハ本月積全然不承諾ナレトモ、東京モスハ全部本月吉野丸積御同意ヲ得、其他ノ小口注文  
ト共ニ、銀行ヘ対シテモ余リ不体裁ナラザル様取計ヒオキ可申候

日毛ノ跡注文ハ極端ニ不景氣ノ今日難有ハ候ヘトモ、一月積トハ金融上、益々以テ閉口ニ御座  
候

五日附貴電ニ依テモ、十一、十二月貳拾萬£取極メ使用到底六ヶ敷ト思フニ付キ、前貸ニテ  
十二、一月是非頼ムトノ御来旨ハ、日毛ノ如キ因業ナ对人ニノミ頼ルノ外ナキ苦境ニアル貴店  
トシテハ御無理モナク候ヘトモ、二ヶ月モ前貸条件附ナド、ハ、当方銀行ニ対シテハ問題ニ成  
リ不申候



銀行ハ遊金過多ノタメニ輸出為替緩漫ト成リシカノ如ク、日毛ナドニテ誤解致サレ候テハ大間違ヒニシテ、此頃当地永井出張員ノ談ニテ、延積注文ハ引受ケ難ク苦ミ居リ候店多キ由承知致シ候程ニ付キ、日毛ニテモ無理ト知リツ、弱イ者虐メヲ敢テ致シ居リ候事ト存候ヘトモ、POE方法ニ依レバ、各銀行ハ予メ各自ノ取引先入用額ヲ中央銀行ニ通知シ、相当ノ資金振り当ヲ受クベキモノナレトモ、之レハ輸出為替ノ流通ヲ円滑ナラシムル目的ナレバ、前貸ノ条件附帯ノ資金ヲ融通スル立場ニ無之候

「オーストラシア」「ナシヨナル」銀行ノ如キモ、当店ガ既得振当額ノ半分モ使用セザレバトテ何等責任問題ハ無御座候ヘトモ、今後ハ従来ノ如ク自由ガ効カヌ事ト成ルベキガ苦痛ナルニ外ナラズ候

日毛ガ何故ニ如此少数ノ買物、先々ヘト繰延ベ強要致候ニ哉合点参ラズ、貴地ニ於ケル金融關係カ?、或ハ為替相場ノ關係上、可成引張り相場ノ向上ヲ見ル期間ヲ永カラシムルニアルヤニ察シラレ候

何レニシテモ如此無理ナ条件ニテモ、我等ハ出来得ル限りノ方法ヲ講ジテ注文ニ応ゼネバナラヌ場合ナレバ、此際愚痴ヤ理屈ハ別トシテ、之レガ応救策ヲ講ズベキモノニ有之候

依テ既ニB市ニテ大部分買附済一千俵ニ対シテハ、今月中旬(或物ハSOFT關係上既ニ支払済ノモノモアリ)支払トナリ、来月末迄過振リト相成候事ハ、何トカ銀行支配人ヲ説キ付ケ押シ通ス計画ナレトモ、今月買附一月末積ニ対シテハ、可成早目ニ例ノ小麦用トシテ約束シオキタ

ル「ブシエル」ノ資金ヲ請取ル事ニ交渉シ、少々無理ニハ候ヘトモ、此間ノ繼ギヲ附ケル事ガ当面ノ一案ト存ジ、此旨電報申上オキ候次第ニ御座候

Bushell 約束小麦用資金ハ二月迄不用ニツキ、実ハ之レヲ二月又ハ一、二月ニ延期交渉ノ腹案ナリシモ、結局之レアリシガタメ、此変則日毛注文モ引受ケ得ル事ト相成候事ハ、寧口勿怪ノ幸ナリシトモ申シ得ベク、如此ニシテ当方ハ出来得ル丈ケノ方法ヲ講ジ、貴方注文御獲得ノ便ヲ図リ可申候

又々愚痴ト相成候ヘトモ、倫敦廻リガ出来ル事トナレバ延積金融ノ要求ヲ加ヘラレ候事、其次ハ又何カ?、誠ニ以テ弱キ商売ニ御座候

小麦ノL/C

其後商談成立セル一月積二千屯ニ対シテハ Bank of Austria ニテ貳萬五千£承諾済ニ候ヘトモ、二月積六千五百屯10%開キニ就テハ約八萬五千£ノ交渉ヲ致シ、殆下差支ナキ銀行ノ内意ナリシタメ、商機ヲ逸セシメザル様、貴方ヘハ御引受済ニ御座候ヘトモ、其後銀行総務部ノ意見トシテハ Pool モ漸ク試験的ニ開始サレタルモノニシテ、二月ノ如キ先物ニ対シテハ今直ニ確定シ得ズトノ回答ニテ失望致候ヘトモ、後日ニ至レバ、必ズ何カノ方法ニテ実行シ得ルノ確信ヲ有シ候ニ付キ、貴方ヘハ其俣ト致シ、只信用状発行ハ当方ノ指図ヲ待タレ候様御願申上オキ候、

其後

Commonwealth

Bank

ノ支配人ニ面談ノ結果、Poolヨリ買附タル小麦ニ対シ、当店ノ取引銀行ガ引受不可能ナドノ事アラバ、聯邦銀行ガ引受ケベシトノ言質ヲ得候ニ付キ安心ニ御座候、小麦ノ如キ殊ニPoolノ手ヲ経ルモノハ、政府トシテモ農家ニ対スル支払保証ノ關係モアリ、金融ノタメニ市価ニ影響スルガ如キ事ナキ様保護スベキ聯邦銀行方針ナル事モ承知致シ居リ候処ニシテ、此点ハ杞憂ノ要ナク候

小麦モ大風ノ後ノ如ク杳トシテ消息ニ接セザルハ、甚ダ張り合ヒ抜ケニ致候気味ニ候ヘトモ、全体ノ立場ヨリ大觀スレバ寧ロ当然ニ有之、又貴店トシテモ各社ニ対スル信用關係上、無制限ノ注文引受ケハ出来難ク、震災後ノ財界状態、未ダ決シテ安心ヲ許サ、ルノ時ニ於テ十二分ノ御注意相成候御方針ニ対シテハ、全然我等ノ賛同スル処ニ御座候

要之当店ノ如キ殊ニ小麦ノ類ハ徒ラニ其取扱量ノ多キニ焦ラズ、寧ロ消極的タリトモ安全ナル範圍ニ於テ、可成ダケ利廻リヨキ注文ヲ撰リ喰スベキモノト信ジ居リ候

東京Y S B約束  
為替

相場ノ行き違ヒニ就テ、松島当地支配人非難ノ声ハ貴方各方面ヨリ集来致シ候、予メ斯クアラント期シ居リタル処ニシテ、又貴方ノ御感情トシテハ御無理モ無之事ト奉存候、当方交渉経過等ハ前便詳述申上候如クニシテ、夫レ以上、重テ御説明申上ル程ノ事無御座候ヘトモ、要之此問題モ今ハ東京正金対松島氏ノ銀行内輪ノ事ト相成リ、若シ松島氏ニ不都合アラバ東京正金ヨリ之レヲ責メ、兼松ニ対シ為替ノ約束ヲ励行スベキハ東京ノ正金銀行ニシテ、当店トシテ之レ以上、松島氏ヲ攻メ付ケベキ理由無之候、多分ハ東京正金ヘ重テ貴店ヨリ御交渉ノ上、損失ニ成ラザル様御尽力被下候儀ト奉存候

Y S B資金

前便予報申上オキ候如ク、当地正金方針変更ハ案外早ク具体化シ来リ候ニ付キ、詳細十月廿四日發電ニテ御報申上ゲ、何分ノ御指図ヲ待ツト共ニ銀行Pool問題モ目前ニ迫リ居リ候ニ付キ、正金ニ対スル御答ハ可成外国銀行方針決定ノ上ニ致シ度ク、松島氏ヘ対シテハ確答ヲ延期致シオキ候、廿八日發電ニテ当店振当資金残高六萬五千£、為替率ハ成行ニ任ストシテ可成長ク延期、少クモ年内希望、之レ以上シドニ正金資金為替先約方針ニ従ヒ、当方極力尽力スルトノ御回答ハ頗ル御穩当ト存候、此貴電拝受當時ハ外国銀行ノ態度モ大体確メ得タルニツキ、無理ヲシテ迄モ正金資金ニ束縛サル、事ハ避ケオクノ要アリ、依テ松島氏ト談合ノ結果、既ニ貴方ヘモ電報申上候如ク、「タロー」其他宛トシテ式萬£ダケハ十一月中ニ使用ノ事ニ取極メ、

残り四萬五千鎊ガ十一月ニ不用ノ時ハ、其時ノ相場ヨリ来月 $\frac{1}{8}$ 下リニテ予約スルカ、又ハ全然放棄スルカ、当店ノ自由タルベシトノ諒解ヲ得タル事、十月廿九日發電御報申上如クニ御座候右式萬鎊モ強テ確約ノ要ハナカリシ立場ナレトモ、正金ヘ対スル義理合モ有之、今日ノ場合、倫敦廻リガ楽ニ成リタリトハ云ヘ、「タロー」ノ如キモノ迄モ急ニ外国銀行廻リトハ難致候事ハ、貴店ニテモ充分御諒解相成候事ト奉存候、從テ此交渉ニ対スル跡金ノ諒解モ松島氏ノ態度ノFairナリシ事モ認メラレ候

シドニー正金トシテハ如此ニシテ銀行ノ立場ヲ明カニシ、從テ相場モ可成ダケ得意先ニ有利ニシテ、追々倫敦為替ニ対抗シ得ル様ニスル方針ナリト承知シ、又斯クアルベキ筈ト筆者ハ期待シ居レトモ、未ダ聊カモ実現サレザルハ遺憾ニシテ、正金銀行ノ近来ノ輸出為替ハ實ニ貧弱ナルモノニ無相違、如何ナル考ヘニヤ、甚ダ以テ不可解ニ御座候  
最近松島氏ヨリ先物予約 $\frac{1}{8}$ 下リノ代リニ $\frac{1}{16}$ 下リニ更メ候旨申達有之候ヘトモ、此際此位ノ事ヲ態々電報申上ル価値ナク握リ潰シ候、若シ松島氏ニシテ先物 $\frac{1}{16}$ 位ノ讓歩ニテ何トカナランカナドノ考ヘニ候ハ、倫敦廻リ対抗ナド、ハ容易ニ言フベクシテ行ハレ難ク、前途遼遠ナルヲ憂ヘシメ候

此頃永井氏ヨリノ談ニテ、日毛ガ正金ノ反感ヲ買ヒ居ル模様ナル事ニ就テ、日毛幹部ハ不少苦

心シ居リ、日本ニテモ正金ニ弁明感情融和ニ努メ居リ、「シドニー」ニテモ宜シク松島氏ニ弁明スル様ニトノ永井氏ヘノ指図有之候由ニテ、之レガ可然松島氏ヘ弁明方守田ヘ依頼有之候、誠ニ虫ノヨキ依頼ニハ候ヘトモ、頼マレシ以上、筆者ハ可然松島氏ヘ取為シヲ約シオキ候ト同時ニ当店ノ如キモ正金ヘノ義理合ヒ上、日毛羊毛外ノ雜品ニテモ出来ルダケ正金ヲ経テ為替ヲ取組ミヲ致シ、時ニ犠牲ヲ供シテモ義理立テヲ致シ居ル次第ナリト永井氏ヘモ語りオキ候

ノ勢凄ジク可驚形勢ニ有之、加之英国政界安定ノタメ X rate ハ最近 \$ 4.59  $\frac{3}{4}$  ノ高率ヲ表シ候由、益々日濠相場下落財料ヲ加ヘ候ノミニテ、今日ノ T / T 売 1/7  $\frac{1}{16}$ 、30 days 買ハ 1/6  $\frac{3}{32}$  ノ低率ト相成リ候

「タロー」「オリーン」其他雜品ニ対シ、店内為替取極メ外正金ニテ取組ムベキモノ相当ニ有之、之レ等ニ対シ為替相場（注文当時）先約御指図ナク其俣ト相成リ居候モノ、相場變動危険ハ注文主持チナラント想像致サレ候ヘトモ、若シ如例売値邦貨極メナリシナランニハ、其損害甚大ナルヤニ案ジラレ候ヘトモ、真逆ニ如此御手落ハ無之事ト祈リ居リ候

〔欄外書込〕

最近入電ハ X rate \$ 4.62  $\frac{3}{4}$  ト相成リ居リ候

## Y S B 建相場

十月二日改定ノ結果、L/C相場ガ幾分有利ト相成候事ニ就テノ御高見拝承致候、此際於事實、此問題ガ障害ヲ来ストモ思ハレザリシタメ、其俣ニ致シ居リ候ヘトモ、今日ト相成候テハ尚更ラ詮議立テノ要モ無之候ニ付、今後必要ニ応ジ、適宜交渉ニ努メ可申ク候

## W T o p 倫敦為替

ニ対シ $\frac{1}{2}$ %割リ増シヲ要シ候諒解ナリシモ、其後一般金融状態變化ト共ニ当方ヨリモ交渉致シ、結局為替取組当時ノ相場ニ抛ル事ニ改メ候

一ヶ月分一万八千 $\text{£}$ ニテ約三千 $\text{£}$ ノ不足ト相成リ候事ニ就テ、貴方ヨリノ御照会ニ接シ候ヘトモ、他銀行取極メ額ヲ使用シ切レザル折柄、寧ロ「ナシヨナル」銀行分流用ノ事ト可致候

## 一部D/D

取組ミトナルヤモ難計、当方ノ都合御照会ニ預リ候ニ付キ、差支ナキ旨御返事申上オキ候ヘトモ、其場合L/C条項ノ変更ヲ要スル事勿論ニ御座候

D. C. L/C

発行後取消シ、又ハ他銀行へ振替へ候様ノ場合ニ銀行ノ side ハ如何相成候哉、御一報被下度候

右

仮決算副書一揃、今便同封申上候

以上

北村披見致候

大正十三（一九二四）年

二五三



第九二二号信 大正13年11月18日 吉野丸便

豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓、セント・アルバンス号は明後日入港予定ニ候得共、本船出帆切迫可致ニ付、前郵補充一筆相認申候

藤井重役  
如予定愈十四日三島丸にて御出発被遊候趣着電拝承致候、一路平安、来月十日頃御来着御待受申上候

サッター老人ニも御同乗之由、恰も本月十二日サッター子息来訪、老爺から帰濠の事着電在之、該電報持参相成候ニ付、其前既着貴電八日付之写参照致置候、種々御厄介ニ相成、同君より宜布御礼申上呉候様伝言在之候

航海中は病体危急の事ハ在之間敷も、何歟ニ就け藤井重役御心添の程奉恐察候

NYK割戻シ

御来示敬承、如何ニも八十萬円の金高二ハ充滿致し難く、如命歎息之至ニ御座候、日本毛織十二月積注文の19号一千俵、吉の丸積ニ変更方御願申上候得共、承諾不致趣困ツタ相手ニて閉口ニ御座候、来月も東京モス千俵、栗原・東京毛織・大坂毛織の一部、或ハ全部吉の丸積入届き候ハ、七十萬円ニハ相成可申、何卒其然らん事を祈居候

本件は世間極秘は勿論、文書の為取替無之二付、重役ニ於テ承認の義ニ候得共、例の勝山・小栗其他支店長等不穩の団結辞職、或は伊東社長以下重役ニ対する引退抗議等ニテ、万一重役等の辞職決行の暁ニハ秘密契約の履行如何、潜ニ御案事申居候、尤も金鞍・大河内等副長格の在任者ニ於て事情熟知の義と存候得共、結局如何落着致候ニ哉、新聞報ニテハ詳知致兼候条、為念御見舞申上候

人事

原幸二郎氏对牛黄輸入の件、先達御保護方御倚頼申上候処、既ニ業々御補助被下居候趣御高誼奉謝候、何分相手が相手ニ付相場変動の都度、御来電被下候事ハ不得止処ニ候得共、如本品少量の品物ニ対し一寸下落のトキハ忽チ買止メ、一寸上向キのトキハ忽チ多量買入の注文ハ此方

当局も甚々迷惑致候、十年一日の如く提唱致居候通り、惣て雜貨類の如きも大概ハ一ヶ年の平均ニテ損得ヲ勘定スル仕組ニアラサレハ纏リタル取引ハ無覺束存候

因記、本年クインスラント各肉会社 *Bye* の大部分、当店へ落札の事は全く信用状払底の余光と存候、但し此頃大分一般ニ積入多量ニ相成居候得共、先約の品ハ差支在之間敷も、先約外輸入の品ハ精々引キメ御売却在之度奉望致候

大澤銈三郎・松平乘尚等ホツ／＼營業致居候由、喰ふだけ儲けるニも中々骨の折れる事と存候得共、何卒成效を祈上候

関善八は不相更病氣不良の由、同情之至ニ御座候、併昨年長崎ニテ袂別已来、ハガキ一本も年始状も送り来らず、ノンキな男と存候

関楹次近況承知致候、時々乾血や骨粉肥料の御照会は多分同人關係と存居候処、御来示の模様ニては矢張硫安同様（S）との御引合と存候、夫ニしても久方振ニユカッスル屠殺所の骨血肥料百噸バ、マ丸輸出成立本懐ニ存候、多分（S）行と存候、跡も多少共御注文希望致候、SM Pハ産高も少数ニテ、近来ハ矢張割高の唱直と伝承致候

高浜老人は京都へ移住隠居仕事致居候由、先ハお仕舞と存候、若手の病人大竹仙松・萩原健次・中村四男也等の容体如何、速ニ快癒ニ赴キ候様乍蔭祈居候

於当店従前あまり病人無之、頗る平氣ニ候処、昨年来小池店員の早世、今回ハ亦タ中野駛郎肺炎加答児ニ罹り直ニ青山の療養院へ送り、目下静養中ニ御座候、委細は前便守田部長詳報の通り也

松木南米君令妹死去の由、御氣の毒ニ存候、兎角海外出稼キの身は親類故旧の不幸ニ際し、告別の機会ヲ失し候段遺憾ニ候得共、是も為国家貿易の犠牲とアキラメル外無御座候  
追て香典云々、筆者分貴方同役と同時に御贈り被下候由承知仕候

当店輸入部補員として渡辺某派遣方、富森部長提議賛成発電申上候間、不遠来着と存候、其上藤本・益田の内一人メルボルン支店へ転任の予想ニ御座候

当店会計部補員の件は、不日藤井重役御来濠の機ヲ以テ、重テ守田部長より其希望の点開陳可致候

## 日本浴巾会社

本年度上半季、則三月乃至八月末仮決算御詳報奉謝候、当局者常々不撓の尽力ニ不抱、需用額（此会社ニ対スル）不足、加之本年夏季旱魃ニテ水不足の為メ晒工場の利益も減縮し、織機工場も昨年の上半季ニ比し生産増加ニ不抱、棉糸高直ナリシ為メ利益ハ三步ノ二ニ減少の事、成行不得止処と存候

九月乃至昨年二月末下半季の成績も、如近頃棉糸高価ニテハ矢張原料高の製品安ニテ、此処工業家の厄年と奉存候、此方売場ニ於ては薄利ニテも精々注文獲得ニ尽力致居候間、兎ニ角工場の仕事たけハ継続為致度ものと希望罷在候

毎度の愚痴ニテ何の効能も無御座候得共、如何ニシテモ日本棉製品輸出の実を挙げんニは、輸出品の原料のみ特別扱ニ供給する様の規約成定不可能ニ哉？、工場法の実施も近き将来ニ逼り居、紡績会社の利益ニハ影響不尠義と推測被致候得共、棉織物輸出の奨励を実況スルニ非ラサレハ、自然棉糸生産過多ニ陥り不申哉、操短の如き人為の直段釣上げ策の如きハ、工業全体より見れハ甚不健全の方法ニシテ、敢テ国家百年の大計ニ非ラスと存候、過般日本棉花会社社重役楠本吉次郎君来濠中の話ニ、目下の米棉相場（印棉ハいつも米棉相場ニ支配サル）ニテ鐘紡廿手三百円ニ売ルレハ、会社ハ優々収益アル勘定也と承知致候、我等素人考ニても式百七十円位迄下落スレハ買時ナルベシト上伸シタル様記憶致候（昨年春ニハ二百円台破レの事モアリシナレ共）、按するニ紡績会社が直接ニ三百五十円ニモ七十円ニモ売出し居ニハアラスシテ、大坂

の棉糸問屋の買占買煽り歟乃至利喰サル、為メと存候、苦々敷次第二シテ、彼等投機者流の掌上ニ翻奔サレツ、アル原料ヲ以テ海外輸出、特ニ英国品ニハ税金ニ於テ5%乃至15%も不利の立場ニ在ル我棉織物工業家も氣の毒千万と同情難禁次第ニ御座候、将来の日本ハ如英国工業立国主義ナラサル可ラス、果シテ然ラハ生産過上の為メニ「ダンピング」的輸出ヲ敢テ為ス如キ場合ニ立到ラサルニ先チ、生産能率ヲ益増進し、安価の原料ヲ工業家ニ供給し、世界の市場ニ競争可能ナラシメサレハ、年々増加の人口ヲ消化スルノ途在之間敷（移民杯ハ別問題也）、棉紡会社の株主等ハあまりニ空手傍觀の俣欲張過キルと存候

何卒、国家の将来ヲ大觀して輸出貿易の實現發展ニ注意奨励サレン事の一日も速ナランヲ祈望致候、然ラサレハ日本貨幣の下落ヲ恢復スル事容易ナラスと被考候、此意見ハ眇なる我浴巾会社の如きのみニアラス、全般の日本工業品の原料安価提供の方法ヲ講究スル事ハ、今日の大急務ナルヲ切言致度所以ニ御座候、今日是ヲ称スルモ世間は馬耳東風ナルヘシ、而も何時歟、此議論の實現スルトキ来ルベシト確信致候

近來着電中、撰津十手の直段、鐘紡十六手と同格ニ相成居候、セツツはカネボウニ比し格落と伝承致居候処、品質改良の故ニ哉、或ハ亦タ他ニ理由アルニ哉、事情御詳報被下度願上候

以下十一月廿日認メ

貴信

101号藤井重役認十月廿一日付セント・アルバンス便ハ、本船ニ先チブリスベン廻リニて昨日午後二入手拝見致候、此他

御前部長特62号十月廿一日同船便、昨日午前到着、其他の部信拝見致候

松木南米出張員当店重役宛九月廿四日

〃 本店輸入部長宛 同 〃 第十二号ピクル通信 COPY 共

〃 〃 輸出部長宛九月十八日付第十八号

右今朝到達披見致候

貴店上半季仮決算

書類共御送付被下奉多謝候、先郵來着の御予算よりは好化致し、丹後丸保険金回収及サーベジ受取品代ヲ別ニシテ、尚六十九萬七千四百余円を計セラレ候趣御同慶申上候、尚詳細の項目ハ次便御説明可被下の由、謝シテ到達ヲ期待致候

但し書中一寸目ニ附き候点ハ南アマツカソンへ手切レ金として 800 御支払の事、経費ニ於テ在営店員給与金百廿円の少額迄明記サレ、且ツ十七項ニ区分の外、雜費トシテ九千式百余円

計上サレ、内地売買中 Top 屑損失千五百円弱ハ如何の性質ノモノニヤ？

又輸出益ニ於テ南米が濠州ヲ凌駕シ居候事、濠州為替尻換算十五萬二千余円ニ相成、且ツ利息差引の収入四十萬九千九百円余ヲ計上サレ、売買利益ニ比較シテ寧ロ多額ナル事、不動産収入二萬千八百余円ニ対し諸税経費が七千四百七十円計相掛り居候事等、何れ御説明ヲ得て判明可致義と存候

外ニ貸借対照表中、各得意先勘定の外、人名勘定トシテ十萬余円借方ニ相成候分ハ何人が責任者ニ哉？

ランサー君

藤井重役より同人行書面 copy 拝見致候、本人目下商用にてメルボルンへ出張中ニ御座候、帰店之上、該書拝見満足致候事と存候

羊毛市況

引続き旺盛の事ハ毎夕の発電にて御承知之通りニ御座候、全く可驚売行ニ御座候  
W Top 二十萬 offer の内、廿萬たけ84片にて東京モス行御売約被下候趣、片桐君未タWニ面会ヲ不得候得共、本日中午は接触、都合克約定行届き可申存候、残高は暫時猶予可致、其中ニ貴



方も他二買人御發見と存候、買方上手の河崎氏關係の日本毛糸へ栗原氏や青木氏よりも安直ニ御売込ハ甚不公平と被考候、今回も若し同社へ御売約の場合ハ是非同直ニ相願度奉希望致候東京モス五百俵、栗原氏の千五百俵御注文多謝、広戸部長必死尽力致居候間、十分有利ニ調弁為致可申候

右

北村生

取七三号信 大正13年11月20日 吉野丸便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

貴信

11月21日附藤井重役状のアルバンス便、昨十九日着拝誦致候

貴店仮決算

第拾期上半期書類入手致候、未ダ内容熟覧ノ機無之、且ツ次便御報告ニ預リ候説明書ニ依テ充分研究可致候

商店業蹟ノ良否ハ、上毛悪債今後ノ成行ニ依テ支配サル、モノ多キヲ遺憾ト致シ候ヘトモ、□  
近一般的不況時代ニ於テ丹後丸保険入金額ヲ除外シ、本期純益額六拾九萬七千余円ヲ計上スル  
ニ至リ候事、御同慶ノ次第二御座候

藤井重役

ニハ「サッター」老人同船、本月十四日三島丸ニテ貴地御発程相成候由貴電拝承、航路平安御安着ヲ祈リ上ゲ居リ候、三島丸帰航当地出帆ハ十二月廿七日ト相成リ居リ候ヘトモ、X mass 休日中ニ付キ、或ハ廿四日ニ切り上ゲ出帆ト相成候ヤモ難計代理店意向ニ御座候※、御留守中ハ殊ニ前田重役始メ幹部各位ノ御骨折リ一層ナルベキ儀ト御察申上候

〔※印欄外書込〕

但シ「ストライキ」ガ不幸ニシテ悪化致候ハゞ、別問題ニ御座候

永井日毛

出張員ハ其後郊外ノ下宿屋生活ニ移ラレ、日中ハ引続キ当店内ノ一室ヲ使用致シ居リ候ヘトモ、大永井氏ノ如ク注文ニ関シ口出シ致シ候等ノ権能ハ全然無之様ニ付キ、敢テ別ニ事務所ヲ借り入ル、程ノ必要モナキ立場ノ如クニシテ、大永井氏ト異リ、当店トシテモ別段邪魔ニモ相成リ不申候

NZ羊毛注文ト

日毛注文三口合計一千五百俵直ニ買附ケ着手、一月積条件附御指図ニ接シ、極力尽力仕リ候処、

金融

幸ニシテ同地ノ金融状態ハ濠洲内地ニ於ケルガ如ク究屈ナルモノニ非ルト Swift ノ熱心ナル尽力ニ依リ、船待中金融可能ト成リ、Swift ノ希望トシテハ Bank of NSW 扱ニアリシモ、同行ノ倫敦向為替ニ対スル態度ハ頗ル不得要領ニ付キ、結局 Bank of Austria ニ依頼シ、同意ヲ得申候、但シ日毛ノ指値ニテハ到底買入困難ノ市況ニ付キ、果シテ何程入用ト相成候ヤ、日毛ニテ値増シ諾否ニ依リ、漸ク見当相附キ候立場ナリシタメ、単ニ L / C 電送方願出オキ候処、取敢ヘズ式萬五千鎊御發送被下、適當ノ御取計ヒト奉存候、全部買整へ得バ約四萬五千鎊ヲ要スル予算ニシテ、銀行ニ対シテハ大体此程度ノ諒解ヲ得オキ候、今後ノ買附模様ニ依リ必要ニ応ジ、L / C 増発ノ事ト可相成候

為替相場ハ前報後變動無之、90 days  $3\frac{3}{4}\%$  (75/-%)、60 days  $3\frac{1}{4}\%$  ニシテ、濠洲ノ率ニ比シ 27/6% 有利ト相成候ニ付キ、NZヨリ倫敦向直接取組ハ「シドニー」ニテ取組ムヨリモ支払時機幾分早マリ候不便ハアルトモ、NZ取組ノ方明カニ有利ニ御座候間、日毛トシテハ大ニ歡迎相成候哉ニ奉存候

何卒都合克ク全部買整へ、後日ノ品質苦情モ起ラザル様祈リ居り候

日毛注文ト延積

金融

幸ニシテ東京モス第二回注文其他小口注文有之候ヘトモ、依然トシテ日毛注文ニ依テ漸ク市場列座ノ体面ヲ保チ居リ候様ナ極端ナル悲境ヲ続ケ居リ候事トテ、無理ナ御注文ナリトモ、何ト

カ繰リ廻シヲ附ケ、注文獲得ノ繼續ニ全力ヲ注ギ居リ候ヘトモ、之レ亦至大ノ難事ニシテ苦痛ヲ新ニ致シ居リ候

吉野丸積為替取組前ノ Bank of Austria ノ過振りハ六萬ポンドヲ越ユルニ至リ候タメ、銀行支配人ヨリ其過大ニシテ今後ハ全然如此自由ヲ与フル能ハズ、至当ナル期間式萬ポンド位ノ範圍デナケレバ困ルトノ宣言ヲ受ケ閉口致シ候、過去ニ対スル叱責乃至注意ハ敢テ意トスル程ノ事アラザレトモ、筆者ノ頭痛ノ種ハ今後ノ問題ニシテ、ブリスベンニテ今月初頭買附 Bond 一〇五〇俵約三五〇〇〇ポンドノ十二月末迄過振ルモノアリ、其上近々買附完了スベキ一千五百俵五万三千ポンドニシテ、一月迄繰延ベネバナラヌモノアリ、之レニ対シ Bushell 資金ハ十二月二日二八〇〇〇ポンド、十二月十七日二二〇〇〇ポンド入金ノ事ニ取極メアリ候ヘ共、全濠銀行ガ今日ニ於テ斯ク嚴格ト相成候様ニテハ、今後ノ遣リ繰如何可相成カト頗ル苦心罷在リ候

〔欄外書込〕

買附品全部支払ヒノ時ニ於テハ、一時的ナリトモ裕ニ拾萬ポンドヲ超過スル事ト可相成候

船待チ品前払貸越ハ全然銀行ガ当店ニ対スル信用上ノ取計ニシテ、当店ノ L/C ニテハ正金銀行ノ責任ナキハ明カニ有之、全濠銀行ガ嚴重ト相成候事ハ当然ニハ候ヘトモ、羊毛注文獲得ニ焦点ノ結果、無理ト知りツ、何トカ切り抜ケル外ナシトシテ引受ケ居リ候、当局筆者ノ罪ニ有

之、今後モ何トカ応救策ヲ講ジテ大過ナキヲ期スルノ外無御座候ヘトモ、是レ以上ノ遣リ繰リハ不可能ニ御座候

〔欄外書込〕

大倉・棉花・飯田ノ如キハ全然行キ詰リノ如クニシテ、無理ハ無御座候

Red Clause

代金前払貸越ノタメニハ必ズ Red Clause 附ナルヲ要シ、相当ノ多額トナルモノハ皆此条件附ナレバ、当店ノ L/C モ同様ノ要求有之候ヘトモ、可成従来通りニテ特別扱ヒヲ依頼致シ居リ候次第ニ御座候

D/C L/C ㊦ Red Clause 附トスル事ニ依テ、貴方ノ御都合如何ニ候ヤ詳ナラズ候ヘトモ、既ニ Without Recourse ノ D/C L/C ヲ発行致シクレ候以上、今日以上、多大ノ担保ヲ要シ候事モ無之モ、或ハ前貸金額ヲ制限ヲ加ヘラル、事トモ相成リ候ハンカトモ存候ヘトモ、何レニシテモ予メ御覚悟ヲ願ヒオクノ要アルベシト存ジ、此旨本日電報申上オキ候、而シテ今後、現在手持 L/C ニモ是非必要ニ迫リ候ハ、更ニ電報可申上候

当地正金銀行支店ニテモ Red Clause 同様ノ指図附 C Form ニアラザレバ前貸ニ応ゼザルヲ原則ト致シ居リ候ヨリシテモ、外国銀行ガ多額ノモノニ対シテハ同様ノモノヲ要求致シ候事当然

二御座候、尚ホ「ナシヨナル」銀行ハ、一週間限度ニテ一萬圓ヲ限り前貸シニ応ズル事ト相成リ居リ候ノミナルハ既報ノ如クニシテ、全濠銀行ノ如キハ多年ノ懇意関係ヨリシテ、此種ノ便宜ハ出来ルダケ勉強致シクレ居リ候事モ認メネバナラズ候

但、Red Clause 附ナレバトテ、長期ノ前貸ヲナスモノト諒解スレバ非常ノ間違ヒニシテ、前貸金高ノ範圍ガ拡張サル、迄ニシテ、其期間ハ買附後積出シ迄ノ普通期間ニ限ラル、事ハ動カザル処ニ候、此点御混同ナキ様願上候

羊毛仲買商ニ交渉シテ代金延払モ一案ニ候ヘトモ、Soft 成功ノ見込無御座候、如此状態ノ下ニ引続キ延積注文ノミヲ引受ケントスル事ハ乍遺憾不可能ニ有之、時勢ノ進化ヲ待チ、埋メ合セニ努力スルノ外無御座候

〔欄外書込〕

羊毛代金支払ハ買附後十四日目迄ノ余裕アレトモ、Split lot 多数ト相成候時、対人方ガ早ク支払ヒヲ希望セル時ハ、当店モ同時ニ支払ヒノ義務アルニツキ、必ズシモ十四日払ノ採算準備ナド、安心ハ出来不申候事モ変則注文ニ対シテハ一障害ニ候

日本相場ノ変動ニ連レ、当地モ続落ノ止ムナキ形勢ニ候ヘトモ、其間幾分手加減セルモノアリ、

九十日、四ヶ月払ノ如キ長期物ハ倫敦為替ニ比シ約 $1\frac{1}{2}\%$ 位ノ開キアレトモ、參着払ノ如キハ最小 $\frac{1}{2}\%$ 位ノ開キニ縮小サレ居ル様ニ推算致サレ候、但シ貴地ノ實際取引相場ナルモノガ、必ズシモ当方ニハ明カナラザルタメ、 $\frac{1}{6}\%$ ノ開キニテモ%ノ影響大トナレル此頃ノ場合、之レガ適確ナル対照不出来ニ候ヘトモ、Y S B シドニーノ建相場モ今一息ト云フ処ト存候

L/C ← Paper ノ  
開キ

ニ就テハ其後好機ニ於テ松島氏ニ意見ヲ開陳致シオキ候処、其後改良何レモ $\frac{1}{6}\%$ 開キト相成候事ハ電報申上候如クニシテ、30 days ニ対シテハ L/C ノ方一層有利ト相成候ヘトモ、90 days 4 m/s ニハ Paper Rate ノ方有利ト成リ、大体羊毛会社ノ御希望ニハ添ヒ得ル事ト存候  
同時ニ32分キザミ廃止ト成リシ事、頗ル氣持チヨク候

Y S B 予約

シタルモノニ限り、為替引受ケヲ保証スル事ニ決シタルハ既報ノ如クニ御座候処、行キ違ヒ貴會計部状84ニテ、羊毛以外タロー等小口ノモノハ従来通り成行相場ニテ差支ナキモノト御推断相成候事御尤ニシテ、原則トシテハ其額ノ大小ニ拘ラズト相成居候ヘトモ、事実特ニ一萬£位ノモノ迄故障アルベシトモ思ハレズ候、乍併「タロー」ノ如キモ金額ニ於テ中々輕視難致、又同品ノ如キハ概シテ邦貨ニテ売極メラレ候習慣ナルヤニ承知致候、若シ然ラバ成行相場ノ變動



二危険ヲ踏ムヨリモ、寧口商談成立当時ノ相場ニテ店內、又ハ銀行ニテ為替先約ヲ為シオクベキ筈ノモノト存ジラレ候ヘトモ、貴方實際ノ御立場ハ如何ニ候ヤ

御前部長ヨリ特62ヲ以テ御詳述被下候金融ニ関スル御来旨拝承致候ヘトモ、於大体行キ違ヒ上伸申上候如クニ御座候

會計部専門事項ハ依例ガントン君執筆會計部状ニ詳述致シ候

中野

〔療病良好ニツキ翻刻省略〕

羊毛シーズン延

長ト金融

決定次第電報申上候如ク、明年ノ競市ハ遂ニ六月迄延長サル、事ト相成候、其重ナル理由ハ小麦用資金衝突ノ時ニモ当リ候事トテ、金融ヲ円滑ナラシムルタメニシテ、未ダニ於大勢買気定マリ難キ日本需要家ニ対シテモ、頗ル好都合ナルヤニ奉存候

「シーズン」延長ハ其及ボス影響少カラズ、一部ニハ反對論強硬ナルニモ拘ラズ、斯ク決定ノ余義ナキニ至リ候事ハ、未ダ資金ノ流通決シテ意ノ如ク成ラザルモノナルヲ証シ候

Poolハ成立セルモ、各銀行トシテモ決シテ取扱額ノ増大ニ努メ居ルナドノ立場ニハ無御座候

〔欄外書込〕

セリ市延長ニ決定致候得共、今日ノ如キ好況ニテハ適當品ハ段々減少、實際モスリン原料用品ハ四月一杯ニ殆ント売仕舞ニ可相成哉ニ被考候

右

以上、北村披見致候

大正十三（一九二四）年

二七一

第九二三号信 大正13年12月7/10日 セント・アルバンス号便

豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

拝啓

貴信

藤井重役認筆者宛 T 15 十月三十日付ヒマラヤ丸便、十一月廿六日着

前田重役明責辞任書及明責事由詳説書 同 〃

藤井重役認重役部長宛 T 62 号 十月三十日付 同 〃

外二中井輸出部亀山輸入部員認付属書類 同 〃

御前輸入部長認特 63 号 十月三十日付 同 〃

松木南米出張員十月八日輸出部長宛十八号・会計部宛九号写、十二月一日着

以上拝見致候

藤井重役

本月二日木曜島着、同日出帆の入電在之候間、途中無事来ル十日当地安着予定ニ御座候、サツ  
ター老人も無事の趣添電在之、同家の為メ安心仕候

前田重役辞任

ニ関し御来示敬承、且ツ前田重役提出の明責辞任書及ヒ明責事由詳説書拝読致候、同君の赤心  
明瞭、而して詳細御記述の説明も同君御理解之通り一点の曲説無之、乍遺憾御同感に御座候、  
乍然当時ニ於ては最善の方法と解釈して林君の提案と成り、前田重役御賛成相成候次第ニして、  
今日の如き大悪債と可相成とハ何人も考へ及ハサリシ処ナル可シ、故ニ前田重役の御申出の弁  
償云々も責任ヲ明カニスル上ニハ御尤もの理由ニ候得共、若し前田重役ニ於テ励行被成下候場  
合、其当局者林重役、又病中ナリシ藤井重役ニ於ても従前よりの行掛り上、相当責任分担ヲ不  
免処と存候、於是乎、問題ハ重大且ツ難渋ニ可相成大ニ痛神罷在候、不日藤井君到着之上熟議  
可致候

輸入船積目録

ニ対し、逸々其荷受主を探見する事は、素より船会社已外の（K）ニ於ては殆ント不可能と存  
候得共、御前部長御来示の通り出来ルダケ御調査被下候ハ、結構ニ存候、之ハ単ニ海外在留者

の参考と相成候のみならず、貴店輸入部各員の大ニ参考資料と可相成筈ニ付、係員十分御鞭撻被成下度候

貴店下半収益予算

経費差引約三十六萬余円の純益とNYK勘定操入云々との件、未だ尚早と存候間、其俣拝聴ニ止メ申候

輸出為替資金

各銀行共通引受策成立、紙幣増発案通過以來、資金ハ大ニ緩和可致筈ニ候得共、各銀行ニ於ては可成自家資力の範圍ニ於て為替取扱高を制限するを原則とし、利足付の新紙幣は可成使用セヌ方針ニテ進行致し居候塩梅ニ付、為替引受額嚴重ニ監督致し居候為メ、放漫の貸出シハ敢テ承諾不致、頗ルギス／＼致居候、從て少額ツ、徐々引出しの方法ニテ守田部長無油断接觸致居候、幸ニ既報後、全濠ニテ十五萬圓、ナシヨナルニテ五萬圓引受呉候事と相成、本月四日發電の如くニ候、近日大坂モスリンの注文決定の御予電も在之候ニ付、臨機交渉為致、希くハ御引受注文高二対し、資金の不足ナキヲ期し可申候

何分金融梗塞の場合ニ付、貴方御得意先希望の如く二三ヶ月も買置キ支払融通ハ頗ル困難ニ御

座候、而もモスリン原料の如きハせり市出品制限、且ツ延長致居候ニ不係、矢張三月一杯位の  
季間ニ調弁の必要可在之見込ニ付、「来月積の品だけ今月中ニ買入、残高ハ毎月順操ニ買入レ  
ト申訳ニハ」相成間敷、茲処大ニ配慮致居候次第ニ御座候、夫ニ引替へ貴方係員ニ於ては少々  
無理な御注文も可成多量引受けの目的ニテ御尽力相成居候事と御察申上候得共、全く二ヶ月も  
三ヶ月迄も前貸ハ此方ニテ不可能の場合ニ付、強テ必要の場合ハ貴地ニテ倉庫預ケの上、御融  
通ヲ願ハサル可ラスと存候

正金銀行円建日本直接率は近来余程少差と相成候得共、尚外国銀行ロンドン廻しの有利ニ及ハ  
ス(約1%円の方高し)、旁大体の輸出品は皆ロンドン廻りと相成候為メ、正金当地支店の商  
売ハ非常ニ減少の事と存候、我等ハ多年の取引關係上、羊毛の一部は御得意ニ転嫁可能ナルヘ  
キモ、タロー其他の輸出品ニ対してハ全く犠牲の為替と相成居候事実、正金本店重役席ニ於て  
審ニ諒解し致呉ラレ候様時機ヲ見テ御説明置被下度候

(最近の差、二十日払0.45%、六十日払0.6%、九十日払0.65%高ニ接近致候)

New York X rate も英国政変後引続や好調、本日四日ニハ \$4.66 迄回復の入電在之、如此  
丁子ニテハ昨年二月の \$4.72 (一九一九年暴落已来の最高直)ニ接近スルモ近キニ在ルカ如  
し、夫ニ引替へ日本の円は \$38 以上ニ回復六ツケ敷様推察致し、為国家痛苦相感し申候

大坂モスリン

第一回壹萬五千俵近日發注、其内六七千俵ハ（K）へ下命被下候予定の由御尽力奉謝候、尚第二回の注文も可在之、且つモスリン相場一円十錢ニも相成候ハ、第三回の注文と相成候哉も難計、果して然らハ当店よりの貸売高も随分重畳可致勘定也

日本毛織会社ニ引替へ、あまり無理ナ申出ナキ此会社の注文ハ我等も夫レ相応ニ尽力致し、適當品有利調弁可致候得共、無暗の苦情ナキだけニ貸金の心配程度如何ニ候哉？、決シテ深入ハ出来不申、平常細心周密の注意肝要と存候、筆者ヲ以テ觀レハ東京モス青木社長の人格ニ比し、稲畑社長の人格ニハ疑問アリ、況ンヤ金原氏ニ於ては河原助太郎氏の如き悪辣ナラサル可キモ、貴方ニ所謂辣腕家としてハ相当世評アル人ニ候間、容易ニ尻尾ハ暴露致間敷も、而も東洋毛糸の併合、棉紡織の拡張、其他大分手ヲ広げ過ぎ居候様愚考致候間、マサカニ上毛同様の惨敗ニ陥ラサル迄モ、何歟不時の蹉跎ヲ生スル遠慮ナシトセス、御戒心置可被下候

以下十二月九日認

羊毛注文と為替難

昨朝着電ヲ以て

大坂モスリン千五百俵 type 31・32 指直「任せ」、一月積。

日本毛織壹千俵 〃 19、指直56ペンス、同

御尽力奉謝候、外ニ日毛同品二月積壹千俵注文予定ニ付御照会の処、前払金融不承諾の爲メ、二月積ハ目下御引受不可能ニ候、又タ中央毛糸試注文60584壹百俵、指直60片云々ハ直段不出合、目下60588の「コムバック」ニても六十三四片致居候折柄ニ付、問題外ニ御座候、其他小口X B 注文ハ部状より御返事可仕候

栗原氏既注文千五百俵の由、更ニ百俵（合計貳百俵）三島丸ニ積入希望の由承知仕候、過日ブリスバンニて百貳俵手数済ニ付、跡百俵は三島丸出帆前の当地定市ニて手配為致可申候

然る処、前記大坂モスリンは本季最初の注文ニ付少数ニも在之、何と歎都合致度、再三守田部長全濠銀行へ交渉致候得共、唯今の処、既約三十五萬£以上承諾不致（此外メルボルン及NZも在之）旁直ニ右注文御引受難相成、乍遺憾昨夕の發電と相成申候

但し三井ニても同条件ニて発注文相成居候趣ニ付、満更買入レ見合トモ難相成候ニ付、適當品少々宛手配為致居候事也、其内何と歎金融相付け度苦神中ニ御座候、ロンドン廻り為替率の騰貴、正金円建の引上げニテ日本直接為替の差、如前記1%以内ニ相成居候事故、此際十萬£計当地Y S B取組の事ニ御承諾被下問敷哉、御相談申上候たる次第也



日本毛織の19号千俵一月積、当地定市ニテ今月買入の事も先払金融相付き不申、且ツ其前の678&11の千三百俵の注文の為メ全濠銀行・ナシヨナル銀行予約の為替引受高にて手一杯\*ニ相成候為メ、遂ニ信用不足と相成申候、尤も三島丸出帆後ニハ目下過振ニ相成居候金高決済可致ニ付、新規信用の相談ニも応し呉と可申候予想ニ付一月定市ニテ買入レ、直ニ一月積の事ナラハ差支無之筈ニ御座候、又二月積注文も二月定市ニテ買入レ、直ニ積入条件ナラハ是も何と歟融通可能と存候、何分ニも六七週間も先払の事ヲ銀行承諾不致点が今日の難問題ニ御座候

〔\*印欄外書込〕

ブリスバン買入東京モス其他三千四百俵計ニ上り候ニ付

右日毛千三百俵の注文も指直六十五片平均ハ到底買入不可能と存候ニ付、ブリスバン出張中の広戸部長トモ電信ニテ相談之上、指直引上げ及メルボルン宛注文ヲシドニーへ振替への事、御倚頼の打電と相成候得共、今以て何等貴電不接候、然ルニ前周のアドレード定市はボウモント予想ニ反し出品並格、且ツ同地産品が如例60/4、60/66等太もののみ混雑致シ候折柄、ヨークシャー買入手扣への影響ニ哉、5%下押(細ものハVery firm也)の為メ、取合せ三百十五俵65ペンス平均ニテ買入タの入電ニテ一寸面喰ヒ申候、於貴方も加古川ニ対し69片迄直増交渉中

ニ突然先方指直ニテ三百十五俵買入済の報告ハ、頗ル具合悪シカリシ義と遥ニ御察申候

元来メルボルン・アドレード宛の注文は Sator 口仙の關係上、常ニ指直ハシドニー・ブリスバン宛ニ比し一片安の原則の由、小永井君より伝聞致候、果シテ然ラハ常々当地ニ比シ、メルボルの相場割安の場合の外は無理ナ注文ニ御座候、旁此千三百俵は指直増加無之以上ハ、寧ロ買入レ不出来ナルモ苦勞セサリシ処ニ御座候、併メルボルンの注文アラハ当地より店員派遣、直接ニ直入為致候様加古川へ申込ミたる言責も在之候ニ付、アドレードニテ三百俵余買入タルモ、メルボルンニテも同様買入可能の否哉不明ニ候得共、ブリスバンより帰店の広戸部長と協議之上、其翌日急遽同人ヲメルボルンへ出張為致候

先是右千三百俵為替引受の事、ボウモントより直接銀行へ懇談為致候得共、本日迄尚承諾ヲ得ず、従て若し買入可能トスレハ、アドレードの三百余俵と共に当地ニテ既約信用の内より割愛スル外手段無之、甚以て困憊の処ニ御座候

欧州大戦以前の相場の如きは、到底遠き将来迄再現致すべき夢想も無之、大正八九年の狂騰ハ例外として、其後落付きたる高価の羊毛も忒百五十萬円の資金を以て忒萬俵ヲ買入得たるニ、昨今ハ其倍加五百萬円ヲ要する事と相成、加之正金円為替不利の為メ数年来取引減少、僅ニ濠州内地の当坐出入取引ノミナリシ外国銀行の引受けを強要せられ候為メ、事面倒と相成候義は

今更申迄も無之、而も濠州各銀行ニ於て余裕サヘアラハ左程苦勞ハ無之処ナルモ、近年ロンドンニ資金偏集して内地の融通梗塞シ、政府の保護的干涉ヲ以テシテモ、尚未た緩和するニ到らす、之レニ反し羊毛相場益暴騰ヲ続け、単ニ需給の關係よりすれハ、急劇暴落の危険ハ無之様確信致候得共、何分ニもあまりニ騰貴致居候原料ニ付、何歟不時の变化ヲ生スル時は意想外の下落ナキヲ保セス、是等の杞憂が銀行家ヲ使テ自家の資力以外ニ政府の利付新紙幣ヲ借出シテ迄も為替引受ヲ敢テセサルニ非ラスヤと被考候、尤も羊毛と小麦の輸出が同時ニ二三ヶ月ニ輻輳致候為メ、銀行の手元も余裕稀薄と相成候所以と存候、尤も昨年来、英国よりの輸入も漸次増進致し居候間、近き将来ニハ金塊輸出解禁ナキモ、為替の出合等常々回復可致も、顧ルニ茲処六七ヶ月の間が最も苦敷立場と奉存候

〔欄外書込〕

上毛貸金事件の世間ニ流布已来何レヨリ洩レタルニヤ、時事新報其他の新聞紙ニ屢記載致候通りニ僅々 $1\frac{1}{2}\%$ の手数料ニテ数千萬円の金融迄引受の事、全く不引合此上ナキ商売ニ御座候

御願

毎年前田重役より御恵投被成下候灘の名酒壺樽、東京の矢野正躬老人へ本年も御送呈被成下候

## 羊毛市況

哉ニ存候得共、前田君御引退中ニ付、貴店會計部ニテ失念相成居候哉も難計、若し未出ナラハ至急御送呈被下度御願申上候、此翁存命中は年中行事トシテ、毎年末ニ貴店より御呈送被下度訳テ御倚頼申上候

各市場共細物ハ不相更活澁ニ高直ニ売行キ、去月廿八日デロンニテ Fleece 五十三片四分の一、Belles ニテモ四十片四分の一のレコードヲ拵へ居候処、本日当地ウインスカムカーソンニ於ル Y...ss 産 80s warp 五十一片四分の一ニテ米国行ニ売却サレ、So far 本年当地のレコードニ御座候、其他四十五片乃至五十片半位迄数十点売行キ申候、全く faulty、テンダー、Dusty、或は very Bury 等故障付品の外は殆ント引込品なく即売ニ御座候、加之大体ニ於て発育良好ニ付、Faulty の品豊富ナラス候間、仏国向極下等の品も割高ニ相成居候事、再三御報告申上候如くニ御座候

目下、棧橋人足ストライキも在之（全部ニアラサルモ）、羊毛積取の各汽船会社は大分迷惑致居候仕合ニ付、一ヶ月も二ヶ月も先積宛ニ買入居候輸出商無之、十四日の支払期限内ニ積出し勵行、遅くも三四週間以内ニは輸出サレ、其都度為替取組ミ濟ニ付、夫等の得意ニは各銀行ニテも先操信用状引受居候為メ、毎週のセリ市も些少の弛緩ナク売行居候次第ニシテ、自ラ信用状モ発行シ能ハサル日本の各毛織会社の気候の注文の為メニ、羊毛商トシテハ比較的少額の為

替資金ニ窮乏致居候我等はミジメな者ニ御座候

唯今の市勢にては本月十八日迄格別の下押なく、相場維持可致は勿論、来年一月十二日の開市後も大なる下落ハ在之間敷被考候、併兼て上伸之通り各買入連中一通り注文行渡り候節、臨時ニ競争中ダルミ可在之も難計、其際適當品拾ヒ買集メ候ハ、割安品手ニ入可申哉と存候、栗原氏の注文宛ハ専ラ是等ヲ以て調弁シテ差上度精神ニ御座候、尤も先払の金融都合出来候得は他の得意の注文ニ対しても時間の許ス限りハ落付テ買入為致度、広戸部長共相談致居候事ニ御座候

今宵メルボルン広戸出張員の電話ニ由レハ市況手堅く、日毛注文千三百俵口指直65ペンス平均ニテハ迎も買入不可能、是非入用ナラハ69ペンス平均迄直増必要の由、旁此分一時中受けトシテ折角出張中ニ付、大坂モス31、32二口のTypes若干買進ハ、B氏跡手配の参考ニ供し置キ度希望と相談在之候間、賛成致し置候

右

北村生

〔欄外書込〕

二伸、藤井重役は三島丸明日正午前入着の予定は四時〇〇より通告在之候、草々不一

大正十三（一九二四）年

取七四号信 大正13年12月9日 セント・アルバンス号便

豪社守田治平↓神戸及東京取締役及部長

拝啓

貴信  
1924号十月三十日附藤井重役状ヒマラヤ丸便、十一月廿六日入手拝誦致候

藤井重役  
明十日早朝、三島丸ニテ御来着ノ筈ニ御座候

延積羊毛金融連  
ト相成リ、殊ニ昨八日入電大坂モス及日毛一月積合注文ヲ如何ニ遣リ繰リスベキカニ就テ、日  
続益々困難  
夜種々ノ方法研究ニ没頭中ニシテ、本船郵便締切りモ切迫致候ヘトモ、充分執筆ノ余裕無之、

時間ノ許ス限り現状説明可申上候

但シ近来ハ金融ニ関スル弊電屢々長文ニ過グルノ嫌ナキニ非ズ候ヘトモ、可成ダケ貴方ノ実状ヲ巨細御諒解願ヒオキ候必要切ナルヲ感ジ候タメ、充分ニ電報申上居候次第ニ有之、從テ刻々当方ノ立場ハ御諒解ノ上、注文獲得及銀行交渉等ニ就テモ可然御行動被下候事ト奉存候

羊毛代金前貸ハ大概ノ事ナレバ、全濠銀行当地支配人ノ取計ヒニテ觀過シクレ居リタルモ、近来ノ如ク多額ノ貸越シガ其俣ト成リ居ルハ甚ダ不都合也トノ叱リヲ受ケ、今後ハRC是非必要ニシテ、然ラザレバ全然前貸ニ応ジ難シト頗ル嚴重ニ相成リ候ニ付キ、十一月廿六日發電L/C残高二対シ、又ハ拾萬£限度トシテ Standing *· · ·* ionty トスルカ、何レトモ貴方ノ御都合ニ任セ候処、正金ノ都合モアリ、結局 L/C残高二対シ Red Clause 御指図ニ預リ好都合ニ御座候但シ此附加条件ハ一時的の貸越ニ要スルタメニシテ、之レアルガタメニ長期貸越モ自由ト相成候カノ如ク誤解ヲ招カレテハ一大事ニ附キ、其然ル意味ニ非ル事ヲ加電シ、同時ニ銀行ガL/Cヲ引受ケルハ其有効期間内ニ於テ支払ヒ後、直積ノ意味ナル事ノ念ヲ押サレ候事モ御報申上オキ候

外国人買附羊毛ハ総テ直ニ積出サル、習慣ニシテ、而カモ船腹相当豊富ナルタメ、長期銀行ヨリ借越トナル例ハ頗ル稀ニシテ、其原則ニ依テ計画ヲ建テ居リ候銀行トシテハ、当店ノ如キハ異例トシテ八釜シク申サレ候事ハ已ニ御報申上オキ候如クニ御座候ヘトモ、日本行船腹不充



其他種々異リタル事情アル事ヲ説明シ、当地支配人年来ノ懇意上八釜敷ハ申ナガラモ、出来ル  
ダケ寛大ニ取扱ヒクレ候タメ、漸クニシテ其後モ来月積手配差支ナキ（或範圍内）諒解ヲ得、  
市場ニ活躍ヲ続ケ、先週ブリスベン・セールニ於テハ適當品有利買附ケノ機逸スベカラズトシ  
テ奮進約三千四百俵ヲ買占メ、同週最高買附者ノ第二二位スルノ勢ヲ得タル程ナリシガ、是レ  
ガ支払時期ニ於テハ、夫レダケ急ニ銀行借越高ガ増加致候次第ニ候

如此巨額ノ買附ヲ致候ニモ拘ラズ、本月積ハ頗ル僅少ニシテ而カモ三島丸積ハ「ブリスベン」  
積荷大部分ヲ占メルタメ、「ブリスベン」買附品支払済ナル本月二十一日ニ於ケル「Brookオー  
スラシア」ノ借越額ハ約二十七萬£トナリ、其内約拾五萬£ハ一月ニ入り、月末丹後丸発迄停  
滯スル目下ノ予算ニ御座候

是レニテモ「ナシヨナル」銀行ヘ特ニ懇願シ、一部倉庫預リ証ヲ提供シテ、早くヨリ前払ノ同  
意ヲ得、又例ノブシエル資金四萬七千余£ヲ利用スル事ニ依テ、前記額ニテ「オーストラシア」  
ノ残高ヲ可成軽減致シ居ルモノニ候

Bank of Austria シ新L/C引受不承諾ナリシモ、再三総務部ヘ説キ付ケ、漸ク十二、一月用  
拾五萬£ヲ得、又「ナシヨナル」銀行ハ余力ナキノミナラズ、正金銀行L/Cニテハ今後取引  
不出来トノ態度ナリシガ、

（Y S Bノ態度ニ対シ感情ヲ害シタル事アルガ如キニツキ、夫レ等ハ全く誤解ナルベシト  
筆者モ仲介説明モ致候ヘトモ、矢張り同行ノ取引先タル外国銀行（チャータード其他）

ノL/C本位ト致度キ方針ナルガ如シ)

幸ヒ副支配人(事實上支配人)ニハ「ガントン」君頗ル懇意ニ折衝致シ居リ候タメ、種々交渉ノ結果、漸ク十二月用二萬五千£、一月上旬用二萬五千£ヲ得候ヘトモ、其後ノ形勢ヨリシテモ十二月ニ二五〇〇〇£ヲ使ヒ切ル事不可能(「オーストラシア」取組額ヲ減ズル事ハ出来ザルニツキ)ニツキ、重テ交渉ノ上、全部五萬£壹月上旬用ニ延長ニ同意ヲ得ハ、漸ク此全部ヲ活用シ得ル事ト相成リ候

ナシヨナル銀行ハ so far 都合ヨク Red Clause ナシニ臨機相当ノ前払ノ同意ヲ得居候ヘトモ、「オーストラシア」ハ如前記実状ニ付キ、十一月廿六日發電當時トモ大ニ其立場ヲ異ニ致シ、新L/C十五萬£ニ対スルR/C条件附願上候処、意外ニモ正金ノ同意ヲ得ラレズ、漸クニシテ拾萬£ヲ限度トシ、新L/C及今後發行ノ分ヲ通ジテ条件附加ノ事ニ承諾シ、今年内ニハ是レ以上不出来ノ由頗ル当惑致候

貴電聊カ不明瞭ニ候ヘトモ、十一月三日發L/C残高約十四萬£及新L/C十五萬£ノ内拾萬£、合計約二十四萬£ガ Red Clause 附ト成ルモノト解シ候

目下ノ採算ニテハ此金額ニテ越年シ得ル積リニ御座候ヘトモ、拾五萬£全額R/C附ノ諒解ニテ銀行トモ談シオキ候場合、拾萬£ノミニ制限サレ候事ハ、銀行ニ対スル信用上ニモ影響甚大ナルハ御想像ニ難カラザル儀ニ有之候ニ付キ、特ニ重テノ御尽力ヲ願出オキ候次第ニ御座候

明年ト相成リ Red Clause 額減少致候ハ、自然跡増額同意致シクレ候事ト存候ヘトモ、若シ正金ノ態度変ラズシテ拾萬乃至拾五萬£位ニ制限致サレ候様ニテハ、愈々以テ金融ノ自由ヲ制限サレ、羊毛注文手配モ如意ナラザルニ至ル可キヲ案ジラレ申候

〔欄外書込〕

NZ羊毛ニ対シテモ遂ニ合計八萬£ノ巨額ト成リ、銀行モ躊躇致候ヘトモ、特ニ押シ付ケ候次第ニシテ、此分 Red Clause ナシニ付大便利ヲ得居リ候事、貴方ニテモ御心附キト存候

一月積既買附品ノ相当多額ガ同月末迄片附カザル事ト相成候ハ、自然一月買附余力ヲ極度ニ制限致サレ候事、今ヨリ明カニ候間、既買附品残部ヲ一月上旬發富浦丸積ニ御讓歩被下度、特ニ御尽力願出オキ候

倫敦金融先行樂  
觀ヲ許サ、ル事

ハ十二月四日發電ニテモ申上オキ候如クニシテ、Poolモ未ダ試験時代ニアルガ如キモ、各銀行ノ立場ハ案外最初ノ予期ニ反スルモノ少カラザル如ク、常ニ用心シツ、行動致シ居リ、引受限度モ案外嚴重ト相成候事ハ、我等ハ勿論、銀行当事者ニテモ寧ロ意外ト致シ居ル有様ニ御座

候、勿論資金流通ノ行キ詰リトナルガ如キ恐レハ無御座候ヘトモ、当店ノ如ク長期金融ヲ要スル者ハ多大ノ不便ヲ免レザルノ覚悟ヲ要シ候

他行ノ態度ヲモ探ルベク、Australian Bank of Commerce ヲ試ミタレトモ、同行ノ如キモ手一杯ニシテ、今ハ全然商談ニ応ジ得ズト断ラレ申候

日毛注文678&11メリノ千三百俵口ニ対シテハ、是非共「ボーモント」ヨリ銀行ノ承諾ヲ得サシメント努力シタレトモ、遂ニ拒絶ノ悲運ニ陥リ申候、同時ニ後日ノ成功ヲ望ミシテ買附ナドハ全然ナスベカラズト駄目ヲ押サレタル由、誠ニ手巖シク御座候

従テ此千三百俵全部ヲ買附ケントスレバ、約六万五千乃至七万£ハ「シドニー」ニテ金融ノ外無御座候

「北村寅之助による欄外書込」

不成効ノ原因ノBの銀行が矢張「アジア」ナリシ為メ、貴地の分ト二重ニナル勘定より不承諾ト成リシニアラス哉ト推測致サレ候

而シテ目下ノ立場ハ如左（倫敦廻リ当店名義取組ノモノ、ミニテ）

L/C有効残高合計約四拾萬£アルニ対シ、倫敦廻リ条件附羊毛及 P.P. Top ノミニテ

十二月積一二四〇〇〇£

一月積二九一〇〇〇£ 合計四一五〇〇〇£

ニシテ、既ニ約一五〇〇〇£ノ不足ト相成候

(P.P.Top)ハ後日又供給者金融交渉ノ考ナレトモ、Redクローズ問題モアリ、目下見送  
リ中)

依テ昨八日着大坂モス一五〇〇俵、日毛一〇〇〇俵新注文ニ対スル金融余力ナキ最モ苦境ニ御座候、日毛ニ対シテハ他商ノ大部分ハ金融不可能ナリシ時ニ於テモ、比較的満足ニ今日ニ及ビ候事トテ、悪行夫レ以上不如意ナリトシテ、一部手配不出来ト相成候共、敢テ恥シカラズト存候ヘトモ、大坂モス注文ハ相当買附手配致度ク、或ハ「メルボルン」注文一三〇〇俵口ヲ減ジ、他注作品ニ宛テンカナド種々考究中ニシテ、既ニ或程度迄ノ金融危険ヲ冒シテ弗々買進ミ居リ候次第ニシテ、丈ヶ夫レ丈ヶ今後ノ金融関係苦勞ヲ増大スル意味ニ候ヘトモ、或程度迄ハ止ムヲ得ザルベキ覚悟ヲ以テ最善ニ努メ居候

### Y S B 資金使用案

Y S B 直接為替相場ト倫敦廻リノ比較ハ、最近貴電T/Tロンドン売相場ヨリ起算シテ約½%ニ減縮致サレ居リ候時ニモ有之、松島氏ト交渉ノ結果、本月買附一月積拾萬£迄ノ範囲ナレバ引受テモ宜シトノ諒解ヲ得申候、是レ以上ノ金額ハ困難ノ由ニ候

但シ既報ノ如ク、金額予約時期ニ於テ為替相場約束ハ必要条件ニシテ、一月積ナレバ矢張り其時ノ相場ヨリ $\frac{1}{16}$ ペンズ下リニシテ貫ハネバナラヌ、何分此頃ノ相場ハギリ $\searrow$ ナレバ也トノ説明ニ候、而シテ貸越利息ハ来ル十五日ヨリ $6\frac{1}{2}\%$ (従来 $7\%$ )ト改メ候

日毛ハ依然為替相場見越シノタメ円為替不承知ナルベキモ、大坂モスノ如キガ此際右ノ条件ニテ日本為替ヲ承引致シクレ候ハ、頗ル好都合ニシテ、然ラザレバ注文引受ケ不可能ノ立場ニ附キ、昨八日夜發電、必死ノ御尽力ヲ願出候次第ニシテ、明朝ニモ吉報ニ接シ候様祈リ居リ候

三井・三菱ノ如キハ各彼等ノ銀行勢力ヲ利用シ、倫敦乃至日本ヨリ当地ノ銀行ヘ対シ、或程度迄L/C引受ケヲ押シ付ケ来ルノ方法モ講ジ居リ候如ク洩レ聞キ申候、乍遺憾其方法ニ於テハ当店ノ力及バザル処ニ候ヘトモ、S&F 当店ハ此両者ニ比シ敢テ遜色ナキ実状ト存候

右

以上、北村披見致候

第九二四号信 大正13年12月26日 三島丸便

豪社北村寅之助↓神戸及東京取締役

藤井重役ニ托す

拝啓

貴信

林東京支長認十月廿九日付筆者宛、上毛悪債ニ関スル報告、十二月十日着

〃 〃 十一月十四日 〃 〃 前田重役引責辞職ニ付感想、〃 同

〃 〃 十一月十七日 〃 〃 藤井重役宛イイスタン便、十二月廿二日着

藤井重役認十一月十三日付筆者宛、T16号三島丸便、十二月十日着

〃 〃 〃 〃 重役部長宛193号 〃 〃

林重役認 十一月廿九日付 〃 〃 194号マドラス丸便、〃 廿二日着

御前輸入部長認十一月十八日付特64号イイスタン号便、十二月廿日着

〃 〃 十一月廿九日 〃 〃 65号マドラス丸便、十二月廿二日着

右逸々拝誦致候

前田重役引責辭  
職ニ就て

去ル十月廿五日付明責辭任書及明責事由詳説書三葉、此元同封返上仕候間、御查收被下度候、右書面ヲ以て御解説相成候前田君御趣旨、至極明漸なる点前号を以て御受申上置候、而も此重大問題の為メニ態々御出張被成下候藤井重役ハ、本月十日正午前無事安着、爾来此方部長席店員等と共に再三協議致し、貴方の御意見の存する処、又夕藤井重役御認T15号及T16中「上毛悪債ニ対スル責任ニ付テ」林東京支店長より筆者宛十月廿九日付及十一月十四日付同事件ニ就ての御解説等篤と拝見致シ熟考を重不候得共、数ヶ月前、前田君辭職及賠償責任ニ付、仄ニ貴意の在る処を御洩示相成候際、既ニ御返辭申上候通、筆者の意見ハ変更難致、依之藤井貴店重役及当店重役部長等へ懇々協商、小生の意見ニ御同意を得タル次第ニ御座候

按するニ前田重役ハ商店之未來ニ深く遠慮する所有りて、万一ニも上毛悪債の如き大事件を醸したる場合ニハ其責任者は無ニ言自決し、辭任ハ勿論、事情ニ由りては本人資力の許す範圍ニ於て相当の賠償も敢テ辭すべからずとの先例を残し置かん御考案なる哉も難計候得共、又先輩者としては詢ニ親切なる御考ニして大ニ理由の存する処と奉存候得共、若し悪債を生したる時は自家の位置を犠牲ニせざる可からざるのみならず、幾分の弁金負担を要するを顧慮する時は



人情兎角消極的引込思案と相成、店員又は重役等の進取的勇氣を挫折せしむる障害を生し不申哉？、又其反対ニ弁金と辭職を賭して店規違反の取引を断行する者を生し不申哉？、疑問なき能ハすと存候

蓋し責任觀念と申す事ハ近来の流行語にて、政党政治家と歟、公共事業会社と歟ならば相當の継続者も可在之、内閣の変更、重役・社長等の変更あるも、其事業ニ敢テ忽チ不便も生し間敷候得共、私立の会社ニして一種特有の組織より成立せる我（K）の如きは、其当局ニ於て其責任感の重要なるは勿論ニ候得共、而も今回の上毛事件ニ於ける前田重役の執られたる方針以上の回収策は、何人と雖とも殆ント不可抗力ニ近カ、リシ処ナル可ク、夫レハ自家の正直ニシテ誠意ヲ以テ対談スルニ相手方ハ權謀述數と申程の深き詭策ハナカリシナランモ、何分ニも実業上の誠心ナク、相場師上りの連中乃至は会社ゴロ付キの寄合ニテ、遂ニ極端ナル窮地ニ惨敗シタルモノト被考候、今後の整理如何？、我等の債權も十ヶ年後ニ果シテ収金実行如何も疑問ニ候得共、夫カ為メニ前田重役の引責辭職、又奨励会規約ニ由ル持株処分讓受勘定ニ於テ可然手心云々の御申出ハ、あまりニ遠慮ニ過クル様確信仕候

而て其責任者としてハ其当局林東支店長又病中ナリシとハ申せ、其以前よりの關係上、藤井重役ニ於て其責ニ任スヘキ最も重き義務あり、加之其相談ニ預りし貴方輸入部長・會計部長ニ於ても相當余波を蒙るべき筈と存候、而も其責任論ニ重きを措き居候ては、今後の事業ニも影響する処可在之旁、商売上の災厄ナリシトシテ諦メル外無之哉ニ奉存候

筆者の考定、或は前田重役の御趣旨ニ反する哉も難計候得共、貴方重役・部長ニ於ても同感ニ在之、貴方重役・部長ニ於ても同御意見と承知仕候ニ就ては前田重役の御意見ニ反し、甚々御氣の毒ニ候得共、別紙返上の「明責辞任書及詳説書」ハ一旦御撤回被成下度、此段前田重役へ筆者より御願申上候

前田君ハ明治三十三年（K）の基礎未定ラサル微力時代ニ入店サレ、其後廿幾年間円満無事勤務継続セラレ、定款ニ由ル年限年令ニ達セラレサル尚八九年ニ係らず、無危憚直言スレハ今ヤ所謂男子最盛期ニ居られ、大ニ（K）の為メニ努力ヲ願ハサル可カラサル年齢ナルモ、御所感ありて既ニ大正九年ニ於て近き未来ニ辞任希望の御提議あり、昨年筆者帰朝中、定期総会の席上、再ヒ同案ヲ裏書セラレタルニ係らず、強テ今一期勝手勤メと申す変則条件ニテ御留任ヲ希望し、漸く御承諾ヲ得テ稍安心致候折柄、未曾有の大天災ニ際会し、引続き藤井重役大患の不辛ニ遭遇の為メ御静養の寸暇モナク、却テ病後の体軀ヲ押シテ店務ヲ監視被下候、其中途ニ於て上毛事件の発生ヲ見タルハ全く天災同様と存候、前田君は其辞任前、終尾の美果ヲ汚サレタルカ如く御考へ被成候哉も難計候得共、天運ハ如何共致方無之、時の成行ニ付何卒御絶念被下度候

然シ明責辞任書撤回の俣ニては御心持も相済申間敷、深く御同情申上候、則チ上毛悪債責任問題は如前記一旦御放棄之上、単ニ円満退職として其機会を明年二月故店長十三回法忌無滞執行後ニ御実行被成下候ては如何ニ御座候哉

然る時は前田君多年御私淑相成候故人ニ対しても恵心御満足なるべく、住吉未亡人ニ対しても牽テハ世間ニ対しても何等介意スヘクモナク、我店員一般ニ於ても大ニ安堵の思可致候

第二、前田重役は私財を以て弁償スルノ意味ニアラス、前田名義の持株ニ対し引退之砌、其代価詮議ニ付、幾分ニテモ調節削減アラハ自家の責任の一端ヲ果シタルヲ覚ヘテ幾分の心ヲ安ンスルニ足ル云々の御説明敬読、其誠意誠神の存スル処深く鄭重致候、而も持株評価の節、債権回収上の責任トシテ正当の行為ニ対し、是ヲ実行する事ハ藤井君指摘の通り奨励会規約違背と相成候廉も在之候間、之レハ調節セサル事と致候、其替りニ明年四五月の頃、決算期ニ達セサル以前、則チ故店長十三年法忌後無程御引退被下候事ニして勘定相成候ハ、期末ニ於ける積立金勘定及配当等の差ニ於テ八九萬円の相異可在之様被考候間、夫だけを商店ニ頂戴する事ニ致度存候、如此ナル時ハ聊前田君の意ヲ安セラル、ニ資スヘク、且つ自然奨励会ニ寄付金も増加スル次第ニ御座候間、宜布御同意被下度願上候、前田君二のみ出金セシムルと申事ハ筆者甚タ不本意ニ候得共、幾分ナリトモ前田君提案ニ同意スル上ニ於て考定シタル次第、不悪御諒解被成下度候

第二紀年事業

上毛悪債の影響一旦延期と相成候件ニ候得共、十一月十三日付林重役御書面の趣旨ヲ再考し、元来小生は不急論者ニ候得共、恰も故店祖十三年法忌と前田重役引退前ニ東京高等商業学校、或は商科大学へ寄付申込ミ実行の事は前田君兼て御目論見の素志も貫徹し、聊御慰安の資とも可相成、幸ニ如命一旦切捨タル丹後丸保険金五十萬円近くの収金も在之候間、数ヶ年賦ニテ寄付の事賛成仕候、当地各重役・部長も同意ニ付、過日既ニ林重役へ打電仕候事也

尚申上度義沢山ニ候得共、藤井君本船ニテ予定之通り帰朝ニ付、委曲御伝聞被下度候、余事讓次便候、不具

北村生



日豪間通信 大正期シドニー来状 第VII卷 兼松資料叢書(大正編) 7

平成25年3月25日 印刷  
平成25年3月25日 発行

(非売品)

編 著 神戸大学経済経営研究所

発行所 神戸市灘区六甲台町2-1

神戸大学経済経営研究所

印 刷 神戸市兵庫区西柳原町3-29

岸本出版印刷

